

【資料4】

第5次 鞍手町行財政改革プラン

平成23年度～平成27年度

鞍 手 町

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	1		主管課	政策推進課		その他担当課	全庁								
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）					●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	住民と行政の協働					「鞍手町個性ある地域づくり推進計画」に基づく協働のまちづくり推進体制の構築									
直接的な目標	協働体制の構築					(現在までの累積効果額) 0千円									
具体的改革項目	協働のまちづくり推進体制の確立					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）									
						「鞍手町個性ある地域づくり推進計画」策定									
実施概要	<p>住民と行政が一体となった協働のまちづくりを目指し、これを推進するため、協働推進体制を確立するとともに、住民参画による実効性をもった基本計画を策定する。住民主体のまちづくりと地域コミュニティの活性化を促進し、自分たちが暮らす鞍手町という地域を、力を合わせて自主的に住みよいまちにしていく地域社会を目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■26年度 <ul style="list-style-type: none"> ①「鞍手町個性ある地域づくり推進計画」策定 ■27年度 <ul style="list-style-type: none"> ②「鞍手町個性ある地域づくり推進計画」に基づく協働のまちづくり推進体制の構築 														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H26年03月	検討中	20%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>第5次行財政改革の実施計画策定時から協働のパートナーを住民自治組織（自治会、町内会）に限定し、それに基づいた仕組みづくりを考えてきました。この計画では平成27年度までに基本計画を策定し、モデル事業を10事業行うという内容になっています。平成23年度においては、協働の推進体制を確立するため、地域コミュニティ活動等の把握や近隣市町の協働事業にかかる取組の状況を聴取しました。</p>														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H26年03月	検討中	40%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>協働に関する研修等に積極的に参加し、他市町との情報交換・情報収集を行いました。それを基に、鞍手町の地域性に合った協働のまちづくりを第一に考慮し、推進組織体制の整備案やモデル事業を実施するための素案について検討しましたが、年度中に町長の交代があったため、新町長の意向を踏まえながら引き続き検討を重ね、平成25年度中の制度創設、平成26年度中の事業実施を目指します。</p>														
平成25年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H26年03月	検討中	40%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成25年度中の制度創設、平成26年度中の事業実施を目指していましたが、協働の趣旨と近隣自治体の状況から検討した結果、地域・団体の事業費を単に補助するという考えを改め、「鞍手町個性ある地域づくり推進事業」の取り組みの中で、観光をテーマに取り入れながらモデル地区を設定し、社会実験を行い、また、住民に対するフォーラムを開催することにより「協働によるまちづくり」というものに対する住民意識の醸成をはかり、「協働によるまちづくり」を推進していくことにしました。</p>														
平成26年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	H23年04月	H28年03月	実施中	100%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>本来の目的である「町民主体のまちづくり」に視点を置いた「鞍手町個性ある地域づくり推進計画」を策定するため、鞍手町個性ある地域づくり推進計画策定委員会を設置し、平成27年3月に策定しました。また、「笑顔と笑いの観光まちづくりフォーラム」を開催しました。</p>														
平成27年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	H23年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>														

鞍手町協働事業提案制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、住民団体と行政による協働のまちづくりを推進するため、住民団体等が自主的かつ主体的に実施する鞍手町協働事業提案制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（提案を行うことができる団体）

第2条 協働事業の提案を行うことができる団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 主たる活動の場が町内にあり、自主的かつ自発的な運営が行われていること
- (2) 20歳以上の構成員5人以上で組織され、かつ、3分の2以上が町内に在住又は在勤していること
- (3) 政治的活動及び宗教的活動を目的とする団体でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等又は構成員の統制下にある団体でないこと
- (5) 組織の運営に関する定款又は規約等があり、会員名簿を備えていること
- (6) 予算、決算を適正に行っており、特定非営利活動法人については、法令に基づく事業報告書等を提出していること
- (7) 設立趣旨又は活動内容その他事項により助成の対象として適当でないと認められる団体でないこと

（対象となる協働事業）

第3条 対象となる協働事業は、前条に規定する団体（以下「実施団体」という。）が、自主的・主体的に企画、実施する事業で、かつ、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 住民が受益者となる公益的な事業であること
- (2) 協働の役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること
- (3) 実施団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業であること
- (4) 予算の見積もり等が適正であること
- (5) 協働事業の実施年度において、町及び他の公的機関から補助金等の助成を受けていない事業であること

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案することができないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (2) 宗教、政治又は選挙に関する活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人又は団体のみが受益者となる事業
- (4) 地域住民の交流会その他の親睦的な事業
(事業実施期間)

第4条 協働事業の実施期間は、単年度とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、当該事業の実施に必要な経費のうち別表に定める項目のとおりとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、1事業につき助成対象経費の5分の4とし、20万円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(提案の手続き)

第7条 協働事業の提案をしようとする実施団体は、鞍手町協働事業提案書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 協働事業実施計画書
- (2) 協働事業収支予算書
- (3) 団体に関する調書
- (4) 会員名簿
- (5) 団体の定款又は規約等の写し
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(担当課の決定)

第8条 町長は、前条に規定する提案書が提出された場合、当該事業内容に関連する課等を担当課として定めるものとする。

2 担当課は、自覚と責任をもって協働主管課とともに実施団体との協議及び調整を行うものとする。

(審査)

第9条 町長は第7条の規定による提案を受理したときは、その内容を鞍手町協働事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮らなければならない。

2 審査委員会は、プレゼンテーション方式により実施団体に事業内容の説明を求め、当該事業の内容を審査し、結果を町長に報告するものとする。

(事業の決定及び通知)

第10条 町長は、前条第2項による報告を受けたときは、鞍手町協働事業実施決定・却下通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第11条 実施団体は、助成決定事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止し若しくは廃止するときは、鞍手町協働事業変更申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画書
- (2) 収支(変更)予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、事業の変更申請の内容を承認するときは、鞍手町協働事業変更決定・却下通知書(様式第4号)により、実施団体に通知するものとする。

3 実施団体は、助成決定事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 町長は、決定事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、実施団体に対し報告を求め、必要な助言を行うことができる。

(実績報告)

第13条 実施団体は、助成決定事業の完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、鞍手町協働事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業収支決算書
- (2) 写真及び資料等
- (3) 協働事業実施に要した費用の領収書の写し
- (4) 協働事業評価チェックシート
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成額の確定)

第14条 町長は前条に規定する報告を受けたときは、助成金の額を確定し鞍手町協働事業助成金確定通知書(様式第6号)により実施団体に通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第15条 前条の通知を受けた実施団体が助成金を請求しようとするときは、鞍手町協働事業助成金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要と認めるときは、助成金の額の確定前において助成金交付決定額の4分の3を限度として概算払いすることができる。この場合において、実施団体は鞍手町協働事業助成金概算払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第16条 町長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき

（助成金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、実施団体に対し鞍手町協働事業助成金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて返還を求めることができる。

2 町長は、事業完了前に交付した助成金が、確定した助成金の額を超える場合は、実施団体に対し、別に期限を定めて返還を命ずるものとする。

（関係書類の整理等）

第18条 実施団体は、助成決定事業にかかる収支を明らかにした証拠書類を整理し、事業終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容
原材料費	事業に使用する原材料費
旅費	講師等の交通費、宿泊費
通信運搬費	事業に実施に必要な郵便代その他の経費
燃料費	事業に必要な車両又は機械の燃料費
保険料	事業の実施に係る保険料
報償費	講師又は専門家等への謝金その他の経費
使用料及び賃借料	車両又は機械の借上料若しくは会場使用料その他の経費
印刷製本費	事業に必要な消耗品の購入費
その他	その他事業の実施のために町長が必要かつ適正と認める経費

鞍手町協働事業審査委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鞍手町協働事業提案制度実施要綱（平成 年鞍手町告示第号）に基づく提案事業を審査するため、鞍手町協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 審査委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- （1）協働による提案事業の採択に関すること。
- （2）協働による提案事業への助言及び指導に関すること。

（組織）

第3条 審査委員会は、次に掲げる7名以内で組織し、町長が委嘱する。

- （1）有識者 1名
- （2）公募委員 2名
- （3）町職員 4名

2 町職員は、副町長、総務課長、企画財政課長、教育課長とする。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 副町長、総務課長、企画財政課長、教育課長は、当該職にある期間とする。

（委員長）

第5条 審査委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は議事その他の会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
- 4 委員長は、委員が事業を提案する団体と密接な関係があり、事業の採択に影響があると認めるときは、会議に参加させないことができる。

（意見の聴取等）

第7条 審査委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

鞍手町協働事業提案制度に基づく提案事業の審査に関する取扱要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、鞍手町協働事業提案制度実施要綱（平成 年鞍手町告示第号。以下「要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき、鞍手町協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う審査の方法について、必要な事項を定める。

（審査の方法）

第2条 審査は、書類審査とプレゼンテーション審査により行うものとする。

2 審査する書類は、要綱第7条に基づき提出された書類とする。

3 審査委員会は、別表に定める審査基準及び採択基準等に基づき、採択の適否を決定する。

4 前項に規定する審査は、鞍手町協働事業審査表（様式1）を用いて行う。

（その他）

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

（1）審査基準

審査項目	審査内容
1. 事業の公益性	特定の地域や個人及び団体を対象とした事業ではなく、不特定多数の住民の利益に寄与する公益性の高い事業であるか。
2. 事業の必要性	提案事業の必要性（ニーズ）に共感できるか。
3. 事業の確実性	提案事業の実現性に疑問や事業計画に無理がないか。
4. 協働の必要性	事業目的の達成のため、団体と町との協働の必要性があるか。
5. 役割分担の妥当性	団体と町との役割分担が明確で、相互の特性を生かした妥当なものであるか。
6. 協働の効果	団体又は町が単独で行うよりも、協働で実施することにより、相乗効果が期待できる事業であるか。
7. 適正な予算	提案内容に照らして適正な予算が計上されているか。
8. 事業実施能力	団体には、事業実施に必要な知識、技術、体制等が整っているか。
9. 事業の継続・発展性	事業の継続性や事業内容に対する理解者の拡大並びに他団体等への波及効果が見込めるか。
10. 事業に対する熱意	提案事業に対する熱意はあると認められるか。

（2）採点基準

審査項目ごとに5段階評価とし、1人50点満点により評価を行う。

点数	5点	4点	3点	2点	1点
評価区分	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない

（3）判定基準

次の基準により判定を行い、すべてを満たす団体を採択するものとする。

判定基準	<p>① 各委員の採点平均（少数点以下第1位を四捨五入）で「4. 協働の必要性」が3点未満の場合は不採択とする。</p> <p>② 採択基準得点は25点以上とし、各委員の合計点から最高点一人及び最低点一人を差し引いた得点の平均点（少数点以下第1位を四捨五入）を評価点とする。</p>
------	---

鞍手町個性ある地域づくり推進計画策定事業

1 背景

人口減少が進む日本では、今、観光による交流人口の増加により活性化をめざす自治体が増えています。観光の語源は「地域（くに）の光を観ること」です。その観光は、時代の成熟に伴い、団体客による物見遊山的・受け身の観光から、地域資源を通じた地元とのふれあいや家族・仲間と楽しむ“参加体験学習型観光”へと変わりつつあります。つまり、巨大なテーマパーク型観光から、小粒でもキラリと光る地域の宝や地元住民とのふれあいを楽しみながら観光する方向へと大きく変わりつつあるのです。地元住民が地域資源に光を当て、地域の宝としてそれらを大切にし、誇りを持って暮らしている姿がそこにあるからこそ、訪れた人々は感動し、まちを楽しむことができ、それが地域活性化となって現れるのです。

鞍手町には世界遺産のような有名な観光資源はありませんが、「長谷観音（木造十一面観音立像）」、「中山身代わり不動尊（木造不動明王及二童子像）」の2つの国指定重要文化財や「古月横穴」といった国指定史跡など、観光に結びつく柱となる地域資源はいくつもあります。その他にも、眠っている地域資源は多数あり、それらを住民自らが掘り起こし、ネットワーク化すれば、観光による地域の活性化が期待できます。観光分野は裾野が広く、産業だけでなく、地域資源を通じた生涯学習や交流による生きがいづくり、人づくりとも深くつながっています。また、地域資源にゆかりのある人も、十分に観光資源になり得ます。

このように、これからの観光は地域をこれまで以上に住み良くしたいというまちづくりや地域づくりと密接に関係するものであり、商業者や観光業者だけが取り組むものではありません。観光まちづくりの視点による町の活性化を図るため、その方向性を示したビジョンとなる計画の策定が必要とされています。

2 目的

町内にある地域資源を活かした観光によるまちづくりを推進するために、個性ある地域づくり推進計画（鞍手町観光まちづくりビジョン）を策定します。

3 対象地域

鞍手町内を基本としますが、近隣自治体との連携による広域的な観光まちづくりも重要な視点であることから、必要に応じて周辺地域も対象に含めることとします。

4 事業主体

策定主体は鞍手町ですが、個性ある地域づくり推進計画を策定する上では、観光とまちづくりの連携など、専門的な知識が必要となるため、まちづくりの実践経験を持つコンサルタント会社へ業務委託します。

5 補助事業の活用

策定した計画に基づいて実施する個別事業への補助金活用等を見据え、福岡県が実施する「個性ある地域づくり推進事業（企画事業）」を活用します。

6 事業内容

(1) 個性ある地域づくり推進計画（鞍手町観光まちづくりビジョン）の策定

- ①計画の概要
- ②町の概況
- ③町の観光まちづくり関連計画等の概況
- ④観光まちづくりに向けての国等の動き
- ⑤町が抱える主要課題
- ⑥観光まちづくりの基本理念
- ⑦観光まちづくりの基本テーマとプロジェクト
- ⑧計画実現に向けて

(2) 個性ある地域づくり推進計画策定委員会（ビジョン策定委員会）による検討

観光まちづくりに関わる人やそれらに強く興味を持つ住民等の意見を聞きながら、個性ある地域づくり推進計画を策定するための策定委員会（ビジョン策定委員会）を設置します。構成は、住民代表数名と行政担当課を予定しています。策定委員会ではコンサルタント会社が補助やアドバイス等を行い、運営は町が行います。開催回数は、5回程度を見込んでいます。

(3) 観光まちづくりに係わる組織や団体等へのヒアリング、先進地視察の実施

鞍手町の観光まちづくりの現況・課題の把握や今後のプロジェクトの参考にするため、関係組織や団体等からヒアリングを行うとともに、先進地視察を行います。

(4) 観光まちづくりフォーラムの開催

観光まちづくりに関する情報の共有と住民の観光まちづくりの機運醸成のために、観光まちづくりフォーラムを開催します。

■開催内容

- 基調講演
- 特別講話
- パネルディスカッション

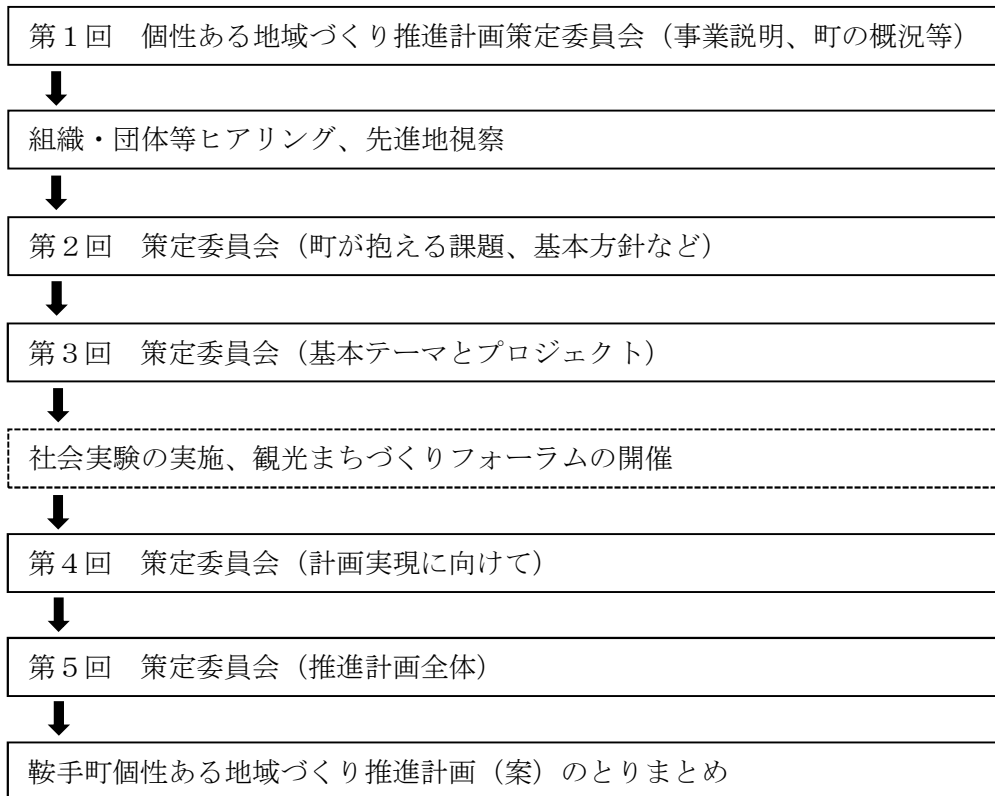
(5) 観光まちづくり社会実験の実施

観光まちづくりの機運醸成のために、住民有志が参加した社会実験を行います。

■社会実験例

- ・町民等 365 人の笑顔の似顔絵づくり
- ・“笑” や笑顔の似顔絵を活かした観光まちづくり
- ・地域資源の活用を強く希望する地区での地域カルテ事業の展開

7 事業の流れ

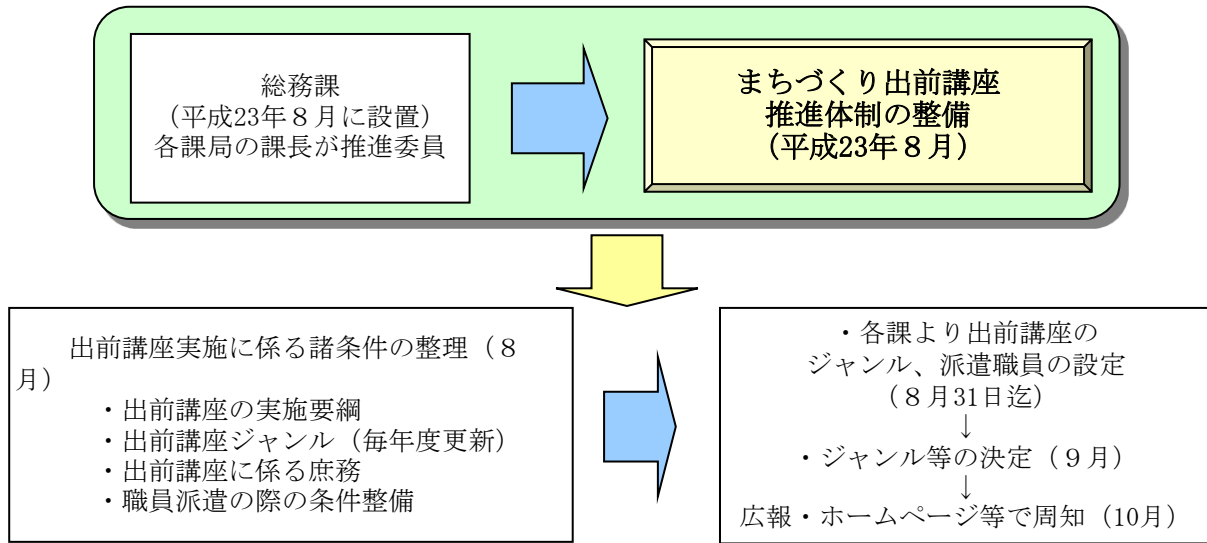


第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

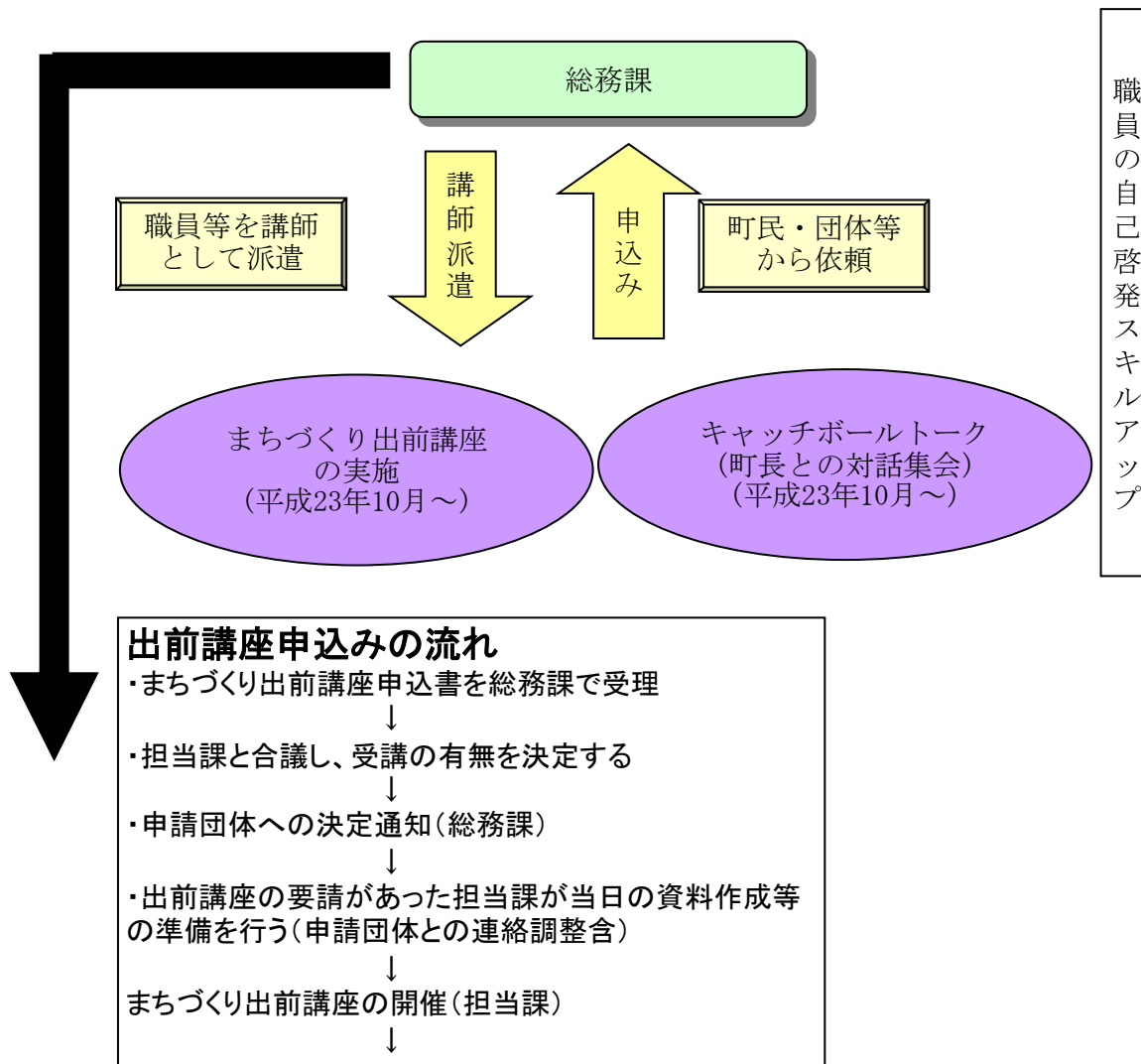
■ 計画⇒実施																									
連番	2	主管課	総務課	その他担当課	全庁																				
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）																				
中間目標	住民と行政の協働				計画期間中に48講座を開催（年12講座）																				
直接的な目標	情報の公開と共有				（現在までの累積効果額） 0千円																				
具体的改革項目	まちづくり出前講座（仮称）とキャッチボールトーク（町長との対話集会）の実施				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態） 推進体制の整備完了																				
実施概要	<p>町民参画によるまちづくり、開かれた町政という観点から町職員による講座を行う。講座の内容は町政や公的な制度などについて理解を深め、協働のまちづくりを推進することを目的に「出前講座」の推進体制を整え出前講座を開催する。また、町民1万8千人の声に耳を傾け、町政に反映させることで、鞍手町を住み良い魅力あるまちにするため、キャッチボールトーク（町民対話集会）を実施する。</p> <p>※具体的な実施内容 出前講座・キャッチボールトークの推進体制の整備 ①出前講座等の要綱作成 ②出前講座等のジャンル整理 ③申込の条件や期間等の整理 ④職員派遣の際の条件整備 ⑤出前講座を行うことにより職員の自己啓発・スキルアップにつなげる ⑥外部講師関係団体等の調整……等</p>																								
■ 評価点検⇒見直し																									
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額															
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額												
平成23年度	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	2%	—	—	—	—
	当初平成23年度中に推進体制の整備等を行うこととしていましたが、平成23年7月に鞍手町まちづくり出前講座実施要綱を制定し、まちづくり出前講座の推進体制整備を行いました。出前講座のジャンルや町長との対話集会の内容を検討し、10月よりまちづくり出前講座を実施。周知方法は広報紙及びホームページで行いました。講座数は34講座中、外部講座が5講座。平成23年度の実績は町長との対話集会1件でした。																								
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	52%	—	—	—	—
	平成24年度の講座実績は、出前講座24件、町長との対話集会0件。ジャンル別としては、まちづくり1件、防災・防犯1件、くらし2件、健康づくり11件、教育・文化1件、施設見学8件。また、福岡法務局直方支局を外部講師として講座メニューに登録しました。																								
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	81%	—	—	—	—
	平成25年度の講座実績は、出前講座14件、町長との対話集会0件。ジャンル別としては、防災・防犯2件、くらし1件、健康づくり6件、教育・文化2件、施設見学3件でした。																								
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	115%	—	—	—	—
	平成26年度の講座実績は、出前講座11件、町長との対話集会0件。ジャンル別としては、防災・防犯2件、くらし1件、健康づくり3件、福祉・保険制度1件、教育・文化2件、施設見学2件。平成23年度からの総件数は、50件でした。																								
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月						

鞍手町まちづくり出前講座等推進体制

■まちづくり出前講座実施までの体制



■まちづくり出前講座実施体系（平成23年10月～）



鞍手町まちづくり出前講座等実施要綱

平成 23 年 8 月 22 日
鞍手町告示第 58 号

(目的)

第1条 この告示は、町民等で構成される団体又はグループ（以下「団体等」という。）からの要請に基づき、町の職員等を講師として派遣し、町政に関する説明、専門知識を活かした講座等を行う鞍手町まちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、町民等の学習意欲の高揚と地域活動の促進を図るとともに、様々な情報を共有できる学習機会の拡大を図り、住民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講できる者は、町内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成された概ね10人以上の団体等とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(出前講座等の種類及び内容等)

第3条 出前講座の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各講座における講師及び講座内容は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 町政編 町の職員が講師となり、当該職員が担当する業務に関する専門分野について行うもの
- (2) 公共機関編 国、県等の公共施設又は公共的団体の職員が講師となり、行うもの
- (3) 町長との対話集会（通称「キャッチボールトーク」）

2 出前講座の具体的な内容は町民等からの要望を考慮し、調整して決定する。なお、項目については毎年度作成し、町長が別に定める。

(開催時間及び場所等)

第4条 出前講座の開催日時は、12月28日から翌年1月4日までの日を除く、午前9時から午後9時までとし、連続した2時間以内の時間とする。

2 出前講座を開催する会場は、町内に限るものとし、その会場については出前講座を受講する団体等が確保しなければならない。

3 受講当日の運営及び進行は、当該受講団体等において行うものとする。

(受講の申込手続)

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者は受講を希望する日の30日前までに、鞍手町まちづくり出前講座等受講申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条により申込みがあったときは、出前講座の実施の可否を決定し、鞍手町まちづくり出前講座等承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により団体等の代表者に通知するものとする。

2 町長は、出前講座の実施の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 町長は、その出前講座が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その講座を実施しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした出前講座であるとき。
- (3) 専ら批判、苦情の申し出、戸別相談又は陳情等を目的としたものであるとき。
- (4) 出前講座の目的を著しく逸脱したものであるとき。
- (5) その他町長が不相当であると認めるとき。

(変更等の届出)

第7条 第6条第1項の規定により出前講座の決定を受けた団体等の代表者は、講座内容、開催日時又は会場等に変更があったとき、若しくは当該出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに鞍手町まちづくり出前講座等受講（変更・取消）届（様式第3号）を町長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、参加者予定人数等の軽微な変更については、この限りでない。

(決定の取消し)

第8条 町長は、出前講座が次の各号のいずれかに該当するとき、その決定を取り消すことができ

る。

(1) 第6条第3項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 講師の事故その他やむを得ない理由があるとき。

2 町長は、前項の規定により出前講座の実施の決定を取り消す決定をしたときは、速やかに鞍手町まちづくり出前講座等取消決定通知書（様式第4号）により、団体等の代表者に通知するものとする。

（経費等）

第9条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、出前講座において使用する施設の借上料、原材
料費、有償資料代については、出前講座を受講する団体等の負担とする。

2 町は、第6条から第8条までの規定による決定を行った場合において、これにより当該団体等が
前項の費用負担等の損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

（報告）

第10条 団体等の代表者は、出前講座終了後、鞍手町まちづくり出前講座等報告書（様式第5号）を
町長へ提出しなければならない。

（講師の派遣等に係る事務）

第11条 講師の派遣、団体等との調整及び講座の開催に必要な資料等の準備は出前講座の依頼があっ
た担当課がするものとする。

（庶務）

第12条 出前講座に関する庶務は、総務課で処理する。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

鞍手町まちづくり出前講座の講座メニュー

ジャンル	No.	テーマ	内 容	担当部署
まちづくり	1	キャッチボールトーク	町政に関するテーマについて住民のみなさんと意見交換を行います。(テーマは事前に設定したもののみとし、誹謗中傷・苦情の申し出や陳情を目的とした申込みは不可とする。)	総務課
	2	鞍手町の財政について	鞍手町の財政状況について説明します。	政策推進課
防災と防犯	3	防災知識あれこれ	さまざまな自然災害に備えて、普段からの心がけや避難の方法、町の防災体制について紹介します。	総務課
	4	防犯知識あれこれ	さまざまな犯罪に備えて、普段からの心がけや対処の方法、町の防犯体制について紹介します。	総務課
	5	避難行動要支援者名簿等作成について	災害時に住民の避難や救護、救難など一刻を争うとき、素早く対応するため、日頃から地域において自主的な防災組織を確立し、自助・共助・公助のアドバイス等を行います。	総務課
くらし	6	広報紙をつくってみよう	町内会の広報等の作成について、企画から編集までをアドバイスします。	政策推進課
	7	消費生活講座 「悪徳商法にご注意を！」	悪徳商法による被害を未然に防止するための啓発講座です。	地域振興課
	8	下水道事業について	下水道のしくみや役割、鞍手町の下水道事業の内容、住民負担(受益者負担金、排水設備工事、使用料)についてご説明します	上下水道課
	9	やって見よう確定申告(初級編)	初めて確定申告をする方を対象に申告の仕方、準備する書類等を説明します。電子申告の仕方についても説明します。(7月～12月限定の講座)	税務住民課
	10	町税について	町の税金について説明します(税のしくみ)。(7月～12月限定の講座)	税務住民課
	11	ごみ・リサイクルについて	ごみの減量化・分別方法・リサイクル及びごみ処理の流れについて説明します。くらしクリーンセンターの施設見学も紹介します。	農政環境課
	12	相続と遺言について	法務局の業務である登記制度を含めた相続手続き	福岡法務局直方支局

ジャンル	No.	テーマ	内 容	担当部署
	13	土地の境界について	トラブルの多い土地の境界についての基本的知識	福岡法務局 直方支局
文化・教育	14	鞍手町出前歴史講座	鞍手町の歴史と遺跡めぐり、民俗芸能などの文化財について説明します。	教育課 歴史民俗博物館
	15	出前歴史体験講座	古代の火おこしや勾玉づくりを実際に体験します	教育課 歴史民俗博物館
	16	鞍手町文化財探訪講座	町内の文化財を実際に見学。現地で解説します	教育課 歴史民俗博物館
	17	もっと体を動かそう	効果的な運動の方法のお話と実際にストレッチ体操等を行います。(40分)	保険健康課
	18	女性に多い病気のはなし	子宮がん・乳がん・出産後に多い尿失禁など女性特有の病気についての話(40分)	保険健康課
	19	慢性腎臓病のはなし	じわじわとしのびよる腎臓病についての予防や食事についての話(60分)	保険健康課
	20	生活習慣病予防のはなし	糖尿病や高血圧などの病気や予防・食事についての話(60分)	保険健康課
	21	食育推進教室	料理教室	保険健康課
	22	認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識や接し方などを学びませんか。	保険健康課
	23	介護予防講座	要介護状態になる前に健康的な生活習慣で介護を予防しましょう。	保険健康課
人権	24	男女共同参画を学んで地域づくりに役立てよう	町の男女共同参画に対する取組みや男女共同参画について一緒に考えてみましょう。	福祉人権課

ジャンル	No.	テーマ	内 容	担当部署
子育て	25	子育て支援制度について	保育サービスや子ども手当などの子育て支援策について紹介します。	福祉人権課
保険・福祉制度	26	わかりやすい介護保険制度	介護保険制度や保険料、申請方法、サービスの内容等についてお話します。	福祉人権課
	27	町の障害者福祉制度について	障がい者（精神・知的・身体）がどのような申請や手続きをすると、どのようなサービスが受けられるか等を説明します	福祉人権課
	28	国民健康保険制度について	国民健康保険制度について全般的に説明します（30分）	保険健康課
	29	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度について全般的に説明します（30分）	保険健康課
施設見学	30	浄水場施設見学	浄水場の見学と水をつくるしくみについてご説明します	上下水道課

◆福岡県内市町村出前講座実施状況

26年4月1日現在

No.	市町村名	実施状況	主管課	名称等	ジャンル数	メニュー数
1	北九州市	○	総務市民局安全・安心部	出前講座	11	19
2	福岡市	○	公聴課	出前講座	12	186
3	大牟田市	○	教育委員会	出前講座	11	106
4	久留田市	○	広報公聴課	出前講座	7	85
5	直方市	○	政策推進課	出前講座・健康出前講座	13	52
6	飯塚市	×	—	—	—	—
7	田川市	×	—	—	—	—
8	柳川市	○	人事秘書課	柳川市まちづくり出前講座	—	50
9	朝倉市	×	—	—	—	—
10	八女市	○	生涯学習課	男女共同参画に関する出前講座	1	5
11	筑後市	○	社会教育課	生涯学習まちづくり出前講座	25	62
12	大川市	×	—	—	—	—
13	行橋市	○	—	外部出前講座	—	—
14	豊前市	×	—	—	—	—
15	中間市	×	—	—	—	—
16	小郡市	○	生涯学習課	七夕出前講座	10	16
17	筑紫野市	○	商工観光課	消費生活基礎講座	2	5
18	春日市	○	地域づくり課	市職員出前講座あすか市民塾	9	60
19	大野城市	○	文化学習課	生涯学習まちづくり出前講座等	12	68
20	宗像市	○	市民活動交流室	ルックルック講座	10	177
21	太宰府市	○	生涯学習課	いりり端学習「行政出前講座」	24	51
22	古賀市	○	市民共働課	まちづくり出前講座	6	44
23	福津市	○	郷育推進課	出前講座	1	1
24	うきは市	○	生涯学習課	まちづくり出前講座	7	40
25	宮若市	○	企画財政課	まちづくり出前講座	8	50
26	嘉麻市	×	—	—	—	—
27	みやま市	○	生涯学習課	生涯学習出前講座	19	45
28	糸島市	○	生涯学習課	出前講座	25	50
29	那珂川町	○	生涯学習課	まちづくり出前講座	—	—
30	宇美町	○	社会教育課	職員出前講座	5	36
31	篠栗町	×	—	—	—	—
32	志免町	○	総務課	まちづくり出前講座	15	34
33	須恵町	×	—	—	—	—
34	新宮町	×	—	—	—	—
35	久山町	×	—	—	—	—
36	粕屋町	○	協働のまちづくり	まちづくり出前講座	11	28
37	芦屋町	○	企画政策課	出前講座	6	36
38	水巻町	○	企画課	出前講座	—	29
39	岡垣町	○	中央公民館	出前講座	13	64
40	遠賀町	○	生涯学習課・住民課	まちづくり出前講座	—	25
41	小竹町	×	—	—	—	—
42	鞍手町	○	総務課	まちづくり出前講座	10	30
43	桂川町	×	—	—	—	—
44	筑前町	○	—	外部出前講座	—	—
45	東峰村	×	—	—	—	—
46	大刀洗町	×	—	—	—	—
47	大木町	×	—	—	—	—
48	広川町	×	—	—	—	—
49	香春町	×	—	—	—	—
50	添田町	×	—	—	—	—
51	糸田町	○	—	外部出前講座	—	—
52	川崎町	×	—	—	—	—
53	大任町	○	—	外部出前講座	—	—
54	福智町	×	—	—	—	—
55	赤村	○	—	外部出前講座	—	—
56	荏田町	○	—	外部出前講座	—	—
57	みやこ町	×	—	—	—	—
58	吉富町	×	—	—	—	—
59	上毛町	×	—	—	—	—
60	築上町	○	—	外部出前講座	—	—
計		36				

※60市町村中36自治体で実施。

◆平成24年度まちづくり出前講座申し込み一覧表（出前講座）

No.	氏名・団体名	開催年月日	ジャンル	講座名	担当課
1	新中山楽しみ会	平成24年6月13日	健康づくり	健康づくり（生活習慣病予防）	保険健康課
2	鞍手町区長会	平成24年7月13日	施設見学	浄水場施設見学	上下水道課
3	幸町区	平成24年6月11日	施設見学	浄水場施設見学	上下水道課
4	北区	平成24年7月15日	施設見学	浄水場施設見学	上下水道課
5	弥生老人会	平成24年7月2日	健康づくり	認知症サポーター養成講座	福祉人権課
6	くらのの明日を紡ぐ会	平成24年7月21日	健康づくり	認知症サポーター養成講座	福祉人権課
7	大池寿会	平成24年7月5日	健康づくり	認知症サポーター養成講座	福祉人権課
8	鞍手町立西川小学校	平成24年10月5日	施設見学	浄水場施設見学	上下水道課
9	政治学級「ゆりの会」	平成24年8月10日	施設見学	浄水場施設見学	上下水道課
10	室木小学校家庭教育学級	平成24年9月15日	教育・文化	出前歴史体験講座	教育課（歴史民俗博物館）
11	鞍手町立古月小学校	平成24年10月19日	施設見学	浄水場施設見学	上下水道課
12	鞍手町立室木小学校	平成24年10月11日	施設見学	浄水場施設見学	上下水道課
13	い牟田なごみ会	平成24年8月27日	健康づくり	認知症サポーター養成講座	福祉人権課
14	鞍手町立新延小学校	平成24年10月29日	施設見学	浄水場施設見学	上下水道課
15	中本町区	平成24年9月22日	健康づくり	認知症サポーター養成講座	福祉人権課
16	鞍手町婦人学級時和会	平成24年10月19日	まちづくり	まちづくり全般	企画財政課
17	鞍手町老人クラブ連合会	平成24年12月12日	くらし	消費生活講座「悪徳高法にご注意を！」	企画財政課
18	新中山区	平成24年11月22日	健康づくり	認知症サポーター養成講座	福祉人権課
19	室木区	平成24年12月8日	健康づくり	認知症サポーター養成講座	福祉人権課
20	西区親和会	平成24年12月23日	防災と防犯	防災知識あれこれ	総務課
21	上新橋老人会寿会	平成25年1月15日	くらし	消費生活講座「悪徳高法にご注意を！」	企画財政課
22	鞍手町老人クラブ連合会	平成25年2月1日	健康づくり	健康づくり料理教室	保険健康課
23	いきいきサロン城ヶ崎	平成25年3月8日	健康づくり	生活習慣病予防	保険健康課
24	社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会	平成25年3月20日	健康づくり	介護予防講座	福祉人権課

◆ジャンル別申込状況

まちづくり	1
防災・防犯	1
くらし	2
健康づくり	11
教育・文化	1
施設見学	8
合計	24

◆平成25年度まらづくり出前講座申し込み一覧表（出前講座）

No.	氏名・団体名	開催年月日	ジャンル	講座名	担当課
1	政治学級「ゆりの会」	平成25年5月24日	健康づくり	介護予防講座	福祉人権課
2	いきいきサロン・いちご会	平成25年5月17日	健康づくり	認知症サポート養成講座	福祉人権課
3	新中山お楽しみ会	平成25年5月23日	防災と防犯	火災予防講座	総務課
4	新中山お楽しみ会	平成25年7月16日	健康づくり	健康づくり講座	保険健康課
5	い牟田なごみ会	平成25年6月13日	教育・文化	出前歴史体験講座	教育課（歴史民俗博物館）
6	舟川支部	平成25年9月11日	くらし	かしい消費者になるために	企画財政課
7	鞍手町ボランティア連絡協議会	平成25年9月3日	健康づくり	男性シニアアクッキング教室	保険健康課
8	鞍手童謡・唱歌の会	平成25年8月1日	健康づくり	認知症サポート養成講座	福祉人権課
9	くらのの明日を紡ぐ会	平成25年12月1日	教育・文化	鞍手町文化財探訪講座	教育課（歴史民俗博物館）
10	鞍手町立新延小学校	平成25年10月3日	施設見学	浄水場見学	上下水道課
11	鞍手町立西川小学校	平成25年9月27日	施設見学	浄水場見学	上下水道課
12	舟川支部	平成25年9月11日	防災と防犯	防災知識あれこれ	総務課
13	鞍手町立剣北小学校	平成25年12月6日	施設見学	浄水場見学	上下水道課
14	鞍手町ボランティア連絡協議会	平成26年2月18日	健康づくり	男性シニアアクッキング教室	保険健康課
15					
16					
17					
18					
19					
20					

◆ジャンル別申込状況

防災・防犯	2
くらし	1
健康づくり	6
教育・文化	2
施設見学	3
合計	14

◆平成26年度まちづくり出前講座申し込み一覧表（出前講座）

No.	氏名・団体名	開催年月日	ジャンル	講座名	担当課
1	いきいきサロン・花とみどりの会	平成26年5月20日	健康づくり	認知症サポート養成講座	保険健康課
2	政治学級ゆりの会	平成26年6月24日	くらし	ごみ・リサイクルについて	農政環境課
3	創価学会婦人グループ懇親会団地の暮らしを豊かに	平成26年6月30日	防災・防犯	防災知識あれこれ	総務課
4	鞍手手話会	平成26年7月3日	福祉・保険制度	町の障害者福祉制度について	福祉人権課
5	鞍手町ボランティア連絡協議会	平成26年7月29日	健康づくり	男性シニアアクッキング教室	保険健康課
6	上新橋自治会・いきいきサロン	平成26年9月28日	文化・教育	鞍手町文化財探訪講座	教育課（歴史民俗博物館）
7	鞍手町立西川小学校	平成26年10月7日	施設見学	浄水場見学	上下水道課
8	鞍手町立室木小学校	平成26年10月9日	施設見学	浄水場見学	上下水道課
9	新中山区公民館（新中山区自主防災組織）	平成26年11月23日	防災・防犯	防災知識あれこれ	総務課
10	くらのの明日を紡ぐ会	平成26年11月30日	文化・教育	鞍手町出前歴史講座	教育課（歴史民俗博物館）
11	鞍手町ボランティア連絡協議会	平成26年12月2日	健康づくり	男性シニアアクッキング教室	保険健康課
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

◆ジャンル別申込状況

防災・防犯	2
くらし	1
健康づくり	3
福祉・保険制度	1
教育・文化	2
施設見学	2
合計	11

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																										
連番	3			主管課	政策推進課	その他担当課	全庁																			
最終目標	人が主役のまちづくり (ヒト、情報)						●指標 (実施に関する目標達成の状態)																			
中間目標	住民と行政の協働						行政情報の配信サービス登録件数1,500件																			
直接的な目標	情報の公開と共有						(現在までの累積効果額) 0千円																			
具体的改革項目	住民と行政の情報の共有化						▲指標 (検討または準備に関する目標達成の状態)																			
							システムの整備完了																			
実施概要	<p>住民と行政の情報の共有化を図るため、24時間サービスが可能なホームページを充実させ、「いつでも・どこでも」必要な情報の取得が可能となる整備を進め、迅速な町政情報の提供・発信を行う体制を整える。</p> <p>また、多様化する住民のニーズを把握するため、ホームページを活用したアンケート調査を行い、住民ニーズの把握に努める。このことは、情報技術 (IT) を利用した住民参画であり、パブリックコメント (基本的な施策等に関する計画や条例の策定の際に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続) としても活用することが可能である。</p> <p>※具体的な実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ホームページの充実 (アクセシビリティ (利用のしやすさ) の確保) ② メール (メールマガジン) 配信サービスの登録 (PC・携帯電話) ③ 携帯電話への行政・防災情報などの配信サービス ④ 高齢者や情報技術 (IT) 弱者には、従来どおり広報紙を通じた情報提供を行う ⑤ ITを活用した住民が関心のあるテーマごとの電子会議室 (コミュニティの場) の形成を行い、住民の参加型ホームページを確立 ⑥ ホームページ上の個々の情報に対しての役立ち度調査 ⑦ テーマ別のアンケートの実施 																									
■ 評価点検⇒見直し																										
年度	検討及び実施期間 (検討または準備 : ▲ 実施 : ●)							現在の状況	進捗率 (%)	単年度効果額																
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額													
平成23年度	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	30%	—	—	—	—
具体的取組内容	住民参画によるまちづくり、開かれた町制という観点から住民に対し行政情報を積極的に発信することを柱とした住民と行政の情報の共有化実施要領を定めました。具体的な実施内容としては、ホームページの利用のしやすさの確保、読み上げソフト対応、検索の導線をわかりやすくする表示、外国人への対応 (英語・韓国語・中国語)、メール配信サービスを行いました。メール配信登録者数は (防災メール・ふっけい安心メールを含) 450人です。今後も必要な情報の取得が迅速に入手できるように努めます。																									
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	34%	—	—	—	—
具体的取組内容	前年度より継続して、開かれた町制という観点から住民に対し行政情報を積極的に発信することを柱とした住民と行政の情報の共有化に努めるため、必要な情報を迅速に入手し、情報の発信を行いました。メール配信登録者数は513人です。																									
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	40%	—	—	—	—
具体的取組内容	前年度より継続して、開かれた町制という観点から住民に対し行政情報を積極的に発信することを柱とした住民と行政の情報の共有化に努めるため、必要な情報を迅速に入手し、情報の発信を行いました。メール配信登録者数は605人です。また、平成25年5月より町公式ホームページと連動したソーシャルネットワークサービスを活用する町公式フェイスブックの運用を開始しました。町フェイスブックの「いいね」ユーザは、平成25年度末で199をカウント。																									
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	57%	—	—	—	—
具体的取組内容	平成25年度5月から町フェイスブックを開設したことにより、町公式ホームページのアクセス件数は、987,017件。前年度577,644件に比べ409,373件増加しました。町フェイスブックの「いいね」ユーザについても、平成26年度末で252をカウント。また、フェイスブック投稿に対してのいいね件数は、104,435カウントでした。メール配信登録数は、フェイスブックいいねユーザーと併せて857人です。																									
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月						
具体的取組内容																										

◆県内60各市町村における広報誌作成状況

月1回	32
月2回	28
合計	60

◆情報通信調

パソコン普及率 87.2%
 インターネット利用率 92.7%
 携帯電話普及率 96.3%

※いずれも内閣府調査(2009.12現在)

◆県内65各市町村別ホームページ開設内容

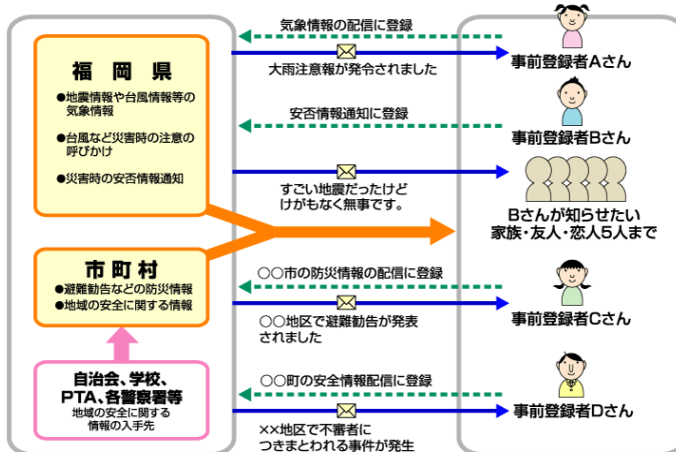
平成24年3月31日

No.	市町村名	アクセス数 (H20年度・件)		外国語対応	携帯 ホームペー	メール マガジン	防災・安心 等情報メー	ホームペー ジアンケー
		総数	トップページ					
1	北九州市	2,291,000	289,500	○	○	○	○	○
2	福岡市	38,504,657	5,325,840	○	○	○	○	○
3	大牟田市	4,622,272	648,569	○	○	○	○	○
4	久留米市	24,102,731	918,398	○	○	○	○	○
5	直方市	-	-		○	○		
6	飯塚市	不明	231,000	○	○		○	○
7	田川市	-	-		○			
8	柳川市	326,737	267,895		○	○		
9	朝倉市					○	○	
10	八女市	444,836	255,885	○	○			
11	筑後市	5,066,724	271,475		○	○		○
12	大川市	2,438,524	406,620					
13	行橋市		684,324					○
14	豊前市	-	-		○			
15	中間市	-	283,889		○			
16	小郡市	-	268,102		○			
17	筑紫野市	不明	399,350		○			
18	春日市	917,949	未集計	○		○	○	
19	大野城市	1,159,422	754,023		○		○	○
20	宗像市	8,300,000	1,100,000	○	○		○	
21	太宰府市	不明	374,633	○	○		○	
22	古賀市	487,292	216,000	○	○		○	○
23	福津市	2,775,251	168,783	○	○	○	○	
24	うきは市	-	399,850		○	○	○	
25	宮若市	50,000	-	○	○		○	
26	嘉麻市	-	-				○	
27	みやま市	-	188,772		○	○		
28	糸島市	-	-	○	○		○	
29	那珂川町	351,878	381,878		○		○	
30	宇美町	不明	100,133		○		○	
31	篠栗町	-	86,200				○	
32	志免町	120,000	10,000		○		○	
33	須恵町	-	-	○			○	
34	新宮町	610,000	-		○			
35	久山町	不明	400	○	○			
36	粕屋町	14,235,351	44,809		○		○	
37	芦屋町	380,000	-		準備中		○	○
38	水巻町	808,551	621,216	○	○		○	○
39	岡垣町	168,770	168,770	○			○	
40	遠賀町	736,616	99,385				○	
41	小竹町	149,432	53,240				○	
42	鞍手町	100,969	-	○	○	○	○	○
43	桂川町	126,200	22,277		○		○	
44	筑前町	102,507	102,507				○	
45	東峰村	-	106,094		○			
46	大刀洗町	434,804	114,283				○	
47	大木町	146,000	90,000		○		○	
48	広川町	80,945	-					
49	香春町	1,000	1,000					○
50	添田町	297,280	101,138					
51	糸田町	不明	不明					
52	川崎町	2,457,337	148,948					
53	大任町	1,259	59					
54	福智町	不明	132,000					
55	赤村	不明	不明		○			
56	荻田町	527,000	-				○	
57	みやこ町	665,930	214,074				○	
58	吉富町	1,651	1,651		○			
59	上毛町	94,362	41,641					
60	築上町	61,842	61,842					
件数				17	36	13	34	13

◆情報の共有化のための防災情報等の発信

・防災メールまもるくん

福岡県、福岡県内市町村から配信される「防災・安全情報」と県内防災気象情報が配信される「福岡県防災気象情報」と「安否確認メール」の3つから選択できる。



・ふっけい安心メール（平成23年10月より鞍手町HPと連動）

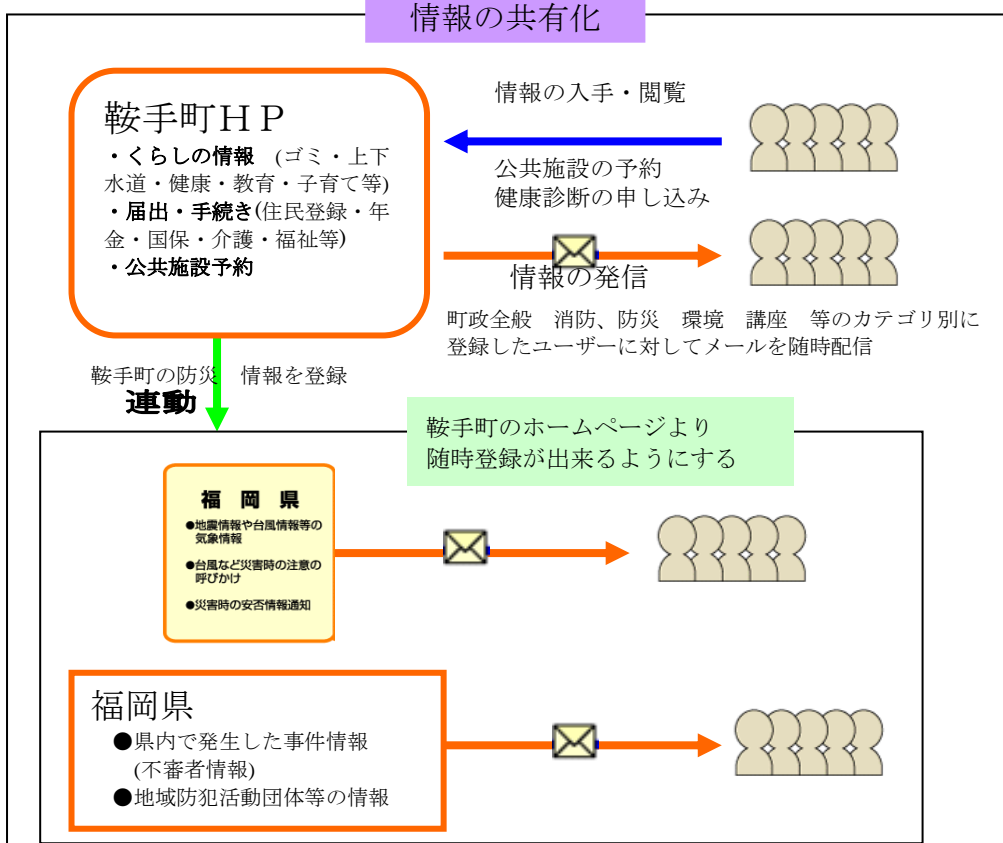
県内で発生した事件等の地域安全情報を福岡県警察が配信。

・あんあんメール

県、県警察、市町村からの地域防犯活動団体の活動を支援する情報や防犯の啓発情報等の安全・安心まちづくりに関する情報を配信。地域防犯活動団体からはイベントの情報、合同活動の呼びかけなど他の団体へのお知らせを配信。



◆今後の鞍手町情報発信システム(案)



住民と行政の情報の共有化実施要項

◆第5次行財政改革（情報の公開と共有）の柱

住民参画よるまちづくり、開かれた町政という観点から住民に対し行政情報を積極的に発信することを柱とする。

◆実施概要

住民と行政の情報の共有化を図るため、24時間サービスが可能なホームページを充実させ、「いつでも・どこでも」必要な情報の取得が可能となる整備を進め、迅速な町政情報の提供・発信を行う体制を整えるとともに行政情報をわかりやすく提供することで手軽に情報を入手できるシステムを構築する。

また、多様化する住民のニーズの把握をホームページを活用したアンケート調査で行うことができる。このことは、情報技術（IT）を利用した住民参画であり、パブリックコメント（基本的な施策等に関する計画や条例の策定の際に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続）としても活用することも可能である。

※具体的な実施内容

- ①ホームページの充実（アクセシビリティ（利用のしやすさ）の確保）
 - ・読み上げソフト対応（聴覚障害者対応）
 - ・検索の導線をわかりやすく表示（利用しやすさ）
 - ・英語、韓国語、中国語3カ国の翻訳（外国人への対応）
- ②メール（メールマガジン）配信サービスの登録（PC・携帯電話）
- ③携帯電話への行政・防災情報などの配信サービス（防災メールまもるくん、ふっけい安心メール含む）
- ④住民の声をフィードバック（アンケートや行政相談等で寄せられた内容について、「よくある質問集」（FAQ）として公開し、日常的に役場の業務上で「わかりにくい」、「説明不足」等を住民側の視点に立ちわかりやすい行政のシステムを構築させる
- ⑤ホームページ上から役場提出の書類等ダウンロードできるものについては、掲載を行い、スムーズな窓口対応を行う
- ⑥テーマ別のアンケート等を実施し、住民の参加型ホームページを確立
- ⑦高齢者や情報技術（IT）弱者には、従来どおり広報紙を通じた情報提供を行う

鞍手町フェイスブック運用要綱

平成26年3月25日
鞍手町告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞍手町（以下、「町」という。）がフェイスブック株式会社の運営するソーシャル・ネットワーク・サービス内に開設した鞍手町フェイスブックページ（以下「ページ」という。）について、利用者等（以下「利用者」という。）への情報相互提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段をいう。
- (2) フェイスブックページ フェイスブック株式会社の提供するソーシャルメディアサービスをいう。
- (3) アカウント フェイスブックを利用するために取得した権利をいう。
- (4) ページ管理者 各課等から選任されたページの運営と管理を行う職員をいう。
- (5) 利用者 ページの利用者をいう。

(運営主体)

第3条 ページの運営主体は町とし、総括管理は政策推進課が行うものとする。

2 ページへの情報掲載は、ページ管理者が行うものとする。

(町及び町職員からの情報発信)

第4条 ページに掲載できる情報等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙その他町が発行する印刷物又は町のホームページに掲載した情報
- (2) 町から何らかの手段で町民等に情報提供するもの
- (3) その他情報として町長が適当と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際して、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 町及び他の利用者又は第三者の権利及び財産を侵害する行為
 - (2) 町及び他の利用者又は第三者を誹謗中傷、侮辱し、名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し（町及び他の利用者又は第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む。）、又は業務を妨害する行為
 - (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
 - (4) 宗教団体その他の団体、組織への加入を勧誘する行為
 - (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
 - (6) 町が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介若しくはその閲覧を勧誘する行為又はファイルをダウンロードして利用する行為
 - (7) ページを利用して町及び利用者又は第三者に対しコンピュータのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム又はファイル等を発信する行為
 - (8) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
 - (9) 町及び利用者又は第三者によるページの提供及び利用を阻害する行為
 - (10) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びページの全部又は一部を監視又は複製する行為
 - (11) その他フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他町が不適切と判断する行為
- 2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用においてかかる損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、町に一切迷惑をかけるものとする。

3 町は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、かかる損害が町及び町職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

4 町は、利用者がこの要綱に違反して町に損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

(要綱違反)

第6条 町は、利用者がこの要綱のいずれかの条項に違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様・程度等に応じ、利用者がサイト上に掲載した情報及び内容等の削除、その他必要な措置を講じることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 町は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保障は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町は一切責任を負わないものとする。

2 町は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町及び町職員の故意又は重大な過失によるものでない限り、町は一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の取扱い)

第8条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載又は町に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて町に譲渡し、町による当該情報及び内容等の利用に関して、著作権・人格権等の一切の権利を行使しないものとする。

2 利用者は、ページを通じて入手したいいかなる情報、内容等について個人的に又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等してはならない。

3 著作権法（昭和45年法律第48号）で認められている範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第9条 ページの利用及びこの要綱に伴う紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第23号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																			
連番	4	主管課	地域振興課	その他担当課	税務住民課														
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)				●指標(実施に関する目標達成の状態)														
中間目標	効果的、効率的な行政運営				町民税増収と奨励金の差引増収5,406千円														
直接的な目標	住民サービスの向上				(現在までの累積効果額) 2,244千円														
具体的改革項目	奨励金の交付による定住支援の実施				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)														
					条例等の整備完了														
実施概要	<p>新築の住宅用家屋に課税される固定資産税相当額を「定住奨励金」として交付することで定住支援を行なう。平成23年度中に奨励金の具体的な交付内容や交付要件の検討及び必要な条例・要綱などの整備を行い、平成24年度から実施し人口増加を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■奨励金内容 課税年度1年目から10年目まで、納税した固定資産税の全額を本人からの申請により交付 ■交付要件(案) 奨励金の対象となる新築家屋：新築軽減の対象となる家屋を交付対象とする <p>※交付要件等については、条例、要綱の整備を行う中で詳細に検討を行う</p>																		
■ 評価点検⇒見直し																			
年度	検討及び実施期間(検討または準備：▲ 実施：●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額									
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額						
平成23年度	▲	▲	▲					H23年04月	H23年12月	検討完了	100%	—	—	—	—				
	<p>具体的取組内容 平成23年度中に奨励金等の具体的な内容について検討としていましたが、平成23年12月議会にて鞍手町定住促進奨励金交付条例が承認され、平成24年1月1日より鞍手町定住促進奨励金交付条例、鞍手町定住促進奨励金交付条例施行規則を施行しました。周知については、広報・ホームページ等で周知。また、町内の不動産業者や建築業者等にはパンフレットを送付しました。</p>																		
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年01月	H28年03月	実施中	0%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容 奨励金の交付対象期間に入り、平成23年度に引き続いて広報紙やホームページ、ポスター、パンフレット等を使った制度周知を行いました。 また、交付申請の開始を翌年度に控え、居住者の家族構成、住宅等の取得方法など、申請者のあらゆる状況を想定した定住促進奨励金交付条例施行規則の見直しを行いました。</p>																		
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年01月	H28年03月	実施中	18%	953千円	—	3,589千円	2,636千円
	<p>具体的取組内容 平成24年中に交付対象となった50人(対象物件45件)に対し2,635,700円の奨励金を交付しました。その成果として定住人口が57人増加し、住民税が3,589,300円増収となりました。平成25年度は新たに(一社)移住・交流推進機構のホームページの特集コーナーに情報を掲載したりフェイスブックを使った制度周知を開始するとともに、8月からの交付申請に向け申請漏れ防止のため税務担当者と連携して交付対象者となる可能性がある住民へ個別に制度周知を行いました。</p>																		
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年01月	H28年03月	実施中	42%	1,291千円	—	9,430千円	8,139千円
	<p>具体的取組内容 平成26年度交付対象者は94人。奨励金交付額は5,504,000円。転入により交付対象となった世帯の住民税納付額は5,841,500円。転入による交付対象世帯人口(定住人口の増)は126人。事業開始からの奨励金の交付総額は8,139,700円、住民税納付総額は9,430,800円。26年度は交付対象者の把握、交付事務を円滑にするための電算システムの構築を行いました。</p>																		
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年01月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>																		

鞍手町定住促進奨励金交付条例

平成 23 年 12 月 26 日
鞍手町条例第 21 号

(目的)

第1条 この条例は、鞍手町への定住の促進と人口の増加を図るため、本町に定住する目的をもって住宅を取得する者に対し、鞍手町定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、もって活力にあふれた町づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として、永住の意思をもって居住し、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する、床面積が規則で定められた範囲内の個人の居住の用に供する建物をいう。ただし、併用住宅については、居住の用に供する部分に限ることとし、その床面積が規則で定められた範囲内の建物をいう。
- (3) 新築 新たに自己の居住の目的で、本町内に住宅を建築又は建築後未使用の住宅を購入することをいう。
- (4) 購入 新たに自己の居住の目的で、本町内にある中古住宅を購入することをいう。
- (5) 町税等 規則で定めるものをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、定住を目的に新築又は購入により取得した住宅（以下「当該住宅」という。）の所有権を有する者（規則で定める者は除く。）で、かつ、次の各号の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 当該住宅において、平成25年度から平成34年度までの間に鞍手町税条例（昭和30年鞍手町条例第7号）第3条第1項第2号に規定する固定資産税を新たに課税された者
 - (2) 当該住宅に入居する世帯全員の町税等に滞納がない者
 - (3) 当該住宅に入居する世帯全員が鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でない者
 - (4) 過去に本条例の規定による奨励金の交付を受けていない者（規則で定める者は除く。）
- 2 前項に規定する要件を満たし奨励金を受けていた交付対象者が死亡し、同一の世帯員のいずれかのものが当該住宅の所有権を相続し、前項に規定する要件を満たし、引き続き定住する者は、交付対象者とする。

(交付額及び交付期間)

第4条 奨励金は、年度ごとに交付するものとし、その額は、前条に規定する者が取得した当該住宅及び当該住宅に係る土地に課税され、納付することとなる固定資産税に相当する額（併用住宅にあっては、規則で定める額）又は15万円のいずれか少ない額とする。

- 2 奨励金の交付期間は、平成25年度から平成34年度までの間に当該住宅に課税された固定資産税の最初の年度（購入にあっては、交付対象者となった最初の年度）から10年間とする。
- 3 前条第2項の規定により奨励金の交付対象となった者の交付期間は、死亡前の交付対象者が受けることとなっていた年度までを限りとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、年度ごとに規則に定めるところにより町長に交付申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金交付の適否を決定し、申請者に対し通知するものとする。

(交付請求)

第7条 奨励金の交付決定を受けた者は、規則に定めるところにより町長に奨励金の交付請求をしなければならない。

(返還等)

第8条 町長は、奨励金の交付を受けた者が虚偽の申請若しくはその他不正な手段により奨励金の決定又は交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を返還させることができる。

2 町長は、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の返還を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日までに第6条の規定により奨励金の交付決定を受けた者については、第4条第2項に規定する交付期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。

(読替え)

4 この条例の施行後、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行されるまでの間、第2条中「住民基本台帳」とあるのは「住民基本台帳又は外国人登録原票」と読み替える。

鞍手町定住促進奨励金交付条例施行規則

平成23年12月28日

鞍手町規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町定住促進奨励金交付条例(平成23年鞍手町条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(住宅の面積)

第2条 条例第2条第2号中の床面積が規則で定められた範囲内の建物とは、50平方メートル以上280平方メートル以下のものとする。ただし、区分所有に係る住宅(一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもので構成されたものをいう。以下次項において同じ。)の居住の用に供する部分を購入する場合には、当該居住の用に供する住宅の面積が40平方メートル以上280平方メートル以下のものとする。

(町税等)

第3条 条例第2条に規定する町税等とは、鞍手町税条例(昭和30年鞍手町条例第7号)第3条第1項各号に規定する町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税、鞍手町国民健康保険税条例(昭和30年鞍手町条例第4号)第2条に規定する課税額、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年福岡県後期高齢者医療広域連合条例第26号)第5条及び鞍手町後期高齢者医療に関する条例(平成20年鞍手町条例第4号)第3条に規定する保険料、鞍手町保育料徴収条例(昭和32年鞍手町条例第4号)第2条に規定する保育料、鞍手町営住宅管理条例(平成9年鞍手町条例第31号)第14条に規定する家賃、鞍手町改良住宅設置及び管理条例(昭和50年鞍手町条例第31号)第10条に規定する家賃、鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成14年鞍手町条例第28号)第4条に規定する負担金、鞍手町下水道条例(平成14年鞍手町条例第27号)第15条に規定する使用料、鞍手町水道事業給水条例(平成10年鞍手町条例第5号)第23条に規定する水道料金及び本町の各種使用料等の一切のものをいう。

(交付対象者とならない者)

第4条 条例第3条第1項の規則に定める者とは、次の各号に定める要件のいずれかを満たす者をいう。

- (1) 条例の施行日以降に、町内に既存の住宅の所有権を有する者が移り住むことを目的として新たに新築又は購入した住宅の所有権を有した者(同居していた世帯員のいずれかが所有権を有する者となった場合を含む。ただし、既存の住宅を所有していた者と別世帯を形成するようになった場合を除く。)
- (2) 条例の施行日以降に、町内に所有権を有する既存の住宅以外に町内に新たに新築又は購入した住宅の所有権を有する者
- (3) 町内に既存の住宅の所有権を有し定住している者が、条例の施行日から条例の効力を失う日までの間に、町外に転出した後に再び町内に定住を目的に住宅を新築又は購入し所有権を有することとなった者(転出前に同居していた世帯員のいずれかが所有権を有する者となった場合を含む。ただし、転出前に所有権を有していた者と別世帯を形成するようになった場合を除く。)

(過去に奨励金を受けた者の特例)

第5条 条例第3条第1項第4号の規則で定める者とは、既に奨励金の交付を受け、条例第3条の規定を満たし、かつ、次の各号に定める要件のいずれかを満たすものをいう。

- (1) 当該住宅を災害又は火災により倒壊又は焼失した後、倒壊又は消失する前の当該住宅に係る交付期間内に、再度、交付対象となる住宅を新築又は購入した者
- (2) 中古住宅を購入し奨励金を受けている者が、交付期間内に当該住宅を取り壊し、再度、交付対象となる住宅を当該住宅と同一の場所に新築した者

2 前項の規定に係る交付期間は、既に奨励金の交付を受けていた住宅に係る交付期間を限度とする。

(併用住宅の奨励金)

第6条 条例第4条に規定する奨励金のうち併用住宅がその対象となる場合の奨励金の交付額は、当該併用住宅において納付することとなる固定資産税に相当する額に、居住の用に供する部分の面積を併用住宅全体の面積で除して得た値を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(共有名義の奨励金)

第7条 交付申請の物件が共有名義の家屋等であるときは、条例第4条に規定する奨励金の交付額を登記事

項証明書に記載された所有権の持ち分により按分した額とする。

(奨励金の交付申請)

第8条 条例第5条に規定する奨励金の交付申請は、鞍手町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅に居住する世帯全員の住民票謄本
- (2) 申請する年度の固定資産税を納付したことを証する書類
- (3) 取得した土地及び住宅の登記事項証明書
- (4) 住宅の平面図
- (5) 個人情報の取扱いに関する同意書兼宣誓書(様式第2号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、当該申請に係る住宅につき、申請者に対して新たに課税された固定資産税の賦課期日が属する年の8月1日から10月31日までに提出しなければならない。

3 第1項の交付申請の物件が共有名義の家屋等であるときは、申請者は所有権の持ち分に応じて申請するものとする。

(奨励金の交付決定等)

第9条 条例第6条に規定する交付決定または却下の通知は、鞍手町定住促進奨励金交付決定(却下)通知書(様式第3号)によるものとし、その交付決定を通知する期日は、毎年1月31日までとする。

(奨励金の交付請求)

第10条 前条の通知を受けた者が奨励金の交付を受けようとするときは、鞍手町定住促進奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、町長が定める期日までに行わなければならない。その期日は、条例第6条に規定する交付決定または却下の通知発送後、30日以内とする。

(奨励金の交付)

第11条 町長は、前条の交付請求があったときは、奨励金を毎年3月31日までに交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、10年目に係る奨励金の交付については、当該年度の年度末(出納閉鎖期間を含む。)までに交付するものとする。

(奨励金の交付決定取消)

第12条 条例第8条第1項の規定に該当すると認められたときは、鞍手町定住促進奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により、すでに交付決定した奨励金について取消を行うものとする。

(奨励金の返還)

第13条 条例第8条第1項に規定する奨励金の返還は、町長がその額及び期間を定め、鞍手町定住促進奨励金返還命令書(様式第6号)により、その返還を命じるものとする。

2 条例第8条第2項に規定するやむを得ない特別の事由とは、町の全部または一部にわたる災害等により、本町外に転出し生活の本拠を移すこととなったものをいう。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は要綱で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この規則の失効前に奨励金の交付の決定を受けた者に係る奨励金並びに平成25年度から平成34年度までの間に固定資産税が課税された住宅及び土地を取得し、登記が完了した者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

奨励金の交付による定住支援実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請件数	45	94			
申請世帯人口	169	334			
転入人口	57	126			
不転出人口	112	208			
新築	29	66			
うち転入	10	26			
中古住宅	16	28			
うち転入	8	15			
交付額	2,635,700	5,504,000			
転入者への課税額	3,619,700	5,951,900			
住民税	3,589,300	5,841,500			
※参考 軽自動車税	30,400	110,400			

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																									
連番	5	主管課	地域振興課	その他担当課	福祉人権課																				
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）																				
中間目標	効果的、効率的な行政運営				公共交通体系確立のための実証運行完了																				
直接的な目標	住民サービスの向上				(現在までの累積効果額)								0千円												
具体的改革項目	持続可能な新たな地域公共交通体系の確立				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）																				
					連携計画の策定完了																				
実施概要	<p>地域公共交通活性化再生総合事業（国土交通省所管）を活用し、バス路線を中心とした公共交通の住民ニーズや地域の現状、利用不便地域の把握等の調査を行う。その上で、通勤、通学等での公共バスの利用促進、福祉バスの有償化やコミュニティバス化、乗合タクシー等の導入など、町の財政状況を考慮した新たな公共交通体系及びシステムを構築するため、鞍手町地域公共交通総合連携計画を策定する。また計画策定後、3ヵ年度にわたり当該計画に基づいた実証運行（試験運行）を行い、将来にわたって持続可能な公共交通体系を確立する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①路線バス、コミュニティバス、福祉バスの実態調査及び類似地域先進地域における公共交通システムの事例調査</p> <p>②利用者のニーズ把握調査、調査結果の整理・分析</p> <p>③交通施策立案と基本方針の策定</p> <p>④新たな公共交通体系による実証運行（平成23年10月～平成26年9月）</p> <p>⑤新中学校開校に伴う生徒の通学手段の確保及び高齢者等の日常生活における交通手段の確保・維持のための運行体系の確立（平成26年10月～平成27年9月）</p>																								
■ 評価点検⇒見直し																									
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）						現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額																
	23	24	25	26	27	開始年月			到達年月	合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額												
平成23年度	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	40%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年6月に地域公共交通活性化協議会を開催し、コミュニティバス路線の新設及び廃止、予約型乗合タクシーの新設、乗継ぎ割引制度の導入など、新たな町の公共交通体系について協議を行い、平成23年8月の地域公共交通会議において、最終的な同意を得ました。これにより、平成23年10月から第1年度の実証（試験）運行を開始。半年が経過した平成24年3月には、実証運行第2年度に向けた見直しを行うため、すまいるバス（コミュニティバス）ともやいタクシー（予約型乗合タクシー）の利用者にアンケート調査等を実施しました。</p>																								
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	50%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成24年6月に地域公共交通活性化協議会を開催し、コミュニティバスのまちなか線の乗り継ぎをなくすため往復運行から循環型運行に変更、運賃を200円均一に変更、予約型乗合タクシーの改編など、新たな町の公共交通体系について協議を行い、平成24年8月の地域公共交通会議において、最終的な同意を得ました。これにより、平成24年10月から第2年度の実証（試験）運行を開始。半年が経過した平成25年3月には、利用実績や利用者からの要望をまとめ、実証運行第3年度に向けた見直しに向け検討しています。</p>																								
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	60%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成25年6月に地域公共交通会議を開催し、コミュニティバスまちなか線を倉坂線、泉水線に再編し、起終点運行に変更、もやいタクシー上木月線を新設、すべての路線において運賃を200円に変更、乗り場及び便数の増加など、地域公共交通を確保・維持するための協議を行い、平成25年8月の地域公共交通会議において最終的な同意を得ました。これにより、平成25年10月から第3年度目の実証（試験）運行を開始。平成25年12月からは更に便利になるように、時刻表の一部の改定を行った。平成27年4月から新中学校が開校されることに伴い、利用者の状況が大きく変わることが予想されるため、平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）を活用し、調査を行った。今後も、生徒の通学手段の確保及び高齢者等の日常生活における交通手段の確保・維持するために検討していきます。</p>																								
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	100%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成26年9月に実証運行完了。中学校統合による学生の交通手段というあらたな利用目的に合わせた新たな交通体系を年度当初より検討。27年度には運行事業者のひとつを西鉄バス筑豊株式会社に変更。平成27年3月22日より新路線、新ダイヤにて運行。それに伴いバスを購入。実証運行は完了したが、今後も利用者の利便性と財政負担等を考えた地域公共交通のあり方を検討しました。</p>																								
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>																								

■ 過去3年間の利用者の推移

種別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	1日平均	備考
西鉄バス	中山・中間線	244,018	228,843	214,412	687,273	628
	西川線	105,322	97,639	91,445	294,406	269
	小計	349,340	326,482	305,857	981,679	897
コミュニティバス	38,276	40,640	39,511	118,427	108	宮若市等町外利用者を含む
福祉バス	20,834	20,390	21,230	62,454	71	
合計	408,450	387,512	366,598	1,162,560	1,075	
1日平均	1,119	1,062	1,004	—	—	

(単位：人)

■ 過去3年間の運行経費補助の推移

種別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	年平均
西鉄バス	13,640,000	11,919,000	15,179,000	40,738,000	13,579,333
コミュニティバス	2,913,618	4,048,558	4,101,100	11,063,276	3,687,759
福祉バス	10,648,506	11,227,723	10,947,327	32,823,556	10,941,185
合計	27,202,124	27,195,281	30,227,427	84,624,832	28,208,277

(単位：円)

■ 直近の2年間ににおける運行経費補助額増減額及び主な理由

西鉄バス	3,260,000
コミュニティバス	52,542
福祉バス	-280,396

契約単価の見直し（増額）や国補助金の対象から一部除外（中山・中間線中間系統の輸送量が基準以下）されたため

平成23年10月から、町のバスが変わります

すまいるバスに“まちなか線”を新設。 平日1日15往復を増便。→④ページ

鞍手駅や町内の主要施設へのアクセス向上を主な目的として、すまいるバス（コミュニティバス）に新たな系統“まちなか線”を新設します。まちなか線は、鞍手駅や中央公民館、鞍手町立病院、鞍手郵便局、鞍手町役場、くらじの郷など町の主要施設がある地域を平日で1日15往復します。

西鉄バス西川線が“くらじの郷”経由に。 バス同士の乗りつぎが便利に。→③ページ

西鉄バス西川線は、直方バスセンターから赤間営業所までを1日12往復しています。このうち県道直方・宗像線を運行するルート（新北～島間）を県道宮田・遠賀線を通るルートに変更し、くらじの郷へ乗り入れるようにします。

これにより、西鉄バスとすまいるバス（コミュニティバス）、もやいたクシー（予約型乗合タクシー）との乗りつぎが便利になります。

古門や長谷、泉水などの公共交通空白地域に “もやいたクシー”を導入。→⑤ページ

西鉄バスなどの利用が困難で、公共交通が空白となっている地域をカバーするため“もやいたクシー（予約型乗合タクシー）”を導入します。

平成23年10月からは、古門地域の一部、長谷、泉水地域で“もやいたクシー”を運行します。運行回数は、平日4往復、土、日、祝日などは2往復です。

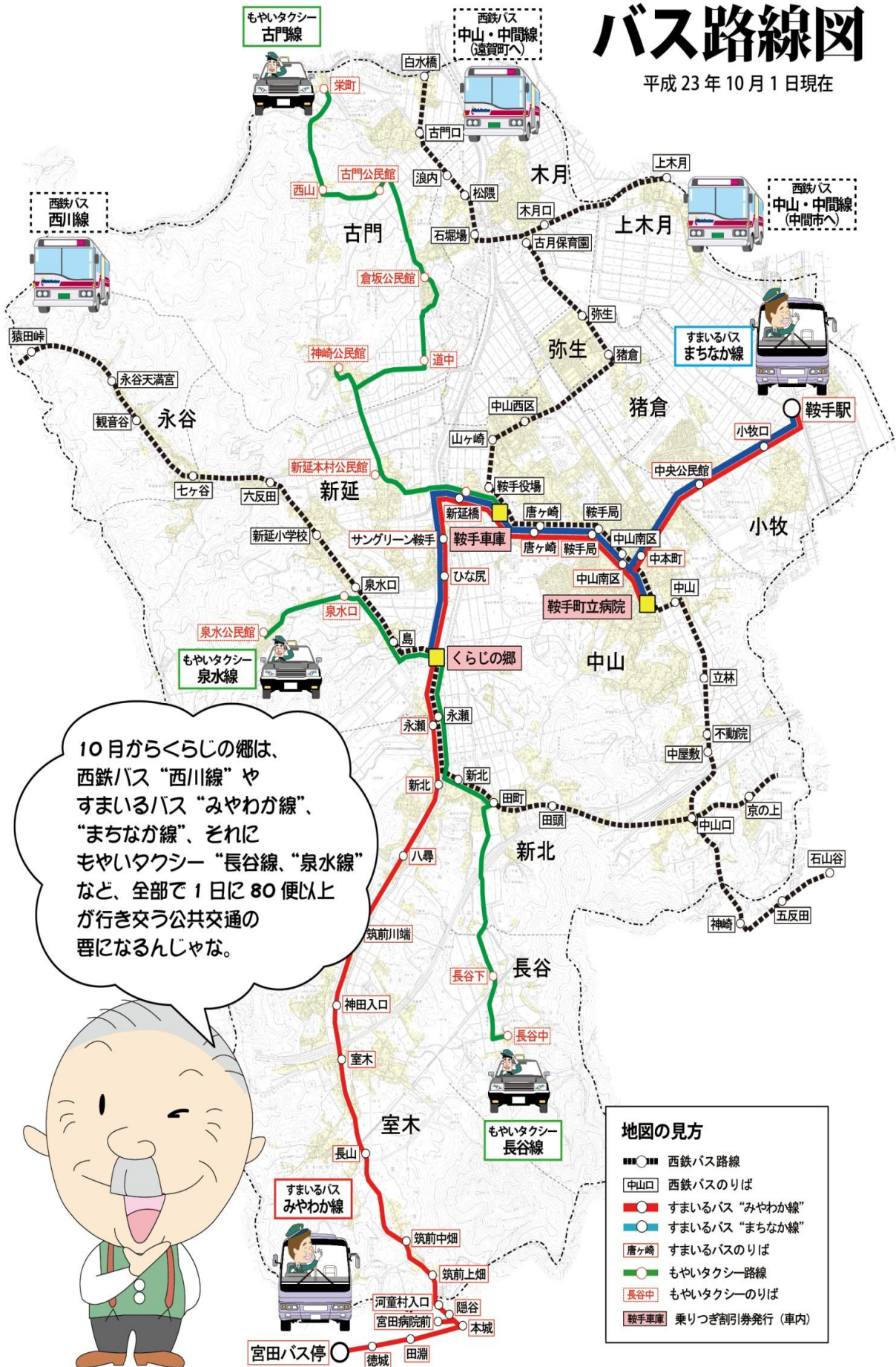


“まちなか線”区間への バス乗りつぎが100円になる 割引運賃を適用。→⑥ページ

“もやいたクシー”や西鉄バスからすまいるバス“まちなか線”の運行区間（くらじの郷～鞍手駅）へ乗りつぎだ場合には、すまいるバスの運賃が100円になります。乗りつぎ割引を受けるためには、“もやいたクシー”や西鉄バスの車内で発行する「乗りつぎ割引券」が必要になります。

バス路線図

平成 23 年 10 月 1 日現在



10月からくらじの郷は、西鉄バス“西川線”やすまいるバス“みやわか線”、“まちなか線”、それにもやいたクシー“長谷線”、“泉水線”など、全部で1日に80便以上が行き交う公共交通の要になるんじやな。



地図の見方

- 西鉄バス路線
- 中山口 西鉄バスのりば
- 赤線 すまいるバス“みやわか線”
- 青線 すまいるバス“まちなか線”
- 唐ヶ崎 すまいるバスのりば
- 緑線 もやいたクシー路線
- 長谷中 もやいたクシーのりば
- 鞍手車庫 乗りつき割引券発行(車内)

平成24年10月から、町のバスが変わります

すまいるバス“まちなか線”が往復運行から周回運行に変わります。

周回運行に変わること、まちなか線は新しく3つの系統に分かれます。

1つ目の系統は“倉坂・古門・猪倉まわり”です。これは、くらじの郷から倉坂、古門、木月、上木月、弥生、猪倉、大池などを通るルートで、この沿線の利用者が、鞍手駅や中央公民館、くらじの郷などに直接行ける便を確保するものです（5ページ）。

2つ目の系統は“泉水・永谷・神崎まわり”です。これは、くらじの郷から泉水、永谷、セヶ谷、六反田、神崎、新延本村などを通るルートで、この沿線の利用者が、鞍手駅や役場、中央公民館、町立病院などに直接行ける便を確保するものです（6ページ）。

この2つの系統は、いずれも町の中心街へ行くためのもので、戻るためのルートとして“中山・古門・泉水まわり”を運行します（7ページ）。

また、すまいるバス運行ルートのうち、町立病院から中央公民館までの間を県道直方・鞍手線を通るルートに変更します。これに伴い、「中山」バス停を新設し、「中本町」バス停を移動します。

“もやいたクシー”長谷線を鞍手車庫や町立病院まで延長します。

もやいたクシー長谷線は継続し、鞍手車庫や鞍手町立病院まで延長します。また、予約の期限を出発の1時間前までとします。運賃は、くらじの郷までが200円、それ以降は500円となります（回数乗車券は使えます）。

なお、まちなか線運行ルートの変更に伴い、もやいたクシー古門線と泉水線は一時休止とします。

すまいるバスの運賃が、200円均一に変わります。

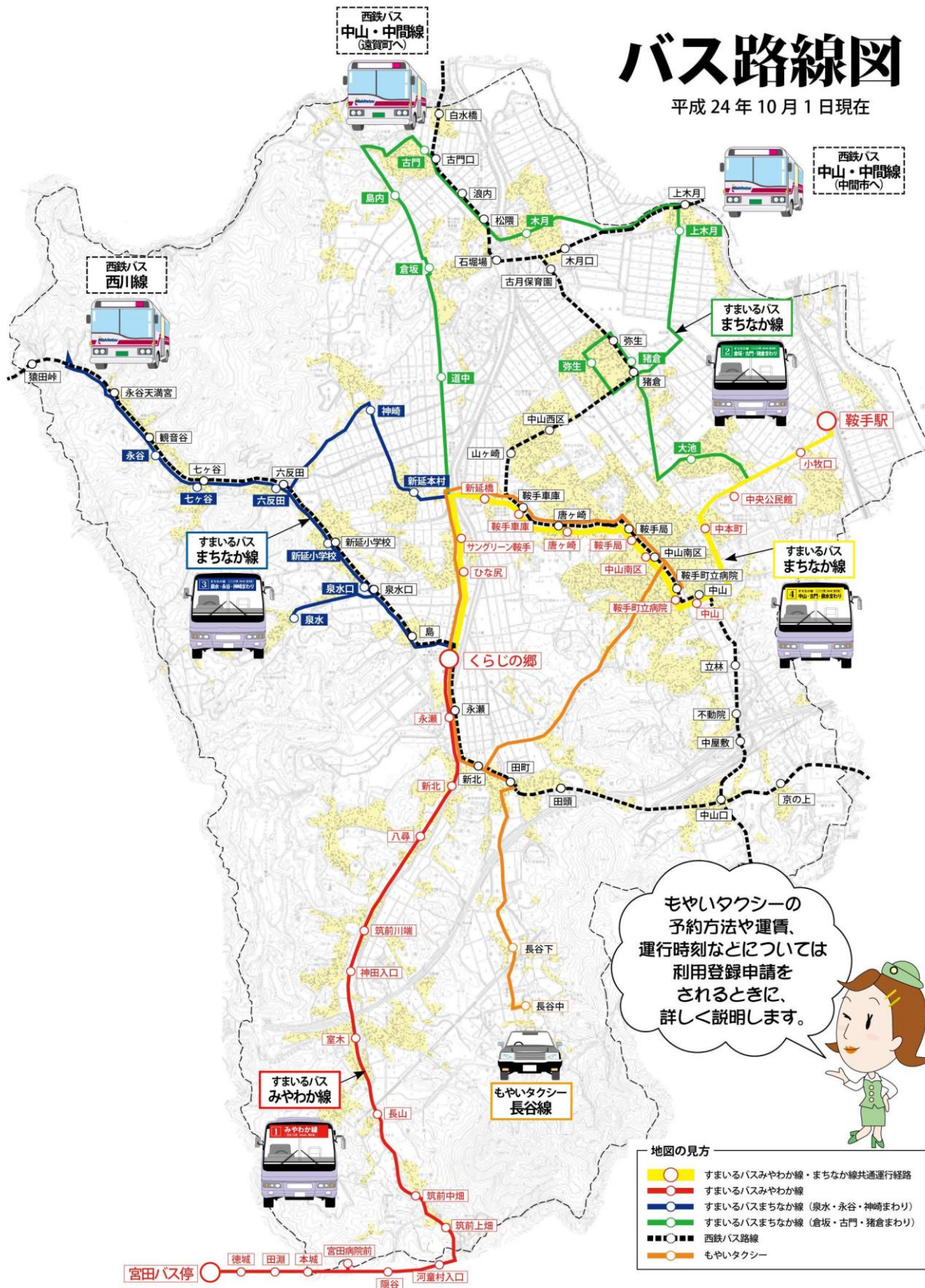
まちなか線を周回運行に変更することにより、距離別で運賃を決めることが難しくなることから、みやわか線を含めて、一律200円の均一運賃を導入します（小学生や障害者手帳を持っている人は、半額の100円）。この変更により、運賃は乗車のときに支払うようになります。

また、回数乗車券のプレミアム（上乗せ部分）が、現在の100円から200円になります（1,000円で1,200円分の乗車が可能）。



バス路線図

平成 24 年 10 月 1 日現在



すまいるバスまちなか線を 倉坂線と泉水線に再編。周囲運行から往復運行に変わります。

→ ④～⑥ページ

- ①すまいるバスまちなか線を、周囲運行から往復(起終点)運行に変更し、倉坂線と泉水線に再編します。「倉坂」から「鞍手駅」、「永谷」から「鞍手駅」までの乗車時間は、片道約 30分になります。
- ②みやわか線の運行区間のうち「筑前川端」から「八尋」まで間に、「幸ノ浦」と「旭」バス停を新設します。
- ③まちなか線の再編に伴い、「鞍手町役場」、「山ヶ崎」、「中山西区」、「昭和通り」バス停を新設します。倉坂線、泉水線とち「新延橋」から「鞍手局」までの間は、新設するバス停を通るルートになります(みやわか線は、従来通り「鞍手車庫」、「唐ヶ崎」を通ります)。
- ④倉坂線は「倉坂」(バス停を倉坂集会所前に移設し、「道中」までの間に「古月横穴」バス停を新設します。また、これまでの県道宮田・遠賀線を通るルートから倉坂団地 7 号線を通るルートに変更します。

もやいたクシー長谷線は 11 か所、上木月線は 17 か所から乗車が可能に。便数を増加。運賃はバスと同額の 200 円です。

→ ⑦～⑧ページ

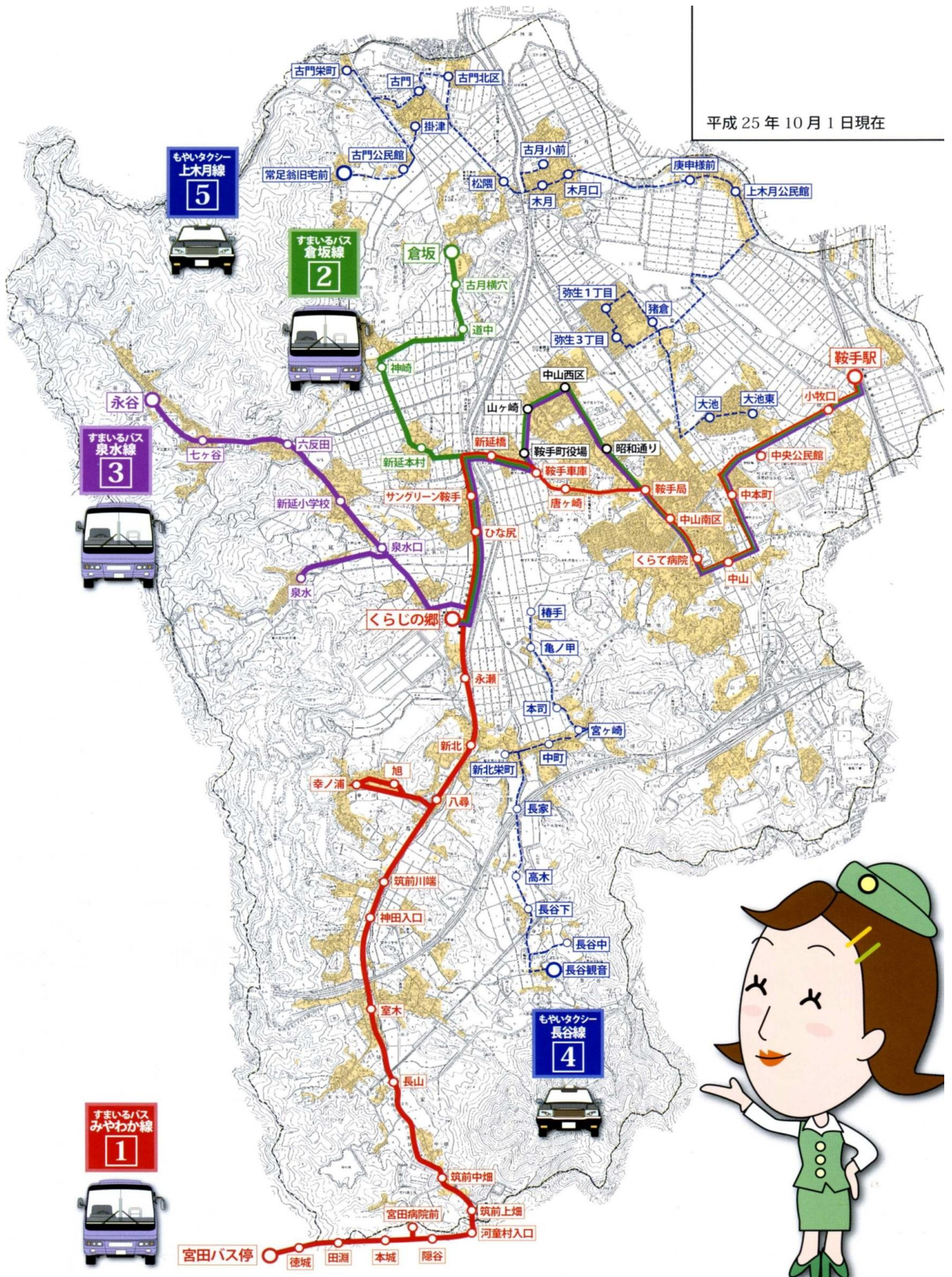
- ①長谷線の乗降場所が、これまでの 2 か所から 11 か所に増えます。また、すまいるバスまちなか線の路線の一部を廃止して新設する上木月線は、「常足翁旧宅前」から「大池東」までの 17 か所の乗降場所で利用することができ
- ②ちやいたクシーは、行き(往路)、帰り(復路)ともおおむね 1時間間隔で運行します。
- ③長谷線、上木月線とも、行きは「くらじの郷」、「サングリーン 鞍手」、「鞍手車庫」、「鞍手局」、「くらて病院」、「中本町」、「中央公民館」、「鞍手駅」の 8 か所のバス停で降りることができます。帰りも同様のバス停から乗ることが
- ④行き、帰りとち、予約状況に応じて最短のルートを選択します(予約がない便や区間は運行しません)。
- ⑤行きの降車場所への到着時間は、最終の乗車から 10 分程度になります。
- ⑥予約は、発車時刻の 1時間前までに、予約専用ダイヤルへ直接申し込んでください(ちやいたクシーは、有限会社中山タクシーとMGタクシー株式会社が日替わりで運行します)。



この「鞍手町パスがいど」や町の公共交通についてのお問い合わせは、
鞍手町役場企画財政課Tel 42-2111 (内線 343番)まで

すまいるバス もやいたクシー 路線図

平成 25 年 10 月 1 日現在



利用者の推移(H21～H25)

種別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
西鉄バス	直方～鞍手～遠賀線	214,412	202,909	202,846	197,842	174,841 (1日…479人) 中間系統H25.3未廃止、新入系統H25.4新設
	直方～鞍手～宗像線	91,445	87,517	88,161	81,883	79,444 (1日…218人)
	小計	305,857	290,426	291,007	279,725	254,285 (1日…697人)
すまいるバス	みやわか線	39,511	41,431	39,253	36,841	40,774 (1日…112人)
	倉坂線・泉水線	39,511	41,431	5,612	9,801	9,818 (1日…27人) H23.10運行開始 H24.10周回運行に変更、H25.10まちなか線を倉坂線・泉水線に再編し終端運行に変更
	小計	79,022	82,862	44,865	46,642	50,592 (1日…139人)
もやいたクシー	古門線			22	5	H24.9末で休止
	長谷線			2	29	(1日…0.2人)
	泉水線			58	115	H24.9末で休止
	上木月線			82	149	465 (1日…2.6人) H25.10新設
小計					556 (1日…2.8人)	
福祉バス(くらじ号)	21,230	20,208	9,487			H23.9末で廃止
合計	366,598	352,065	345,441	326,516	305,433	

単位:円

運行補助(赤字補てん金)の推移(H21～H25)

西鉄バスへの運行赤字補てん金の対象期間は、前年度の10月1日から翌年度の9月30日まで(平成25年度の場合平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)

種別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
西鉄バス	直方～鞍手～遠賀線	13,788,000	14,880,000	12,483,000	12,240,000	10,229,000 中間系統H25.3未廃止、新入系統H25.4新設
	直方～鞍手～宗像線	1,391,000	2,039,000	1,682,000	1,040,000	1,946,000
	小計	15,179,000	16,919,000	14,165,000	13,280,000	12,175,000
すまいるバス	みやわか線	5,206,330	3,657,150	3,399,490	2,795,950	1,454,340 1日単価23,500円
	うち県補助金					209,000
	うち宮若市負担額	1,105,230	776,360	761,898	597,026	306,472
	倉坂線・泉水線 国庫補助額			3,644,870	9,077,520	10,875,890
小計	5,206,330	3,657,150	7,044,360	11,873,470	12,330,230	
もやいたクシー	古門線			9,570	3,040	H24.9末で休止
	長谷線			1,200	22,460	57,970
	泉水線			20,960	38,300	H24.9末で休止
	上木月線			31,730	63,800	309,316 H25.10新設
小計			5,795,159	63,800	367,286	H23.9末で廃止
福祉バス(くらじ号)	10,947,327	11,156,865				
合計	31,332,657	31,733,015	27,036,249	25,217,270	24,872,516	
実質町負担額	30,227,427	30,956,655	26,274,351	20,581,244	20,358,044	

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	6	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				実施期間内7,500件の利用（年1,500件）										
直接的な目標	住民サービスの向上				(現在までの累積効果額)				0千円						
具体的改革項目	毎週木曜日の全庁的時間外業務の実施				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>現在、毎週木曜日については、午後7時まで税務住民課、会計課、教育課の3課で時間外窓口を実施しているが、今後は、全庁的に業務時間を延長することで、更なる住民サービスの向上を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成23年度から役場庁舎内の各課及び教育課について、毎週木曜日午後7時まで業務を延長する。なお、職員については、勤務時間の振替で対応することとし、全業務に対応できるよう課内で勤務体制を調整する。</p> <p>②平成23年度以降、年度末及び年度初めの日曜日を開庁する。開庁日や開庁時間等の内容については23年度中に検討する。</p> <p>③平成23年度中に対応状況調査やアンケート調査等を実施し、時間外業務の効果について検証する。</p> <p>④広報紙、ホームページ、看板等により、時間外業務の住民への周知徹底を図る。</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	22%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年4月1日より全庁的に午後7時まで時間外業務を実施しました。併せて窓口アンケート及び来庁者調査を実施して効果の検証を行い、平成24年1月より全庁実施から来庁者の多かった課・班のみの実施へと変更しました。住民への周知はホームページ及び広報誌により行い、平成23年度の利用件数は1669件となりました。また、年度末及び年度初めの日曜日の開庁については、平成24年3月25日及び平成24年4月1日に実施しました。利用件数は19件と少なかつたため、周知の方法等を検討していきたいと考えています。 【現在の窓口延長実施課・班】税務住民課・保険健康課保険年金班・会計課・上下水道課水道班・福祉人権課・総務課（外線電話対応）</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	52%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成24年度は前年度と同様の窓口延長実施課・班において午後7時まで時間外業務を実施し、利用件数は前年度を511件上回る2,180件となりました。また、年度末及び年度初めの日曜日の開庁については、平成25年の年度始めの日曜日が4月7日となるため、年度末の2日間（平成25年3月24日、31日）に実施しました。住民への周知は、ホームページ・広報・庁舎内ポスター掲示により行い、利用件数は前年度より増加し55件となりました。（※なお、新聞社にも掲載依頼をしましたが掲載されませんでした。） 【現在の窓口延長実施課・班】税務住民課・保険健康課保険年金班・会計課・上下水道課水道班・福祉人権課・総務課（外線電話対応）</p>														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	76%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成25年度は前年度と同様の窓口延長実施課・班において午後7時まで時間外業務を実施し、利用件数は前年度を321件下回る1,859件となりました。また、年度末及び年度初めの日曜日の開庁については、平成26年3月30日、4月6日に実施しました。住民への周知は、ホームページ・広報・庁舎内ポスター掲示により行いました。制度開始より3年が経過しており住民への周知は浸透していると考えられますが昨年より利用者数が減少しているため引き続き周知方法の検討を行っていきます。 【現在の窓口延長実施課・班】税務住民課・保険健康課保険年金班・会計課・上下水道課水道班・福祉人権課・総務課（外線電話対応）</p>														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	101%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成26年度は前年度と同様の窓口延長実施課・班において午後7時まで時間外業務を実施し、利用件数は前年度を27件上回る1,886件となりました。また、年度末及び年度初めの日曜日の開庁については、平成27年3月29日、4月5日に実施しました。住民への周知は、ホームページ・広報・庁舎内ポスター掲示により行いました。制度開始より4年が経過しており住民への周知は浸透していると考えられますが引き続き周知方法の検討を行っていきます。 【現在の窓口延長実施課・班】税務住民課・保険健康課保険年金班・会計課・上下水道課水道班・福祉人権課・総務課（外線電話対応）</p>														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>														

時間外窓口開設に係る県内市町村の現状

平成22年7月現在

市町村名	開設	曜日	延長時間	勤務体系	開設課	閉庁日の対応等
北九州市	○	木曜日	午後7時		市民課・保健福祉課・生活支援課・国保年金課・課税納税業務	
福岡市						
大牟田市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課	
久留米市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・税の証明納付発行のみ・国民健康保険・年金・医療・母子・障害	年度末3月第3、4日曜 年度当初4月第1、2日曜 終日（振替）
直方市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・児童福祉係・税・健康福祉	
飯塚市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・課税課・納税課・市民活動推進課	
田川市	○	第2木曜	午後7時	フレックス	納税係	
柳川市	×					
八女市	○	水曜日	午後7時	フレックス	市民課・税務課・納税課・福祉健康課・上下水道	年度末3月最終土曜 年度当初4月第1土曜 午前中（振替）
筑後市	×				市民課・税務課	第2、4日曜日 午前中 振替
大川市	×				転入、転出に係る課	年度末3月最終日曜とその前週の日曜 年度当初4月第1日曜 8:30～12:00（振替）
行橋市	○	第2、4木曜	午後8時	時間外手当	納税課・国民健康保険課・後期高齢者	
豊前市	×					
中間市	×					
小郡市	×				市民課	第3日曜日以外閉庁 振替
筑紫野市	×					第2、4土曜日 午前中 振替
春日市	×				住民票、印鑑登録、戸籍等	出張所 土日祝 再雇用で対応
大野城市	×				市民・市税・収納・国保年金・子育て支援・上下水道	第2、4土曜 9:30～12:30 振替
宗像市	×					
太宰府市	×				市民課・税務課（証明発行のみ）	第2、4土曜 9:00～12:00
糸島市	×					
古賀市	×				市民課	3/28（日）4/4（日）8:30～12:00検討中 来年度未定 休日手当
福津市	×					
うきは市	○	木曜日	午後6時30分	フレックス	住民課	
宮若市	○	木曜日	午後7時15分	フレックス	市民課 発行のみ	
嘉麻市	○	木曜日	午後7時	時間外手当	市民課・税務課	
朝倉市	○	水曜日	午後7時	フレックス	市民課	
みやま市	×	要望があれば		時間外手当		
那珂川町	○	第2、4木曜	午後9時	時間外手当	税務課・国保の課	
宇美町	○	毎月15日	午後8時	時間外手当	住民課・税務課・健康福祉課	第4日曜 税務課 8:30～17:15
篠栗町	×					年に4回期間を決めて 時間外手当
志免町	×					
須恵町	○	第3水曜日	午後8時	時間外手当	住民課・健康福祉課・税務課	
新宮町	×					
久山町	×					
粕屋町	×					
芦屋町	×					
水巻町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・福祉課・税・健康福祉・下水	
岡垣町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・こども未来課・（税・健康福祉・下水は3月まで）	
遠賀町	×					
小竹町	○	木曜日	午後7時	フレックス	税課・環境・住民・町営・国保等	
鞍手町	○	木曜日	午後7時	フレックス	税務住民課・会計課・教育課	
桂川町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・税務課・保健環境課・水道課・学校教育課	
筑前町	○	木曜日	午後7時	時間外手当	住民課（証明発行のみ）	
東峰村	×					
大刀洗町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・健康福祉課・会計課・税務課・建設課・上下水道管理係	21年度3月最終日曜日終日 22年度4月最初の日曜日終日 異動関係の課受付のみ 代休
大木町	×				税務町民課（証明のみ）	第2、4日曜 9:00～13:00 代休 年度末年度当初日曜 8:30～17:15 健康福祉課、教育課
広川町	×				証明のみ	第1日曜 8:30～12:00
香春町	×				証明のみ（自動交付機 午後8時まで 事前登録365日対応）	
添田町	×					
糸田町	×					土日祝 日直体制2名
川崎町	×					
大任町	×					
赤村	×					
福智町	×					
苅田町	×	宿直で対応				
みやこ町	×					
吉富町	×					
上毛町	×					
築上町	×				住民票、印鑑証明、発行のみ	土日祝 8:30～12:00 管理職で対応

時間外窓口に関する利用者用件別状況等調

■利用者用件別状況

担当課	目的	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	備考
税務関係 税務住民課	税の納付	76件	182件	163件	190件	611件	平成18年度には平成18年1月から3月までのデータを含む
	税の証明	23件	14件	44件	41件	122件	
	納税相談	16件	13件	17件	22件	68件	
	申告・その他	26件	19件	9件	1件	55件	
	電話問合せ等	10件	83件	9件	23件	125件	
	計	151件	311件	242件	277件	981件	
	戸籍に関すること	28件	42件	56件	71件	197件	
	住民登録に関すること	90件	157件	150件	141件	538件	
	印鑑登録に関すること	17件	25件	23件	21件	86件	
	各種証明に関すること	79件	145件	113件	135件	472件	
その他	0件	20件	14件	10件	44件		
計	214件	389件	356件	378件	1,337件		
会計課	税関係	—	135件	224件	135件	494件	平成19年6月からのデータによる
	国保関係	—	113件	164件	78件	355件	
	住宅関係	—	27件	48件	20件	95件	
	水道関係	—	54件	173件	65件	292件	
	下水道関係	—	14件	24件	5件	43件	
	計	0件	343件	633件	303件	1,279件	
	使用料支払	—	6件	18件	35件	59件	
教育課	各種施設予約	—	5件	3件	3件	11件	平成19年9月からのデータによる
	その他問い合わせ等	—	5件	3件	2件	10件	
	計	0件	16件	24件	40件	80件	
	合計	365件	1,059件	1,255件	998件	3,677件	

■木曜日時間外業務の利用状況(班別来庁者数)

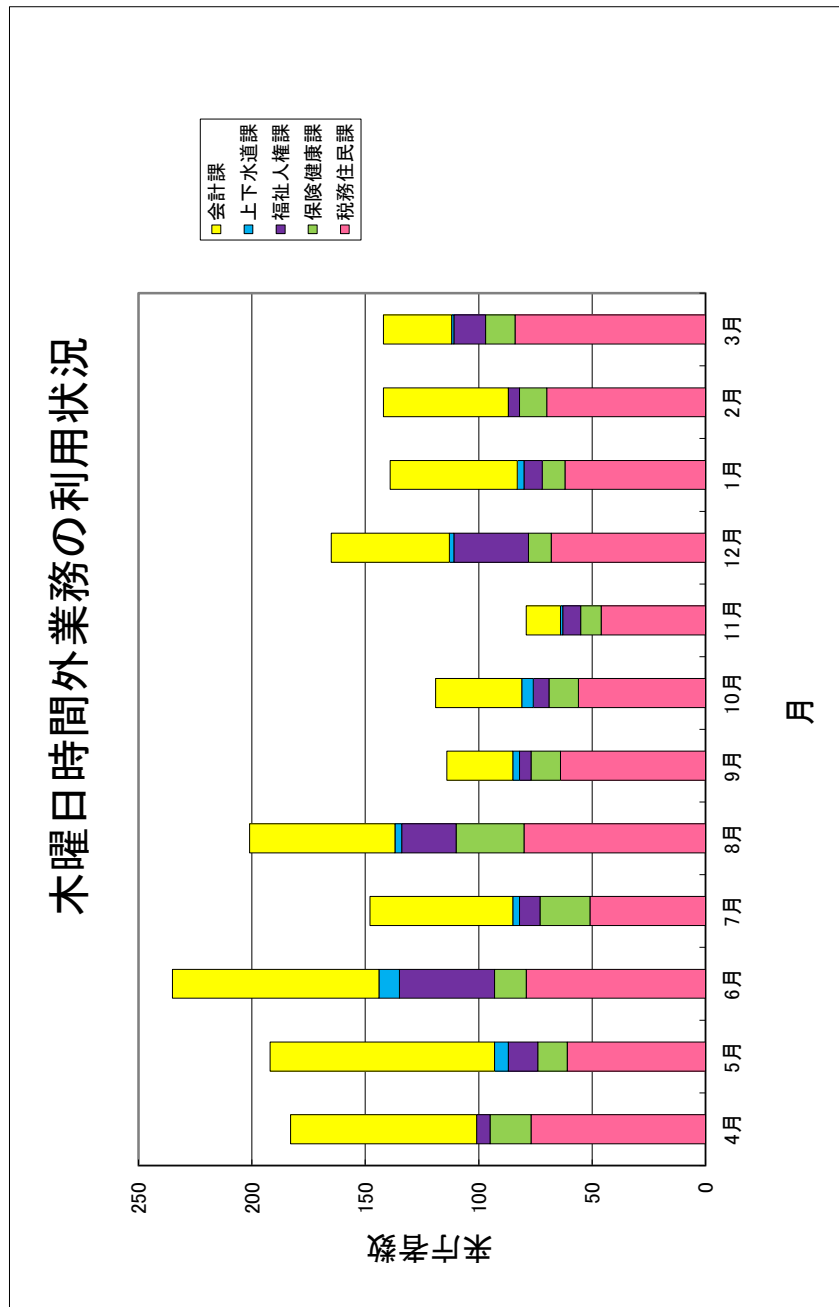
	H23		H24		H25		利用者数計
	来庁者数	月平均	来庁者数	月平均	来庁者数	月平均	
税務住民課	553	46.1	746	62.2	798	66.5	2,097
税務班	142	11.8	139	11.6	200	16.7	481
住民班	411	34.3	607	50.6	598	49.8	1,616
保険健康課	123	10.3	218	18.2	177	14.8	518
保険年金班	123	10.3	218	18.2	177	14.8	518
福祉人権課	110	9.2	142	11.8	174	14.5	426
福祉高齢者班	11	0.9	31	2.6	55	4.6	97
児童人権班	99	8.3	111	9.3	119	9.9	329
上下水道課	83	6.9	68	5.7	36	3.0	187
上水道班	83	6.9	68	5.7	36	3.0	187
会計課	758	63.2	1,006	83.8	674	56.2	2,438
小計	1,627	135.6	2,180	181.7	1,859	154.9	5,666
総務課・企画財政課・健康増進班・農政環境課・建設課・教育課・議事事務局 (H24・1月廃止)	42	4.7					42
合計	1,669	139.1	2,180	181.7	1,859	154.9	5,708

■年度末・年度始めの日曜日の窓口開設利用状況(班別来庁者数)

	H23		H24		H25		利用者数計
	来庁者数	日平均	来庁者数	日平均	来庁者数	日平均	
税務住民課	12	6.0	33	16.5	36	18.0	81
税務班	0	0.0	3	1.5	11	5.5	14
住民班	12	6.0	30	15.0	25	12.5	67
保険健康課	4	2.0	5	2.5	8	4.0	17
保険年金班	4	2.0	5	2.5	8	4.0	17
福祉人権課	1	0.5	5	2.5	8	4.0	14
福祉高齢者班	1	0.5	4	2.0	5	2.5	10
児童人権班	0	0.0	1	0.5	3	1.5	4
上下水道課	0	0.0	2	1.0	1	0.5	3
上水道班	0	0.0	2	1.0	1	0.5	3
会計課	2	1.0	10	5.0	7	3.5	19
実施日	年度末・年度始		年度末2日間		年度末・年度始		
合計	19	9.5	55	27.5	60	30.0	134

■ H25年度木曜日時間外業務の利用状況（課別来庁者数）

課・局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
税務住民課	77	61	79	51	80	64	56	46	68	62	70	84	798
保険健康課	18	13	14	22	30	13	13	9	10	10	12	13	177
福祉人權課	6	13	42	9	24	5	7	8	33	8	5	14	174
上下水道課	0	6	9	3	3	3	5	1	2	3	0	1	36
会計課	82	99	91	63	64	29	38	15	52	56	55	30	674
合計	183	192	235	148	201	114	119	79	165	139	142	142	1,859



■木曜日時間外業務の利用状況(班別来庁者数)

H25年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
税務住民課	77	61	79	51	80	64	56	46	68	62	70	84	798	66.5
税務班	21	13	23	18	14	10	17	11	23	17	19	14	200	16.7
住民班	56	48	56	33	66	54	39	35	45	45	51	70	598	49.8
保険健康課	18	13	14	22	30	13	13	9	10	10	12	13	177	14.8
保険年金班	18	13	14	22	30	13	13	9	10	10	12	13	177	14.8
福祉人権課	6	13	42	9	24	5	7	8	33	8	5	14	174	14.5
福祉高齢者班	3	10	1	4	6	3	3	6	3	3	5	8	55	4.6
児童人権班	3	3	41	5	18	2	4	2	30	5	0	6	119	9.9
上下水道課	0	6	9	3	3	3	5	1	2	3	0	1	36	3.0
上下水道班	0	6	9	3	3	3	5	1	2	3	0	1	36	3.0
会計課	82	99	91	63	64	29	38	15	52	56	55	30	674	56.2
合計	183	192	235	148	201	114	119	79	165	139	142	142	1,859	154.9

【参考】H24年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
税務住民課	48	77	73	55	91	61	43	52	54	57	74	61	746	62.2
税務班	10	10	20	13	17	9	11	6	7	15	12	9	139	11.6
住民班	38	67	53	42	74	52	32	46	47	42	62	52	607	50.6
保険健康課	22	20	11	26	44	18	19	14	10	12	14	8	218	18.2
保険年金班	22	20	11	26	44	18	19	14	10	12	14	8	218	18.2
福祉人権課	6	9	16	7	29	11	8	8	31	6	6	5	142	11.8
福祉高齢者班	5	3	0	1	3	2	3	4	2	2	2	4	31	2.6
児童人権班	1	6	16	6	26	9	5	4	29	4	4	1	111	9.3
上下水道課	3	10	7	6	11	7	9	9	4	1	1	0	68	5.7
上下水道班	3	10	7	6	11	7	9	9	4	1	1	0	68	5.7
会計課	155	82	135	73	91	77	82	51	49	91	73	47	1,006	83.8
合計	234	198	242	167	266	174	161	134	148	167	168	121	2,180	181.7

■ 年度末と年度始めの日曜日の窓口開設利用状況(班別来庁者数)

H25年度	※年度末・年度始実施				日平均
	3月30日	4月6日	計		
税務住民課	17	19	36	18.0	
税務班	3	8	11	5.5	
住民班	14	11	25	12.5	
保険健康課	5	3	8	4.0	
保険年金班	5	3	8	4.0	
福祉人権課	3	5	8	4.0	
福祉高齢者班	2	3	5	2.5	
児童人権班	1	2	3	1.5	
上下水道課	1	0	1	0.5	
上水道班	1	0	1	0.5	
会計課	6	1	7	3.5	
合計	32	28	60	30.0	

↓

H24年度	※2日間とも年度末実施				日平均
	3月24日	3月31日	計		
税務住民課	21	12	33	16.5	
税務班	0	3	3	1.5	
住民班	21	9	30	15.0	
保険健康課	1	4	5	2.5	
保険年金班	1	4	5	2.5	
福祉人権課	1	4	5	2.5	
福祉高齢者班	0	4	4	2.0	
児童人権班	1	0	1	0.5	
上下水道課	2	0	2	1.0	
上水道班	2	0	2	1.0	
会計課	3	7	10	5.0	
合計	28	27	55	27.5	

■木曜日時間外業務の利用状況(班別来庁者数)

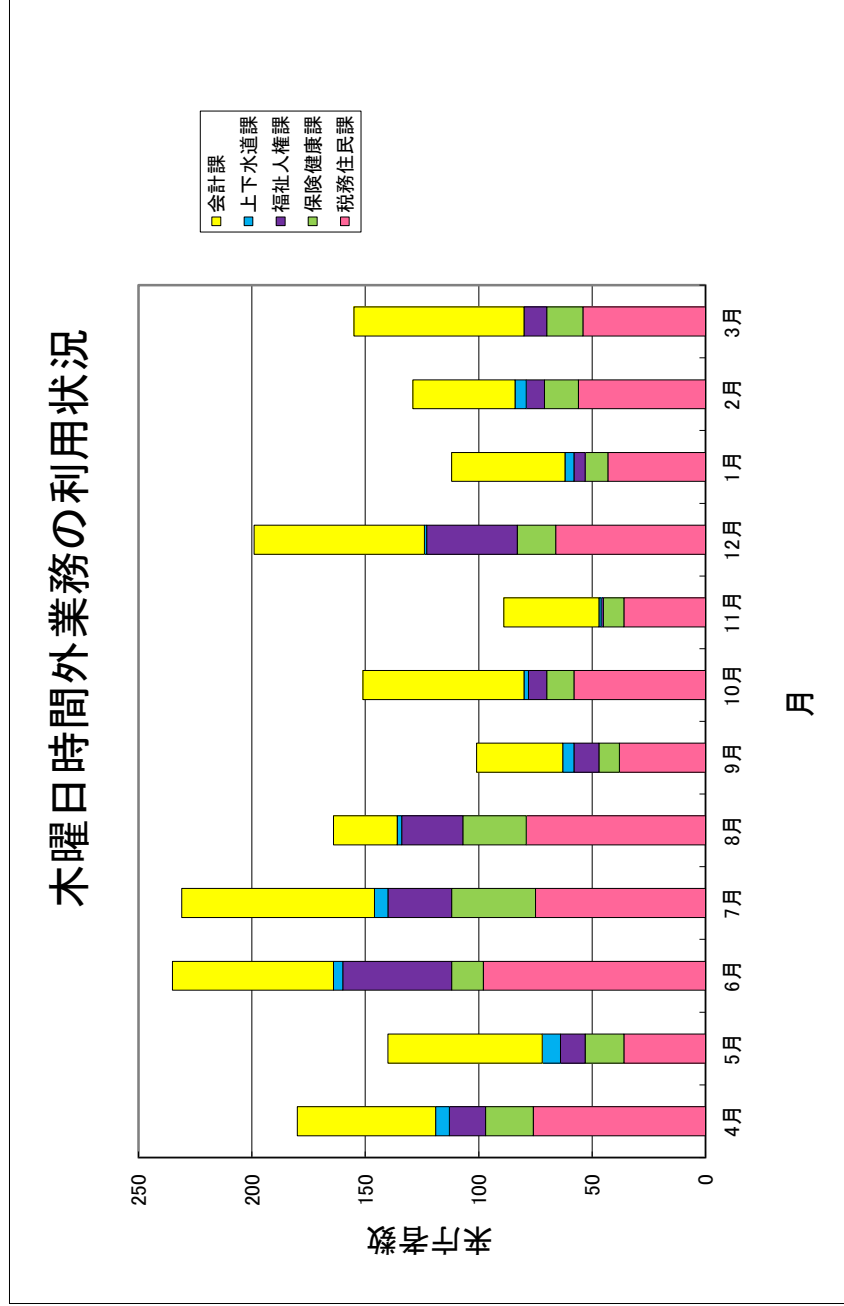
	H23		H24		H25		H26		利用者数計
	来庁者数	月平均	来庁者数	月平均	来庁者数	月平均	来庁者数	月平均	
税務住民課	553	46.1	746	62.2	798	66.5	715	59.6	2,812
税務班	142	11.8	139	11.6	200	16.7	221	18.4	702
住民班	411	34.3	607	50.6	598	49.8	494	41.2	2,110
保険健康課	123	10.3	218	18.2	177	14.8	205	17.1	723
保険年金班	123	10.3	218	18.2	177	14.8	205	17.1	723
福祉人権課	110	9.2	142	11.8	174	14.5	213	17.8	639
福祉高齢者班	11	0.9	31	2.6	55	4.6	59	4.9	156
児童人権班	99	8.3	111	9.3	119	9.9	154	12.8	483
上下水道課	83	6.9	68	5.7	36	3.0	44	3.7	231
上水道班	83	6.9	68	5.7	36	3.0	44	3.7	231
会計課	758	63.2	1,006	83.8	674	56.2	709	59.1	3,147
小計	1,627	135.6	2,180	181.7	1,859	154.9	1,886	157.2	7,552
総務課・企画財政課・健康増進班・農政環境課・建設課・教育課・議事事務局 (H24・1月廃止)	42	4.7							42
合計	1,669	139.1	2,180	181.7	1,859	154.9	1,886	157.2	7,594

■年度末・年度始めの日曜日の窓口開設利用状況(班別来庁者数)

	H23		H24		H25		H26		利用者数計
	来庁者数	日平均	来庁者数	日平均	来庁者数	日平均	来庁者数	日平均	
税務住民課	12	6.0	33	16.5	36	18.0	10	5.0	91
税務班	0	0.0	3	1.5	11	5.5	1	0.5	15
住民班	12	6.0	30	15.0	25	12.5	9	4.5	76
保険健康課	4	2.0	5	2.5	8	4.0	5	2.5	22
保険年金班	4	2.0	5	2.5	8	4.0	5	2.5	22
福祉人権課	1	0.5	5	2.5	8	4.0	1	0.5	15
福祉高齢者班	1	0.5	4	2.0	5	2.5	0	0.0	10
児童人権班	0	0.0	1	0.5	3	1.5	1	0.5	5
上下水道課	0	0.0	2	1.0	1	0.5	0	0.0	3
上水道班	0	0.0	2	1.0	1	0.5	0	0.0	3
会計課	2	1.0	10	5.0	7	3.5	0	0.0	19
実施日	年度末・年度始	年度末2日間	年度末・年度始	年度末・年度始	年度末・年度始	年度末・年度始	年度末・年度始	年度末・年度始	
合計	19	9.5	55	27.5	60	30.0	16	8.0	150

■ H26年度木曜日時間外業務の利用状況（課別来庁者数）

課・局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
税務住民課	76	36	98	75	79	38	58	36	66	43	56	54	715
保険健康課	21	17	14	37	28	9	12	9	17	10	15	16	205
福祉人権課	16	11	48	28	27	11	8	1	40	5	8	10	213
上下水道課	6	8	4	6	2	5	2	1	1	4	5	0	44
会計課	61	68	71	85	28	38	71	42	75	50	45	75	709
合計	180	140	235	231	164	101	151	89	199	112	129	155	1,886



■木曜日時間外業務の利用状況(班別来庁者数)

H26年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
税務住民課	76	36	98	75	79	38	58	36	66	43	56	54	715	59.6
税務班	18	15	44	26	11	10	21	13	23	11	14	15	221	18.4
住民班	58	21	54	49	68	28	37	23	43	32	42	39	494	41.2
保険健康課	21	17	14	37	28	9	12	9	17	10	15	16	205	17.1
保険年金班	21	17	14	37	28	9	12	9	17	10	15	16	205	17.1
福祉人権課	16	11	48	28	27	11	8	1	40	5	8	10	213	17.8
福祉高齢者班	11	5	3	4	3	5	4	1	12	3	2	6	59	4.9
児童人権班	5	6	45	24	24	6	4	0	28	2	6	4	154	12.8
上下水道課	6	8	4	6	2	5	2	1	1	4	5	0	44	3.7
上水道班	6	8	4	6	2	5	2	1	1	4	5	0	44	3.7
会計課	61	68	71	85	28	38	71	42	75	50	45	75	709	59.1
合計	180	140	235	231	164	101	151	89	199	112	129	155	1,886	157.2

【参考】H25年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
税務住民課	77	61	79	51	80	64	56	46	68	62	70	84	798	66.5
税務班	21	13	23	18	14	10	17	11	23	17	19	14	200	16.7
住民班	56	48	56	33	66	54	39	35	45	45	51	70	598	49.8
保険健康課	18	13	14	22	30	13	13	9	10	10	12	13	177	14.8
保険年金班	18	13	14	22	30	13	13	9	10	10	12	13	177	14.8
福祉人権課	6	13	42	9	24	5	7	8	33	8	5	14	174	14.5
福祉高齢者班	3	10	1	4	6	3	3	6	3	3	5	8	55	4.6
児童人権班	3	3	41	5	18	2	4	2	30	5	0	6	119	9.9
上下水道課	0	6	9	3	3	3	5	1	2	3	0	1	36	3.0
上水道班	0	6	9	3	3	3	5	1	2	3	0	1	36	3.0
会計課	82	99	91	63	64	29	38	15	52	56	55	30	674	56.2
合計	183	192	235	148	201	114	119	79	165	139	142	142	1,859	154.9

■ 年度末と年度始めの日曜日の窓口開設利用状況(班別来庁者数)

H26年度	※年度末・年度始実施				日平均
	3月29日	4月5日	4月5日	計	
税務住民課	6	4	10	5.0	5.0
税務班	1	0	1	0.5	0.5
住民班	5	4	9	4.5	4.5
保険健康課	3	2	5	2.5	2.5
保険年金班	3	2	5	2.5	2.5
福祉人権課	1	0	1	0.5	0.5
福祉高齢者班	0	0	0	0.0	0.0
児童人権班	1	0	1	0.5	0.5
上下水道課	0	0	0	0.0	0.0
上水道班	0	0	0	0.0	0.0
会計課	0	0	0	0.0	0.0
合計	10	6	16	8.0	8.0

↓

H25年度	※2日間とも年度末実施				日平均
	3月30日	4月6日	計	日平均	
税務住民課	17	19	36	18.0	18.0
税務班	3	8	11	5.5	5.5
住民班	14	11	25	12.5	12.5
保険健康課	5	3	8	4.0	4.0
保険年金班	5	3	8	4.0	4.0
福祉人権課	3	5	8	4.0	4.0
福祉高齢者班	2	3	5	2.5	2.5
児童人権班	1	2	3	1.5	1.5
上下水道課	1	0	1	0.5	0.5
上水道班	1	0	1	0.5	0.5
会計課	6	1	7	3.5	3.5
合計	32	28	60	30.0	30.0

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	7	主管課	総務課	その他担当課	全庁									
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)				●指標(実施に関する目標達成の状態)									
中間目標	効果的、効率的な行政運営				アンケートに基づく住民満足度100%の達成									
直接的な目標	住民サービスの向上				(現在までの累積効果額) 0千円									
具体的改革項目	スムーズで快適な窓口サービスの導入				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)									
					総合案内の設置是非の検討完了									
実施概要	<p>現在、役場の行政サービスについては役場・教育委員会(中央公民館)・福祉センター3つの拠点で分散されている状況であり、住民サービスの低下が見受けられる。本来は、役場庁舎内に統一することが望ましいが現状では課題が多い。そこですべての人に快適でやさしい窓口サービスの提供を目標に、役場を訪れた住民が手続きをスムーズに完結出来るように体制を整備する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①適切なフロアスペースの確保 ②窓口取扱い業務一覧を作成し窓口での連携強化を図るとともに、庁舎玄関に案内板を作成する ③職員研修の一環として、各課の交代制による案内係の設置を検討する ④申請書類等はすべてホームページよりダウンロードできるようにする ⑤住民の満足度調査を行う</p>													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	▲	▲										
	H23年04月 H24年03月							検討完了	100%	—	—	—	—	
具体的取組内容	<p>組織編制プロジェクトチームにおいて7月～3月までの計19回検討会議を実施し検討終了しました。検討内容については、窓口での連携強化を図り来庁者のスムーズな動線確保のため、矢印を使った来庁者にわかりやすい案内表示の設置や、代表的な来庁事由ごとの各課手続き一覧表の作成、及び案内係設置の代替案として職員の接遇強化を図るため『さわやか窓口運動』を実施することを決定しました。</p> <p>【窓口アンケート集計結果】回収枚数 53人 窓口業務における住民満足度は各項目とも96%</p>													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H24年04月 H28年03月							実施中	58%	—	—	—	—	
具体的取組内容	<p>窓口での連携強化を図り来庁者のスムーズな動線確保のため、矢印を使った来庁者にわかりやすい案内表示の設置、代表的な来庁事由ごとの各課手続き一覧表の作成、及び『さわやか窓口運動』による職員の接遇強化を実施しました。また、庁舎内のカウンター、椅子、パンフレットラックの配置を見直し、来庁者に利用しやすい窓口づくりにつとめました。</p> <p>【窓口アンケート集計結果 ※平成23年度と内容変更】回収枚数 12人 窓口業務における住民満足度は58%</p>													
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H24年04月 H28年03月							実施中	62%	—	—	—	—	
具体的取組内容	<p>平成24年度に引続き『さわやか窓口運動』による職員の接遇強化を実施しました。</p> <p>【窓口アンケート集計結果】回収枚数 13人 窓口業務における住民満足度は62%</p> <p>平成26年3月に役場正面玄関にタッチパネルの案内を設置しました。</p>													
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H24年04月 H28年03月							実施中	56%	—	—	—	—	
具体的取組内容	<p>平成25年度に引続き『さわやか窓口運動』による職員の接遇強化を実施しました。</p> <p>【窓口アンケート集計結果】回収枚数 6人 窓口業務における住民満足度は56%</p>													
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H24年04月 H28年03月													
具体的取組内容														

窓口サービスに係る県内市町村の実施状況 (県内約65%は総合案内を実施している)

平成22年7月現在

市町村名	総合窓口	総合案内	体制
北九州市			
福岡市			
大牟田市	×	○	業務委託
久留米市	×	○	業務委託
直方市	×	○	委託
飯塚市	×	実施の方向で検討中	
田川市	×	○	
柳川市	×	○	嘱託職員
八女市	×	○	職員当番制 職員研修の一環
筑後市	×	○	職員
大川市	×	○	フロアマネージャー OB
行橋市	×	×	
豊前市	×	○	業務委託
中間市	×	○	臨時職員2名 代表電話の取次ぎも
小郡市	×	○	業務委託
筑紫野市	×	○	派遣
春日市	×	○	委託2名
大野城市	○	○	民間委託
宗像市	×	○	業務委託
太宰府市	×	○	業務委託
糸島市	×	×	
古賀市	×	○	業務委託
福津市	×	○	業務委託
うきは市	×	×	
宮若市	×	○	5月より 臨時2人体制 週3回
嘉麻市	○	○	職員
朝倉市	×	○	業務委託
みやま市	×	×	
那珂川町	×	○	
宇美町	×	○	非常勤職員
篠栗町	×	×	
志免町	×	○	非常勤職員
須恵町	×	×	
新宮町	×	○	住民課と兼用 現況はあまりやっていない
久山町	×	○	臨時 8時30分から12時 13時から14時
粕屋町	×	○	臨時
芦屋町	×	○	派遣
水巻町	×	×	
岡垣町	×	○	臨時
遠賀町	×	×	
小竹町	×	×	
鞍手町	×	×	
桂川町	×	×	
筑前町	×	○	1人嘱託職員(環境防災課の配置)
東峰村	×	×	住民福祉課の窓口で対応
大刀洗町	×	○	総合受付 住民課と兼用 嘱託職員
大木町	×	×	
広川町	×	×	
香春町	×	○	全職員で交代制
添田町	×	×	住民課 紙で案内
糸田町	×	×	
川崎町	×	○	嘱託職員
大任町	×	×	2年前になくなった
赤村	×	×	
福智町	×	×	
苅田町	×	○	委託
みやこ町	○	○	総合窓口課(豊津支所・犀川支所)
吉富町	×	×	
上毛町	○	○	総合窓口課(太平支所) 今年度住民課総合案内
築上町	×	○	電話交換 業務委託1名
計	4	37	

◆役場庁舎内に統一する実施案

- ・教育課の公民館係のみを中央公民館に残して、役場庁舎内に配置する。
 - ・健康増進班を福祉センターに配置する。
- 事業のほとんどが福祉センターで実施されており、保健師は福祉センターに常駐することが多く住民も利用しやすい。また、電話等の対応も即できない場合も多く、住民サービスの低下が起きている。

◆役場庁舎内に統一するメリット・デメリット**■メリット**

- ・役場庁舎内に全ての部署が統合されると、住民の手続きがスムーズに行なわれサービスの向上になる。
- ・関係部署を集約することで、手続きの漏れがなくなる。（1フロアに集約）
（例 住民移動 子ども手当 乳児医療 ひとり親医療 児童扶養手当 等）

■デメリット

- ・中央公民館は職員が少なくなることで、施設の管理運営の体制を確立させる必要がある。

懸案事項

※庁舎内の課の配置及びスペースの確保について検討が必要

窓口サービスに関するアンケート 集計結果（平成23年4月から平成24年3月まで）

■回収枚数

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	2		1	2	7	10	4		26
女性	1	1	3	4	7	5	3		24
不明					1			2	3
計	3	1	4	6	15	15	7	2	53

設問① 今日はどうのような用件で役場に来られましたか？

(複数回答有)	書類の発行	申請・届出	税金・料金の納付	相談	その他	未回答	計
税務住民課	21	8	3	2	1		35
保険健康課		2	1	1			4
福祉人権課	2	3		1			6
上下水道課		2		1			3
会計課	1		1				2
議会事務局							0
総務課	2	5					7
企画財政課							0
農政環境課				2			2
建設課							0
教育課		1					1
未回答	2					2	4
計	28	21	5	7	1	2	64

設問② 職員の対応や説明はどうでしたか？

(重複課有)	とてもよかった	よかった	あまりよくなかった	よくなかった	未回答	計
税務住民課	15	17				32
保険健康課	2	2				4
福祉人権課	3	3				6
上下水道課	1	2				3
会計課		1				1
議会事務局						0
総務課	4	2				6
企画財政課						0
農政環境課	1	1				2
建設課						0
教育課			1			1
未回答	2	1			1	4
計	28	29	1	0	1	59

設問③ 手続きの仕方や申請書の書き方などはどうでしたか？

(重複課有)	よくわかった	だいたいわかった	あまりわからなかった	わからなかった	未回答	計
税務住民課	21	11				32
保険健康課	3	1				4
福祉人権課	5	1				6
上下水道課	2	1				3
会計課	1					1
議会事務局						0
総務課	6					6
企画財政課						0
農政環境課	1	1				2
建設課						0
教育課					1	1
未回答	3				1	4
計	42	15	0	0	2	59

設問④ 町では手際よい対応を心がけていますが、用件をすませるのに時間がかかりましたか？

(重複課有)	かからなかった	少しかかった	かなりかかった	かかりすぎた(終わらなかった)	未回答	計
税務住民課	29	3				32
保険健康課	3	1				4
福祉人権課	5	1				6
上下水道課	3					3
会計課	1					1
議会事務局						0
総務課	6					6
企画財政課						0
農政環境課	2					2
建設課						0
教育課			1			1
未回答	3				1	4
計	52	5	1	0	1	59

設問⑤ 毎週木曜日に午後7時まで業務時間を延長していることを知っていますか？

	利用したことがある	利用したことがない	未回答	計
知っている	6	19	1	26
知らない	—	—	—	26
未回答	—	—	—	1

設問⑥ 業務時間の延長を希望する曜日がありますか？

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	計
ある	3				3	3	2	11
ない	—	—	—	—	—	—	—	38
未回答	—	—	—	—	—	—	—	6

設問⑦ 窓口サービスについて、お気づきの点やご意見などがありましたらお書きください。

(※原文のまま掲載)

- ・経費削減案→新聞4紙→必要ですが→テレビ→不要もしくは？
- ・挨拶や接待がいき届いている
- ・住民係の机にある朱肉新しいものに交換してください
- ・町の各窓口は他に比べて大変良い。
- ・とても親切で嬉しかったです。
- ・昔に比べ職員さんの対応はずいぶん良くなったと思いますが、以前よりずっと気になっていたのは、お昼に窓口内で食事をされていることです。どうしても申し訳なかつたり、人によっては迷惑そうにされる方もいらっしゃると思います。どんなサービス業でも食事は交代で違った場所ですとと思いますが、これだけは昔からの風習がそのまま残っているのではないのでしょうか？

さわやか窓口運動お客様アンケート集計結果（平成24年7月から平成25年3月まで）

■回収枚数

回収枚数	12
------	----

※内設問一部未回答、意見あり 3

設問① 窓口で対応した職員はあいさつをしましたか？

はい	5
いいえ	4

設問② 窓口に行かれたとき、職員は素早く対応しましたか？

はい	5
いいえ	4

設問③ 職員の言葉づかいはていねいでしたか？

はい	7
いいえ	2

設問④ 職員の説明はわかりやすかったですか？

はい	6
いいえ	3

設問⑤ 職員の身だしなみは良かったですか？

はい	8
いいえ	1

設問⑥ 職員の窓口対応は満足していただきましたか？

はい	7
いいえ	3

【ご意見がありましたらお書きください。】

- ・ 窓口で対応した職員があいさつをしていない。
- ・ 相手をみてものを言う。用件聞かず。
- ・ 役場での通路でのあいさつが悪い・少ない。
- ・ 窓口でのあいさつの声が小さい。
- ・ 職員の明るさがやや不満。
- ・ 時間がかかり過ぎて気分が悪い。

- ・ 対応技術はまだまだですが応援しています。
- ・ ありがとうございます。
- ・ 丁寧に探していた番地を教えてくださいました。大変ありがとうございます。
- ・ 丁寧な対応をしていただき助かりました。

- ・ 町車は遠くに止めて町民を優先に近くに止めるようにしてください。
- ・ 鞍手はまだまだ生活環境がよくない。しかしこれからを期待しています。鞍手が安心して生活できる町になっていくように願っています。

- ・ 国民健康保険等の手続き等で話を聞きましたが、鞍手町は他の市町村に比べかなり高いとか年金生活者にはかなりの負担ですよ。もう少しせめて他と同等の計算方法にならないのですか？

さわやか窓口運動お客様アンケート集計結果（平成25年4月から平成26年3月まで）

■回収枚数

回収枚数	13
------	----

※内設問一部未回答、意見あり 1

設問① 窓口で対応した職員はあいさつをしましたか？

はい	9
いいえ	3

設問② 窓口に行かれたとき、職員は素早く対応しましたか？

はい	8
いいえ	4

設問③ 職員の言葉づかいはていねいでしたか？

はい	10
いいえ	2

設問④ 職員の説明はわかりやすかったですか？

はい	10
いいえ	2

設問⑤ 職員の身だしなみは良かったですか？

はい	10
いいえ	2

設問⑥ 職員の窓口対応は満足していただきましたか？

はい	8
いいえ	4

【ご意見がありましたらお書きください。】

- ・窓口でのあいさつの声は小さい。

さわやか窓口運動お客様アンケート集計結果（平成26年4月から平成27年3月まで）

■回収枚数

回収枚数	6
------	---

※内設問一部未回答、意見あり 1

設問① 窓口で対応した職員はあいさつをしましたか？

はい	3
いいえ	2

設問② 窓口に行かれたとき、職員は素早く対応しましたか？

はい	4
いいえ	1

設問③ 職員の言葉づかいはていねいでしたか？

はい	4
いいえ	1

設問④ 職員の説明はわかりやすかったですか？

はい	2
いいえ	3

設問⑤ 職員の身だしなみは良かったですか？

はい	4
いいえ	1

設問⑥ 職員の窓口対応は満足していただけましたか？

はい	3
いいえ	2

【ご意見がありましたらお書きください。】

- ・「ふるさと納税」は、鞍手町は何かしないのか？

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	8		主管課	企画財政課		その他担当課	全庁							
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）					●指標（実施に関する目標達成の状態）								
中間目標	効果的、効率的な行政運営					検証チームによる検証事業数150件（年30件）								
直接的な目標	事務・事業の改善					(現在までの累積効果額)				0千円				
具体的改革項目	行政評価を活用した行政サービスの改善					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）								
実施概要	<p>第4次行財政改革において構築した行政評価制度は外部評価を導入し本格稼動に移行している。第5次においても、引き続きこの取り組みを継続していくこととし、イベント事業の見直しや補助金のあり方などの政策的な判断を要する事業については、外部評価により意見を求め、その他の各種事務事業については、あらゆる面から多角的にその情報を活用し、内部的に事務事業の検証を行うことで、行政のムリ・ムダ・ムラを洗い出すこととする。そのために行政評価及び業務日誌のデータを利用し、また広く公開し、多角的に事業検証を行っていく。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①行政評価のホームページ公開</p> <p>②行政評価検証チームの設立</p>													
	<p>第4次行財政改革において構築した行政評価制度は外部評価を導入し本格稼動に移行している。第5次においても、引き続きこの取り組みを継続していくこととし、イベント事業の見直しや補助金のあり方などの政策的な判断を要する事業については、外部評価により意見を求め、その他の各種事務事業については、あらゆる面から多角的にその情報を活用し、内部的に事務事業の検証を行うことで、行政のムリ・ムダ・ムラを洗い出すこととする。そのために行政評価及び業務日誌のデータを利用し、また広く公開し、多角的に事業検証を行っていく。</p>													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	30%	—	—	—	—
	<p>行政評価検証チームの設立のため、鞍手町行政評価研究会を立ち上げました。その委員は5人で構成され、内部評価に取り組みました。その目的は、平成21年度と平成22年度に外部評価を行った事務事業以外のものを対象とし、322の事務事業について、段階的に内部評価により検証・評価することで、新たな計画の策定や予算編成への反映を行い、更なる事務事業の改善を図ることとしました。</p> <p>取組内容は322の事務事業中、44の事務事業について内部評価を実施し、事務事業の改善の必要な事業については改善案を提示し、検証結果についてはホームページにて公開しています。</p>													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	53%	—			
	<p>平成24年度の取組は、277の事務事業について、段階的に内部評価を実施するとともに、平成21年度～平成22年度に外部評価の対象となった事務事業（36事業）及び平成23年度に内部評価の対象となった事務事業（44事業）を合わせた80事業の実践と課題等について、その後の改善状況を担当課から個別ヒアリングで聴取し、更なる改善についてフィードバックしました。その内容は平成24年度事務事業改善シートにまとめ、ホームページで公開しています。</p>													
平成25年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	53%	—			
	<p>平成25年度は、平成24年度に各課にフィードバックを行った平成21年度から平成23年度に評価対象となった80事業の中で、評価結果が『現状維持』以外の48事業について取り組み状況を検証しました。なお、平成26年度は新たに追加された事務事業について評価を実施する予定です。</p>													
平成26年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	53%				
	<p>平成26年度は、行政評価事務事業を円滑に行うための方策について検討しました。現在、業務日誌を活用し各業務の内容について把握に努めていますが、正確な業務時間の把握が困難なため、この内容について今後の方策について検討を行いました。また、平成26年度新たに追加された取り組みについては、総合計画内のヒアリングや行財政改革の項目において検証を行いました。</p> <p>フェイスブック事業、鞍手町風しん任意予防接種緊急対策事業等</p>													
平成27年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	<p></p>													

行政評価を活用した行政サービスの改善

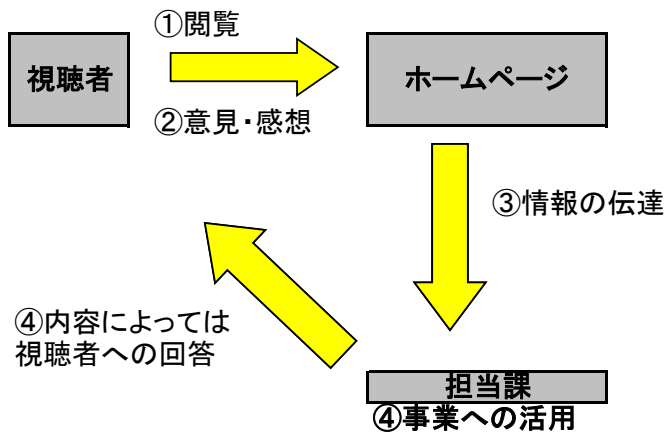
行政評価を最大限有効活用し、行政のムリ・ムダ・ムラを洗い直し事業改善を行うために、行政評価及び業務日誌のデータを利用し、また広く公開し、多角的に事業検証を行う。

- ① 行政評価のホームページ公開
- ② 行政評価検証チームの設立

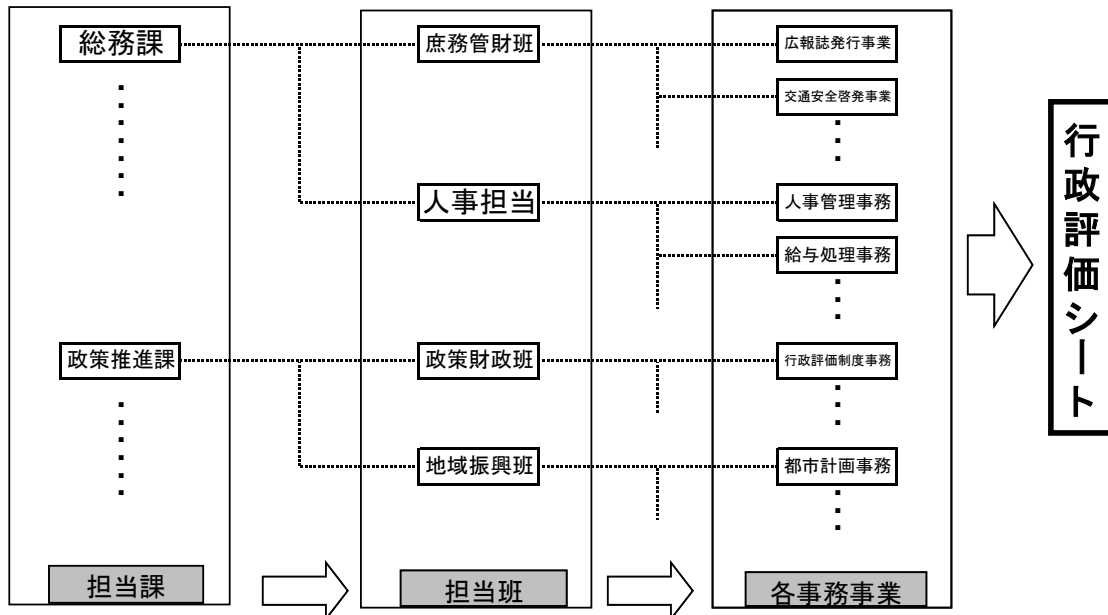
① 行政評価のホームページ公開

行政評価制度を導入した当初の目的どおり、ホームページ上で行政評価シートを公開し、広く住民(視聴者)に公開することで、町が行う様々な事業の紹介と、それに伴う意見・感想(住民視点)を求める。あがってきた意見・感想は今後の事業に活用する。

業務の流れ



公開参考例(アクセス手順)



② 行政評価検証チームの設立

・評価シート内の実績・一次判定等の内容を検証するプロジェクトチームを設立し、より多角的な事務事業評価を行う。

- ・職員による検討チームを設立し、行政評価の内容を検討する。
- ・人数は、5～8人程度を1班とし、評価項目の数によっては複数の班を形成する。
- ・時期は、結果を12月の予算査定に反映させるため、行政評価の一次判定終了後(7月)から10月を目処とする。

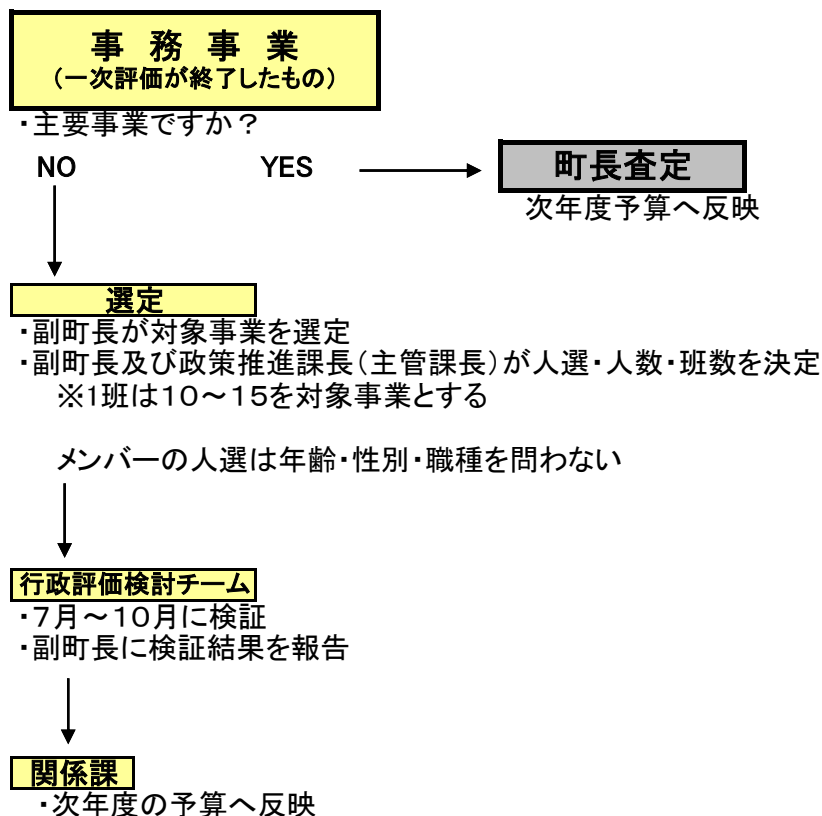
メリット ……報酬等の経費が発生しない。業務内容を把握しており、個別に評価シートの内容を確認する手間がかからない。

経験したことのない業務に対し様々な資料を集め、また班内で意見を交わし検証していくことは、職員の知識、資質向上及び意識改革へと繋がる面がある。

デメリット ……職員の業務を職員で評価するため、評価内容の公平性や民間視点での評価ができず、また、班を増やしたとしても約300(平成21年度分)ある事務事業全てを検証することは不可能に近く、一度にどれだけの数をこなすかが課題となる。

一般業務と同時進行で行っていくため、時間外勤務手当が発生すると思われる。

事務フロー図



平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	①事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	
			評価区分	委員会					
1	ホームページ事業	いつでもどこでも利用できる利便性をもつインターネットを通じ、住民生活に必要な行政情報を発信し、住民と情報を共有する事業である。	現状維持		ホームページのリニューアル(H23)にあたっては、管理コストの縮小や機能強化(画面構成・高齢者向けの機能)を図り、魅力あるホームページになるよう質の向上に努めること。 (手法改善の意見)○ホームページのリニューアル(H23)に併せて、コストの縮小と機能面(画面の易やすさ・例規集など)の向上を実施すること。○コストに見合ったホームページとなるよう質の向上に努めること。○広告収入(バナー広告)により財源確保の取り組みが有効と考える。○コスト的な負担がなければ、メール配信サービスの導入を検討して欲しい。○高齢者が多いため、高齢者でも簡単に必要な情報が検索できるような機能を求める。○コスト縮小を前提に、ホームページのリニューアルに取り組むこと。	ホームページのリニューアル(H23)に併せて、維持管理コストの削減につながるよう簡易なシステムを構築するとともに、財源を確保するためのバナー広告を導入する。また、Webページ毎のアクセス集計、事例規集、議会議事録の掲載、メール配信サービスなどの機能強化についても併せて検討していく。 【実施時期】 ○ホームページのリニューアル 平成23年度予定	平成23年10月に住民と行政の情報共有を図るため、24時間サービスが可能なホームページのリニューアルを実施しました。これにより、「いつでもどこでも」必要な情報の取得が可能となり、迅速な行政情報の提供・発信を行う体制を整えるとともに行政情報とわかりやすく提供している。また、バナー広告の掲載も行うなど財源確保にも努めている。	平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	住民と行政の情報の共有化を図るため、迅速な行政情報の提供・発信を行う体制を整えるとともに行政情報とわかりやすく提供している。また、バナー広告の掲載も行うなど財源確保にも努めている。
			手法改善	○					
			コスト拡大						
			コスト縮小						
		見直し			統合				
		休廃止							
3	消防団活動支援事業	消防団の事業計画を作成し、団員の消防技術などの教育支援を行い、また、団員の福利厚生等も行う。	現状維持		現在の消防団は、5分団と本部からなり、団員総数は、177人である。今後は、不補充などにより各分団の人員調整を図りながら、最終的に160人の消防団体制を確立する。 【実施時期】 消防団160人体制 平成25年3月	平成23年度末の団員数は175人であり、目標の160人には及んでいない。東日本大震災を鑑み、災害から地域を守る消防団組織の役割は多大なものがあり、人員調整を図ることができないよう慎重に取り組んでいきたいと考えています。	平成25年度末の改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	現在、消防団の条例定数は200人であり、平成25年度末の団員数は163人。しかし、現在、国では、消防団員の等々の充実・促進を図っている。これは、消防団は地域における消防防災活動の中核的存在であるため、地域の実情に応じた消防団員の充実に図っていきたいと考える。	
			手法改善						
			コスト拡大						
			コスト縮小	○					
		見直し			統合				
		休廃止							
		所管部署							
		総務課 庶務管財班							
		評価年度							
		平成21年度							
		評価種別							
		外部							
		所管部署							
		総務課 庶務管財班							
		評価年度							
		平成22年度							
		評価種別							
		外部							
		所管部署							
		総務課 庶務管財班							

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
4	防犯灯設置補助事業	安心して暮らせるまちづくりのために、防犯灯を設置したり、地元が設置する防犯灯の補助を行い、犯罪の防止に努めるものである。	現状維持		消費電力の少ないLED電球への取り替え等、今後コスト削減を図っていくことを求める。	区設置防犯灯新設増設補助金において、従来型の1基あたり5,000円とし、LED照明の1基あたり7,000円とした。 平成22年度実績では、従来型26箇所、平成23年度実績では54箇所が、平成23年度実績では約339千円の補助となり、うちLED照明は35箇所、245千円であった。	住民を犯罪から守るため、引き続き防犯灯設置補助事業を推進していききます。なお、事業の推進にあたっては、トータルコストを考慮し、LED照明の設置等を促し、経費削減に取り組んでいきたいと考えています。	平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
		見直し						
	所管部署	総務課 庶務管財班	統合					
	評価年度	平成23年度	休業止					
6	町職員研修事務	競手町の職員として、職務を執行していくために必要な知識、技術の修得と、業務的権限に処理する能力の一層の向上を目的として、直面する行政課題をテーマとした「課題研修」と「人権同和研修」を毎年実施している。 対象者は、病院の医療職等を除く全ての職員で、午前の部、午後の部と半数の職員が交代で受講する形式をとっている。	現状維持		○現在の集合研修を中心とした内容を見直し、町の直面する行政課題を議論し、職員一人ひとりの意識改革につなげるよう中身の研修を実施すべき。また、民間で行われているような研修(QO手法)などを研究し取り入れるべき。 (手法改善の意見)○全員を対象にする集合研修ではなく、テーマに絞ったグループ研修を実施すべき。○人材育成には費用を掛けるべきだが、知意を出して最小の経費で最大の効果を上げてほしい。また、職員一人ひとりが意識改革を図れば、すばらしい町になると思うので、努力してもらいたい。○行政課題の中身を具体的にクロアズアップして、職員の意識改革につなげるような研修を企画して実施すべきである。○民間企業で行われているQO手法(クオリティ・コントロール)品質管理)を参考に、職員一人ひとりのスキルアップにつなげるような手法を取り入れるべき。○研修は受けることが目的でないで、事例発表など研修を受けた結果を発表するような機会を取り入れるべき。○マンネリ化傾向のあるような形式を改めるべきで、職員一人ひとりの意識改革につなげるような内容にすべき。また、特に管理職の人材育成には力を入れるべき。	職員としての、必要な知識、技術の習得、業務処理能力の向上を図るとともに、特に、職員の意識改革につなげるような研修にするため、現在の集合研修を中心とする研修を見直し、行政課題をテーマとしたグループ研修など実践的役割をつ研修方法について検討する。また、平成21年度からスタートした班長研修により職場リーダーを育成し、OJT(職場内研修)を着せるとともに、長期的な取組みとして自主研究、調査研究高等な職員としての資質を高めることについて検討していく。 【実施時期】 ○研修方法の検討 平成22年度中	平成22年度からは、職員の意識改革を促すため、職員として当然知っておかなければならないテーマを選定し、研修を実施しました。しかし、毎年の人権同和研修の実施は義務付けられており、講師料が伴う外部講師を招へいするため少教単位での複数回の実施は経費上問題が生じるとともに、職員に周知すべきことを伝える場として全体研修の全席は困難であると考えます。これまでの取り組み状況として、平成22年度は、「財政改革・総合計画」について、職員が講師を務め、平成23年度は、各班が講師を務める「新規採用職員研修」を実施、平成24年度からは情報共有と能力の向上を目的とした研修結果報告の義務付けを開始したところです。今後も単なる受け身の研修限りの研修ではなく、人材育成を視点においていた研修方法を検討導入していきたいと考えています。	平成25年度においては、行政課題を具体的にクロアズアップした研修としてまわつくりに関する研修を行い、「視点を交えた豊かな発想でまちを元気にしよう」というテーマのもと職員の意識改革を促した。また人権学習については少教単位での複数回の実施は困難なため、全体研修を行った。
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
		見直し						
	所管部署	総務課 人事電算班	統合					
	評価年度	平成21年度	休業止					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名		事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
	事業年度	事業種別		評価区分	所管部署				
8	ふるさと納税事務	平成23年度	<p>①事業概要</p> <p>これまでは地方公共団体へ寄附した額の10万円を超える額が、確定申告等により所得控除されるようになっていたが、地方税法の一部改正により、2千円を超える額の一定額が、確定申告等により税額控除されるようになり、寄附をされた方に対する税の優遇措置が拡充されている。</p> <p>平成20年度よりこの制度を活用し、鞍手町に愛着ある方から寄附金を募り、寄附者の指定された分野のまちづくり事業を実施しているところである。</p>	現状維持	委員会	<p>以前の納税者への事後フォローをする。鞍手町の状況を知らせるために行事の案内等や広報を送る(1月号や決算報告後等)など、継続的に情報発信をする。また、使う目的を具体的に示す。成人式やイベント時にPR活動などを強化する。職員へのPRを再度行うことを求める。</p>	<p>町のホームページでふるさと納税のしくみや税の申告方法を掲載している。また、ふるさと納税をしていただいた方をホームページ及び広報紙で紹介している。ふるさと納税は善意の寄付金であるため、宣伝方法によっては、寄付の強要と取られかねない。そこで、声かけをすすめていきたくて考えている。</p>	<p>今後は、年1回ふるさと納税の前年度実績を広報紙に掲載し、ふるさと納税は善意の寄付金であるため、声かけと事務を進めていきます。基金を創設して、使用目的を限定する方法も考えられませんが、当面は現状どおり事務を行っています。</p>	<p>町ホームページや広報でふるさと納税のしくみや税の申告方法を掲載しています。また、平成25年度からふるさと納税をしていただいた方に記念品の発送を開始しました。このことにより、鞍手町外からの寄付者も増加しています。</p>
		内部		手法改善	〇				
		内部		コスト拡大					
		内部		コスト縮小					
8	企画財政課 政策財政班	内部		見直し		<p>統合</p>	<p>統合</p>	<p>統合</p>	<p>統合</p>
				休業止					
9	元気まつり(旧産業まつり)事業	<p>①事業概要</p> <p>町、JA直轄、商工会、ボランティア連絡協議会の共催による産業振興と住民相互の親睦を目的とした町民まつり。ステージでは、プロによる歌や大道芸、ダンスなどのショー中学生の吹奏楽や南陵太鼓の演奏、お楽しみ抽選会、もちまきが行われるほか、ブースでは、地元で取れた野菜等の直売、飲食の出店等があり、訪れた町内外の多くの人でにぎわっている祭りである。</p>	現状維持	委員会	<p>産業まつりの原点に戻って商工会などが主体となって実施することは重要である。また、その年のテーマ設定、町内企業への働きかけ地元住民をイベントにより多く参加してもらうなど、さらに活気のあるイベントになるよう努めるべき。</p> <p>(手法改善の意見)〇行政主導型ではなく、商工会やJAなどが中心となって行うイベントにして、行政は側面からの支援だけを行うべき。〇地元の子ども達にも、イベントに参加してもらえれば、さらに活気のあるイベントになるのではないか。〇毎年、テーマを決めて取り組むことも必要と考える(例えば、その年は環境問題をテーマに、ゴミを出さないようまつりにするといったこと)。〇町内企業に働きかけ、商品紹介などのブースの設置を検討すべき。〇町内に鞍手町のことを知ってもらう積極的に行い、町外の方に鞍手町のことを知ってもらうことも必要ではないか。〇多くの方に楽しんでもらえるイベントになるよう努めてもらいたい。(統合の意見)〇一纏に開催できる他のイベントがあれば、調整して統合すべき</p>	<p>町民まつり(元気まつり)は、町民まつり(元気まつり)とふれあいフェスタを合同開催し、組織を一本化することにより、コストの削減に努めています。くらで元気まつり実行委員会として元気まつりとふれあい委員会に分かれ、それぞれを明瞭にし、取り組んでいきます。また、従来のチャラシを協賛広告型に変更したり、ステージの企画を住民参加型の内容に見直しを行っています。</p>			
			手法改善	〇					
			コスト拡大						
			コスト縮小						
9	企画財政課 地域振興班	外部		見直し		<p>【実施時期】 〇イベント統合の関係課との調整 平成21年1月まで 〇イベント内容の検討 平成22年度中</p>	<p>平成22年度の見直しから、くらで元気まつり実行委員会及びその下部組織である各課において、毎年企画・立案し、そのテーマに沿った取り組みを実施しています。内容的には主にステージ企画がメインとなり、鞍手町の出身者やゆかりのある方、またプロによる歌、大道芸などの催し、併せて住民参加型ステージや恒例の抽選会、餅まきなど、老若男女を問わず、誰もが楽しめる祭りを実施しています。</p> <p>今後も、住民参加型の祭りを継続して行っていくが、町の他のイベントとの統合を再検討し、コストの削減を念頭に置きながら更に賑わいのあるお祭りとなるよう努めていきます。</p>		
				休業止				休業止	

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	見直し				
10	商工振興・観光事務	豊かな地域づくりと商工業の振興のために鞍手町商工会が実施する講習会、講演会、研修会等の地域支援事業を対象に、町が補助金を交付する事業である。	現状維持		<p>商工会の取り組みについては、精力的に活動され、積極的に活動している。また、特産品開発など町の活性化に向けた取り組みは重要であり必要事項にはコストを投入すべき。さらに、今後は、特産品・特産品などを活用した観光分野にも取り組んでいきたい。</p>	<p>これまでの固定的な補助金交付を見直し、補助金申請において十分な審査を行い、観光や特産品開発など町の活性化に直結する事業で商工会が担う部分については、積極的に財政支援を行っていききたい。</p>	<p>商工会が実施する事業においては、補助金申請において十分な審査を行い、観光や特産品開発など町の活性化に直結する事業で商工会が担う部分については、適切な財政支援を行っていききたい。今後、地域の活性化に向けて取り組みに対し支援を行っていきすが、適宜、見直しを行い、より充実した事業となるよう商工会との連携を図りながら地域の浮上に努めていきます。</p>	
	評価年度	平成22年度	現状維持	見直し				
	評価種別	外部	現状維持	見直し				
	所管部署	企画財政課 地域振興班	現状維持	見直し				
14	選挙管理委員会事務	選挙管理事務を適正に遂行するために、以下の事業を行っている。 ①年4回(3月・6月・9月・12月)の選挙人名簿の定時登録 ②選挙時の臨時選挙管理委員会の開催に 関する事務③農業委員会委員選挙人名簿の調製に関する事務④検察審査員の選定に関する事務、また公正な選挙の管理執行を目指すため ⑤選挙管理委員会及び事務局職員の研究修会への参加 ⑦政治学級の参加 ⑧明るい選挙推進大会の参加	現状維持		<p>選挙体制についてプロジェクトチームを組織し、体制づくりを計画すべきである。また、政治学級の位置づけを明確にする。選挙事務に関しては手法改善を求める。</p>	<p>課長会議において、効率的な事務処理が行えるように新たな取組方針を提案しましたが、指導改善を求められたため、改めて検討し、再度提案することとします。</p>	<p>事務処理の改善については、投票区再編とあわせて今後課長会議の指針を踏まえて再度検討することとした。また、再編については平成27年4月、中学校の統合が行なわれることを受け、平成25年度選挙管理委員会において投票区の再編方針及び計画案を作成した。平成26年度中再編実施を行ない、平成27年4月の選挙から適用することと決定した。</p>	
	評価年度	平成23年度	現状維持	見直し				
	評価種別	内部	現状維持	見直し				
	所管部署	税務住民課 住民班	現状維持	見直し				

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	
			評価区分	委員					
15	元気まつり(旧ふれあいフェスタ)	ふれあいフェスタは、健康のすばらしさと、福祉の大切さを考える機会として、乳幼児から高齢者や障害者と共に生きる健やかな社会を築くことを目的とした事業である。元気まつり(旧産業まつり)と合同で開催することで予算の軽減や集客力の向上を見込み開催する。 【健康関係】肝胆工コー、歯科相談、栄養相談等7コーナー【福祉関係】手話の姿、点字サークル、ボラ連、民生委員等14コーナー	現状維持		本来の事業目的である「健康」を重視したイベントにすべき。集客(貴品・屋台)にこだわらなければならないので、事業のあり方自体を見直すべき。また、他のイベントとの統合や団体への委託料を見直し、コスト縮小を図ること。 (手法改善の意見)○集客を重視したイベントに感じる。本来の「健康や福祉」という事業目的を踏まえ、事業のあり方を見直す。○屋台や貴品にお金を掛けてまで「集客」にこだわる必要はない。○屋台に委託料を支出す方法を改め、団体の自主性を重視すること。 (コスト縮小の意見)○人件費(事務)について、より一層の合理化を進めコスト縮小を求める。○各団体への委託料については、その必要性を十分精査してコスト縮小に取り組むべき。 (統合の意見)○子どもフェスタなどのイベントと統合を考慮すること。	本来的な事業目的である「健康や福祉」を重視した事業へ転換するため、貴品、屋台ブース、団体委託料について本来的に見直しコストの削減につなげる。また、町の他イベント(産業まつり、子どもフェスタ、公民館まつり、美園)との統合を検討するとともに、特に、集客の向上を図るため産業まつりとの同時開催を検討する。さらに、産業まつりとの重複事務等を削減し、人件費についても削減する。 【実施時期】 ○委託料等の見直し 平成22年度中 ○産業まつりとの同時開催 平成22年度予定 ○人件費(重複事務)の削減 平成22年度予定	平成22年度から旧産業まつりとふれあいフェスタを合同開催し、組織を一本化することにより、コストの削減を図っています。くらで元気まつり実行委員会として元気まつり実行委員会に分かれ、それぞれふれあい部会として元気部会とつり実行委員会として、健康福祉の企画・構成のもと、毎年、テーマを掲げ、開催の趣旨を明確にして取り組んでいます。今後もコスト感覚をもつて改善すべき点に留意しながら取り組んでいきます。	平成25年度までの改善(取組)方針 状況及び今後の改善(取組)方針	旧産業まつりとふれあいフェスタを合同開催し、組織を一本化することにより、コストの削減を図っています。くらで元気まつり実行委員会として元気まつり実行委員会に分かれ、それぞれふれあい部会として、健康福祉の企画・構成のもと、毎年、テーマを掲げ、開催の趣旨を明確にして取り組んでいます。今後もコスト感覚をもつて改善すべき点に留意しながら取り組んでいきます。
			手法改善						
	コスト拡大								
	コスト縮小	○							
所管部署	外部		統合						
	保険健康課 健康増進班		休業止						
16	食育に関する事業	(食育推進事業) 幼児期からの食習慣が将来の生活習慣病につながることをふまえて、正しい食のありかたを習慣づけを身につけることを目標に調理実習を行っている。 (食生活改善推進事業) 地域の健康づくりに取り組んでいる食生活改善推進員に正しい食生活、運動、休養についての教育をおこない、活動のための場所、資材等の確保を行っている。 (男性の料理教室事業) 料理をしたことのない男性でもできる簡単な栄養バランスのとれた献立を紹介し、男性はかりて楽しく調理実習を行っている。	現状維持		料理教室などの取り組みは継続して良いと思うが、材料費を徴収していない教室については受益者負担を求めべき。また、新規参加者の増加につながるよう、新たな料理教室の検討などについても取り組んでみたい。	男性の料理教室の受益者負担については材料費300円を徴収。児童に対する料理教室については、青少年育成の観点から受益者負担については取らないものとする。また、今後の取り組みについては、新規参加者の増加につなげるよう工夫している。 【実施時期】 受益者負担 平成23年4月	男性の料理教室の後、アンケート調査を実施し、みんなが楽しく参加できるよう手法改善等を行っていきます。また、地域の組織(老人クラブ、サロン活動)などに呼びかけ、教室を実施するなど地域に根差した食育推進活動を実施しています。 男性の教室実施時は、受益者負担も実施しています。	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			手法改善	○					
	コスト拡大								
	コスト縮小								
所管部署	外部		統合						
	保険健康課 健康増進班		休業止						

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	①事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
17	総合健診業務 平成23年度 内部 保険健康課 健康増進班	町民の健康を保持・増進するために生活習慣病予防健診(特定健康診査・基本健康診査)と同日に各種がん検診(肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺・肝炎ウイルス)・結核検診を総合的に実施しており、平成22年度は、春と秋に計19回実施している。	現状維持		受診率向上のための具体的な方法として、まずPR活動のためのパンフレットの改善等を実施する。病気の危険性を前面に出し、早期発見・早期治療が出来ること医療費の抑制にも繋がっていくと考えられるので町民へアピールをしていくことを求める。	健診は休日健診を増やし、より受診しやすい体制づくりに取り組んでいます。また、未受診者に対しては、県の緊急雇用創出事業で看護師2名を雇用し、訪問動員を行っています。訪問の際に、アンケートも実施しており、未受診の理由の把握に努め、健診体制の検討に活かしています。その他、電話動員も実施しており、より多くの町民が健診受診できるよう今後も努めていきます。	休日健診を3日に増やし、より受診しやすい体制づくりに努めています。未受診者対策では、平成24・25年度で訪問受診動員を行い、受診数の増加につながっています。今後も、継続して受診いただけたらという、訪問等動員に努めていきます。	
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
	統合							
	休業止							
19	健康教育業務 平成23年度 内部 保険健康課 健康増進班	個別健康教育では、特定健康指導の対象者以外で、糖尿病が指導致レベルの人を対象に半年間、個別・集団を取り入れた教室を行っており、集団健康教育では、健康増進のために定期的に運動教室を開催している。また、依頼時や必要時には健康に関する知識・技術の普及のため健康に関する講座や教室も実施している。	現状維持		健康後の自己管理が継続していくが、教室運営が出来る自主サークルとしての受け皿づくりの確保が必要である。また、受益者負担を考へることも必要であると考へる。	最終的には、自主サークルとして活動していくことができるように支援していきながら、教室を運営していく。受益者負担については補助金事業のため難しい部分もあるが、自主活動サークルへ移行した際は負担金も検討していく。	自主サークルとして活動を行っていくためには、リーダーとなる人材を育成する必要がある。当面は、現状の形で運営を行っていくながら、参加者とのコミュニケーションを十分にとり、その中でリーダーとなりうる方とともにサークルを立ち上げる方とともに考えていきます。その後、課題である負担金について、サークル参加者と検討していきいます。	健康的な生活習慣を獲得するためのさまざまな教室は今後も必要であり、内容や開催日など工夫しながら行っていくべきです。
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
	統合							
	休業止							

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	①事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
20	健康相談業務	<p>町民の健康を保持・増進するために随時健康相談を行っている。また、生活習慣改善に重点を置いた疾病別健康相談をとり入れて実施しており、相談はプライバシーに留意し、個別相談の形をとっている。</p>	現状維持		<p>全ての事業の相談業務が一緒になっているため、相談内容の記録を明確化する。それにより、事業内容の改善へと繋がっていくと考えられる。しかし、この事業で評価できるものではないとと思われるので、それぞれの事業に相談業務を入れれば、相談業務でのアンケート等を実施し、経過を追って改善率を出すべきである。</p>	<p>面接相談内容の記録は行っていない。電話相談の場合は、匿名の場合もあるため、すべての記録は行っていない。健康教育・健康調査等の事業の際に、相談があった場合は対応している。アンケートについては、相談内容が複雑で多岐にわたるため実施については十分な検討が必要と考える。</p>	<p>相談の内容については、スタッフ間で助言の内容に違いがないよう、相談後ミーティングを行っている。今後は町民が相談しやすい体制づくりに努めていきます。またアンケート調査については近隣市町で行っている市町を参考に検討し取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>相談後の対応は、スタッフ間で協議を行い、個人情報に配慮しながらミーティングを行っています。必要に応じて様々な機関と連携し、相談者の満足度の達成に努めています。</p>
			手法改善	○				
			見直し	コスト拡大				
			見直し	コスト縮小				
			統合					
			休業止					
21	健康づくり事業	<p>町民の健康を保持・増進するために全町民を対象にしたさまざまな健康づくりに関する教室・相談等を実施している。また、運動教室の中では、住民主体に取り組んでいるものがある。</p>	現状維持		<p>評価シートの「健康教育業務」、「健康相談業務」と「健康づくり事業」を統合してはどうか。健康づくり事業を柱とし、教育・相談・啓発という指標が出来るのかがいいのではないか。</p>	<p>各事業とも補助対象事業であり統括は出来ない。健康的な生活習慣の定着に向けて、さまざまなテーマの健康教室や運動教室を企画し、住民の健康意識の向上を目指して取り組んでいる。啓発についても、町広報紙、町公式ホームページ等で掲載し周知を図っている。</p>	<p>無理なく継続して健康づくりに取り組むために、自分に合った健康づくりを知る事が大切。このため必要な助言や指導を行い、さまざまな運動教室を開催して参加を促しています。今後はさらに教室の参加者がリピーターばかりではなく、新規の人も多く受け入れやすいメニューや内容・周知方法を検討していきます。</p>	<p>若年期からの健康意識の向上、健康的な生活習慣の定着を目的に、住民の健康保持増進を目的に、運動・栄養、休養を中心とした様々な健康づくり事業を今後も行っています。</p>
			手法改善					
			見直し	コスト拡大				
			見直し	コスト縮小				
			統合	○				
			休業止					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名		事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明 評価シート「乳幼児健康事業」との統合としてはどうか。 健康事業の中に、健診業務・相談業務の指標を 考えるといいのではないか。 事業の周知徹底を図っていくことを求める。	③担当課の改善(取組)方針 乳幼児相談との統合は補助対象 事業なので出来ない。乳幼児健 診はその時期に子どもの発育状 況を確認し、問診等により保護者 の首の不安、心配事を解消す るため保健相談・栄養相談等に 対応している。啓発については、 対象者に個人通知、回覧、町広報 紙、町公式ホームページで掲載し て啓発に努めている。	④これまでの改善(取組)状況及び 今後の改善(取組)方針 子どもの健康はもろろんのこと、母 親の健康も大事であるため、子ど もの4カ月健診の際、母親の検尿 を実施しています。尿蛋白陽性の 母親には基本健診を案内していま す。 啓発については、乳幼児健診の未 受診者に電話や訪問等で状況を 確認したり、保育所より案内して いただいています。受診率向上の ため、個人通知や電話での案内等 を積極的に行うなど事業の周知徹 底を図っていきます。	⑤平成25年度までの改善(取組) 状況及び今後の改善(取組)方針 乳幼児健診時に、保護者の育児不安 の軽減のため、同時に育児相談、歯 科相談、栄養相談を実施していま す。健診の評価指標としては、受診率向 上を上げており、未受診者には、電話 勧奨や訪問などを乳幼児の把握 に努めています。相談の指標として は、アンケート調査などを取り、満足 度の把握に努めていきます。
	事業年度	評価年度		評価区分	委員会				
24	乳幼児健診事業	平成23年度	お子さんのすこやかな成長発 達のため、4ヶ月・7ヶ月・12ヶ 月・1歳6ヶ月・3歳児になるお 子さんを対象に乳幼児健康診 査を集団にて、月1回実施し ている。内容は身体計測・問 診・小児科医師の診察・歯科 医師の診察(1歳6ヶ月時・3 歳児のみ)・保健相談・栄養相 談で、健康診査は身体的な検 査はもろろんのこと、お子さん の発育・発達状態を確認し、 育児の不安・心配を解消する ことにも取り組んでいる。	現状維持	○				
		評価年度		手法改善				見直し	
		内部		コスト拡大					
		所管部署		コスト縮小					統合
						休業止			
25	乳幼児相談事業	平成23年度	お子さんのすこやかな成長発 達のため、毎月第4水曜日に 保健師・管理栄養士による育 児相談・栄養相談を実施して いる。乳幼児相談は、お子さ んの発育・発達を確認し、育 児の不安・心配を解消するこ とを目的に取り組んでいる。	現状維持	○				
		評価年度		手法改善				見直し	
		内部		コスト拡大					
		所管部署		コスト縮小					統合
						休業止			

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
28	総合福祉センター運営事務 福祉棟	施設、設備の不具合を防止するとともに利用者が、安全かつ快適に過ごせるために維持管理を行っている。 (平成21年4月より料金改定)町内利用者大人300円(中学校生徒以上65歳未満)高齢者200円(65歳以上)小人200円(小学校児童)障害者 200円(18歳以上の障害者手帳の所持者)障害者 100円(小学校児童以上18歳未満の障害者手帳の所持者)町外利用者大人 500円(中学校生徒以上)小人 300円(小学校児童)カラオケ1曲 50円平成20年度利用者延べ数72,705人(1日平均約240人)	現状維持	委員会	指定管理者とともにコスト削減に取り組むとともに、PR活動などによる収入の確保に努めること。なお、長期的な視点で町の財政的負担と高齢者福祉施策のバランスを考慮し、施設あり方を廃止を含めて検討すべき。コスト縮小の意見○指定管理者が行政が業務上の課題等を共有し、協議しながらコストダウンの方策を検討すること。○全ての経費を精査し、コスト縮小に取り組むこと。○施設のPR活動などを行い、より多くの方に利用してもらうことにより、少しでも収入の確保に努めること。(町負担分の減額に努めること)。(休廃止の意見)○町の財政状況を考慮すれば、将来的には廃止の方向で進めるべき(大規模改修などが発生すればその時点で廃止した方がよい)。(その他の意見)○長期的な見直し(収支予想・施設改修計画)を策定し、将来負担等を十分把握した上で、町の財政バランスと高齢者福祉施策を考慮した上で施設のあり方の検討を求める。	平成21年度は、薬湯の棄割の変更により若干のコスト削減を図ったが、それ以外についても、指定管理者とともに業務内容を細かく点検しコストの削減に努める。また、利用者増に向けて、施設のコスト削減に努める。また、利用者増により、施設を積極的にを行い、利用料収入を確保し、町負担分の軽減に努める。 【実施時期】 ○業務内容の点検(指定管理者との協議・調整) 随時 ○ホームページの開設平成22年度中	福祉人権課、社会福祉協議会、ボランティア連帯協議会とで、総合福祉センター管理運営連絡協議会を1回を原則に実施しています。運営連絡協議会において、連絡・課題等の協議を行っています。コスト削減については、行政改革により総合福祉センター運営の見直しを行い、平成23年度は福祉バスの廃止、オゾン発生装置の廃止、シャワー・ポデインゾープの廃止などで削減を行いました。コストの削減には、引き続き取り組み、福祉利用者を増やす手段の一つとして、看板の設置により周知を行うこととを検討しています。平成23年度町公式ホームページのリニューアル時に総合福祉センターを掲載しています。	総合福祉センターの運用については引き続き取り組んでいきます。また、総合福祉センター管理運営連絡協議会でも開館時間の短縮を検討しましたが23%と約4分の1を占めており利用者が激減しますのでもう少し様子を見ることとしました。その他に、エコキョウトウ方式の導入について検討しましたが財源の確保ができていなかったこと、電気料金の値上がり等状況も変化していますので導入に至りませんでした。
			手法改善					
			コスト拡大					
			コスト縮小	○				
28	外部		見直し					
	外部		見直し					
	福祉人権課		統合					
	福祉高齢者班		休廃止					
29	総合福祉センター管理運営事務 管理・保健棟	地域の保健・福祉・医療の総合的拠点施設としての機能を十分に果たせるように建物の維持管理を行い、各施設における事業が円滑に運営できることを目的とした事業である。平成20年度より料金改定(1時間当たり・消費税込含む)【管理棟】研修室A 420円 研修室B 210円【保健棟】多目的ホール 520円 多目的室A 210円 多目的室B 210円健康増進室 420円 栄養指導室 調理台1台につき100円※町外利用者は別料金	現状維持		総合福祉センター管理棟は全館の管理を行う施設であり、また、保健棟は健康診断や乳幼児健診などの保健事業を実施するための施設である。事業費については、その大半が施設の維持管理費であるため、コストの大幅な削減は見込めないが、健康増進室のエルゴメーター(自転車)については、事業のあり方について検討する。また、ホームページ開設などPR活動を積極的にを行い、施設の一般利用の増加を図ることと施設の有効利用を図る。	健康器具のエルゴメーター(自転車)は、ふれあい棟トレニングルームへ移動させて健康づくりや体力づくり利用しています。リラックスルームは、健康器具を導入しその利用を図ってきましたが、利用者の減少、費用対効果を考慮し、リラックスルームを廃止して、新たに多目的室として各種研修会など広く利用できるように変更しました。平成23年度町公式ホームページのリニューアル時に総合福祉センターを掲載しています。		
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
29	外部		見直し					
	外部		統合					
	福祉人権課		休廃止					
	福祉高齢者班		休廃止					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
30	総合福祉センター管理運営事務 ふれあい棟	住民がスポーツに親しみ、健康でありつづけるため、体育館の貸し出しやトレナーによる機能訓練の管理を行っている。平成20年度料金改定(1時間当たり・消費税を含む) アリーナ(全室)370円 アマチュアスポーツの場合 250円(3分の2以下3分の1超)250円 アマチュアスポーツの場合 120円 アマチュアスポーツ以外の場合は2,100円 トレニングルーム 1回当たり230円 ※町外利用者は別料金	現状維持		<p>トレニングルームについては、施設の利用料金を検討し、器具(有酸素運動、筋力トレニング)の内容を検討し、コスト縮小につなげるべき。また、アリーナ(体育館)については、料金水準の妥当性について検討すべき。(手法改善の意見)トレニングルームについては、初心者にやさしい。一方、アリーナの料金は適正水準とは思えないので、値上げについて検討すべき。Oスポーツ系の利用者は、中央公民館(体育館)が多いので、原点到戻って、トレニングルームを元の中央公民館に戻すべき。また、現在のトレナーの人数が本来に必要かは考え直す必要がある。</p> <p>○現在のトレニングルームは有酸素系の器具を中心に、筋力系の器具は中央公民館(体育館)に移すべき(施設の目的を明確にするべき)。なお、トレナーの存在は初心者には必要と考える。(コスト縮小の意見)Oトレニングは個人の趣味の範囲であり、行政の仕事として必要性を感じていない。別のことに資金を使うべきだと思うが、施設は存在するので、資金が掛からない方法で、有効利用すればいいと思う。Oトレニングルームのあり方を基本的に考え直し、その中で、担当課で対応できることなどを総合的に考えながらコストを縮小すべき。</p>	<p>ふれあい棟の利用料金については、利用時間の短縮を考慮して、平成23年度22年度の2倍以上増やしております。健康増進室のエルゴメーター(自転車)を移動させ、トレニングルームで利用できるようにいたしました。平成23年度町公式ホームページのリニューアル時に総合福祉センターを掲載しています。</p>	<p>ふれあい棟の利用料金については、利用時間の短縮を考慮して、平成23年度22年度の2倍以上増やしております。健康増進室のエルゴメーター(自転車)を移動させ、トレニングルームで利用できるようにいたしました。平成23年度町公式ホームページのリニューアル時に総合福祉センターを掲載しています。</p>	<p>ふれあい棟の利用料金については、利用時間の短縮を考慮して、平成23年度22年度の2倍以上増やしております。健康増進室のエルゴメーター(自転車)を移動させ、トレニングルームで利用できるようにいたしました。平成23年度町公式ホームページのリニューアル時に総合福祉センターを掲載しています。</p>
			手法改善					
			コスト拡大					
			コスト縮小	○				
30	外部		統合					
	所管部署	福祉人権課						
	福祉高齢者班							
31	一人暮らし高齢者等見守り対策事業	ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク構築に向け、現在地域の民生委員と協力し、対象者の把握、緊急連絡先や災害時の避難場所などの聞き取りを行い、それに基づき個人票を作成し管理運営を行う。	現状維持		<p>ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク構築に向け、現在地域の民生委員と協力し、対象者の把握、緊急連絡先や災害時の避難場所などの聞き取りを行い、それに基づき個人票を作成し管理運営を行う。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク構築に向け、現在地域の民生委員と協力し、対象者の把握、緊急連絡先や災害時の避難場所などの聞き取りを行い、それに基づき個人票を作成し管理運営を行う。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク構築に向け、現在地域の民生委員と協力し、対象者の把握、緊急連絡先や災害時の避難場所などの聞き取りを行い、それに基づき個人票を作成し管理運営を行う。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク構築に向け、現在地域の民生委員と協力し、対象者の把握、緊急連絡先や災害時の避難場所などの聞き取りを行い、それに基づき個人票を作成し管理運営を行う。</p>
			手法改善					
			コスト拡大	○				
			コスト縮小					
31	平成22年度		統合					
	外部							
	所管部署	福祉人権課						
	福祉高齢者班							

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員				
32	老人クラブ・老人クラブ連合会助成事業	高齢者活動の活性化を目的に、鞍手町老人クラブ連合会及びそれに加入する各老人クラブの活動に対し、町が補助金を交付する事業である。	現状維持		高齢者の生きがいづくりに向け、老人クラブの活性化を図ることは必要だが、高齢者の自主性を尊重しながら進めることが重要である。また、連合会の事業よりも単位老人クラブの活動を重視した事業費の配分など、単位老人クラブの支援や助言に努めてもらいたい。	単位老人クラブ数が減少する中、高齢者の自主性を尊重しながらも健康づくりや引きこもりを予防するため、現在、介護予防で実施している食生活改善事業(ふれあい教室)健康づくり事業(いきいき教室)等に連合会に加入していない単位老人クラブやクラブ外の高齢者にも参加を積極的に働きかけ、新規クラブの立ち上げや新規会員の加入の促進につながるよう支援に努める。 【実施時期】 手法改善 平成23年4月	健康づくり・介護予防を目的に、ふれあい教室やいきいき教室を実施しています。平成24年度においては、現在各老人クラブに対して案内を送付しています。12月から3月までに希望される老人クラブに員以外の参加も呼びかけ、加入の促進に努めています。その他にも各地区のサロンへ出向き保健師による健康講座を行っています。今後も各地域の高齢者と交流し高齢者の生きがいづくりに努めます。	平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
33	男女共同参画に関する事業	すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会を目指し、平成21年4月1日に施行された鞍手町男女共同参画推進条例に基づいた取り組みの情報を積極的に発信し、町民の意識の醸成に努めている。	現状維持		これからの推進する事業だと思いが、男女共同参画の認知度がまだ低いと考えられるので、わかりやすい啓発に努めてもらいたい。また、教育委員会などへの動員はせすテーママにあつた対象者への働きかけをすべきである。	平成23年4月から庁舎に「男女共同参画条例制定の町」の横断幕を掲げ啓発を図る。また、教育課で行う人権講演と連携しながらテーママにあつた講演会を開催し広く町民に周知を行う。	平成23年度は鞍手町男女共同参画基本計画の原簿しの年で、町内事業所に対する意識調査を実施し、その結果を基礎資料として、また、これまでの基本計画の課題等を踏まえ、今後の男女共同参画社会の実現に取り組むための「第2次鞍手町男女共同参画基本計画」を策定しました。これは、男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を創ることであり、町民が豊かに、健やかに暮らし、地域も活力に満ちた鞍手町の基盤となるものです。	平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	①事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
34	隣保館運営事務	隣保館では、社会的、経済的、文化的生活の向上や、あらゆる差別問題の解決のため、就職情報の提供や、社会保障制度などの問題、また差別問題についての相談事業、隣保館の施設を利用しての各種講座実施を行い住民の文化的な資質の向上に努めている。	現状維持		人権問題を取り巻く環境は変化してきていると思われ、長期的な視点で隣保館の役割を踏まえ、事業を整理すべき。また、各種教室に関しては、隣保館の呼称を隣保館だより等で公募し、各種教室の利用促進を図る。 【実施時期】 手法改善 平成24年4月	平成24年4月に常駐の職員を引き上げ、嘱託の館長と補助員2人を配置して、広く住民を対象とした各種教室等の事業を実施しています。今年度は、年2回「隣保館だより」を発行して活動内容をお知らせし、多くの方に利用していただけるよう努めていきます。 【各種教室参加者】 習字教室 25人 パッチワーク教室 6人 音楽教室 13人 生花教室 6人 【その他】 解放学級 年10回 健康教室 平成23年4月～平成24年3月まで(月1回)	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針 隣保館は、嘱託の館長と補助員2人を配置して、広く住民を対象とした各種教室等の事業を実施しています。今年度は、年2回「隣保館だより」を発行して活動内容をお知らせし、多くの方に利用していただけるよう努めていきます。 【各種教室参加者】 習字教室 25人 パッチワーク教室 6人 音楽教室 13人 生花教室 6人 【その他】 解放学級 年10回 健康教室 平成23年4月～平成24年3月まで(月1回)	町内の3箇所の児童保育所は、保護者会が経営主体となって、下校時の児童や夏休みなどの長期休暇中の児童に適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図っています。今後とも子ども連が安全・安心して生活できるよう指導等を行ってまいります。
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
			統合					
35	放課後児童健全育成事業	町内3箇所で事業を実施。児童は、下校時にそのまま学童までとなり、預かりは最長19時までの時間となっている。長期の休み時は、朝8時から預かりが可能である。学童保育所には、指導員がおり、運営は保護者会に委託している。	現状維持		少子化により長期的な視点では、入所人数は大きくかわらないのではないかと思われ、共働きの世帯が増加していることから学童を利用する児童が増加した場合に対して、どのように対応するか考える必要があると考ええる	町内3箇所の児童保育所は、保護者会が就業等により昼間家庭にいない小学生に対して、保護者会が経営主体となって、下校時の児童や夏休みなどの長期休暇中の児童に適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図っています。各学童保育所では、指導員資格所持者等が平日は、放課後から最長午後7時、休日は午前7時から最長午後7時まで預かっている。		
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
			統合					
休廃止								

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまででの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
41	リサイクル活動団体支援事業	ごみの減量と資源の有効利用並びに環境の美化向上を推進するため、資源物(新聞、雑誌、ダンボール、布類)の集積・回収を実施する団体(区会、公民館、子供会、婦人会、PTA、老人クラブ等)に対し、1kgにつき5円の奨励金交付を行うものである。	現状維持		活動団体への影響を考慮しながら、奨励金の対象団体の範囲や料金単価の設定を見直すべき。なお、将来的には廃止について検討すべき。(手法改善の意見)○補助金が必要な団体もあり、すぐに廃止するのは影響が大きいため、事業を廃止する前に地域性を考慮して対象団体や料金設定を検討すべき。(コスト縮小の意見)○将来的に廃止ということであればいいが、すぐに廃止になると影響が大きすぎるのではないかと懸念している。○補助金がなくても、自治会や子ども会でも回収活動が継続できるのであれば廃止でもいいと思うが、現時点ではわからない。(休廃止の意見)○補助金がなくても自主的にやっつけている。	環境への負荷が少ない資源循環型社会を形成していくためには、ごみの減量につながるリサイクル意識の啓蒙は推進する必要がある。集団回収によるリサイクル奨励金は、その推進策として有効と考える。 しかしながら、活動団体の取組状況に差異が見受けられることから、活動実態調査等を行い、手法改善の前提として基礎情報の収集を図る。 【実施時期】 ○活動実態調査 平成22年3月予定	平成22年3月にアンケート調査を43活動団体を実施し、内35団体から回答をいただきました。内訳として行政区が22件、法人が11件、その他が1件、未回答が1件でした。回答をいただいた団体に対するリサイクル奨励金に対する返答では80%の団体が「おそう思う」と答えていますが、奨励金についての必要性では91%が「おそう思う」との回答であり、奨励金の主な活用としては子供会活動費で37%、区の運営費で15%、会の運営費7%、その他にPTAの活動費、学級図書費などの教育活動等に活用されていることから地域住民団体のリサイクル活動、子ども達の環境意識の向上に側面的な支援は重要であり必要と判断しています。なお、法人団体については、助成の必要性について今後検討が必要と考えています。	リサイクル奨励金の主な活用としては、区や会の運営費や、子ども会活動費、及びPTA活動費、学級図書費などの教育活動等に活用されていることから、地域住民団体のリサイクル活動、子ども達の環境意識の向上に、側面的な支援は重要であり必要と判断しています。しかしながら、活動団体の取組状況に差異が見受けられることから、今後も引き続き対象団体や料金設定等の検討を行っていきたいと思います。
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
41	外部	農政環境課 農政環境班	統合		【実施時期】 ○活動実態調査 平成22年3月予定	平成22年3月にアンケート調査を43活動団体を実施し、内35団体から回答をいただきました。内訳として行政区が22件、法人が11件、その他が1件、未回答が1件でした。回答をいただいた団体に対するリサイクル奨励金に対する返答では80%の団体が「おそう思う」と答えていますが、奨励金についての必要性では91%が「おそう思う」との回答であり、奨励金の主な活用としては子供会活動費で37%、区の運営費で15%、会の運営費7%、その他にPTAの活動費、学級図書費などの教育活動等に活用されていることから地域住民団体のリサイクル活動、子ども達の環境意識の向上に側面的な支援は重要であり必要と判断しています。なお、法人団体については、助成の必要性について今後検討が必要と考えています。	リサイクル奨励金の主な活用としては、区や会の運営費や、子ども会活動費、及びPTA活動費、学級図書費などの教育活動等に活用されていることから、地域住民団体のリサイクル活動、子ども達の環境意識の向上に、側面的な支援は重要であり必要と判断しています。しかしながら、活動団体の取組状況に差異が見受けられることから、今後も引き続き対象団体や料金設定等の検討を行っていきたいと思います。	
			休廃止					
			現状維持					
			手法改善	○				
42	食と農理解促進事業	地元で採れた農産物を地元で消費する「地産地消」の考えを普及していくために、町内の小・中学生を対象に農作業体験、クッキング教室、学校給食への食材の納入などを行い、子どもたちに地元農産物に対する理解を深めてもらう取り組みである。	現状維持		類似事業があれば連携するなど、事務の合理化を図りながら実施すべき。また、町内の全小学校で実施できるよう学校への働きかけを強化すべき(現在は6校中、3校で実施)。(手法改善の意見) ○事務の合理化を図りながら取り組むべき。(統合の意見) ○統合が可能であれば、類似事業と連携し合理化すべき。	本事業は平成22年度に教育課と各小学校の校長・教頭会議の了解を得て、学校における食育教育として町が主体となり事業を推進してきました。しかし、現在では農業女性の会と農協からの協力を得て、大豆の種まきから収穫、販売、加工等までの指導をいただけるようになったことから、町主体の食と農理解促進事業は廃止することといたしました。	平成23年度から町主体の食と農理解促進事業は廃止しました。現在は各小学校での食育事業の一環として農業女性の会と農協からの協力を得て実施されています。	
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
42	外部	農政環境課 農政環境班	統合		【実施時期】 ○教育課との調整 平成22年度中	本事業は平成22年度に教育課と各小学校の校長・教頭会議の了解を得て、学校における食育教育として町が主体となり事業を推進してきました。しかし、現在では農業女性の会と農協からの協力を得て、大豆の種まきから収穫、販売、加工等までの指導をいただけるようになったことから、町主体の食と農理解促進事業は廃止することといたしました。	平成23年度から町主体の食と農理解促進事業は廃止しました。現在は各小学校での食育事業の一環として農業女性の会と農協からの協力を得て実施されています。	
			休廃止					
			現状維持					
			手法改善	○				

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
43	不法投棄回収事業	住民の生活環境を保全する為、不法投棄された廃棄物を回収するものである。	現状維持		不法投棄は捨てる人のモラルの問題であるが、必要な対策は多少費用を掛けても取り組む必要がある。また、住民としてもできることは、協力すべきなので体制づくりなどに取り組んでいきたい。	不法投棄対策として、広報による啓発と住民による監視・通報依頼を進めていく。また、衛生連合会と協力して、不法投棄多発場所に警告看板の設置を継続して行なう。 【実施時期】 広報・啓発の継続 平成23年1月	これまで、不法投棄対策として警告看板の設置等を行ってきたが、未だ不法投棄件数の減少が見受けられない状況です。不法投棄は、管理が行き届いていない場所で行われることが多く、これには土地の所有者等に適切な土地の管理をしていただく必要があると考えます。不法投棄対策としては、「監視カメラ」の設置が効果的と言われ、ない「させない」「許さない」などの意識の醸成が必要であると考え、今後は警告看板はもろんのこと不法投棄を見かけたら通報を呼びかける掲示板的設置など、住民意識の改革につながる取り組みを行っていきたいと考えています。	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針 不法投棄は道路、公園、広場、河川などの公共用地や個人が所有する土地等区別なく行われ一向に減る傾向が見受けられません。不法投棄に対する意識の醸成は必要であることから、啓発活動をより一層強化し住民の不法投棄防止に対する意識を高めていく。また、不法投棄情報を知りたくする住民から、不法投棄情報を知りたくする人へ手し警告看板等を設置することにより、不法投棄防止の効果を狙った改革を取り組む必要があるためにも監視カメラの導入も視野にいれたいと思います。
			手法改善					
			コスト拡大	○				
			コスト縮小					
			統合					
			休止					
47	中央公民館長谷別館 施設管理運営	鞍手町中央公民館長谷別館の施設利用及び維持管理を行っている。	現状維持		老朽化による施設の安全性や利用者数と維持管理コストによる費用対効果を考慮すると廃止について検討する必要がある。廃止にあたっては、地元住民との調整や財産処分の手続き等に時間を要するが、財政的な負担が増えないよう施設の売却を前提に検討していく。 【実施時期】 ○地元調整・財産処分の手続き 平成22年度中 ○譲渡先の検討 平成22年度中	老朽化による施設の安全性や維持管理コスト等を考慮した結果、休止が妥当であるとの結論に達し、同施設は平成22年7月末をもって利用を休止しています。今後は、施設の処分を進めたいと踏まえ、跡地利用の検討を進めていきたいと思います。		
			手法改善					
			コスト拡大					
			コスト縮小					
			統合					
			休止					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	①事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	
			評価区分	委員					
48	大谷自然公園管理運営事務	平成18年にオープンした大谷自然公園は、大自然に恵まれた環境の中で、野外活動やレクリエーション等を体験できる教育施設であり、この大谷自然公園を快適に利用していたため、指定管理者制度に基づき指定管理者とともに管理運営を行っている。	現状維持		施設が新しいため早期の廃止は困難と考え、施設PRの充実や利用者の向上に努め、絶えず改善するという姿勢で取り組むべき。(手法改善の意図)○野状維持のか手法改善なのか判断が難しいが、絶えず改善するという姿勢で取り組むべき。 ○コストの削減は困難かもしれないが、利用者を増やす努力を求め、場所が分かりづらいので、公園へのアクセス方法をホームページなどで充実させるべき。○施設のPRを指定管理者に任せきりにせず、町としても子どもなどに働きかけ利用者の向上に努めるべき。(休廃止の意見)○公園としての最低限の管理は行い、それ以外の宿泊施設などは廃止すべき。	利用者の増加を図るため、ホームページの開設などPR活動を積極的に進め、案内標識の改良を行うとともに、案内標識の改良について検討していく。また、団体への働きかけを強化し、団体利用を促進するとともに、利用者が特に要望の多い「水遊び場」について、財源問題もあるが検討していく。 【実施時期】 ○ホームページの開設 平成22年度中 ○団体利用の促進 平成22年度中 ○案内標識の改良・施設改良(財源確保が必要なため時期は未定)	ホームページでのPR活動や手作りの案内板の設置など利用者の増加を図るための取組みにより、施設利用者数は一定の成果を上げています。 今後は、コスト削減に向けた事務改善はもろろんのこと、要望の多い開設期間の延長及び利用料金の原直し並びに水遊び場の設置などの検討も行っていきたくと考えています。	ホームページや広報でのPR活動や手作りの案内板の設置など利用者の増加を図るための取組みにより、施設利用者数は一定の成果を上げています。 今後は、コスト削減に向けた事務改善はもろろんのこと、要望の多い開設期間の延長及び利用料金の原直し並びに水遊び場の設置などの検討も行っていきたくと考えています。	平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			手法改善	○					
			コスト拡大						
			コスト縮小						
48	外部	建設課 建設班	統合		遊休土地の有効活用は、過去の検討課題であり、保有財産の整理については、実施済みである。今後は関係課と連携を図りながら、保有財産の処分等を行い収入の確保を行う。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	
			休廃止						
			現状維持						
			手法改善	○					
50	町有財産私下事務	町の未利用地を有効活用するため、町有地の譲渡申請がなされた物件に関する私下げの可否等を町有財産審議会にて審議し、売却価格の算出、買受希望者との協議及び契約書類の作成、売却代金の納付に関する事務を行う。	現状維持		町の未利用地を有効活用するため、町有地の譲渡申請がなされた物件に関する私下げの可否等を町有財産審議会にて審議し、売却価格の算出、買受希望者との協議及び契約書類の作成、売却代金の納付に関する事務を行う。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	
			手法改善	○					
			コスト拡大						
			コスト縮小						
50	内部	建設課 建設班	統合		町の未利用地を有効活用するため、町有地の譲渡申請がなされた物件に関する私下げの可否等を町有財産審議会にて審議し、売却価格の算出、買受希望者との協議及び契約書類の作成、売却代金の納付に関する事務を行う。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	町有地の効率的な活用のため、譲渡申請があれば積極的に対応してまいります。現在、プロジェクトチームの設置は行っていませんが、状況に合わせて設置を検討し、今後は、私下げ出来る保有財産を再度精査し、遊休土地の有効な活用を行っていきたくと考えています。	
			休廃止						
			現状維持						
			手法改善	○					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
53	町有財産管理事務	町有財産の貸付、環境保全のための除草作業、境界等の権利関係の管理、不法占有の防止、財産台帳の管理等、町有財産の適正な維持管理に関する総合的な事務を行っている。	現状維持		平成25年度を目標として、貸付料算定基準の見直しも視野に入れ、建設課、総務課、企画財政課が連携をはかり、体制づくりをしていくことを求める。	保有財産は町民の財産でもあり、適正な管理が求められる。現在、未利用地の貸付や除草作業、境界管理など様々な業務に取り組んでいる。今後は、関係課と連携を図りながら、知恵を出し合いコスト感をもつて保有財産の管理に努めていく。	保有財産の貸付等により収入を確保しながら適正な管理を行っています。今後も継続して取り組んでいきますが、売り払うことが妥当と判断されるときは、関係課と連携を図り、処分検討のため町有財産審議会に上程していきます。	保有財産の貸付等により収入を確保しながら適正な管理を行っています。今後も継続して取り組んでいきますが、売り払うことが妥当と判断されるときは、関係課と連携を図り、処分検討のため町有財産審議会に上程していきます。
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
53	内部	建設課 建設班	統合		平成25年度を目標として、貸付料算定基準の見直しも視野に入れ、建設課、総務課、企画財政課が連携をはかり、体制づくりをしていくことを求める。	行政財産の整理事務については、個人財産に直結する業務であり、公平性かつ一貫性が保たれるようにしなければならぬ。今後は、関係課と連携を図りながら、住民生活の利便性向上に努めていく。	寄付の申込み及び土地の交換・私下下げ等の申込みがあれば、申出内容を検討し公平性かつ一貫性が保たれるよう業務を進めています。今後は、町有地の未利用地の処分に当たっては、これまでの事例・価額を参考に、譲渡価格の設定に一貫性が保たれるよう事務を進めていきます。	寄付の申込み及び土地の交換・私下下げ等の申込みがあれば、申出内容を検討し公平性かつ一貫性が保たれるよう業務を進めています。今後は、町有地の未利用地の処分に当たっては、これまでの事例・価額を参考に、譲渡価格の設定に一貫性が保たれるよう事務を進めていきます。
			休廃止					
			コスト拡大					
			コスト縮小					
55	行政財産の整理事務	町が所有している土地の有効活用及び住民生活の利便性を図るため、土地の払い下げや、道水路の付け替え等に伴う土地の交換及び寄付申込み等に関する事務処理を行っている。	現状維持		平成25年度を目標として、貸付料算定基準の見直しも視野に入れ、建設課、総務課、企画財政課が連携をはかり、体制づくりをしていくことを求める。	行政財産の整理事務については、個人財産に直結する業務であり、公平性かつ一貫性が保たれるようにしなければならぬ。今後は、関係課と連携を図りながら、住民生活の利便性向上に努めていく。	寄付の申込み及び土地の交換・私下下げ等の申込みがあれば、申出内容を検討し公平性かつ一貫性が保たれるよう業務を進めています。今後は、町有地の未利用地の処分に当たっては、これまでの事例・価額を参考に、譲渡価格の設定に一貫性が保たれるよう事務を進めていきます。	寄付の申込み及び土地の交換・私下下げ等の申込みがあれば、申出内容を検討し公平性かつ一貫性が保たれるよう業務を進めています。今後は、町有地の未利用地の処分に当たっては、これまでの事例・価額を参考に、譲渡価格の設定に一貫性が保たれるよう事務を進めていきます。
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
55	内部	建設課 建設班	統合		平成25年度を目標として、貸付料算定基準の見直しも視野に入れ、建設課、総務課、企画財政課が連携をはかり、体制づくりをしていくことを求める。	行政財産の整理事務については、個人財産に直結する業務であり、公平性かつ一貫性が保たれるようにしなければならぬ。今後は、関係課と連携を図りながら、住民生活の利便性向上に努めていく。	寄付の申込み及び土地の交換・私下下げ等の申込みがあれば、申出内容を検討し公平性かつ一貫性が保たれるよう業務を進めています。今後は、町有地の未利用地の処分に当たっては、これまでの事例・価額を参考に、譲渡価格の設定に一貫性が保たれるよう事務を進めていきます。	寄付の申込み及び土地の交換・私下下げ等の申込みがあれば、申出内容を検討し公平性かつ一貫性が保たれるよう業務を進めています。今後は、町有地の未利用地の処分に当たっては、これまでの事例・価額を参考に、譲渡価格の設定に一貫性が保たれるよう事務を進めていきます。
			休廃止					
			コスト拡大					
			コスト縮小					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名		①事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	
	事業名	事業名		評価区分	委員会					
57	一般土木事業(道路橋梁)	平成23年度	本事業は、町が認定している道路等が常時良好な状態を保つように維持管理し、一般交通に支障を及ぼさないように取り組んでいる。	現状維持		道路や橋の維持管理は、安全面から考えると非常に重要な事業と考える。軽微なものから重要な事業まで幅広く課題があると思われるが、緊急性が高いと認められるものについては、早期に対応し安全確保に努めることを求める。	住民生活に直結する事業であることから、安全確保を第一に考え、コストを投入すべきところは投入し、常に町道が良好な状況を保てるよう維持管理を行っていく。	住民からの要望に全部対応できないため、予算の範囲内で緊急性の高い箇所から維持補修工事を行っています。今後は、道路や橋梁の老朽化に伴い、補修の必要性が非常に高くなることから、国や県の有利な補助事業を活用し、住民の安全確保に努めていきたいと考えています。	平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針 社会資本の交付金により、平成24年度から平成25年度において、182橋の橋梁長寿命化修繕計画による調査を行いました。また、中学校の統合に伴う歩道整備工事、県と協力しながら進めています。今後は、長寿命化計画に基づき橋梁等の保全に努めたいきたいと考えています。	
		評価年度		見直し	コスト拡大 ○					
		評価種別		内部	コスト縮小					
		所管部署		建設課 建設班	統合					休業止
58	道路、河川、水路維持管理業務	平成23年度	鞍手町が管理する道路、水路、河川の危険箇所を早期に発見し対応に努めている。なお、ハットローレル及び除草・浚渫などの軽微な作業や応急措置については職員で行っている。	現状維持		町内ハットローレルの実施や除草・浚渫などの軽微な作業については、応急措置を職員で行う。地域の軽微な除草・浚渫などの作業については、地域の協力を求めて環境整備を図っていくことを求める。	町内ハットローレルを実施し、危険箇所等を発見したときは、作業の規模にもよるが、緊急的に職員で対応をしている。今後は土木施設の適正な維持管理を早期に行うため、ハットローレルを実施し、地域の環境整備に努めていく。	平成21年度から平成24年度までは、緊急雇用創出事業にてハットローレルを強化してきたが、事業が終了した時は、職員でハットローレルや応急措置等を行っていくようになるため、人員の確保が課題となります。今後は、作業の内容によっては、地域との協働による取組を行っています。	平成25年度までは、緊急雇用創出事業にて、ハットローレルを強化及び軽微な補修対応を行ってきました。今後は、職員によるハットローレル及び軽微な補修作業は行っていきますが、作業の内容によっては、地域との協働も検討していきたいと考えています。	
		評価年度		見直し	コスト拡大 ○					
		評価種別		内部	コスト縮小					休業止
		所管部署		建設課 建設班	統合					休業止

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまででの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
61	教材備品整備事務 平成21年度 外部 教育課 学校教育班	町の次世代を担う子ども達の教育の場である教育環境の充実を図るために、教材備品を整備する事業である。	現状維持		○備品の使用状況や耐用年数などを台帳で適切に管理し、備品の必要性を十分精査すべき。また、業務分担や事務の進め方を見直し、人件費を含めてコストを縮小すべき。 (コスト縮小の意図)○備品台帳により耐用年数などの管理を適切に行えば、購入備品を減らすことができる。○人件費については、学校の臨時職員と業務を分担すれば削減が可能である。また、備品台帳で適切に管理すれば、物を大切に使うようになるはずであり、コストの縮小はできる。○学校間での備品の相互利用などを検討するとともに、業務を分担して人件費の削減につながるべき。○新しく購入した備品が有効に活用されているかを把握すべきである(使われていない備品もあるのではないかな)。○減価償却の概念もなく、備品台帳は発注段階で台帳化され、事務の進め方に問題があると思うので、事務を再構築し、人件費削減に努めるべき。	教育現場において教材備品は必要不可欠ではあるが、個別の備品について、使用状況や在庫品の劣化状況等について点検するにとともに、学校間での相互利用を促進しコストの削減を図る。また、人件費についても、削減につながるよう、現在の備品台帳を効果的に点検・管理できるように改善していく。 【実施時期】 ○備品台帳の改善 平成22年度中 ○備品の相互利用の促進 平成22年度中	備品台帳の改善及び備品の相互利用の促進への取組については、平成22年度より実施しているところである。各学校と教育委員会においてそれぞれ備品台帳を共有し、不足品の確認や学校間の備品の相互利用などを行っています。今後も引き続き各学校との連携を深め、コストの増加にならないよう取り組んでいきます。	平成23年度より備品購入希望については、教育委員会と各学校で備品台帳を共有しているもので、お互いに備品台帳で不足備品か学校間の相互利用が可能かなど確認して教材備品を整備している。
			手法改善					
			コスト拡大					
			コスト縮小	○				
			見直し		休業止			
64	奨学金事業 平成22年度 外部 教育課 学校教育班	経済的事情により進学を断念する生徒に対して、奨学金を貸付けすることで、教育の機会を創出するための事業です。高校、高専、短大又は大学に在籍し、他の団体から奨学金の貸与等を受けていない者について、申請された内容を審査し、奨学金評議会で審査を行い、奨学金及び支度金を貸与します。	現状維持		国や日本学生支援機構の奨学金制度も併せて広報紙で周知を行う。滞納者については、随時、督促状を発送し返還をお願いしているところである。滞納保証人のあり方については、評議員会において対応を協議する。 【実施時期】 広報紙で制度の周知 平成23年2、3月 督促状の発送 随時 評議員会での協議 平成23年5月	国や日本学生支援機構の奨学金制度については、広報紙にて周知を行っています。滞納者対策については、引き続き督促状を発送し返還をお願いしていますが、滞納者からの返答がない場合は、今後滞納保証人へ連絡をするように検討を行います。滞納保証人の在り方については現在町内在住者に限られますが、町外を対象とするのか、評議員会において協議を行います。	滞納者からの連絡がない11件について、H26年5月に滞納保証人へ未納金の返還についての通知文書を発送した。奨学金選考委員会で滞納保証人について協議しましたが、現状のままで滞納保証人は町内在住者に限るとなりました。	
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
			見直し		休業止			

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針		
			評価区分	委員会						
68	図書室管理運営事務	教育文化の発展に寄与するため、子どもからお年寄りまですべての町民に学習や資料収集の場を提供している。	現状維持	委員会	貸出業務及び新規図書の購入などの業務内容にコストを縮小すべき。 ○現状の窓口業務を縮小し、人件費を含め大幅に削減する。土日の窓口業務を削減し、平日の窓口業務に集中させる。また、購入コストの削減に重点を置き、現在購入している図書の在庫を整理し、重複している図書を整理し、児童図書に重点を置き、児童図書4割、児童図書6割。さらに、貸出業務にかかる管理コスト(図書管理システム)を抜本的に削減し、コストの削減を図る。【実施時期】○リクエスト図書購入制度の廃止平成22年度から平成22年度から ○貸出業務の見直し 平成22年度中	③担当課の改善(取組)方針 公平性の観点からリクエスト図書購入制度は廃止する。また、購入図書の整理に重点を置き、現在購入している図書の在庫を整理し、重複している図書を整理し、児童図書に重点を置き、児童図書4割、児童図書6割。さらに、貸出業務にかかる管理コスト(図書管理システム)を抜本的に削減し、コストの削減を図る。【実施時期】○リクエスト図書購入制度の廃止平成22年度から平成22年度から ○貸出業務の見直し 平成22年度中	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針 国の交付金を活用して、町民ホールでの改修を行い、図書広場として誰もが利用しやすい環境を整備し、また、時間外及び休日・祭日は監視業務と併せ図書貸出・返却業務を委託し、貸出等事務にかかわる管理コストの削減に努めていきます。今後もコスト感覚を持ち事務の効率化を図りながら、図書室の魅力アップに取り組んでいきます。	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針 図書の貸出し・返却業務は土・日曜日を含め、午前8時30分から午後10時まで、監視員の協力を得て行っていきます。図書の購入にあたっては一般図書が4、児童書が6の割合で購入しています。またリクエストによる図書の購入は行っておりません。今後は町民ホール内の図書広場の書架の配置等を工夫し、誰もが利用しやすいように図書室の環境を整えていきます。		
									手法改善	
									コスト拡大	
									コスト縮小	○
			統合							
			休業止							
69	情報通信技術講習事業	中央公民館でパソコン初級者等を対象とした講座(1回の募集定員は15人)開催し、パソコンの基本的な技術を習得するための学びの場を提供している。	現状維持		類似事業は民間等で行われている。また、事業の当初の目的は達成されたかと判断するので廃止すべき。 (現状維持の意見)○定員割れしないのであれば、需要があると考えられるため続けるべき。また、高齢者の老北予防にも役に立つと考える。 (休業止の意見)○利用者数が本間に習得したいと思うのであれば、民間などでも同じような講習は行っているので廃止すべき。○パソコン初心者のつきっかけづくりが事業のテーマであるのなら、民間でも行っているのを廃止すべき。○事業開始から10年近く経過しており、当初の目的は達成されたと思うので廃止すべき。○パソコン初心者は機種やOSの違いでわからなくなることもあると思う。今のやり方では効果的が薄いと考えるので、廃止すべき。○本間にパソコンを習得しようとするのであれば、自分で参考書などを読んで勉強するはずであり、町が実施する必要があると考えるので廃止すべき。	③担当課の改善(取組)方針 生涯学習の一環としてICT(情報通信技術)の普及・教育は、行政として取り組む必要性はあるが、当該事業は事業開始から10年近く経過し、その必要性は薄れつつある。今後は、公民館講座への移行などでの自主運営に切り替えていくことが望ましいため、事業規模を大幅に縮小しコストの削減につなげる。 【実施時期】 ○事業規模の縮小(講習を2回を1回に半減)平成22年度から	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針 情報通信技術講習事業について、事業開始から相当期間が経過しており、一応の役割は果たしたと判断しています。このことから、平成22年度から年2回の講習を1回に縮小し、コストの削減に努めていきます。しかし、以前と同様に現在においても、毎年の応募に対して、その定員を超える申し込みがあることから、経過を見ながら事業の在り方を今後検討していきたいと考えています。	⑤平成22年度より講習を年1回行っており、受講者は定員をやや下回る状況です。今後は現在使用しているパソコンが旧型であるため、インターネットやメール等に対応できない状況を踏まえ、講習を廃止する方向で検討していきます。		
									手法改善	
									コスト拡大	
									コスト縮小	
			統合							
			休業止							

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
70	町民体育祭事業	<p>町民の体力向上、生涯スポーツの振興、地域コミュニティの活性化を推進していくため町民体育祭を行い町民がスポーツにふれあうことのできる機会を提供している。</p> <p>平成22年度は参加区数37区、競技参加延べ人数は2,037人であった。</p> <p>毎年開催前、開催後に実行委員会を開いてプログラム、反省点等の協議を行っている。実行委員会は区長等の会長、副会長、理事及び体育指導委員で構成されている。</p>	現状維持	委員会	<p>人間関係の希薄化が進行し、地域の連帯感が薄れつつある中、町民体育祭は住民参加型のイベントでもあり、地域コミュニティの再生やコミュニティ意識の醸成と再生活動を担っている。しかしながら、住民アンケート調査では、見直しを求める意見も多数あるため、プログラムの変更などを実行委員会の中で検討し、絶えず改善していくという姿勢で取り組む。</p> <p>【実施時期】 ○プログラムの検討 平成22年度中</p>	<p>少子高齢化の進展や地域コミュニティに対する関心の低下などの要因から、体育祭への参加団体が減少しています。そのような現状を改善するため、実行委員会において、誰もが参加でき、また楽しめるような競技を考案し、その趣向、見直しを行ってきました。現状では、一定の評価をいただき、競技種目は定着しているものの、魅力ある体育祭とするためには新たな競技種目を考案する必要があると考えられています。今後は実行委員会において、協働による取り組みも視野に入れていきます。</p>	<p>参加者の減少を軽減するための策として、小人数のグループでも参加できるように、一つの競技に対する参加人数の制限の緩和に取り組んでいきます。また競技についても誰もが参加しやすい内容にしています。</p>	
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
70	外部		見直し		<p>総合プールについては、競泳用の25mプールが漏水のため使用できない状況が続き、幼児向けの遊泳プールのみの運営を行っているが、年間約3,500人以上の利用があり、多くの子ども達も利用している現状を踏まえ、遊び場の確保は今後も必要である。なお、競泳用の漏水については、財政状況を考慮すると復旧は困難であり、総合プールが体育施設としての役割を果たせない現状を踏まえ、事業の位置づけを子供向けの施設として見直す必要がある。</p>			
			統合					
			休廃止					
			休廃止	○				
71	総合プール管理運営事務	<p>住民(子ども達)が楽しく安全に、水泳ができる施設の管理運営を行っている。</p> <p>平成20年度より漏水のため競泳プールの使用を中止しており、そのため利用件数の減が見込まれる。</p> <p>開設期日：7月20日～8月31日(8月13～16日は休館)利用時間は①10:00～12:00②12:30～14:30③15:00～17:00</p> <p>使用料：中学生以下105円高校生以上210円</p> <p>平成22年度利用者数：3,364人</p>	現状維持	委員会	<p>総合プールについては、競泳用の25mプールが漏水のため使用できない状況が続き、幼児向けの遊泳プールのみの運営を行っているが、年間約3,500人以上の利用があり、多くの子ども達も利用している現状を踏まえ、遊び場の確保は今後も必要である。なお、競泳用の漏水については、財政状況を考慮すると復旧は困難であり、総合プールが体育施設としての役割を果たせない現状を踏まえ、事業の位置づけを子供向けの施設として見直す必要がある。</p>	<p>競泳用プールを廃止し、現在はプールの利用者の多い場所として活用されています。第4次総合計画により、平成24年度から利用料を無料とし、運営料として活用されるよう施設の適正管理に努めていきたいと思っております。</p>		
			手法改善					
			コスト拡大					
			コスト縮小					
71	外部		見直し		<p>総合プールについては、競泳用の25mプールが漏水のため使用できない状況が続き、幼児向けの遊泳プールのみの運営を行っているが、年間約3,500人以上の利用があり、多くの子ども達も利用している現状を踏まえ、遊び場の確保は今後も必要である。なお、競泳用の漏水については、財政状況を考慮すると復旧は困難であり、総合プールが体育施設としての役割を果たせない現状を踏まえ、事業の位置づけを子供向けの施設として見直す必要がある。</p>			
			統合					
			休廃止					
			休廃止	○				

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	①事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員会				
72	敬老の日事業	町内一斉に高齢者を敬い、長寿をお祝いするための行事を実施し、70歳以上の方を対象にお弁当代を各区に助成している。	現状維持		<p>○教育課から福祉人権課へ所管の見直しを行い、高齢者施策として本事業を実施すべき。また、所管の見直しによる事務の合理化や、記念品支給の是非について検討し、コストの縮小につなげるべき。(コスト縮小の章目)○敬老事業は教育部門ではなく、福祉部門が担当すべきであり、事業の所管替えをすべき。また、記念品(タオル)の廃止を検討し、コストの縮小を図るべき。○高齢者施策の一環として、長寿を敬う敬老事業として考えるべき。所管替えでコストの縮小も可能と考える。また、自治会と行政が協働の感覚で取組み、気持ちのこもった事業にすべき(現在の金銭を渡すだけという感覚はよくない)。さらに、行政として高齢者への支援というPRを前面に出すことも必要ではないか。(休廃止の意見)○高齢者の長寿を敬う気持ちが大切である。そのため、現在の金銭的補助は廃止し、費用の掛からない別の方法で実施すべき。</p>	<p>敬老の日に合わせて、高齢者の方を敬い長寿を祝うため、現金(お弁当代)と記念品(タオル)を支給しており、今後必要と考えるが、記念品のタオルについては経費を削減する方向で検討する。また、高齢者祝い金(金事業(福祉人権課))があり、事業目的や事務効率化の観点から事業の所管替えを検討する。 【実施時期】 ○記念品(タオル)の検討 平成22年度中 ○福祉人権課との調整 平成22年度中</p>	<p>記念品のタオルについては、平成22年度から支給を廃止していき、お弁当代については、従来とお弁当代を支給していき、平成26年度は3,956人で毎年約100人ずつ増加し、10年後には約1,000人の増加が見込まれ、対象者が約5,000人になることが推定されます。今後は事業自体の高齢者施策事業として福祉人権課が実施していますが、窓口一本化の必要性があると考えられるため、両課において協議を行っていきます。</p>	<p>平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針</p>
			手法改善					
			コスト拡大					
			コスト縮小	○				
	所管部署	教育課	統合					
	評価年度	平成21年度	外部					
	評価種別	外部						
	所管部署	教育課	社会教育班					
73	人権問題地区懇談会事業	地区懇談会は同和問題を根拠とせずあらゆる差別を根絶し、人権意識を高めるため、講演会等を開催するなど創意工夫を凝らしながら本町が30年以上にわたり取り組んできた事業である。	現状維持		<p>○人権問題に関する取組は必要だが、参加者が固定化していることや講演会形式の今のやり方により改善が言えず、実践力が半人権啓発のやり方に改善すべき。また、業務内容を見直すことで人件費コストを削減すべき。(コスト縮小の意見)○重要な事業とは思うが、人件費が掛かりすぎている。また、参加者が増えるような講演に近くなるなど、工夫しながら実施すべき。○生活に身近な具体的なテーマを取り上げ、住民が互いに交流するよう人権問題の取り組みにすべき(現状のまま続けるのであれば廃止すべき)。○継続しないといけないと思うが、できる限り無駄をなくす努力が必要。特に、人件費については、事務の合理化を図りながら、人件費など見直すべき。○例年、参加者が固定化しているのであれば、既に年2回の全体の講演会をしているので、その中に集約して内容を充実した方がよい。(休廃止の意見)○対策もなく、現状のまま続けるのであれば廃止すべき。</p>	<p>人権問題地区懇談会事業については、各地区の実行委員の方々の意見に沿って実施しています。講演会は一部学校行事と連携し、地域の方々と一緒に講演を受講しています。今後は広報等による周知を充実させ、広く町民に対して啓発活動を行っていきたく思います。</p>	<p>人権問題地区懇談会事業については、区単位から町内8か所に変更し、地域主導型の人権啓発事業として継続的に開催しています。開催時に実施している住民アンケートでは、参加者が少ないことや参加者が固定化していること、また、会場の統合などの指摘が多くなり、今後は、参加者が増えるように広報・啓発に力を入れ、学校事業との連携を視野に入れたがら、人権同和問題教育推進委員会において検討を行っていききます。</p>	<p>このままの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針</p>
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
	評価年度	平成21年度	外部					
	評価種別	外部						
	所管部署	教育課	社会教育班					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果 評価区分	②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況 状況及び今後の改善(取組)方針	
74	資料館教育普及事業	資料館では年間1回企画展を開催している。企画展では、常設展示よりもより詳しい歴史資料を、テーマに沿って分かりやすく展示、解説し、常設展示では見られない収蔵資料等も公開している。	現状維持	<p>○文化施策は費用対効果だけで判断することができないが、現在のやり方は、人件費に多額のコストを掛けているので、事業費と人件費の配分を見直し、その結果として総コストの削減は可能と考ええる。また、社会教育施策の中で本事業の位置づけを再確認し、コストを重点的に投資すべき事業なのかを含めて考え直す(その中で、2年に1回の開催なども検討すべき)。手法改善の意見、○事業費を削減し、職員の手作りで実施している努力は認める。ただ、その分、人件費を多く掛けているのであれば、事業費を増強して人件費の削減を検討すべき。○資料館のマンパワーを解消するためにも、企画展は毎年実施すべき。また、担当者の努力を認めており、その負担を減らすためにも事業費を削減すべき。○担当者が努力しているのは認めるが、それが負担になることもあるので社会教育全体の事業の中で考え直した方がよい。資料館講座などを実施しているが、他の事業との連携も考慮すべきではないか。○子ども運に地域文化を継承するため、子供向けのテーマ設定を望む。また、企画展の開催は2年に1回くらいにして、その分、内容や質の向上を図るべき。○事業費を掛けずに職員の手作りで実施している努力は認める。長い間、継続してきた事業であり、楽しみにしている方もいると思うので毎年実施すべきだが、事業費と人件費の縮小を考えると、コスト縮小の意見)○人件費の縮小を考えると、例えば、教育課のすべての事業を見直しに本当にこの事業に、これだけの人件費を掛けるべきかを考えないといけない、人件費を削減するであれば、2年に1回ということも選択肢として考えるべき。</p>	<p>資料館企画展は地域の歴史継承や文化教育の普及事業として実施しており、来館者は資料館の間見学等の約半数を占めている状況もあり、今後も資料館の重要な事業として実施する。なお、事業実施にあたって、企画内容を充実させると多くの人件費を要することから、そのことを考慮しながら事業に取り組み、展示面の縮小、展示資料数の調整などについて検討する。</p> <p>【実施時期】 ○展示内容(面積・資料数)の検討 平成22年度中</p>	<p>平成24年度より企画展の展示面積を半分にし、人件費等のコスト削減に努めました。また、展示資料なども町内資料を中心とし、借入資料の削減にも取り組む。また、他の事業コストの削減を行い企画内容と、更なる事業の効率化を図りながら普及事業に取り組み考えていきたいと考えています。</p>	<p>筑豊地域で唯一の町立の登録博物館となり、地域での知名度が高がり、企画展には多くの見学者がきています。学校と連携して、企画展の見学を推進しています。コスト面では課題がありますが、執手の顔となる博物館づくりを目指します。</p>	
			手法改善					<p>○文化施策は費用対効果だけで判断することができないが、現在のやり方は、人件費に多額のコストを掛けているので、事業費と人件費の配分を見直し、その結果として総コストの削減は可能と考ええる。また、社会教育施策の中で本事業の位置づけを再確認し、コストを重点的に投資すべき事業なのかを含めて考え直す(その中で、2年に1回の開催なども検討すべき)。手法改善の意見、○事業費を削減し、職員の手作りで実施している努力は認める。ただ、その分、人件費を多く掛けているのであれば、事業費を増強して人件費の削減を検討すべき。○資料館のマンパワーを解消するためにも、企画展は毎年実施すべき。また、担当者の努力を認めており、その負担を減らすためにも事業費を削減すべき。○担当者が努力しているのは認めるが、それが負担になることもあるので社会教育全体の事業の中で考え直した方がよい。資料館講座などを実施しているが、他の事業との連携も考慮すべきではないか。○子ども運に地域文化を継承するため、子供向けのテーマ設定を望む。また、企画展の開催は2年に1回くらいにして、その分、内容や質の向上を図るべき。○事業費を掛けずに職員の手作りで実施している努力は認める。長い間、継続してきた事業であり、楽しみにしている方もいると思うので毎年実施すべきだが、事業費と人件費の縮小を考えると、コスト縮小の意見)○人件費の縮小を考えると、例えば、教育課のすべての事業を見直しに本当にこの事業に、これだけの人件費を掛けるべきかを考えないといけない、人件費を削減するであれば、2年に1回ということも選択肢として考えるべき。</p>
			コスト拡大					<p>○文化施策は費用対効果だけで判断することができないが、現在のやり方は、人件費に多額のコストを掛けているので、事業費と人件費の配分を見直し、その結果として総コストの削減は可能と考ええる。また、社会教育施策の中で本事業の位置づけを再確認し、コストを重点的に投資すべき事業なのかを含めて考え直す(その中で、2年に1回の開催なども検討すべき)。手法改善の意見、○事業費を削減し、職員の手作りで実施している努力は認める。ただ、その分、人件費を多く掛けているのであれば、事業費を増強して人件費の削減を検討すべき。○資料館のマンパワーを解消するためにも、企画展は毎年実施すべき。また、担当者の努力を認めており、その負担を減らすためにも事業費を削減すべき。○担当者が努力しているのは認めるが、それが負担になることもあるので社会教育全体の事業の中で考え直した方がよい。資料館講座などを実施しているが、他の事業との連携も考慮すべきではないか。○子ども運に地域文化を継承するため、子供向けのテーマ設定を望む。また、企画展の開催は2年に1回くらいにして、その分、内容や質の向上を図るべき。○事業費を掛けずに職員の手作りで実施している努力は認める。長い間、継続してきた事業であり、楽しみにしている方もいると思うので毎年実施すべきだが、事業費と人件費の縮小を考えると、コスト縮小の意見)○人件費の縮小を考えると、例えば、教育課のすべての事業を見直しに本当にこの事業に、これだけの人件費を掛けるべきかを考えないといけない、人件費を削減するであれば、2年に1回ということも選択肢として考えるべき。</p>
			コスト縮小					<p>○文化施策は費用対効果だけで判断することができないが、現在のやり方は、人件費に多額のコストを掛けているので、事業費と人件費の配分を見直し、その結果として総コストの削減は可能と考ええる。また、社会教育施策の中で本事業の位置づけを再確認し、コストを重点的に投資すべき事業なのかを含めて考え直す(その中で、2年に1回の開催なども検討すべき)。手法改善の意見、○事業費を削減し、職員の手作りで実施している努力は認める。ただ、その分、人件費を多く掛けているのであれば、事業費を増強して人件費の削減を検討すべき。○資料館のマンパワーを解消するためにも、企画展は毎年実施すべき。また、担当者の努力を認めており、その負担を減らすためにも事業費を削減すべき。○担当者が努力しているのは認めるが、それが負担になることもあるので社会教育全体の事業の中で考え直した方がよい。資料館講座などを実施しているが、他の事業との連携も考慮すべきではないか。○子ども運に地域文化を継承するため、子供向けのテーマ設定を望む。また、企画展の開催は2年に1回くらいにして、その分、内容や質の向上を図るべき。○事業費を掛けずに職員の手作りで実施している努力は認める。長い間、継続してきた事業であり、楽しみにしている方もいると思うので毎年実施すべきだが、事業費と人件費の縮小を考えると、コスト縮小の意見)○人件費の縮小を考えると、例えば、教育課のすべての事業を見直しに本当にこの事業に、これだけの人件費を掛けるべきかを考えないといけない、人件費を削減するであれば、2年に1回ということも選択肢として考えるべき。</p>
75	文化体育総合施設に関する事務	(町立体育館、浮洲・町民野球場、テニス場、町民グラウンド、武道館、弓道場)住民がいつでもスポーツに親しみ、健康で楽しくらしていただけるよう、各施設の貸出及び当該施設の維持管理を行っている。	現状維持	<p>施設の利用については、利用者の向上に向けてPR活動などを強化すべき。また、施設の維持補修については、必要な修繕は早期に行い、利用者の安全確保に努めるべき。さらに、管理業務については、指定管理者導入の是非についての再検討や、業務の見直しなどを検討し徹底的な管理運営体制の確立を求めらる。</p>	<p>施設の利用については広報紙、HPを利用して利用案内のPRをしていく。指定管理者導入について近隣市町では体育施設の指定管理者を導入している所もあるが、中央公民館の指定管理者を導入しているところがない。また、本町の施設は中央公民館と体育施設が同一の敷地内にあり体育施設についても一括されており体育施設だけの指定管理者導入については今後検討が必要である。維持補修については施設の状態を確認しながら早い段階での修繕ができるように努める。</p>	<p>平成23年度に財団法人地域活性化センターより助成を受け、インターネットから予約ができるシステムを導入し、利便性の向上に取り組んでいます。また、平成24年度からは町公式ホームページのリニューアルにあわせ、各施設のPRコーナーを設け、利用促進を図る取り組みを行っているところです。</p> <p>平成25年度は、体育施設の指定管理者導入については、今のところ進捗はしていませんが、先進地などの状況を把握し、早い段階での導入に取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針</p>	
			手法改善					<p>○文化施策は費用対効果だけで判断することができないが、現在のやり方は、人件費に多額のコストを掛けているので、事業費と人件費の配分を見直し、その結果として総コストの削減は可能と考ええる。また、社会教育施策の中で本事業の位置づけを再確認し、コストを重点的に投資すべき事業なのかを含めて考え直す(その中で、2年に1回の開催なども検討すべき)。手法改善の意見、○事業費を削減し、職員の手作りで実施している努力は認める。ただ、その分、人件費を多く掛けているのであれば、事業費を増強して人件費の削減を検討すべき。○資料館のマンパワーを解消するためにも、企画展は毎年実施すべき。また、担当者の努力を認めており、その負担を減らすためにも事業費を削減すべき。○担当者が努力しているのは認めるが、それが負担になることもあるので社会教育全体の事業の中で考え直した方がよい。資料館講座などを実施しているが、他の事業との連携も考慮すべきではないか。○子ども運に地域文化を継承するため、子供向けのテーマ設定を望む。また、企画展の開催は2年に1回くらいにして、その分、内容や質の向上を図るべき。○事業費を掛けずに職員の手作りで実施している努力は認める。長い間、継続してきた事業であり、楽しみにしている方もいると思うので毎年実施すべきだが、事業費と人件費の縮小を考えると、コスト縮小の意見)○人件費の縮小を考えると、例えば、教育課のすべての事業を見直しに本当にこの事業に、これだけの人件費を掛けるべきかを考えないといけない、人件費を削減するであれば、2年に1回ということも選択肢として考えるべき。</p>
			コスト拡大					<p>○文化施策は費用対効果だけで判断することができないが、現在のやり方は、人件費に多額のコストを掛けているので、事業費と人件費の配分を見直し、その結果として総コストの削減は可能と考ええる。また、社会教育施策の中で本事業の位置づけを再確認し、コストを重点的に投資すべき事業なのかを含めて考え直す(その中で、2年に1回の開催なども検討すべき)。手法改善の意見、○事業費を削減し、職員の手作りで実施している努力は認める。ただ、その分、人件費を多く掛けているのであれば、事業費を増強して人件費の削減を検討すべき。○資料館のマンパワーを解消するためにも、企画展は毎年実施すべき。また、担当者の努力を認めており、その負担を減らすためにも事業費を削減すべき。○担当者が努力しているのは認めるが、それが負担になることもあるので社会教育全体の事業の中で考え直した方がよい。資料館講座などを実施しているが、他の事業との連携も考慮すべきではないか。○子ども運に地域文化を継承するため、子供向けのテーマ設定を望む。また、企画展の開催は2年に1回くらいにして、その分、内容や質の向上を図るべき。○事業費を掛けずに職員の手作りで実施している努力は認める。長い間、継続してきた事業であり、楽しみにしている方もいると思うので毎年実施すべきだが、事業費と人件費の縮小を考えると、コスト縮小の意見)○人件費の縮小を考えると、例えば、教育課のすべての事業を見直しに本当にこの事業に、これだけの人件費を掛けるべきかを考えないといけない、人件費を削減するであれば、2年に1回ということも選択肢として考えるべき。</p>
			コスト縮小					<p>○文化施策は費用対効果だけで判断することができないが、現在のやり方は、人件費に多額のコストを掛けているので、事業費と人件費の配分を見直し、その結果として総コストの削減は可能と考ええる。また、社会教育施策の中で本事業の位置づけを再確認し、コストを重点的に投資すべき事業なのかを含めて考え直す(その中で、2年に1回の開催なども検討すべき)。手法改善の意見、○事業費を削減し、職員の手作りで実施している努力は認める。ただ、その分、人件費を多く掛けているのであれば、事業費を増強して人件費の削減を検討すべき。○資料館のマンパワーを解消するためにも、企画展は毎年実施すべき。また、担当者の努力を認めており、その負担を減らすためにも事業費を削減すべき。○担当者が努力しているのは認めるが、それが負担になることもあるので社会教育全体の事業の中で考え直した方がよい。資料館講座などを実施しているが、他の事業との連携も考慮すべきではないか。○子ども運に地域文化を継承するため、子供向けのテーマ設定を望む。また、企画展の開催は2年に1回くらいにして、その分、内容や質の向上を図るべき。○事業費を掛けずに職員の手作りで実施している努力は認める。長い間、継続してきた事業であり、楽しみにしている方もいると思うので毎年実施すべきだが、事業費と人件費の縮小を考えると、コスト縮小の意見)○人件費の縮小を考えると、例えば、教育課のすべての事業を見直しに本当にこの事業に、これだけの人件費を掛けるべきかを考えないといけない、人件費を削減するであれば、2年に1回ということも選択肢として考えるべき。</p>

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針
			評価区分	委員				
76	子ども会連絡協議会事務	地域の教育力の向上及び子ども会活動の活性化に向け、地域と連携し青少年の育成を推進することを基本とした子ども会連絡協議会の活動を円滑に進めるための事務である。	現状維持		子どもたちにたくさんさんの経験を積ませることは重要であり、子ども会に加入していない子どもたちも宿泊研修の対象にしてほしい。また、子ども会の減少に伴う地区子ども会の減少、地区役員の人材不足等を踏まえ、現在の地区子ども会の単位では限界があるので、校区別の子ども会など組織の統合について検討すべき。	子ども会連絡協議会に加入している子ども会、子ども数の減少については以前より子ども会連絡協議会でも課題とされており、役員会でも検討課題とされている。宿泊研修についても課題とされており、今後継続して役員会での検討が必要とされる。校区別の活動が行われている青少年育成町民会講との連携など視野に入れて、今後役員会等で検討していく。	町の抱い手となる子供たちが心も身体も豊かで健やかに成長する為の事業であり、現在少子化で活動人員の確保が問題となる中、毎年野外レクリエーション泊研修やドッジボール大会を行っています。この運営については、子ども会連絡協議会の役員主導で自主的に行われてきているものであり、今後も継続して活動支援を行っていきます。	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針 子ども会連絡協議会の事業は本来、児童対象に事業を進めてきましたが、近年では地区の子ども会に加入していない児童に對しても広く参加を呼びかけ、事業を行っています。今後はスナップ不足等の課題はありますが、青少年育成町民会議などの他の団体の協力を得て、子ども会活動の推進に取り組んでいきたいと思います。
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
			統合					
76	外部	教育課 社会教育班	現状維持		地区懇談会や講演会方式による人権啓発手法は根本的に戻し、本当に困っている人への対応や、高齢者問題、児童虐待問題など時代に合わせた人権問題への対応など意義のある取り組みに変えていくべき。	人権意識を高めるための人権啓発活動は行政の責務として取り組む必要がある。講演会等も人権啓発活動として長年取り組んでい	人権啓発の推進をすすめるため、6月に4回の人権教育学級、7月は街頭啓発、人権啓発強調月間講演会、町内8分所で開催している地区懇談会、12月には人権週間講演会を行っています。講演会等の参加者は100人前後あり、高齢化が進んでいる状況です。また地区懇談会は学校行事と連携した取り組みを行っています。今後は開催日や学校の連携を深め、啓発活動を推進したいと思います。	
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
			統合					
77	人権啓発に関する事業	(人権啓発事務)1948年国連総会で「世界人権宣言」が採択されたことを受けて、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」とし町民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし各種の啓発行事を実施している。(人権問題地区懇談会事業)地区懇談会は同和問題を相絶し、人権意識を高めるための人権啓発の一環として、本町が30年以上にわたって取り組んできた重要な事業である。	現状維持		人権意識を高めるための人権啓発活動は行政の責務として取り組む必要がある。講演会等も人権啓発活動として長年取り組んでい	人権意識を高めるための人権啓発活動は行政の責務として取り組む必要がある。講演会等も人権啓発活動として長年取り組んでい	人権啓発の推進をすすめるため、6月に4回の人権教育学級、7月は街頭啓発、人権啓発強調月間講演会、町内8分所で開催している地区懇談会、12月には人権週間講演会を行っています。講演会等の参加者は100人前後あり、高齢化が進んでいる状況です。また地区懇談会は学校行事と連携した取り組みを行っています。今後は開催日や学校の連携を深め、啓発活動を推進したいと思います。	
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
			統合					
77	外部	教育課 社会教育班	現状維持		地区懇談会や講演会方式による人権啓発手法は根本的に戻し、本当に困っている人への対応や、高齢者問題、児童虐待問題など時代に合わせた人権問題への対応など意義のある取り組みに変えていくべき。	人権意識を高めるための人権啓発活動は行政の責務として取り組む必要がある。講演会等も人権啓発活動として長年取り組んでい	人権啓発の推進をすすめるため、6月に4回の人権教育学級、7月は街頭啓発、人権啓発強調月間講演会、町内8分所で開催している地区懇談会、12月には人権週間講演会を行っています。講演会等の参加者は100人前後あり、高齢化が進んでいる状況です。また地区懇談会は学校行事と連携した取り組みを行っています。今後は開催日や学校の連携を深め、啓発活動を推進したいと思います。	
			手法改善	○				
			コスト拡大					
			コスト縮小					
			統合					

平成25年度事務事業改善シート

No.	事業名	①事業概要	結果		②外部評価または内部評価の結果説明	③担当課の改善(取組)方針	④これまでの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	⑤平成25年度までの改善(取組)状況及び今後の改善(取組)方針	
			評価区分	委員会					
78	家庭教育学級事業	保護者が家庭教育に関する知識・技術・態度等について学習することを目的とした事業であり、子育てについての悩みを一緒に考え、保護者間のつながりを強化を図っている。	現状維持		参加率を上げるといよりは、加入率の問題だと思われるので、家庭教育学級について周知を徹底させ、学級生が増えるように努力をすることを求める。	家庭教育は、家庭、地域の教育力向上を目的として取り組んでいく。各小学校と連携し広報紙への掲載やチャランなどでPR活動を行い、小学校で4回の学習会の実施、その他各小学校合同による全体的、継続的かつ集団的に行っている。学習会を3回実施し、学習会を計いく。今後も多くの参加者を募れるよう啓発活動を持続的にを行い、併せて子育ての悩みを考慮する保護者間のつながり強化に取り組んで行く。	各小学校と連携し、広報紙、啓発チャランなどで家庭教育学級への参加者を募っています。現在は各小学校で4回の学習会を開催し、また各小学校合同の学習会を計画的、継続的かつ集団的に年3回実施しています。また、夏休み・冬休みを利用して親子ふれあい学級も開催しているところですが、今後は学校やPTAと連携を図り、学習内容を工夫し参加者を増やしていきたいと考えています。	共稼ぎ世帯が増える中、家庭教育学級に参加する保護者が年々減ってきています。事業の内容は合同の学習会に加え、体験型学習を取り入れるなど工夫されています。今後はより一層の学習内容の工夫を行い、事業に取り組んでいきたいと思ひます。	
			手法改善	○					
	見直し			コスト拡大					
	見直し			コスト縮小					
	統合								
	内部	休業止							
79	歴史民俗博物館運営	町の文化財を保存し、広く活用していただくため、歴史資料を収集、保管、調査、研究、展示公開する施設として歴史民俗博物館の管理運営を行っている。	現状維持		来館者を増やすため資料館で行う企画展等を十分に検討し、企画・展示に志向をこらす工夫が必要である。リピーターを増やす努力や子供が参加する企画などを多く取り入れれば、来館者数も増加すると思われる。広報やホームページだけでなく、広く宣伝を行うことで来場者数の増加を図ることを求める。	企画展「炭坑の仕事」を開催し、町内外から約800人の来館者がありました。小学校では石炭に関する授業も行い、地域学習を行いました。また元炭坑マンのガイドのもと、町内の炭坑跡地を訪れるフィールドワークを行いました。今後は地域の歴史を紹介する企画展を開催し、地域学習の普及に取り組んでいきたいと思ひます。	企画展「絵本の歩みと子どもたち」を開催し、親子連れなど約700名が見学に訪れました。博物館講座として「はしめ縄作り」に取り組みました。企画展の開催について、新聞各社に情報発信の働きかけを行い、また、広報紙、町公式ホームページなどを活用して積極的にPRを行っているところですが、今後は今年度同様に企画展や博物館講座を開催し、博物館のPRに努めていきます。		
			手法改善	○					
	見直し			コスト拡大					
	見直し			コスト縮小					
	統合								
	内部	休業止							

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	9		主管課	税務住民課		その他担当課	保険健康課・建設課・福祉人權課・上下水道課								
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)					●指標(実施に関する目標達成の状態)									
中間目標	効果的、効率的な行政運営					再振替廃止に係る削減1,800千円(年360千円)									
直接的な目標	事務・事業の改善					(現在までの累積効果額)				2,244千円					
具体的改革項目	口座振替の利用促進と再振替の廃止					▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)									
実施概要	<p>周知の徹底や提携金融機関の見直しで口座振替を促進し、21年度末の加入率約60%を平成27年度までに70%とする。口座振替者が増加することにより、収納率の向上が期待でき、現年分の収納率が向上することにより新たな滞納が増加しないため、滞納額全体の減少に繋がる。また、現在は口座引落しの再振替を実施しているが、近隣には再振替を実施している市町はほとんどなく、徴収率でも差異がないため、電算システム更新に伴い廃止し経費削減を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①口座振替を促進をするため、新規口座振替の手続きをしてもらう。 税関係 …納付書発送時及び窓口 国民健康保険…加入手続き時 保育料 …申込時 住宅 …申込時</p> <p>②各課窓口において口頭でお願いをする。また、申請用紙を各課窓口に用意する。 ③未利用者に啓発活動等により一層の周知を図る。納付書送付時に口座振替依頼書を同封する。 ④提携金融機関の見直し ⑤再振替を廃止し、事務経費の削減を図る。</p>														
	<p>● 評価点検⇒見直し</p>														
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	21%	382千円	382千円		
	具体的取組内容	<p>平成23年8月をもって口座再振替を廃止しました。納税者に対しては、納付書発送時に口座振替促進を促す文が入った封筒を送付したり、窓口での口座振替の説明や案内を実施しました。さらに、くらて広報にて口座振替を促進する記事を掲載しました。平成23年度の削減額は381,878円でした。</p>													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	56%	625千円	625千円		
	具体的取組内容	<p>平成23年度と同様に納税者に対して、納付書発送時に口座振替促進を促す文が入った封筒を送付したり、窓口での口座振替の説明や案内を実施し、さらに、くらて広報にて口座振替を促進する記事を掲載しましたが、平成24年度末の口座振替利用率は、58.85%で平成23年度より1.06%下がりました。平成24年度の口座再振替の廃止に伴う削減額は624,817円でした。</p>													
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	90%	611千円	611千円		
	具体的取組内容	<p>平成24年度と同様に納税者に対して、納付書発送時に口座振替促進を促す文が入った封筒を送付したり、窓口での口座振替の説明や案内を実施し、さらに、くらて広報にて口座振替を促進する記事を掲載しました。平成25年度末の口座振替利用率は、59.42%で平成24年度より0.57%増加しました。平成25年度の口座再振替の廃止に伴う削減額は611,076円でした。</p>													
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	125%	626千円	626千円		
	具体的取組内容	<p>平成25年度と同様に納税者に対して、納付書発送時に口座振替促進を促す文が入った封筒を送付したり、窓口での口座振替の説明や案内を実施し、さらに、くらて広報にて口座振替を促進する記事を掲載しました。平成26年度末の口座振替利用率は、59.36%で平成25年度より0.06%下がりました。平成26年度の口座再振替の廃止に伴う削減額は625,854円でした。</p>													
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	具体的取組内容														

近隣市町の主な収入の口座振替率一覧表 (平成21年度実績 平成22年3月現在)

項 目	町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計	
鞍手町	総件数	3,952	7,035	2,819	477	318	6,015	1,427	22,043
	振替件数	1,184	3,482	1,118	165	200	5,631	1,371	13,151
	振替率	29.96%	49.50%	39.66%	34.59%	62.89%	93.62%	96.08%	59.66%

※軽自動車税については、年1回で金額も少ないためはずす。定期的にある項目で判断する

■ 21年度課税状況等調べより

項 目	市町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計
直方市	総件数	7,584	21,986	9,341		304,965	18,952	362,828
	振替件数	3,394	9,579	2,512		245,923	16,285	277,693
	振替率	44.75%	43.57%	26.89%	50.00%	園徴収	80.64%	85.93%
宮若市	総件数	6,290	11,979	4,593		98,696	2,362	123,920
	振替件数	1,739	4,848	1,659		76,403	2,013	86,662
	振替率	27.65%	40.47%	36.12%	出していない	63.00%	77.41%	85.22%
小竹町	総件数	1,844	3,543	1,639		3,840	173	11,039
	振替件数	672	1,572	516		3,309	150	6,219
	振替率	36.44%	44.37%	31.48%	出していない	100.00%	86.17%	86.71%
中間市	総件数	9,457	16,492	6,886		325,518	10,065	368,418
	振替件数	4,039	10,487	3,746		278,975	8,873	306,120
	振替率	42.71%	63.59%	54.40%	47.00%	園徴収	85.70%	88.16%
遠賀町	総件数	3,907	7,778	3,008				14,693
	振替件数	1,292	4,091	1,375				6,758
	振替率	33.07%	52.60%	45.71%	54.60%	100.00%		57.20%
水巻町	総件数	5,791	5,791	5,029		154,053	88,471	259,135
	振替件数	1,705	1,705	1,884		151,002	86,679	242,975
	振替率	29.44%	29.44%	37.46%	68.68%	60.00%	98.02%	97.97%
岡垣町	総件数	6,508	13,275	4,724		11,863		36,370
	振替件数	2,922	8,088	1,939		10,630		23,579
	振替率	44.90%	60.93%	41.05%	40.00%	6月～口振開始	89.61%	
芦屋町	総件数	2,909	4,818	2,469			1,040	11,236
	振替件数	1,823	3,548	1,585			900	7,856
	振替率	62.67%	73.64%	64.20%	80.00%	65.00%		86.54%

近隣市町の主な再振替実施状況

項 目		町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	計
鞍手町	延総振替件数	3,329	13,736	1,211	10,201	1,939	2,209	69,167	101,792
	延再振替件数	93	505	42	207	72	169	2,646	3,734
	再振替率	2.79%	3.68%	3.47%	2.03%	3.71%	7.65%	3.83%	3.67%

項 目		市町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料
直方市	再振有無	無				無		無
	対応状況	納付書を送付				納付書を送付		納付書を送付
宮若市	再振有無	無				無	無	無
	対応状況	不納通知書と一緒に納付書を送付				納付書を送付	納付書を送付	引去り出来ない分は翌月一緒に引去る
小竹町	再振有無	有				有	有	無
	対応状況	不納分は、翌月の引去り日に当月分と一緒に引去り					残高があれば月に限らず引去り	引去り出来ない分は翌月一緒に引去る
中間市	再振有無	無				無		無
	対応状況	納付書を送付				納付書を送付		納付書を送付
遠賀町	再振有無	無				無	無	無
	対応状況	口座振替不納通知文が記載してある納付書を送付。10月中旬よりコンビニ納付を予定				納付書を送付	納付書を送付	納付書を送付
水巻町	再振有無	無				無	無	無
	対応状況	分納と期別ごとの口座振替がある。納付書として使える不納通知書を送付。				納付書を送付	納付書を送付	翌月残高があれば2か月分おちる
岡垣町	再振有無	有				有	有	有
	対応状況	年度内は次の期別分の引去りと一緒に引き落とし。不納者への通知はしていない。				残高があれば月に限らず引去り		翌月自動的に再振替
芦屋町	再振有無	無				無	無	無
	対応状況	引去り不納者へ納付書として使える通知書を送付				不納通知案内と一緒に納付書を送付		

◆他市町村の提携金融機関

鞍手町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
直方市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行	福岡中央銀行	九州労働金庫	
宮若市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行	飯塚信用金庫	九州労働金庫	
小竹町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行			
中間市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	ゆうちょ銀行
	九州労働金庫八幡支店	北九州市農協	遠賀信用金庫	
遠賀町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	北九州市農協
	遠賀信用金庫	ゆうちょ銀行		
水巻町	福岡銀行	西日本シティ銀行	北九州市農協	遠賀信用金庫
	ゆうちょ銀行			
岡垣町	福岡銀行	西日本シティ銀行	北九州市農協	遠賀信用金庫
	ゆうちょ銀行			

◆口座振替促進に係るメリット・デメリット

■メリット
 ・収納率の向上が期待できる。
 ・滞納額全体の減少に繋がる。

■デメリット
 ・口座振替用紙の経費がかかる。

◆再振替廃止に係るメリット・デメリット

■メリット
 (削減)
 ・再振り通知（シーラー）の経費削減 @4.98×3,734≒18,600
 ・再振り通知（郵便料）の経費削減 @50×3,734=186,700
 ・再振り委託料の削減 口座振替手数料 @10×3,734=37,340
 ・提携金融機関回り（職員が交代で行なっている） @3,360×2時間×12ヶ月=80,640
 ・再振り不能による納付書の削減 @3.42×1,634≒5,600
 ・納付書送付（郵便料）の削減 @80×1,634=130,720
 ・再振に係る事務事業（行政評価より税務27時間・水道36時間その他の課については不明） @3,360×63時間=211,680
 計 671,280円
 (増加)
 ・不能通知（納付書） @3.42×3,734≒12,780
 ・不能通知（郵便料） @80×3,734=298,720
 計 311,500円
 削減額 359,780円

■デメリット
 ・再振替を行なっていることで、現在の徴収率を保っている可能性があり、廃止すると滞納等の増加により事務処理が増える可能性がある。
 特に水道課の場合、給水停止に係る事務が増える可能性がある。

◆検討課題

・口座振替率を上げるのと同時に収納率も上げる
 ・口座振替が出来なかった場合の検討
 (例) 3ヶ月落ちない場合は納付書に切り替える等
 ・再振を止めることで収納率の低下にならないようにする。
 再振替があることで、本来の納期限に納めなくても良いという住民の意識を変えていく。(近隣市町村では再振替はほとんどしていない)
 ・提携金融機関の見直しをする
 (例) 遠賀信用金庫等を新規に入れる

平成23年度 口座振替の利用促進と再振替の廃止に係る人件費の削減

(単位:円)

項 目	内 容	削減額
再振通知（シーラー）の経費削減	@4.98×2,072	10,318
再振り通知（郵便料）の経費削減	@50×2,072	103,600
提携金融機関回り	@3,480×2時間×8ヶ月	55,680
再振に係る事務事業	@3,480×61時間（削減時間）	212,280
合 計		381,878

平成24年度 口座振替の利用促進と再振替の廃止に係る人件費の削減

(単位:円)

項 目	内 容	削減額
再振通知（シーラー）の経費削減	@4.98×3,136	15,617
再振り通知（郵便料）の経費削減	@50×3,136	156,800
提携金融機関回り	@3,480×2時間×12ヶ月	83,520
再振に係る事務事業	@3,480×106時間（削減時間）	368,880
合 計		624,817

平成25年度 口座振替の利用促進と再振替の廃止に係る人件費の削減

(単位:円)

項 目	内 容	削減額
再振通知（シーラー）の経費削減	@3.50×3,096	10,836
再振り通知（郵便料）の経費削減	@50×3,096	154,800
提携金融機関回り	@3,480×2時間×12ヶ月	83,520
再振に係る事務事業	@3,480×104時間（削減時間）	361,920
合 計		611,076

平成26年度 口座振替の利用促進と再振替の廃止に係る人件費の削減

(単位:円)

項 目	内 容	削減額
再振通知（シーラー）の経費削減	@6.50×3,084	20,046
再振り通知（郵便料）の経費削減	@52×3,084	160,368
提携金融機関回り	@3,480×2時間×12ヶ月	83,520
再振に係る事務事業	@3,480×104時間（削減時間）	361,920
合 計		625,854

主な収入の口座振替率一覧表（平成24年3月末現在）

項	目	町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計
鞍手町	総件数	2,596	7,040	2,512	460	350	6,709	1,626	21,293
	振替件数	606	3,435	1,013	162	212	5,730	1,598	12,756
	振替率	23.34%	48.79%	40.33%	35.22%	60.57%	85.41%	98.28%	59.91%

※軽自動車税については、年1回で金額も少ないためはずす。定期的にある項目で判断する

主な収入の口座振替率一覧表（平成25年3月末現在）

項	目	町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計
鞍手町	総件数	2,911	7,051	2,798	458	355	6,669	1,781	22,023
	振替件数	682	3,454	1,042	168	199	5,708	1,707	12,960
	振替率	23.43%	48.99%	37.24%	36.68%	56.06%	85.59%	95.85%	58.85%

※軽自動車税については、年1回で金額も少ないためはずす。定期的にある項目で判断する

主な収入の口座振替率一覧表（平成26年3月末現在）

項	目	町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計
鞍手町	総件数	2,811	7,056	2,748	448	296	6,674	1,907	21,940
	振替件数	665	3,462	1,013	171	217	5,695	1,813	13,036
	振替率	23.66%	49.06%	36.86%	38.17%	73.31%	85.33%	95.07%	59.42%

※軽自動車税については、年1回で金額も少ないためはずす。定期的にある項目で判断する

主な収入の口座振替率一覧表（平成27年3月末現在）

項	目	町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計
鞍手町	総件数	2,746	7,076	2,735	444	304	6,680	1,993	21,978
	振替件数	649	3,416	1,040	174	192	5,689	1,886	13,046
	振替率	23.63%	48.28%	38.03%	39.19%	63.16%	85.16%	94.63%	59.36%

※軽自動車税については、年1回で金額も少ないためはずす。定期的にある項目で判断する

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	10	主管課	上下水道課	その他担当課											
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)				●指標(実施に関する目標達成の状態)										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				検針委託料削減7,254千円(年2,418千円)										
直接的な目標	事務・事業の改善				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	上下水道料金の検針及び徴収方法の見直し				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)										
					実施方法の検討及び事前周知完了										
実施概要	<p>現在毎月行なっている上下水道料の検針業務、徴収業務等の手法を見直し、業務の効率化及びコスト削減を図る。見直しにあたっては、メリットとデメリットを総合的に検討した上で実施することとする。なお、検討の結果、実施することとなった場合には、この見直し実施による住民への影響を考慮し、周知期間を十分に設けるなど、見直しに伴う混乱を最小限にする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①検針を毎月から隔月に変更し、検針業務の効率化及びコスト削減を図る</p> <p>②料金を隔月徴収にすると住民への影響が大きいと思われるため、毎月徴収のままとするが、ふた月分の納付書(例：4月分1枚、5月分1枚)を同時に郵送するなどの事務改善によって業務の効率化を図る</p> <p>③見直しについての住民への周知を徹底する</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検針及び実施期間(検討または準備：▲ 実施：●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討中	20%	—	—	—	—
	具体的取組内容 平成22年度及び平成23年度の検針業務について調査を行いました。														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討完了	100%	—			
	具体的取組内容 近隣市町村の検針業務や平成22年度～平成25年度(9月まで)の検針業務等について調査(別紙)し、問題点の洗出し・検討を行った。 その結果、隔月検針を実施した場合、コスト削減が図られるが、過去の漏水件数から減免の対象とならない2次側漏水など住民にとって不利益となるものが増える。また、宅内に配管されている水道管(VP)が耐用年数の40年を経過している宅地が約36%町内に残っている等、今後、漏水が増加されると思われ、住民負担が大きくなると想定される。このことから、諸条件を総合的に検討した結果、隔月検針は実施しないこととした。														
平成25年度															
平成26年度															
平成27年度															

調査結果
平成22年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
検針による異常報告件数	22	13	18	11	11	30	22	19	24	13	28	37	248
件数(件)	2	0	0	5	5	8	12	5	7	3	15	9	71
漏水等	39	0	0	92	91	2,308	392	128	88	219	659	969	4,985
金額(円)	9,220	0	0	20,080	17,630	540,000	83,010	24,800	18,520	1,610	143,120	216,150	1,074,140
(下水道)	1	0	0	1	1	3	3	4	1	1	4	0	19
金額(円)	8,960	0	0	1,470	3,670	11,898	46,580	24,260	2,200	1,970	17,190	0	118,198
合計(円)	18,180	0	0	21,550	21,300	551,898	129,590	49,060	20,720	3,580	160,310	216,150	1,192,338

平成23年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
検針による異常報告件数	20	22	26	51	28	18	32	14	29	10	43	34	327
件数(件)	6	1	1	1	4	3	5	2	5	3	6	8	45
漏水等	111	19	5	179	830	33	239	45	231	23	111	637	2,463
金額(円)	25,230	4,420	660	42,290	195,020	6,580	54,880	8,150	52,120	3,900	24,850	147,320	565,420
(下水道)	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	0	7
金額(円)	10,880	0	0	0	0	3,240	2,500	0	0	0	19,550	0	36,170
合計(円)	36,110	4,420	660	42,290	195,020	9,820	57,380	8,150	52,120	3,900	44,400	147,320	601,590

平成24年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
検針による異常報告件数	14	15	11	20	20	43	20	14	16	10	25	25	233
件数(件)	6	2	0	3	1	9	4	3	3	1	7	2	41
漏水等	85	18	0	85	16	323	129	13	37	6	206	403	1,321
金額(円)	16,020	3,690	0	16,460	3,370	72,230	28,830	1,730	8,060	780	47,040	94,820	293,030
(下水道)	1	0	0	1	0	3	1	2	0	0	1	1	10
金額(円)	8,370	0	0	2,500	0	6,900	22,640	2,350	0	0	23,220	1,470	67,450
合計(円)	24,390	3,690	0	18,960	3,370	79,130	51,470	4,080	8,060	780	70,260	96,290	360,480

平成25年度(10月まで)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
検針による異常報告件数	17	12	18	21	18	38	26						150
件数(件)	2	1	3	7	3	5	7						28
漏水等	27	7	29	169	37	660	1,228						2,157
金額(円)	6,050	910	6,530	37,420	7,580	155,500	288,340						502,330
(下水道)	1	1	0	3	2	3	3						13
金額(円)	5,000	1,910	0	3,630	5,010	50,710	14,990						81,250
合計(円)	11,050	2,820	6,530	41,050	12,590	206,210	303,330	0	0	0	0	0	583,580

集計①

検針による異常報告件数	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度(10月まで)	
	248	71	327	45	233	41	150	
水道 (漏水等)	71	9,970	2,463	4,926	1,321	2,642	2,157	4,314
水量(m3)	4,985	2,148,280	565,420	1,130,840	293,030	586,060	502,330	1,004,660
金額(円)	1,074,140	2,148,280	565,420	1,130,840	293,030	586,060	502,330	1,004,660
1件当たり	70	140	54	108	32	64	77	154
水量(m3)	15,128	30,256	12,564	25,128	7,147	14,294	17,940	35,880
金額(円)	19	38	7	14	10	20	13	26
件数(件)	118,198	236,396	36,170	72,340	67,450	134,900	81,250	162,500
金額(円)	6,220	12,440	5,167	10,334	6,745	13,490	6,250	12,500
1件当たり	1,192,338	2,384,676	601,590	1,203,180	360,480	720,960	583,580	1,167,160
漏水による減免金額(A)								
削減目標の年2,418千円 に対して		33,324		1,214,820		1,697,040		243,340
隔月検針した場合に全 額水道課が負担した場 合(B)		4,769,352		2,406,360		1,441,920		2,334,320
削減目標の年2,418千円 に対して		-2,351,352		11,640		976,080		-923,820

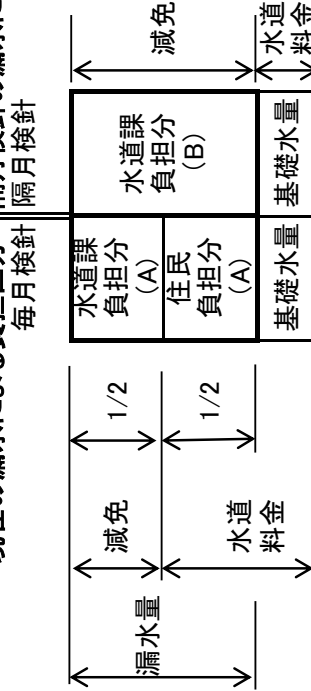
*平成25年度は、2,418千円×7/12

*減免規定が無い。(宮若市では、全額減免。)そのため、全額を免除した場合は、

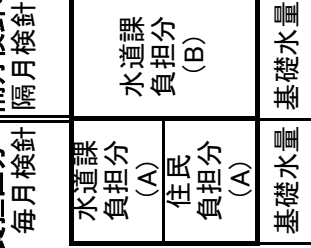
検針調査 (H22.7.16調査)

市町村名	毎月検針	隔月検針
直方市	○	
小竹町		○
遠賀町	○	
水巻町	○	
岡垣町	○	
中間市	○	
宮若市		○

現在の漏水による負担区分



隔月検針の漏水による負担区分



- * 1. 検針による異常報告件数は、メーターを通過する水道水が過去3カ月の平均より50%増加した場合の件数。
- 2. 漏水による減免は、1次側(メーターより、受水槽・ポイラー・太陽光熱温水器等まで)の減免であり、2次側の漏水については減免は無い(ため、資料なし)。異常検針の内訳は、「1次側漏水(減免有)+2次側漏水(減免無)+蛇口の閉め忘れ(減免無)」

水道年度別加入件数

経過年数		件数	経過年数	構成率(%)
39	昭和50年以前	2,376		35.8%
38	昭和50年	231	38	3.5%
37	昭和51年	266	37	4.0%
36	昭和52年	214	36	3.2%
35	昭和53年	211	35	3.2%
34	昭和54年	269	34	4.0%
33	昭和55年	259	33	3.9%
32	昭和56年	290	32	4.4%
31	昭和57年	241	31	3.6%
30	昭和58年	109	30	1.6%
29	昭和59年	96	29	1.4%
28	昭和60年	149	28	2.2%
27	昭和61年	99	27	1.5%
26	昭和62年	101	26	1.5%
25	昭和63年	111	25	1.7%
24	平成元年	112	24	1.7%
23	平成2年	123	23	1.9%
22	平成3年	75	22	1.1%
21	平成4年	115	21	1.7%
20	平成5年	107	20	1.6%
19	平成6年	115	19	1.7%
18	平成7年	58	18	0.9%
17	平成8年	84	17	1.3%
16	平成9年	55	16	0.8%
15	平成10年	107	15	1.6%
14	平成11年	93	14	1.4%
13	平成12年	53	13	0.8%
12	平成13年	39	12	0.6%
11	平成14年	65	11	1.0%
10	平成15年	30	10	0.5%
9	平成16年	47	9	0.7%
8	平成17年	75	8	1.1%
7	平成18年	44	7	0.7%
6	平成19年	37	6	0.6%
5	平成20年	40	5	0.6%
4	平成21年	28	4	0.4%
3	平成22年	48	3	0.7%
2	平成23年	36	2	0.5%
1	平成24年	37	1	0.6%
	合計	6,645		100.0%

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																	
連番	11		主管課	教育課		その他担当課	総務課・企画財政課・保険健康課・福祉人権課・農政環境課・建設課										
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)					●指標(実施に関する目標達成の状態)											
中間目標	効果的、効率的な行政運営					事務局人件費30%削減15,752千円(年3,938千円)											
直接的な目標	附属機関等の整理					(現在までの累積効果額) 1,421千円											
具体的改革項目	外郭団体との関わり方の見直し					▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)											
						事務局のあり方についての検討完了											
実施概要	町に事務局を設置している外郭団体に対し、事務機能の整理を進め、自主自立した組織運営を促進する。																
	※具体的実施内容 ・外郭団体の実態を把握し、事務局のあり方について精査を行う。 ①現状維持(事務の内容について、団体と事務局で刷り合わせを行い役割分担をそれぞれで担う手法などを検討) ②自主運営(必要最低限の人的・財政的支援は必要) ③他外郭団体との統合 ④廃止																
■ 評価点検⇒見直し																	
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額							
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額				
平成23年度	▲	▲	▲	▲				H23年04月	H24年03月	検討中	100%	—	—	—	—		
	具体的取組内容 平成23年11月から団体と事務局の在り方の説明を行い事務内容等の役割分担等を協議しましたが、役員会、理事会、総会などの資料作成や会計の管理は教育課で行っていますが、会の運営は団体が主導で行っています。事務局として団体の後継者不足や、地域、学校など役員として固定化することに困難が生じるため現状維持となっています。そのため来年度から年次計画で団体を絞って自主組織作りを検討していきます。																
平成24年度		●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月	実施中	9%	1,488千円	1,488千円		
	具体的取組内容 各団体と事務局の関わり方の事務内容については、事務については行政が、運営については団体という手法で行っているため、平成24年度の人件費については1,488,180円削減することができました。さらに事務の役割を明確化にするため、平成24年9月から青少年育成町民会議と文化連盟の2団体に絞って事務の役割などを協議しました。今後についても事務局の事務の一部を団体側で担っていただく手法を検討し、来年度以降は、各種団体が自主運営できる部分と事務局が担う部分を明確にし、効率の良い組織運営を促進していきます。																
平成25年度		●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月	実施中	-14%	-3,685千円	0千円		3,685千円
	具体的取組内容 平成25年度は、鞍手町子ども会連絡協議会業務において職員交替のため2人体制で業務を行ったこと、鞍手町体育協会業務において福岡県民体育大会空手道会場が鞍手町となったために業務従事時間が大幅に増大しました。その結果、削減効果を得る事が出来ませんでした。青少年育成町民会議と文化連盟については、事業の運営は外郭団体が主体となり、庶務及び事務は教育委員会が事務局として行っているため、継続して協議を行っています。今後はさらに積極的な働きかけを行い、自主自立した組織運営を促進していきます。																
平成26年度		●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月	実施中	9%	3,618千円	3,618千円		
	具体的取組内容 鞍手町人権・同和教育研究協議会及び鞍手町青少年育成協議会の事務経費については、担当者の退職、一部役員の交代等で事務遂行に支障が生じないように慎重に従事したため、業務従事時間が大幅に増大しました。鞍手町子ども会連絡協議会事務は担当者の業務の効率化が進んだこと、運営に役員から多くの協力を得たため、体育協会事務は輪番制である直鞍一周駅伝の事務局が他自治体に交代したため、それぞれ業務従事時間が大幅に削減できました。業務時間は前年度に比べ1,040時間の削減、人件費は3,646,240円削減することができました。文化連盟について、他地区の連盟の情報を参考に今後の連盟の運営の在り方について協議を行った。																
平成27年度		●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月						
	具体的取組内容																

鞍手町外郭団体の現状及び今後の方向性

平成27年3月31日現在

No.	団体名	担当課	現手法
1	鞍手美術協会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
2	鞍手文化連盟	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
3	鞍手町自治公民館連絡協議会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
4	鞍手町人権・同和教育研究協議会	教育課	行政主導型
5	鞍手町青少年育成町民会議	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
6	鞍手町公民館まつり実行委員会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
7	鞍手町子ども会連絡協議会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
8	鞍手町体育協会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
9	鞍手町食生活改善推進会	保険健康課	一部自主運営
10	鞍手町遺族会	福祉人権課	行政主導型
11	日赤紺綬会	福祉人権課	行政主導型
12	西川改修期成同盟会	建設課	行政主導型
13	元気まつり実行委員会	地域振興課	団体と行政で役割分担を担っている
14	鞍手町食育推進協議会	農政環境課	行政主導型

それぞれの事務局は設立の趣旨や活動内容に統一性はないので、それぞれ随時事務局整理を行い、人件費の削減を行っていく。

今後の方向性(案)

- ①今後さらに団体と行政で役割分担を整理し、運営を行っていく。
- ②外郭団体の持つ趣旨や内容から、行政で行った方が迅速な運営が行われると判断されるものは行政主導型として現状維持を行う。
- ③現状でほぼ自主運営を行っている外郭団体は、事務局を廃止する。
- ④行政主導型の団体であっても、事務の内容等を整理し、団体と事務局で役割分担を精査し運営を行っていく。

今後の方向性
昭和34年に発足した会は会員の高齢化が進み、会の運営が後退しているため、今後は会の運営に支障がでることが予想される。会員の増員などの組織強化を
脱行政を総会で会長が表明し、H27年度も継続して協議を行います。（A分類）
各自治区の公民館の代表者が集まった協議会で、主に研修等を中心に活動しています。今後は公民館相互の連携を計り、公民館が地域の拠点となるようサ
昭和45年に発足した会は区長会、公民館長、学校関係者、社会教育委員等の町内有志224名によって構成されています。人権と共生の社会を実現すること
町内6小学校区の区長、公民館長、PTA役員、学校関係者等の町民有志196名によって組織された会です。今後はさらなる青少年の健全育成を目標に掲
生涯学習の拠点である公民館で行われている20の自主団体のサークルが、毎年秋に行っている公民館まつりの実行委員会です。実行委員会が中心となって
町内の子ども会330名が加盟する団体を統括する協議会は、一部の事務手続きを除き、ほぼ役員会が自主運営を行っています。今後もこの役員会をサ
11部門606名の会員で、町の体育、スポーツの振興、住民の体力を増進させることを目的して結成した協会です。今後もこれらの団体運営のサポートを
当初県事業（食生活改善教育事業）として発足、町に移管された経緯があり、現在も高齢者・子どもに対する教育事業に関与してもらっていることから一部
戦没者追悼式、戦没者遺族給付金等事務と遺族会の関わりが多いことから今後も行政主導を基本と考えています。
鞍手地区日赤紺綬会の事務は市町が担当していますので、行政主導を基本とします。
遠賀町と町で結成し運営しているため現状維持とする。

平成25年度は、鞍手町子ども会連絡協議会業務において職員交替

外郭団体に係る経費等

番号	平成27年3月31日現在	平成21年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		業務時間	人件費A	業務時間	人件費	業務時間	人件費	業務時間	人件費	業務時間	人件費
	計	3,852	12,941,040	3,772	13,127,430	3,326	11,639,250	4,379	15,324,750	3,339	11,706,534
	前年度比					-447	-1,488,180	1,054	3,685,500	-1,040	-3,618,216

※事務事業評価、業務日誌より作成

平成26年度未までの人件費総減額	-1,420,896 円
------------------	--------------

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	12	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				審議会委員の総委員数を計画期間中に20%削減										
直接的な目標	附属機関等の整理				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	附属機関・審議会等の見直し				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>平成21年度末現在、町には委員会、審議会等が50機関（休止中を含む）あり、委員数は、延べ636人である。選任区分は、議会、行政、各種団体、学識経験者、公募、教育機関、専門職等で構成されており、うち女性の比率は14.8%、公募は1.4%という状況である。見直しにあたっては、住民の段階的な行政への参加を促進するため、従来のあり方にとらわれることなく、検討、見直しを行い、運営の適正化、効率化を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度に、先進地事例調査や資料収集、各課局ヒアリング、その他関係機関との調整を行い、選任基準を策定する。</p> <p>②平成23年度以降、改選を迎える審議会について、選任基準に基づく見直しを実施する。</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	79%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>附属機関等は、54附属機関。平成23年度末に今回の行財政改革により附属機関等を設置したため、従来の附属機関数より1附属機関追加しました。ただし、鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱を制定し、委員の定数の見直しや所期の目的を達成したのものについては2附属機関廃止し、53附属機関となりました。また、効率性の確保ができるものについては統合等の手段を講じることとしたため、今回、662人の定数から105人（15.9%）を削減することができ、562人となりました。今後についても要綱の基準に準じ調整を行っていきたくと考えています。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	88%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>附属機関等は平成24年度末までに53附属機関から4附属機関廃止し、49附属機関となりました。また定数についても116人（17.5%）を削減することができ、546人となりました。今後についても要綱の基準に準じ調整を行っていきたくと考えています。</p>														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	81%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>附属機関等は平成25年度末までに49機関から廃止附属機関、追加附属機関ともに3附属機関数で変動はありませんでした。定数については、累積107人（16.2%）の削減で555人となりました。今後についても要綱の基準に準じ調整を行っていきたくと考えています。</p>														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	70%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>附属機関等は平成26年度末までに49附属機関から1附属機関廃止、5附属機関追加となり、53機関となりました。定数については累積93人（14.0%）の削減で571人となりました。今後についても要綱の基準に準じ調整を行っていきたくと考えています。</p>														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>														

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

平成22年3月31日現在

所管課・局名	審議会・委員会等名	選任区分										平成21年度実績				合計					
		議会議員	町職員	行政機関の役員職員	公共団体の役員	学識経験者	公募	教育関係者	専門職その他	合計	うち男性	うち女性	報酬対象委員	開催回数	出席延人員		うち報酬対象延人員	費用弁償支払総額	報酬支払総額		
総務課	1 鞍手町行政改革推進委員会	2	2	2	4	5	2				15	12	3	15	1	15	15	30,000	69,000	99,000	
	2 鞍手町特別報酬等審議会				6						6	5	1	6						0	0
	3 鞍手町防犯灯設置協議会	3	1		4	1		8	1		18	18		9						0	0
	4 鞍手町災害時要援護者対策会議	2	4	3	7						16	14	2	10						0	0
	5 鞍手町防災会議		14	11	2						27	27		10						0	0
	6 鞍手町情報公開・個人情報保護審査会					5					5	4	1	5						0	0
	7 鞍手町水防協議会	3	6	2	4						15	14	1	8	1	14	7	14,000	32,200	46,200	
	8 鞍手町表彰委員会	1	1	1				1	1		5			3	1	3	3	6,000	13,800	19,800	
	9 人権・同和問題啓発推進委員会		6		1			1	2		10	9	1	0						0	0
	10 鞍手町総合計画審議会	5	5	2	6	2					20	18	2	13						0	0
企画財政課	11 鞍手町行政評価外部評価委員会				2		2			6	4	2	6	5	30	6	60,000	138,000	198,000		
	12 鞍手町公共用地利用対策会議	7	6	1	1					15	15		9						0	0	
	13 鞍手町都市計画審議会	2		2		2	2			8	8		8						0	0	
	14 鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	1	5	3	2	2				13	13		5						0	0	
	15 鞍手町工場等設置奨励審議会	4	2	2	2					10	10		8						0	0	
	16 鞍手町町域域公共交通会議	2	3	3	5				6		19	17	2	12					0	0	
税務住民課	17 鞍手町固定資産評価審査委員会					3				3	3		3	3	9	9	18,000	41,400	59,400		
	18 鞍手町国民健康保険運営協議会	3						3	3	9	9		9	2	16	16	32,000	73,600	105,600		
保険健康課	19 鞍手町健康づくり推進協議会	1	2	1	6		1	4		15	9	6	12	1	12	9	16,000	36,800	52,800		
	20 鞍手町乳幼児育成指導事業運営会議		3	2				8		13	5	8	7						0	0	
	21 鞍手町予防接種健康被害調査委員会		1		1			4		6	6		5						0	0	
	22 鞍手町高齢者保健福祉計画推進委員会	1			9			3		13	11	2	13						0	0	
	23 鞍手町地域ケア会議		5		3			2		10	6	3	5						0	0	
福祉人権課	24 鞍手町在宅介護支援センター運営協議会		3	1	2			4		10	10	0	6						0	0	
	25 鞍手町障害福祉計画策定委員会	1	2	2	3	1	1		7	15	9	6	11						0	0	
	26 民生委員推薦会	2	2	2	4	2		2		14	11	3	11	2	28	22	44,000	101,200	145,200		
	27 鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	1			5		4	6		16	7	9	16	5	65	65	130,000	299,000	429,000		
	28 鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会	2	2	2			1	6		13	8	5	10						0	0	
	29 鞍手町児童問題連絡会		5		4		8	3		20	12	8	0	12	240				0	0	
	30 鞍手町隣保館運営審議会	2				2	1	3		8	6	2	8						0	0	
	31 鞍手町男女共同参画審議会	1				1	2	5		10	4	6	10						0	0	

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

平成22年3月31日現在

所管課・局名	審議会・委員会等名	選 任 区 分										平成21年度実績									
		議会 議員	町職員	行政 機関の役 職員	公共 的団 体の 役員	学識 経験 者	公募	教育 関係 者	専門職 その他	合計	うち 男性	うち 女性	報酬対 象委員	開催 回数	出席 延人 員	うち 報酬 対象 延人 員	費用弁償 支払総額	報酬 支払総額	合計		
農政環境課	32 鞍手町環境審議会	4	5	5	4							18	14	1	8				0		
	33 鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会		3					19				22	22		19	3	28	28	38,000	87,400	125,400
	34 鞍手町農政推進会議				11							11	10	1	11	1	11	11	22,000	50,600	72,600
	35 西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	2		2				19				23	23		23						0
	36 鞍手町谷山池パイプライン水利組合							18				18	18		12	3	28	28	56,000	128,800	184,800
建設課	37 水田農業経営確立対策集落推進委員会						18				18	18	18		18						0
	38 鞍手町営住宅審議会	2	2	2	3						9	8	1	6	2	11	8	16,000	36,800	52,800	
	39 鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	4	4		4						12	11	1	8							0
	40 鞍手町水道水質改善検討委員会	3	1		4	2					10	10		0							0
	41 鞍手町奨学生選考評議会	2				2					6	4	2	4	1	6	4	8,000	18,400	26,400	
上下水道課	42 鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	1					18				19	16	3	9	2	35	11	22,000	50,600	72,600	
	43 室木小学校と西川小学校の統合についての検討委員会	2	3	4						4	15	14	1	10	5	62	41	82,000	188,600	270,600	
	44 鞍手町立鞍手分校のあり方検討委員会	2		1	2	1					8	7	1								
	45 鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会	2		10			5				17										
	46 鞍手町中央公民館運営審議会	1			7						10	7	3	7	2	17	15	30,000	69,000	99,000	
教育課	47 鞍手町文化財保存審議会							5			6	5	1	5	1	4					0
	48 鞍手町歴史民俗資料館運営協議会							1	5		6	5	1	5	1	4	4	8,000	18,400	26,400	
	49 鞍手町青少年問題協議会	3	3		1	1					9	8	1	5	1	6	4	4,000	9,200	13,200	
	50 鞍手町立病院事業運営協議会	2			7						16	13	3	16	2	28	28	56,000	128,800	184,800	
	合計	76	97	66	122	36	9	58	44	128	636	517	93	419	60	669	334	692,000	1,591,600	2,283,600	
割合 (%)		11.9	15.3	10.4	19.2	5.7	1.4	9.1	6.9	100.0	81.3	14.6									

鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱

平成 23 年 3 月 16 日
鞍手町告示第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、法令等に定めがあるもののほか、附属機関等を適正に設置し、及び運営するため、附属機関等の設置及び委員選任の基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「附属機関等」とは、法律又は条例により設置する附属機関及び調停、審査、諮問又は調査等を行う機関として要綱等により設置する審議会、協議会その他をいう。

(附属機関等の設置の基準)

第 3 条 附属機関等を設置する場合は、設置の目的、委員の数、委員の選出区分及び委員の任期を定めるものとする。

2 委員の数は、原則として 15 人以内とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(附属機関等の運営の基準)

第 4 条 附属機関等の運営は、効果的かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 会議は、必要とする最小限度において開催すること。
- (2) 会議の資料は、原則として会議の開催前に配布すること。

(附属機関等の廃止等)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する附属機関等は、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下したもの
- (3) 他の行政手段により目的を達成することが可能なもの
- (4) 他の附属機関等と設置目的、所掌事務及び委員の構成が類似し、又は重複しているもの
- (5) 行政の総合性及び効率性の確保のため、他の附属機関等との統合が望ましいもの

(附属機関等の設置等の調整)

第 6 条 附属機関等を主管する課長は、当該附属機関等を設置し、廃止し、又は他の附属機関等と統合しようとする場合には、あらかじめ総務課長に協議しなければならない。

(委員の選出の基準等)

第 7 条 委員を選出する場合は、幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正の確保を図るため、原則として次に掲げる団体等から選出するものとする。

- (1) 行政機関 国・県機関、他の地方公共団体、教育委員会、農業委員会及びこれに類する機関
- (2) 公共的団体 福祉団体、教育団体等公共的な活動を行う団体
- (3) 学識経験者 専門領域の学問で評価を受け、豊富な経験と高い見識を持つと社会的に認められる者（大学教授等の研究者又は評論家その他関連した分野に精通した者）
- (4) 専門職 弁護士又は医師等専門性を必要とする職に従事する者で、国家資格を有するもの

2 委員の選出は、原則として次に掲げる基準によるものとする。ただし、法令に定めがあるもの又は特別の事情があるものにあつては、この限りでない。

- (1) 広く各界階層の中から適任者を選出すること。
- (2) 団体から委員を選出する場合は、当該団体内の適任者の推薦を得る等当該団体の長のみの選出とならないようにすること。
- (3) 女性の登用については、委員全体の 4 割を目標とすること。
- (4) 委員には、町議会議員、常勤の特別職の職にある者、町職員及び町職員を退職した者を選出しないものとする。
- (5) 委員の任期は、在任期間が 2 期を超えないものとする。

(委員の重複選任の制限)

第 8 条 同一人を複数の附属機関等の委員に選任する場合は、原則として 3 機関までとする。ただし、法令に定めがあるもの及び特別な事情があるものにあつては、この限りでない。

(公募による委員の選出)

第9条 町民の町政への積極的な参加を推進するとともに、幅広い町民の意見を反映させるため、附属機関等の委員は、その一部を公募により選出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 弁護士又は医師等、専門的知識、技術又は経験等を有する者を充てる必要があるとき。
 - (2) 利害関係者の処分に関する事項を扱うとき。
 - (3) 附属機関等の設置目的、審議事項等に照らして、公募による選出が適当でない認められるとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後にその任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用し、任期の途中にある審議会等委員については、次の改選から適用する。ただし、議会議員の選出については、議会議員の任期満了日以後から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に設置されている附属機関等については、この告示の趣旨を尊重して必要な措置を講じなければならない。

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

平成27年3月31日現在

所管課・局名	審議会・委員会等名		附属機関等の設置根拠法令・条番号等	旧委員定数	現委員定数	委員増減数	内、女性数	内、公募委員	附属機関設置条例		条例・規則・要綱の改正	改正時期	処理内容	
									別表への掲載	条例の改正				
総務課	1	1	鞍手町特別職報酬等審議会	鞍手町特別職報酬等審議会条例第3条	6	6	0							
	2	2	鞍手町防犯灯設置協議会	鞍手町防犯灯設置協議会要綱第3条	15	16	1	4		○				
	3	3	鞍手町災害時要援護者対策会議	鞍手町災害時要援護者対策会議規則第3条	16	13	-3			○				
	4	4	鞍手町防災会議	災害対策基本法第16条 鞍手町防災会議条例第3条	27	25	-2							
	5	5	鞍手町情報公開・個人情報保護審査会	鞍手町情報公開条例第16条 鞍手町情報公開・個人情報保護審査会規則第2条	5	5	0							
	6	6	鞍手町水防協議会	水防法第26条 鞍手町水防協議会条例第3条	15	13	-2							
	7	7	鞍手町表彰委員会	鞍手町表彰条例第7条	5	5	0							
	8	8	人権・同和問題啓発推進委員会	人権・同和問題啓発推進委員会要綱第3条	10	9	-1							
	新	9	鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会	鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会設置要綱第1条		10	10	2		○		平成26年3月	新規制定	
	新	10	鞍手町町制施行60周年記念企画委員会	鞍手町町制施行60周年記念企画委員会設置要綱第1条		16	16	3		○		平成26年3月	新規制定	
政策推進課	9	11	鞍手町行政改革推進委員会	鞍手町行政改革推進委員会設置条例第3条 鞍手町行政改革推進委員会設置条例施行規則第2条	15	15	0	3	2					
	10	12	鞍手町総合計画審議会	鞍手町総合計画審議会条例第3条	20	20	0							
	11		鞍手町行政評価外部評価委員会	鞍手町行政評価外部評価委員会設置要綱第3条	6	0	-6			○	削除	廃止	平成23年7月廃止	
	新	13	鞍手町個性ある地域づくり推進計画策定委員会	鞍手町個性ある地域づくり推進計画策定委員会設置要綱第1条		8	8	3	3				平成26年3月	新規制定
	12	14	鞍手町公共用地利用対策会議	鞍手町公共用地利用対策会議要綱第3条	15	15	0			○				
地	13	15	鞍手町都市計画審議会	鞍手町都市計画審議会条例第2条	8	8	0	1	2					
	14	16	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	13	12	-1	3	0					

所管課・局名	審議会・委員会等名		附属機関等の設置根拠法令・条番号等	旧委員定数	現委員定数	委員増減数	内、女性数	内、公募委員	附属機関設置条例		条例・規則・要綱等の改正	改正時期	処理内容	
									別表への搭載	条例の改正				
域振興課	15	17	鞍手町工場等設置奨励審議会	鞍手町工場等設置奨励に関する条例第7条 鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第6条	10	7	-3	0	0			有	平成23年4月	条例上で定義付けしていた指定の対象となる業種を規則に委任するため等
	16	18	鞍手町町地域公共交通会議	鞍手町町地域公共交通会議設置要綱第3条	19	14	-5	1	0	○				
	17		鞍手町地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会	14	0	-14				削除	廃止	平成25年6月廃止	
税務住民課	18	19	鞍手町固定資産評価審査委員会	地方税法第423条 鞍手町固定資産評価審査委員会条例第2条	3	3	0	0	0					
保険健康課	19	20	鞍手町国民健康保険運営協議会	鞍手町国民健康保険条例第2条 鞍手町国民健康保険運営協議会規則	9	9	0	1	0					
	20	21	鞍手町健康づくり推進協議会	鞍手町健康づくり推進協議会設置要綱第5条	15	11	-4	5	0	○		有	平成23年6月要綱改正	委員の委嘱の基準を定めるため
	21		鞍手町乳幼児育成指導事業運営会議	—	13	0	-13			○	削除	廃止	平成24年3月議会にて廃止	No.20に内容を集約のため
	22	22	鞍手町予防接種健康被害調査委員会	鞍手町予防接種健康被害調査委員会条例第3条	6	6	0	0	0					
	23	23	地方独立行政法人くらて病院評価委員会	地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例第3条	0	5	5	1	0					
福祉人権課	24	24	鞍手町高齢者保健福祉計画推進委員会	鞍手町高齢者保健福祉計画推進委員会第3条	13	12	-1	5					平成26年6月要綱改正（名称変更）	
	25	25	鞍手町地域ケア会議	鞍手町地域ケア会議設置要綱第3条	10	8	-2	3		○				
	26	26	鞍手町在宅介護支援センター運営協議会	鞍手町在宅介護支援センター運営協議会設置要綱第3条	10	9	-1	2		○				
	新	27	鞍手町地域包括支援センター運営協議会	介護保険法第115条の48第1項		7	7			○			平成26年3月	新規制定
	27	28	鞍手町障害者計画・障害福祉計画策定委員会	鞍手町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱第3条	15	15	0	6		○		有	平成26年6月要綱改正（名称変更）	
	28	29	民生委員推薦会	民生委員法第8条	14	10	-4	1						
	29	30	鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱第3条	16	0				○				
新	31	鞍手町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項		13	13	6		○		有	平成25年9月25日新規条例制定		
30		鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会	鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会設置規則第3条	13	0	-13			○	削除	廃止	平成24年3月議会		

所管課・局名	審議会・委員会等名		附属機関等の設置 根拠法令・条番号 等	旧 委員 定数	現 委員 定数	委員 増減 数	内、 女性 数	内、 公募 委員	附属機関設置 条例		条 例・ 規 則・ 要 綱 等 の 改 正	改 正 時 期	処 理 内 容
									別 表 へ の 搭 載	条 例 の 改 正			
	31	鞍手町児童問題連絡 会	鞍手町児童問題連絡会 設置要綱第2条	26	0	-26					廃止	平成25年10月 要綱廃止	
	新 32	鞍手町要保護児童対 策地域協議会	児童福祉法第25条の2 第1項		16	16	5				有	平成25年10月 16日新規条例 制定	No. 36から移行
	32 33	鞍手町隣保館運営審 議会	鞍手町隣保館設置及び管 理条例第6条 鞍手町隣保館設置及び管 理条例施行規則第3条	8	6	-2	2	1			有	平成23年12月 議会	委員定数及び 選出区分の見 直し
	33 34	鞍手町男女共同参画 審議会	鞍手町男女共同参画審 議会設置要綱第3条	10	10	0	6	2	○				
農政環境課	34 35	鞍手町環境審議会	鞍手町公害防止条例第 13条 鞍手町公害防止条例施 行規則第6条	18	11	-7	0	0					
	35 36	鞍手町ゴルフ場に関 する環境問題協議会	鞍手町ゴルフ場に関す る環境問題協議会要綱 第3条	22	13	-9	0	0	○				
	36 37	鞍手町農政推進会議	鞍手町農政推進会議設 置条例第3条	16	16	0	1	0			有	平成23年9月議 会	条文中の名称 変更
	37 38	西川沿岸大型かんが い排水施設運営協議 会	西川沿岸大型かんがい 排水施設運営協議会規 則第4条	23	21	-2	0	0	○				
	38 39	鞍手町谷山池パイプ ライン水利組合	-	18	11	-7	0	0	○		有	平成26年4月	委員定数及び 選出区分の見 直し
39 40	水田農業経営確立対 策集落推進委員会	-	18	17	-1	0	0	○					
建設課	40 41	鞍手町営住宅審議会	鞍手町営住宅審議会条 例第3条	9	5	-4	0	0			有	平成23年6月議 会	委員定数及び 選出区分の見 直し
	新 42	準用河川六田川治水 対策検討委員会	準用河川六田川治水対 策検討委員会設置要綱 第3条	0	15	15	0	0			有	平成25年12月	新規制定
	新 43	遠賀川渡河橋橋梁名 選定委員会	遠賀川渡河橋橋梁名 選定委員会設置 要綱第1条	0	3	3	0	0				平成26年9月	新規制定
上下水道課	41 44	鞍手町公共下水道事 業評価監視委員会	鞍手町公共下水道事業 評価監視委員会規則第 3条	12	12	0	0	0	○				
	42	鞍手町水道水質改善 検討委員会	鞍手町水道水質改善検 討委員会規則第3条	10	0	-10			○	削除	廃止	平成24年3月議 会	委員会として の目的を達成 したため廃止
	43 45	鞍手町奨学生選考評 議会	鞍手町奨学金貸付基金 条例第5条 鞍手町奨学生選考評議 会規則	6	5	-1	2				有	平成24年3月議 会	委員定数及び 選出区分の見 直し
	44 46	鞍手町学校給食共同 調理場運営審議会	鞍手町学校給食共同調理 場設置条例第4条・第5条 鞍手町学校給食共同調理 場運営審議会規則	19	18	-1	0				無		
	45	室木小学校と西川小 学校の統合について の検討委員会	室木小学校と西川小学 校の統合についての検 討委員会要綱第3条	15	0	-15				削除	廃止	平成23年3月議 会にて廃止	廃止

所管課・局名	審議会・委員会等名		附属機関等の設置根拠法令・条番号等	旧委員定数	現委員定数	委員増減数	内、女性数	内、公募委員	附属機関設置条例		条例・規則・要綱等の改正	改正時期	処理内容		
									別表への搭載	条例の改正					
教育課	46	47	鞍手町立豊翔館のあり方検討委員会	鞍手町立鞍手分校のあり方検討委員会要綱第3条	8	8	0			○					
	47	48	鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会	鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会要綱第3条	17	17	0			○					
	新	49	小中学校統合整備計画策定委員会	鞍手町小中学校統合整備計画策定委員会設置要綱第3条	15	14	-1	4			○	有	平成23年6月	新規制定	
	48	50	鞍手町中央公民館運営審議会	社会教育法第29条 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例第5条	10	10	0	3				有	平成24年3月議会	委員の委嘱の基準を定めるため	
	49	51	鞍手町文化財保存審議会	鞍手町文化財保存協議委員の設置に関する規則第3条	6	6	0	2			○				
	50	52	鞍手町歴史民俗博物館運営協議会	鞍手町歴史民俗博物館管理運営に関する条例第6条 鞍手町歴史民俗博物館運営協議会規則第3条	6	6	0	2				有	平成23年12月議会	名称の変更及び委員の任命基準を定めるため	
	51		鞍手町青少年問題協議会	鞍手町青少年問題協議会設置条例第3条	9	0	-9					削除	廃止	平成26年3月議会	委員定数及び選出区分の見直し
52	53	鞍手町子ども読書活動推進計画策定委員会	鞍手町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱第1条		6	6									
町立病院	53		鞍手町立病院事業運営協議会	鞍手町立病院事業運営協議会条例第3条	16	0	-16					削除	廃止	平成24年12月公布・平成25年4月1日施行	
	54		鞍手町立病院経営形態検討委員会	-	7	0	-7			○	削除	廃止	平成24年3月議会	委員会としての専門的見地からの検討終了のため	
合計					680	571	-93	77	10						

※女性比率については、全委員数（77/571）の13.5%を占めています。

※公募委員については、全委員数（10/571）の1.75%を占めています。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	13	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり (ヒト、情報)				●指標 (実施に関する目標達成の状態)										
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				新規採用人件費削減 (不補充10名分) 136,500千円										
直接的な目標	定員管理の適正化と柔軟な組織編成				(現在までの累積効果額) 316,931千円										
具体的改革項目	適正な定員配置				▲指標 (検討または準備に関する目標達成の状態)										
実施概要	<p>第4次行財政改革集中改革プランの中で策定した定員適正化計画では、普通会計における平成17年度から平成21年度までの定年退職による減員は不補充とし、18人 (11.5%) の削減を行う予定であったが、対象期間の定年退職者以外の依願退職者についても不補充としたことから31人 (19.9%) の職員の削減が実現できた。また、平成21年4月1日現在の類似団体68団体の中で人口1万人あたりの普通会計職員数は73.79人で22番目となっている。</p> <p>第5次行財政改革では、先進自治体の組織機構を参考にしながら、さらに、定員適正化に努め職員数を削減し人件費の抑制を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度から平成27年度までの定年退職者30人のうち3分の1に相当する10名分 (33%) については不補充とする。</p> <p>②その結果、普通会計職員を平成22年4月1日現在126人から10人 (7.9%) 削減し、平成28年4月1日現在116人とする。</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間 (検討または準備: ▲ 実施: ●)							現在の状況	進捗率 (%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	55%	32,450千円	32,450千円	—	—
	具体的取組内容	<p>平成22年度中の普通会計に係る退職者9人 (内早期退職者2人) の内5人を不補充とし、年度別目標効果額17,500,000円を上回る32,450,000円の削減効果を達成しました。</p> <p>また、平成23年度末における普通会計に係る退職者7人 (内早期退職者5人) の内3人を不補充としたため、平成24年度では84,065,000円の削減効果が見込まれます。</p>													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	122%	84,065千円	84,065千円		
	具体的取組内容	<p>平成23年度中の普通会計に係る退職者7人 (内早期退職者5人) の内3人を不補充とし、年度別目標効果額24,500,000円を上回る84,065,000円の削減効果を達成しました。</p> <p>また、平成24年度末における普通会計に係る退職者4人 (内早期退職者2人) の内2人を不補充としたため、平成25年度では99,105,000円の削減効果が見込まれます。</p>													
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	195%	99,105千円	99,105千円		
	具体的取組内容	<p>平成24年度中の普通会計に係る退職者4人 (内早期退職者2人) の内2人を不補充とし、年度別目標効果額35,000,000円を上回る99,105,000円の削減効果を達成しました。</p> <p>また、平成25年度末における普通会計に係る退職者6人 (内早期退職者1人) の内1人を不補充としたため、平成26年度では101,311,000円の削減効果が見込まれます。</p>													
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		232%	101,311千円	101,311千円		
	具体的取組内容	<p>平成25年度中の普通会計に係る退職者6人 (内早期退職者1人) の内1人を不補充とし、年度別目標効果額38,500,000円を上回る101,311,000円の削減効果を達成しました。</p> <p>また、平成26年度末における普通会計に係る退職者5人 (内早期退職者2人) の内1人を不補充としたため、平成27年度では119,500,000円の削減効果が見込まれます。</p>													
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	具体的取組内容														

第5次定員適正化計画（平成22年度～平成28年度）

	職員数(人)												対前年度増減数(人)							
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28						
	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員				
議 会	3	2	2	2	2	2	2													
総 務	34	30	29	29	29	29	29		1											
税 務	9	10	10	10	10	10	10		2											
労 働									-1											
農林水産	5	5	5	5	5	5	5													
商 工	1	1	1	1	1	1	1													
土 木	10	10	10	10	10	10	10		1											
小計	62	58	57	57	57	57	57	4	-4	-1	1	1	1	1	1	1				
民 生	37	37	37	36	35	34	34		1											
衛 生	10	10	10	10	10	10	10													
小計	47	47	47	46	45	44	44		1											
一般行政部門計	109	105	104	103	102	101	101	5	-4	-1	1	2	1	2	2	2				
教 育	17	16	15	15	15	15	15		-1											
消 防																				
普通会計計	126	121	119	118	117	116	116	-6	-5	-2	1	2	2	2	2	2				
病院	149	152	152	152	152	152	152		8											
水道	9	9	9	9	9	9	9		-5											
下水道	3	3	3	3	3	3	3													
交通																				
その他	27	27	27	27	27	27	27		1											
公営企業等 会計部門計	188	191	191	191	191	191	191	-1	-6	-3	3	3	3	3	3	3				
総合計	314	312	310	309	308	307	307	-7	-2	-5	4	5	8	11	11	11				

普通会計

公営企業等会計部門

都道府県及び市区町村名	部門 議会 議会 議会	総務・企画						税務						民生						衛生																								
		総務 一般	会計 出納	管財	職員 研修 所	行政 委員会 小計	企画 開発	住民 開連 一般	防災 広聴	広報 広聴	戸籍 等密 口	県 (市 民等) 施設	小計	その他	総務 部門 計	民生 一般	福祉 事務所	児童 相談 所等	保育 所	老人 福祉 施設	その他 社会 福祉 施設	各種 年金 保険 関係	旧地 域改 善対 策	民生 部門 計	衛生 一般	市町 村保 健心 身等 施設	保健 所	畜 と畜 検査 機関	試験 研究 養成 機関	医療 施設	火葬 場墓 地	小計	公舎	公舎 一般	公舎 小計	清 掃	掃 収 集 し 尿 収 集 処 理							
1 群馬県 吉岡町		2	10	3	1		14	5	2	2	1	3	8	27	8	8	2	8	2	1				9	1	3							4											
2 福岡県 志摩町		2	19	2	1		22	4			4	4	30	13	6	6	2	6	1				7	6									6											
3 山梨県 昭和町		2	10	3	1		14	2	2	1	3	6	22	10	12	10	2	12	1				12	10	1									11										
4 福岡県 遠賀町		3	12	2	3	1	18	4		1	7	8	30	9	10	10	1	10				1	2	13	7									7										
5 福岡県 大刀洗町		1	11	2			13	4			7	7	24	8	7	8	1	8				1	13	6										6										
6 福岡県 広川町		2	12	2			14	6		1	6	7	27	15	9	9	1	9				1	19	7									7											
7 沖縄県 中城村		2	7	2		1	10	4		5	5	5	19	10	7	16		7					23	8									8											
8 埼玉県 滑川町		2	11	4	2		17	2	1	1	4	6	25	11	8			8				1	9	3	5								8											
9 沖縄県 与那原町		2	8	3		1	12	2		1	6	7	21	10	8	10		8				1	19	8								8												
10 神奈川県 開成町		2	13	3	2		19	3	2	2	3	9	31	7	7	7		7					7	7								7												
11 長崎県 川棚町		2	6	3	3		14	3		1	3	7	24	9	7	5		7				1	13	11									11											
12 香川県 宇多津町		1	17	2			19		2		3	5	24	8	9	20		9				1	30	2	4								6			10	2	4						
13 徳島県 松茂町		2	10	2		1	13	3	1		4	5	21	8	8	5		8				1	15	4									4			4								
14 埼玉県 嵐山町		2	14	3			17	3		1	6	7	27	14	11			11				1	14	4	6								10	2										
15 岐阜県 北方町		2	8	2			10	1	2		4	7	18	12	15	32	1	15				2	52	5									5											
16 青森県 野辺地町		2	16	3	6		27	4	2		4	7	38	8	8			8				1	10	3	1								4			2								
17 和歌山県 上富田町		2	15	2			17	2		2	2	2	21	9	6	24		6				1	36	3	4									7										
18 山口県 田布施町		2	16	3	2		21	3		1	4	5	29	13	9	7		9				1	20	1	6									7			1							
19 佐賀県 基山町		3	17	3	3		23	9		1	6	7	39	10	12	19		12				1	32	4	5								9											
20 千葉県 九十九里町		2	16	3	2		21	2	1	1	2	5	32	11	10	22		10				1	33	11									11											
21 山形県 山辺町		2	15	3	5		23	4	3	1	4	8	35	9	6	9		6				1	16	2	4								6											
22 福岡県 鞍手町		3	14	6	3		24	3		1	6	7	34	9	7	24		7				5	3	39	2	8							10											
22年度	確定値	3	15	5	3		24	3		1	6	7	34	9	7	23		7			4	3	37	2	8								10	0										
	増減	0	1	▲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲	1	0	0	0	▲	1	▲	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23年度	計画値	2	14	3	3		21	3	0		5	6	30	10	7	23		7			4	3	37	2	8																			
	増減	▲	1	▲	2	0	0	0	▲	3	0	0	▲	1	0	▲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24年度	計画値	2	13	3	3		20	3		1	5	6	29	10	7	23		7			4	3	37	2	8																			
	増減	0	▲	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25年度	計画値	2	13	3	3		20	3		1	5	6	29	10	7	22		7			4	3	36	2	8																			
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲	1	0	0	0	0	0	▲	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26年度	計画値	2	13	3	3		20	3		1	5	6	29	10	7	22		7			4	2	35	2	8																			
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27年度	計画値	2	13	3	3		20	3		1	5	6	29	10	7	21		7			4	2	34	2	8																			
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲	1	0	0	0	0	0	▲	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	計画値	2	13	3	3		20	3		1	5	6	29	10	7	21		7			4	2	34	2	8																			
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

都道府県及市区町村名	部門			労働			農林水産						商工				土木						一般行政		教育一般							
	し尿処理	環境保全	衛生部門計	労働			農業			林業			水産業			農工			土木			都市計画			土木部門計	土木部門計	教育一般	教育研究等				
				労働一般	職業能力開発校	勤労外施設	労働部門計	農業一般	試験研究養成機関	小計	水産一般	漁港	試験研究養成機関	小計	水産部門計	農工一般	中小企業指導	試験研究養成機関	小計	観光	農工部門計	土木一般	用地買収	港湾空港沿岸					小計	建築	都市計画一般	都市公園
1 群馬県 吉岡町			4				7	1	1														6	2	2				8	6	4	
2 福岡県 志摩町			6				11			1													5	3	3				8	5	4	
3 山梨県 昭和町			11				2																5	4	4				15	5	4	
4 福岡県 遠賀町			7				8																8	1	6	1			16	8	5	
5 福岡県 大刀洗町			6				6																7						7	7	3	
6 福岡県 広川町			7				10																10						10	10	5	
7 沖縄県 中城村			8				5			1													3	3	7	7			10	8	7	
8 埼玉県 滑川町			8				7																7	3	3	3			10	7	8	
9 沖縄県 与那原町			8				2			1													1	5	2	1	1		9	7	8	
10 神奈川県 開成町	2	2	11				4																3	3	1	1	1		6	7	5	
11 長崎県 川棚町			11				9			1													2	6	1				9	8	4	
12 香川県 宇多津町	16		22	1			2																2	2	2	2	2		7	9	5	
13 徳島県 松茂町	1	6	14				2																2	1	6				7	7	5	
14 埼玉県 嵐山町			12				6			1													6	4	7	7	1		16	9	4	
15 岐阜県 北方町			5				1																4	1	1	1	1		7	7	5	
16 青森県 野辺地町	2		6				3			1													7	1	1	2			9	8	6	
17 和歌山県 上富田町			7				6			1													11	1					12	9	3	
18 山口県 田布施町		1	9				6			1													6	2	2	2			10	9	5	
19 佐賀県 基山町			9				6			1													6	1	1	1			8	10	5	
20 千葉県 九十九里町	1		12				7																5	1	1	2	3		10	11	5	
21 山形県 山辺町			6				10																2	2	3	4	4		9	8	6	
22 福岡県 鞍手町			10				6																7	3	2	2			12	11	7	
22年度 確定値	0	0	10	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	1	1		10	10	7		
22年度 増減	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1	0	▲1	0	▲2	▲5	0	0	
23年度 計画値	0	0	10	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	1	1		10	10	6		
23年度 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲4	▲1	0
24年度 計画値	0	0	10	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	1	1		10	10	6		
24年度 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0
25年度 計画値	0	0	10	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	1	1		10	10	6		
25年度 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0
26年度 計画値	0	0	10	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	1	1		10	10	6		
26年度 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0
27年度 計画値	0	0	10	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	1	1		10	10	6		
27年度 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0
28年度 計画値	0	0	10	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	1	1		10	10	6		
28年度 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

PDCAシート 連番13 資料

部門	教育												警察					病院					水道		交通				その他					総合計
	小計	社会教育 一般	文化 財保護	公民館	他の 社会教育 施設	小計	保健体育 一般	保健体育 センター	給食	健康 施設	小計	学校 以外 の教 育計	義務教育						警察	消防	普通 会計	病院	水道	下水道	交通	その他	小計	企業 等 計						
都道府県及び市区町村名	4	3	1	2	6	1	5	6	16	2	6	16	2	2	18										6	6	3	3	3	9	21	106		
1群馬県	4	9	1	10							14				14									4	3	5	4	1	10	22	115			
2福岡県	4	2	4	2	1	5	13	1	1	14					14								5			3	1	7	12	101				
3山梨県	5	4	2	2	1	9	1	6	7	21					21								8			2	3	1	6	14	121			
4福岡県	3	4	2	1	7						10	6	4	10	20								2			3	4	7	14	100				
5福岡県	5	3	1	1	5						10	11		11	21								2	3		7	3	10	15	129				
6福岡県	7	2	2	4	2	5	7	18	1	2	7	18	1	2	24								5	2		3	1	4	11	116				
7沖縄県	8	1	1	3	6	2	2	16	1	2	2	16	1	2	30								4	3		3	6	2	11	18	121			
8埼玉県	8	1	1	2	5	1	5	6	19	2	1	3	3	11	28								5	2		5	2	7	14	115				
9沖縄県	5	2	1	3	3	8	7	4	11	13	24	32	2	18	19								4	3		2	6	1	9	16	119			
10神奈川県	4	3	1	4	8	16	1	1	2	18					18								10	6		3	4	1	8	24	122			
11長崎県	5	4	1	5	10	1	1	6	7	17					17								3	4		2	2	1	5	12	128			
12香川県	5	2	1	5	8	5	18	2	1	3	12	15	33	103									6	5		3	3	3	9	20	123			
13徳島県	9	3	2	1	3	9	2	7	9	27	2	1	3	34									8	4		5	6	11	23	153				
14埼玉県	5	2	4	6	1	4	1	6	17	3	1	4	2	26									4	3		2	6	2	13	18	122			
15岐阜県	6	3	1	2	8	2	1	3	17	4	2	6	23	11									7	3		5	4	9	19	125				
16青森県	3	8		8							11			11										5			6	2	13	18	122			
17和歌山県	5	5	2	7	1	7	8	20	1	1	2	22		22										5		4	4	1	9	14	129			
18山口県	5	3	1	3	7	2	8	10	22	2	1	3	25	133									4			3	4	2	9	13	146			
19佐賀県	5	5	2	7	2	2	14	3	1	4	9	13	27	138									1			5	8	9	22	23	161			
20千葉県	6	4	1	5	2	5	1	8	19	4	2	6	25	114									4			4	4	1	9	13	127			
21山形県	7	5	2	7	4	18								18									13	17		5	22	1	28	189	321			
22福岡県	7	5	2	7	3	17								17										10	4		5	22	1	27	191	312		
確定値	7	5	2	7	3	17								17										9	3		5	21	1	27	188	314		
増減	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1	▲1	▲1	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	▲1	0	0	0	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	
計画値	6	5	2	7	3	16								16										9	3		5	21	1	27	191	312		
増減	▲1	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画値	6	5	2	7	2	15								15										9	3		5	21	1	27	191	309		
増減	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1	▲1	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画値	6	5	2	7	2	15								15										9	3		5	21	1	27	191	308		
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画値	6	5	2	7	2	15								15										9	3		5	21	1	27	191	307		
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画値	6	5	2	7	2	15								15										9	3		5	21	1	27	191	307		
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

第5次定員適正化計画（平成22年度～平成28年度） ※実績値及び修正値（見直し案）

		基準年度				実績値				計画期間				修正値（見直し案）		判断年度	
		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H28	
		対前年増減	職員数	対前年増減	職員数	対前年増減	職員数	対前年増減	職員数	対前年増減	職員数	対前年増減	職員数	対前年増減	職員数	対前年増減	職員数
福祉関係を除く一般行政職	議 会		3		3		3		3		3		3		3		3
		増員															
		減員															
	総 務		34		32	-1	31	-2	29		32		32		32		32
		増員															
		減員															
	税 務		9		10		10		10		10		10		10		10
		増員															
		減員															
	労 働																
		増員															
		減員															
	農林水産			5		6	-1	5		5		5		5		5	
		増員															
		減員	-1														
	商 工			1		1		2		2		2		2		2	
		増員															
		減員															
土 木			10		11		11		11		11		10		10		
	増員																
	減員	-2															
小計		-3	62		63	-2	61		60		62		62		62		
	増員																
	減員	-3															
民 生			37		33	-1	32		31		31		31		31		
	増員																
	減員	-2															
衛 生			10		8		8		7		8		8		8		
	増員																
	減員																
小計		-2	47		41	-1	40		38		38		39		39		
	増員																
	減員	-2															
一般行政部門計		-5	109		104	-3	101		98		100		101		101		
	増員																
	減員	-5															
教 育			17		17		17		17		16		15		15		
	増員																
	減員	-1															
消 防																	
	増員																
	減員																
普通会計計		-6	126		121	-3	118		115		116		116		116		
	増員																
	減員	-6															
病院		2	149		145		145		142		142		142		142		
	増員																
	減員	2															
水道		-1	9		8		8		7		8		8		8		
	増員																
	減員	-1															
下水道		-1	3		4		4		4		4		4		4		
	増員																
	減員	-1															
交通																	
	増員																
	減員																
その他		-1	27		26		27		13		13		13		14		
	増員																
	減員	-1															
公営企業等会計部門計		1	188		183		184		27		27		26		26		
	増員																
	減員	-2															
総合計		1	314		304		302		142		143		142		142		
	増員																
	減員	-8															

普通会計における退職者不補充及び早期退職による効果額集計表

退職者不補充による効果

項 目	退職者数	採用者数	退職者不補充者数	不補充による効果額
平成23年4月	9人	4人	5人	17,500,000
平成24年4月	7人	4人	3人	10,500,000
平成25年4月	4人	2人	2人	7,000,000
平成26年4月	6人	5人	1人	3,500,000
平成27年4月	—	—	—	—
計	26人	15人	11人	38,500,000円

年度別効果額

平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度予定	平成27年度予定	合計
17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	87,500,000
—	10,500,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000	42,000,000
—	—	7,000,000	7,000,000	7,000,000	21,000,000
—	—	—	3,500,000	3,500,000	7,000,000
—	—	—	—	—	0
17,500,000円	28,000,000円	35,000,000円	38,500,000円	38,500,000円	157,500,000円

早期退職者による効果

項 目	早期退職者数	早期退職による効果額
平成23年3月末時点早期退職者	2人	14,950,000
平成24年3月末時点早期退職者	5人	41,115,000
平成25年3月末時点早期退職者	2人	7,741,000
平成26年3月末時点早期退職者	1人	7,242,000
平成27年3月末時点早期退職者	—	—
計	10人	71,048,000円

年度別効果額

平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度予定	平成27年度予定	合計
14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	74,750,000
—	41,115,000	32,878,000	32,878,000	32,878,000	139,749,000
—	—	16,277,000	7,741,000	7,741,000	31,759,000
—	—	—	7,242,000	7,242,000	14,484,000
—	—	—	—	—	0
14,950,000円	56,065,000円	64,105,000円	62,811,000円	62,811,000円	260,742,000円

効果額合計

32,450,000円	84,065,000円	99,105,000円	101,311,000円	101,311,000円	418,242,000円
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------

普通会計における退職者不補充及び早期退職による効果額集計表

退職者不補充による効果

項 目	退職者数	採用者数	退職者不補充者数	不補充による効果額	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度予定	平成27年度予定	合計
平成23年4月	9人	4人	5人	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	87,500,000
平成24年4月	7人	4人	3人	10,500,000	—	10,500,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000	42,000,000
平成25年4月	4人	2人	2人	7,000,000	—	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	21,000,000
平成26年4月	6人	5人	1人	3,500,000	—	—	3,500,000	3,500,000	3,500,000	7,000,000
平成27年4月	5人	4人	1人	3,500,000	—	—	—	—	3,500,000	3,500,000
計	31人	19人	12人	42,000,000円	17,500,000円	28,000,000円	35,000,000円	38,500,000円	42,000,000円	161,000,000円

年度別効果額

早期退職者による効果

項 目	早期退職者数	早期退職による効果額	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度予定	平成27年度予定	合計
平成23年3月末時点早期退職者	2人	14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	74,750,000
平成24年3月末時点早期退職者	5人	41,115,000	—	41,115,000	32,878,000	32,878,000	32,878,000	139,749,000
平成25年3月末時点早期退職者	2人	7,741,000	—	—	16,277,000	7,741,000	7,741,000	31,759,000
平成26年3月末時点早期退職者	1人	7,242,000	—	—	—	7,242,000	7,242,000	14,484,000
平成27年3月末時点早期退職者	2人	14,689,000	—	—	—	—	14,689,000	14,689,000
計	12人	85,737,000円	14,950,000円	56,065,000円	64,105,000円	62,811,000円	77,500,000円	275,431,000円

年度別効果額

効果額合計		平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度予定	平成27年度予定	合計
退職者不補充による効果	42,000,000円	17,500,000円	28,000,000円	35,000,000円	38,500,000円	42,000,000円	161,000,000円
早期退職者による効果	85,737,000円	14,950,000円	56,065,000円	64,105,000円	62,811,000円	77,500,000円	275,431,000円
効果額合計	436,431,000円	32,450,000円	84,065,000円	99,105,000円	101,311,000円	119,500,000円	436,431,000円

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	14	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)				●指標(実施に関する目標達成の状態)										
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				人口1万人あたり職員数を類似団体中10位以内										
直接的な目標	定員管理の適正化と柔軟な組織編成				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	組織の再編と体制づくり				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)										
					条例等整備と移転完了										
実施概要	<p>本町と人口規模や産業構造を同じくする類似団体は、平成21年4月1日現在で68団体存在する。その類似団体の中で人口1万人あたりの職員数は、本町は73.79となっている。また、職員数をもっとも少ない団体は、群馬県吉岡町となっており、その職員数は44.53人となっている。</p> <p>吉岡町と本町では、様々な点で相違点があるものの、吉岡町は、本町の近隣自治体にはない組織機構を編制し効率的な事務体制に取り組んでいることから、調査・研究し、効率的な組織を構築する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度中に各業務の実務担当者による組織編制PTを立ち上げる。</p> <p>②平成23年度中に新組織機構案を策定する。(電算システム移行後(23年10月)の稼働状況を確認しながら)</p> <p>③平成24年12月議会に関係改正条例案を提出</p> <p>④平成25年度当初予算から新体制で予算編成し、平成25年3月議会に諮る。</p> <p>⑤平成25年3月30日、3月31日で移転作業し、平成25年4月1日から新体制で稼働</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討中	40%	—	—	—	—
	<p>組織編制プロジェクトチームにおいて7月～3月までに計19回の検討会議を実施しました。類似団体である吉岡町の組織と比較・検討し、平成25年4月1日時点でのプロジェクトとしての新組織機構案の作成を終了しました。</p>														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討完了	100%	—	—	—	—
	<p>プロジェクトチームとしての新組織機構案を調整会議、本部会議で協議しましたが、平成25年4月1日時点での大幅な機構改革は実施しないこととなり、地域包括支援センターの鞍手町移管(H25.4)に伴う組織編制と一部所掌事務の変更に係る事務分掌規則改正を行いました。</p> <p>※なお、平成25年9月現在において、新たな政策や課題等に対応できる組織を目指してグループ制及び職制の改正を含めた組織機構改革を平成26年4月に実施できるよう準備を進めています。具体的実施内容が異なるため本改革項目はこれで終了とし、「連番14-1」として新たな改革項目を追加することとします。</p>														
平成25年度															
	<p>具体的取組内容</p>														
平成26年度															
	<p>具体的取組内容</p>														
平成27年度															
	<p>具体的取組内容</p>														

類似団体の職種別職員数

都道府県 市区町村名		職 種	司書(補)・学芸員(補)	医師・歯科医師	看護師	保健師・助産師	その他の医療技術者	獣医師	栄養士	農業等普及指導員	農林水産技師	動植物飼育員	建築技師	土木技師	保育所保育士	施設保育士・寄宿舎指導員等	食品・環境衛生監視員	その他の一般技術関係職	生活・作業等指導員	生保担当ケースワーカー	五法担当ケースワーカー	査察指導員	各種社会福祉司	水運等検針員・徴収員	その他の一般事務関係職	ホームヘルパー	運転手・車掌等	守衛・庁務員等	電気・ボイラー等技術員	調理員	清掃職員	船員	電話交換手	道路補修員	その他の技能労務関係職	社会教育主事	その他の教育公務員	警察官	交通巡視員	消防吏員	臨時職員	合 計										
1	群馬県	吉岡町				3																		64																				67								
2	福岡県	志摩町				3								1												75																					79					
3	山梨県	昭和町				5								2											66																		1				75					
4	福岡県	遠賀町				4								8											74																					86						
5	福岡県	大刀洗町				3										5									58																					66						
6	福岡県	広川町				2										6									78																					93						
7	沖縄県	中城村				3								11		14								50																						81						
8	埼玉県	滑川町				1								5										60																							73					
9	沖縄県	与那原町				2								1		10								54																							73					
10	神奈川県	開成町				4								1		6								60																								71				
11	長崎県	川棚町				5								1		3								60																								80				
12	香川県	宇多津町				4										18								58																								99				
13	徳島県	松茂町				2										5								55																									70			
14	埼玉県	嵐山町				3																		79																									96			
15	岐阜県	北方町				5										26								56																										98		
16	青森県	野辺地町				3																		72																										81		
17	和歌山県	上富田町				7										22								64																										95		
18	山口県	田布施町				4								1		7								76																										93		
19	佐賀県	基山町				2										14								84																											108	
20	千葉県	九十九里町				2										19								78																											111	
21	山形県	山辺町				4										7								72																											89	
22	福岡県	鞍手町				5								2		3								81																												114

類似団体の職員定数条例の制定状況

	鞍手町	群馬県 吉岡町	徳島県 松茂町	埼玉県 滑川町	長崎県 川棚町	神奈川県 開成町
議会事務局	3	2	2	2	3	2
町長事務局	142	81	83	92	90	89
選挙管理委員会	1 (1)	4 (4)	1	5 (5)	1	/
監査委員	2 (1)	2 (2)	1	3 (3)	2 (2)	/
公平委員会	/	2 (2)	/	2 (2)	/	/
農業委員会	3 (3)	3 (3)	1	3 (2)	2 (1)	2
教育委員会 (事務局)	13	12		11		
学校	/	/	35	17	20	33
学校以外	13	11		5		
水道事業	15 (1)	6	7	5	12	/
合計	192 (6)	123 (11)	130	145 (12)	130 (3)	126

平成22年8月5日調査

※ () は、他部局の兼務職員数

○吉岡町課設置条例

昭和63年9月28日
条例第10号

(課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌

させるため、次の課を置く。

- (1) 総務政策課
- (2) 財務課
- (3) 町民生活課
- (4) 健康福祉課
- (5) 産業建設課
- (6) 上下水道課

(課の事務分掌)

第2条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

総務政策課	1 庶務一般に関する事項 2 秘書業務に関する事項 3 職員に関する事項 4 議会及び行政一般に関する事項 5 町の総合計画及び総合調整に関する事項 6 町政運営の企画に関する事項 7 行政改革に関する事項 8 文書法規に関する事項 9 情報政策に関する事項 10 統計に関する事項 11 他の課に属さない事項
財務課	1 予算及び財政に関する事項 2 財産の管理に関する事項 3 町税の賦課及び徴収に関する事項
町民生活課	1 地域コミュニティーに関する事項 2 町民参加に関する事項 3 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 4 環境衛生に関する事項 5 交通安全に関する事項 6 生活安全・防災に関する事項
健康福祉課	1 国民健康保険に関する事項 2 国民年金に関する事項 3 高齢者医療に関する事項 4 福祉医療に関する事項 5 社会福祉に関する事項 6 児童福祉に関する事項 7 児童保育に関する事項 8 保健衛生に関する事項 9 健康増進に関する事項 10 高齢者保健福祉に関する事項 11 介護保険に関する事項

産業建設課	1 農業振興に関する事項 2 産業政策に関する事項 3 観光に関する事項 4 道路及び河川の整備に関する事項 5 道路及び河川の維持管理に関する事項 6 都市計画に関する事項 7 建築・開発指導に関する事項 8 用地管理に関する事項
上下水道課	1 上水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の整備に関する事項 2 上水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の維持管理に関する事項 3 上水道、下水道及び農業集落排水使用料の賦課・徴収に関する事項 4 家庭用雑排水及び合併浄化槽に関する事項

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第26号)抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	14-1	主管課	総務課	その他担当課	全庁									
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				人口1万人あたり職員数（一般事務職）を類似団体中20位以内									
直接的な目標	定員管理の適正化と柔軟な組織編成				(現在までの累積効果額) 0千円									
具体的改革項目	組織の再編と体制づくり（改定）				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）									
					条例等整備と移転完了									
実施概要	<p>第5次行財政改革においては、本町と人口規模や産業構造を同じくする類似団体のうち、人口1万人あたりの職員数をもっとも少ない群馬県吉岡町を調査研究し、その職員数が10/68位以内となるよう目標を立て取り組んできた。吉岡町を調査研究した結果として、課の枠組みは異なる部分があるものの、グループ制や職制の内容は本町とほぼ同じで、グループ制はうまく機能しているとしながらも問題点や課題は本町と変わらない状況であった。また、職員数が少ない上位団体の多くは臨時的任用職員等を多数採用していることが判明した。</p> <p>本町においてもグループ制導入後5年が経過しており、他課の支援や課内での協力的体制においては、導入前に比べ随分と効果が発揮されているが、当初からの懸案事項であった「所掌事務の責任の明確さに欠ける」という課題は解消されていない。また、計画策定時から現在までの間に、国政における政局は大きく変化し、それに伴う新たな事務事業や課題も増加しており、新たな政策に対応できる組織へと見直しを図ることが急務となっていることから、組織の現状と課題に対応するため、本町におけるグループ制及び職制の改正を含む組織機構改革を実施するものとする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成25年12月議会に関係改正条例案を提出</p> <p>②平成26年度当初予算から新体制で予算編成し、平成26年3月議会に諮る。</p> <p>③平成26年3月29日、3月30日で移転作業し、平成26年3月31日プレオープン後、4月1日から正式稼働</p>													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度										—				
	具体的取組内容													
平成24年度										—				
	具体的取組内容													
平成25年度	▲▲▲▲							H25年04月	H26年03月	実施中	50%	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>政策立案、総合調整機能を強化し、新たな政策課題に迅速・的確に対応するとともに、地域経済の活性化を図るための組織体制の整備を行うことを目的として、平成25年12月議会にて鞍手町課室設置条例の一部と関係条例の一部を改正し、企画財政課を政策推進課と地域振興課の2課に分けました。グループ制及び職制の改正を含む組織機構改革については引き続き検討していきます。なお、人口1万人あたりの職員数（一般事務職）は類似団体中17位となり、職員数に関しては目標を達成しています。</p>													
平成26年度	●●●●●●●●							H26年04月	H28年03月	実施中	80%	—		
	<p>具体的取組内容</p> <p>これまでグループとしての最小単位であった班を、もう少し細かく係として所掌事務を分散させ、係長という新たなポストを導入することで責任の所在や指揮命令系統を明確にすること目的として、平成26年12月議会にて鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しました。なお、人口1万人あたりの職員数（一般事務職）は類似団体中20位となり、職員数に関しては目標を達成しています。</p>													
平成27年度	●●●●●●●●							H26年04月	H28年03月					
	具体的取組内容													

類似団体の職員数の状況

都道府県 市区町村名	部門	住基人口 H24.3.31	一般行政		警察	消防	普通 会計 計	公営 企業等 会計	合計	うち 一般事務 関係職	人口1万人 あたり職員数 (一般行政)	人口1万人 あたり職員数 (普通会計)	人口1万人 あたり職員数 (一般事務職)			
			一般 管理	福祉 関係												
11位	岐阜県 北方町	17,995	43	58	101	25	0	126	8	134	75	56.13	70.02	19	41.68	1
2位	473286 沖縄県 中城村	17,843	52	28	80	24	0	104	12	116	77	44.84	58.29	8	43.15	2
3位	373869 香川県 宇多津町	17,549	48	48	96	17	0	113	12	125	80	54.70	64.39	11	45.59	3
4位	273414 大阪府 忠岡町	17,521	51	45	96	21	0	151	20	171	80	54.79	86.18	29	45.66	4
5位	143669 神奈川県 開成町	16,263	49	22	71	30	0	101	12	113	75	43.66	62.10	9	46.12	5
6位	473481 沖縄県 与那原町	17,499	46	28	74	27	0	101	14	115	83	42.29	57.72	7	47.43	6
7位	193844 山梨県 昭和町	17,742	51	23	74	15	0	89	13	102	85	41.71	50.16	3	47.91	7
8位	405442 福岡県 広川町	19,735	68	27	95	14	0	109	15	124	96	48.14	55.23	5	48.64	8
9位	403849 福岡県 遠賀町	19,631	63	19	82	19	0	101	14	115	96	41.77	51.45	4	48.90	9
10位	103454 群馬県 吉岡町	19,766	59	13	72	16	0	88	21	109	97	36.43	44.52	1	49.07	10
11位	405035 福岡県 大刀洗町	15,378	51	12	63	13	0	76	13	89	78	40.97	49.42	2	50.72	11
12位	423238 長崎県 波佐見町	15,260	51	17	68	17	0	85	22	107	79	44.56	55.70	6	51.77	12
13位	113417 埼玉県 滑川町	17,100	55	20	75	32	0	107	18	125	89	43.86	62.57	10	52.05	13
14位	364011 徳島県 松茂町	15,296	42	28	70	31	0	101	22	123	84	45.76	66.03	13	54.92	14
15位	454214 宮崎県 門川町	19,013	70	45	115	17	0	132	16	148	106	60.48	69.43	17	55.75	15
16位	143626 神奈川県 大井町	17,583	65	30	95	37	0	132	16	148	102	54.03	75.07	22	58.01	16
17位	413411 佐賀県 基山町	17,728	65	40	105	22	0	127	12	139	103	59.23	71.64	21	58.10	17
18位	273821 大阪府 河南町	16,293	58	35	93	27	0	143	20	163	95	57.08	87.77	30	58.31	18
19位	304042 和歌山県 上富田町	15,201	46	39	85	13	0	98	19	117	89	55.92	64.47	12	58.55	19
20位	075213 福島県 三春町	18,489	58	44	102	39	0	141	14	155	109	55.17	76.26	25	58.95	20
21位	353434 山口県 田布施町	16,205	65	30	95	20	0	115	15	130	96	58.62	70.97	20	59.24	21
22位	473278 沖縄県 北中城村	16,234	51	42	93	29	0	122	15	137	99	57.29	75.15	23	60.98	22
23位	113425 埼玉県 嵐山町	18,318	70	27	97	28	0	125	23	148	112	52.95	68.24	14	61.14	23
24位	404021 福岡県 鞍手町	17,269	61	40	101	17	0	118	184	302	111	58.49	68.33	15	64.28	24
25位	063011 山形県 山辺町	15,231	69	21	90	25	0	115	12	127	98	59.09	75.50	24	64.34	25
26位	075477 福島県 浪江町	19,866	85	36	121	18	0	139	19	158	131	60.91	69.97	18	65.94	26
27位	433683 熊本県 長洲町	16,572	61	39	100	14	0	114	23	137	112	60.34	68.79	16	67.58	27
28位	294420 奈良県 大淀町	19,364	60	57	117	46	0	163	211	374	135	60.42	84.18	27	69.72	28
29位	084425 茨城県 美浦村	17,140	62	39	101	44	0	145	24	169	123	58.93	84.60	28	71.76	29
30位	085642 茨城県 利根町	17,592	72	32	104	32	0	136	23	159	134	59.12	77.31	25	76.17	30

※平成24年4月1日現在の定員管理調査に基づく数値を使用(類似団体は79団体)
 ※団体によって保育所・幼稚園などの施設、清掃又は消防など事業展開が異なるため、順位の比較には一般事務関係職を使用する

類似団体の職員数の状況

都道府県 市区町村名	部門	住基人口 H25.3.31	一般行政		警察	消防	普通 会計 計	公営 企業等 会計	合計	うち 一般事務 関係職	人口1万人 あたり職員数 (一般行政)	人口1万人 あたり職員数 (普通会計)	人口1万人 あたり職員数 (一般事務職)		
			一般 管理	福祉 関係											
11位	福岡県 大刀洗町	15,532	47	13	60	13	0	73	11	84	64	38.63	47.00	41.21	1
2位	214213 岐阜県 北方町	18,493	46	59	105	25	0	130	9	139	78	56.78	70.30	42.18	2
3位	473481 沖縄県 与那原町	18,246	49	28	77	27	0	104	14	118	78	42.20	57.00	42.75	3
4位	473286 沖縄県 中城村	18,486	53	27	80	24	0	104	12	116	80	43.28	56.26	43.28	4
5位	193844 山梨県 昭和町	18,515	50	23	73	15	0	88	13	101	84	39.43	47.53	45.37	5
6位	373869 香川県 宇多津町	17,988	52	47	99	17	0	116	12	128	82	55.04	64.49	45.59	6
7位	143669 神奈川県 開成町	16,588	53	22	75	29	0	104	11	115	79	45.21	62.70	47.62	7
8位	403849 福岡県 遠賀町	19,618	62	21	83	18	0	101	13	114	96	42.31	51.48	48.93	8
9位	113417 埼玉県 滑川町	17,547	55	20	75	31	0	106	18	124	88	42.74	60.41	50.15	9
10位	423238 長崎県 波佐見町	15,253	51	16	67	15	0	82	21	103	77	43.93	53.76	50.48	10
11位	405442 福岡県 広川町	19,797	66	28	94	14	0	108	16	124	105	47.48	54.55	53.04	11
12位	364011 徳島県 松茂町	15,468	42	28	70	31	0	101	21	122	84	45.25	65.30	54.31	12
13位	454214 宮城県 門川町	18,995	68	43	111	18	0	129	17	146	105	58.44	67.91	55.28	13
14位	413411 佐賀県 基山町	17,587	63	39	102	23	0	125	12	137	101	58.00	71.08	57.43	14
15位	143626 神奈川県 大井町	17,501	64	28	92	38	0	130	16	146	101	52.57	74.28	57.71	15
16位	075213 福岡県 三春町	18,366	58	45	103	35	0	138	15	153	109	56.08	75.14	59.35	16
17位	404021 福岡県 鞍手町	17,179	60	38	98	17	0	115	27	142	103	57.05	66.94	59.96	17
18位	304042 和歌山県 上富田町	15,302	48	40	88	14	0	102	19	121	92	57.51	66.66	60.12	18
19位	353434 山口県 田布施町	16,101	66	28	94	21	0	115	17	132	97	58.38	71.42	60.24	19
20位	044041 宮城県 七ヶ浜町	19,874	81	44	125	17	0	142	23	165	123	62.90	71.45	61.89	20
21位	113425 埼玉県 嵐山町	18,395	72	28	100	27	0	127	23	150	114	54.36	69.04	61.97	21
22位	473278 沖縄県 北中城村	16,576	54	38	92	29	0	121	15	136	103	55.50	73.00	62.14	22
23位	124036 千葉県 九十九里町	17,902	65	46	111	23	0	134	23	157	112	62.00	74.85	62.56	23
24位	063011 山形県 山辺町	15,119	66	22	88	24	0	112	12	124	95	58.20	74.08	62.83	24
25位	203238 長野県 御代田町	15,351	59	36	95	16	0	111	11	122	97	61.89	72.31	63.19	25
26位	454028 宮城県 新富町	18,427	88	34	122	21	0	143	15	158	119	66.21	77.60	64.58	26
27位	075477 福島県 浪江町	19,680	88	35	123	16	0	139	19	158	132	62.50	70.63	67.07	27
28位	433683 熊本県 長洲町	16,665	63	34	97	14	0	111	23	134	115	58.21	66.61	69.01	28
29位	215250 岐阜県 御嵩町	19,124	75	45	120	18	0	138	20	158	134	62.75	72.16	70.07	29
30位	403814 福岡県 芦屋町	15,083	70	25	95	16	0	111	145	256	120	62.98	73.59	79.56	30

※平成25年4月1日現在の定員管理調査に基づく数値を使用(類似団体は79団体)

※団体によって保育所・幼稚園などの施設、清掃又は消防など事業展開が異なるため、順位の比較には一般事務関係職を使用する

類似団体の職員数の状況

都道府県 市区町村名	部門	住基人口 H26.3.31	一般行政		教育	警察	消防	普通 会計 計	公営 企業等 会計	合計	うち 一般事務 関係職	人口1万人 あたり職員数 (一般行政)	人口1万人 あたり職員数 (普通会計)	人口1万人 あたり職員数 (一般事務職)
			一般 管理	福祉 関係								計		
11位	福岡県 大刀洗町	15,541	47	13	60	13	0	73	9	82	64	38.61	46.97	41.18
2位	岐阜県 北方町	18,503	46	60	106	23	0	129	9	138	79	57.29	69.72	42.70
3位	沖縄県 中城村	18,906	53	27	80	24	0	104	12	116	82	42.31	55.01	43.37
4位	香川県 宇多津町	18,207	49	46	95	17	0	112	12	124	79	52.18	61.51	43.39
5位	沖縄県 与那原町	18,546	49	30	79	28	0	107	15	122	83	42.60	57.69	44.75
6位	山梨県 昭和町	18,884	50	25	75	14	0	89	13	102	86	39.72	47.13	45.54
7位	大阪府 忠岡町	17,888	48	43	91	24	0	150	22	172	83	50.87	83.86	46.40
8位	神奈川県 開成町	16,606	54	23	77	30	0	107	12	119	81	46.37	64.43	48.78
9位	福岡県 遠賀町	19,633	63	23	86	17	0	103	12	115	96	43.80	52.46	48.90
10位	埼玉県 滑川町	17,596	55	22	77	30	0	107	18	125	91	43.76	60.81	51.72
11位	長崎県 波佐見町	15,231	53	16	69	16	0	85	21	106	79	45.30	55.81	51.87
12位	徳島県 松茂町	15,566	41	28	69	31	0	100	22	122	85	44.33	64.24	54.61
13位	宮城県 門川町	18,970	68	46	114	17	0	131	16	147	107	60.09	69.06	56.40
14位	兵庫県 福崎町	19,536	68	52	120	37	0	157	23	180	111	61.43	80.36	56.82
15位	佐賀県 基山町	17,638	62	39	101	24	0	125	12	137	101	57.26	70.87	57.26
16位	福岡県 広川町	19,893	71	22	93	13	0	106	16	122	116	46.75	53.29	58.31
17位	神奈川県 大井町	17,441	64	28	92	37	0	129	16	145	102	52.75	73.96	58.48
18位	大阪府 河南町	16,153	60	32	92	29	0	144	20	164	96	56.96	89.15	59.43
19位	山口県 田布施町	16,008	68	28	96	19	0	115	18	133	96	59.97	71.84	59.97
20位	福岡県 鞍手町	17,061	62	35	97	16	0	113	28	141	103	56.85	66.23	60.37
21位	福岡県 三春町	18,223	62	47	109	33	0	142	15	157	111	59.81	77.92	60.91
22位	沖縄県 北中城村	16,669	55	37	92	29	0	121	15	136	104	55.19	72.59	62.39
23位	埼玉県 嵐山町	18,345	72	27	99	25	0	124	22	146	115	53.97	67.59	62.69
24位	長野県 御代田町	15,443	57	38	95	19	0	114	11	125	97	61.52	73.82	62.81
25位	和歌山県 上富田町	15,358	50	42	92	14	0	106	19	125	98	59.90	69.02	63.81
26位	山形県 山辺町	15,030	65	22	87	24	0	111	13	124	96	57.88	73.85	63.87
27位	熊本県 長洲町	16,575	62	36	98	13	0	111	22	133	114	59.13	66.97	68.78
28位	茨城県 美浦村	16,882	65	36	101	42	0	143	24	167	125	59.83	84.71	74.04
29位	香川県 土庄町	15,203	56	36	92	41	0	133	133	266	112	60.51	87.48	73.67
30位	茨城県 利根町	17,350	77	30	107	34	0	141	20	161	135	61.67	81.27	77.81

※平成26年4月1日現在の定員管理調査に基づく数値を使用(類似団体は83団体)
 ※団体によって保育所・幼稚園などの施設、清掃又は消防など事業展開が異なるため、順位の比較には一般事務関係職を使用する

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	15	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)				●指標(実施に関する目標達成の状態)										
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				計画期間中に最低1名を派遣										
直接的な目標	人材育成の推進				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	研修体制の強化				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)										
実施概要	<p>第4次行財政改革集中改革プランの中で鞍手町人材育基本方針及び人材育成基本計画を策定している。その人材育成基本計画の中に「職員を育てる研修制度」として7つの項目を掲げているが、「15 中央研修所での研修」及び「16 人事交流・派遣研修」については、平成20年度、平成21年度は「なし」となっている。</p> <p>いずれの研修も研修に参加する職員が中・長期間不在となることから、なかなか受講機会が与えられなかった。今後さらに職員数が削減される中で、如何に受講機会を与えていくかが大きな課題となってくるが、人材を育成していくには中長期的な期間派遣し研修を受けさせることが一番有効である。</p> <p>特に福岡県市町村支援課が実施している実務研修生制度は、市町村支援課内の業務に1年間従事することにより、さまざまなノウハウを身に着けることができ、また、県職員との人脈をつくることのできる有意義な研修制度であり、第5次行財政改革期間中に最低1名を県市町村支援課の実務研修生へ派遣することとする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低1名を県市町村支援課の実務研修生として派遣 														
	<p>● 具体的な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低1名を県市町村支援課の実務研修生として派遣 														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	100%	—	—	—	—
	具体的取組内容	平成23年4月1日～平成24年3月31日の1年間に県市町村支援課の実務研修生として1名を派遣しました。													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	100%	—			
	具体的取組内容	平成24年4月1日～平成25年3月31日の1年間に県市町村支援課の実務研修生として1名を派遣しました。													
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	100%	—			
	具体的取組内容	平成25年4月1日～平成25年10月31日の7ヶ月間に県市町村支援課の実務研修生として1名を派遣しました。													
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	100%	—			
	具体的取組内容	平成26年4月1日～平成27年3月31日の1年間の派遣はありませんでした。													
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月			—			
	具体的取組内容														

福岡県市町村職員実務研修取扱い要綱

(目的)

第1 この要綱は、市町村職員の資質の向上を図り、市町村行政の能率的運営に資するため、市町村職員の実務研修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の方法)

第2 実務研修（以下「研修」という。）は、市町村の職員（以下「研修生」という。）について、県の知事部局において実務に従事することを通じて行うものとする。

(研修の期間)

第3 研修の期間は、原則として1年以内とする。

(研修の申請)

第4 職員の研修を申請しようとする市町村長は、次に掲げる基準に該当する者を選び、職員研修申請書（様式第1号）に履歴書及び健康診断書を添えて知事に提出するものとする。

- 1 勤務成績が優秀であり、かつ、身体強健であって、将来市町村の中堅職員となるにふさわしい者であること。
- 2 市町村の職員として3年以上勤務している者であること。
- 3 年齢35歳未満の者であること。

(研修生の決定)

第5 知事は、前項に規定する申請があった者について、研修生として適当と認める場合は、これを受託し、研修生受託書（様式第2号）により市町村長に通知する。

(研修生の身分取扱い)

第6 研修生は、研修期間中県職員の身分をあわせ有するものとする。

- 2 研修生の身分取扱い等については、知事と市町村長があらかじめ協議して定めるものとする。

(研修状況の通知)

第7 知事は、研修生の研修状況について、研修状況報告書（様式第3号）により、毎月市町村長に通知する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事と市町村長がそのつど協議して決定する。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	16	主管課	政策推進課	その他担当課	総務課									
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				計画期間中4回の公开发表会の実施（年1回）									
直接的な目標	人材育成の推進				（現在までの累積効果額） 0千円									
具体的改革項目	政策（業務改善）研究及び職員提案プレゼンの実施				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態） 実施方法の決定完了									
実施概要	<p>第4次で職員提案制度を導入した当時は多数の職員提案があった。平成17年度24件、平成18年度1件、平成19年度5件、平成20年度1件、そして平成21年度は0件となっている。</p> <p>職員提案により、一定の成果は得たものの定着したとは言えない現状であるため、現在の職員提案制度の課題や問題点を検証し、より充実した制度とするため見直しを行う。そして、優秀な職員提案（実行し効果が得られたもの）については、勤勉手当に反映させ、評価していくこととする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①実施方法（審査基準や評価方法（勤勉手当等への反映））の検討</p> <p>②随時募集→募集期間限定への移行</p> <p>③新たな提案方法の確立（年1回の公开发表会の実施）</p> <p>④勤勉手当反映などの評価を実施</p>													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	▲	▲										
	H23年04月 H24年03月							検討完了	100%	—	—	—	—	
具体的取組内容	<p>第4次行財政改革による職員提案制度により、一定の成果は得たものの定着したとは言えず、現在の職員提案制度の課題や問題点を検証し、より充実した制度とするため見直しを行いました。優秀な職員提案（実行し効果が得られたもの）については人事評価において反映させ、評価していくこととし、勤勉手当・給与への反映方法を検討し、鞍手町職員提案制度に関する規程を改正し、人事評価の中で加算評価を行うこととしました。ただし、提案については、プレゼンテーションを行い、審査会における審査結果（得点）を加算評価とします。実際に採用されて効果を上げた提案は、町長表彰による昇給として、給与に反映することとしました。</p>													
平成24年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H24年04月 H28年03月							実施中	0%	—				
具体的取組内容	<p>平成24年度については、職員提案の随時募集による提案はありませんでした。今後については、テーマや課題・問題点等を定め、提案募集の期間を設ける等の手法を検討する必要がある。また、人事評価での加算評価、町長表彰については、人事評価制度は試行段階であるため、本格導入の年度からの反映となります。</p>													
平成25年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H24年04月 H28年03月							実施中	0%	—				
具体的取組内容	<p>平成25年度については、職員提案の随時募集による提案はありませんでした。今後については、テーマや課題・問題点等を定め、提案募集の期間を設ける等の手法を検討する必要がある。</p>													
平成26年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H24年04月 H28年03月							実施中	25%	—				
具体的取組内容	<p>「2月を職員提案制度強化月間」と位置付け一般提案を行い、7名から16件の提案がありました。今回の提案は全て個人からのものでした。提案書受理後プレゼンテーションを行い、審査委員会における審査結果については人事担当へ報告を行いました。なお、提案件数16件の結果については、採用1件、不採用8件、保留7件でした。採用の内容については、「広報活動の強化」で、FAXの鑑等の統一を行い、特産品やイベントの情報を掲載し、町の知名度を向上に役立てるものでした。しかし、現在においては、FAXよりも電子メール等の媒体に比重がおかれていることもあり、担当課においては、研究しながら進めていくこととしました。</p>													
平成27年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H24年04月 H28年03月													
具体的取組内容														

職員提案の状況

受理番号	提案の種類	(特別提案のテーマ)	採否	実施(採用の場合)		
		提案件名		所管課局	開始年月日	完了年月日
1	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 わかりやすい会話や文書で行政から住民に歩み寄ろう	採用	総務人権課	平成18年09月01日	平成19年05月21日
2	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 PCを活用したコストダウン(失敗を減らす操作方法の習得)	不採用			
3	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 365日年中無休の鞍手町役場(究極の住民サービスを目指して)	不採用			
4	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 就農促進と地産地消(郷土愛の育成と団塊世代又はニートの活用)	不採用			
5	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」ほか 地域(小学校区単位)コミュニティーづくり 区の再編成または合併	不採用			
6	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 携帯電話の就業時間内使用について	採用	総務人権課	平成18年08月23日	平成19年04月30日
7	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 節約意識と備品の一括管理 職員の意識改革	採用	総務人権課		
8	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 料金支払いをもっと便利に!回数券またはカード(キャッシュレス)	採用	社会教育課	平成20年04月01日	
9	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 他市町への窓口体験研修!	不採用			
10	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 危機管理・住民の安全管理体制 職員相互のネットワーク化	不採用			
11	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 渉外担当の新設	不採用			
12	一般	窓口課に配属されたことのない職員の窓口課への優先異動	不採用			
13	一般	報償と罰則	不採用			
14	一般	県主催の研修会への強制的参加	採用	総務人権課	平成18年08月14日	平成19年04月30日
15	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 流動的人事異動	不採用			
16	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 各種宣伝媒体の作成	採用	総務人権課	平成18年09月01日	平成19年07月01日
17	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 講師、講演料の消費税について	採用	企画財政課	平成18年12月04日	平成19年03月26日
18	一般	特別職候補者立候補提出書類に納税証明を添付	不採用			
19	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 残業手当及び時間外勤務命令簿の廃止(超過勤務手当)	不採用			
20	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 庁舎裏職員駐車場経費の削減(いつまでも、タダと思うな。駐車場!)	不採用			
21	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 プロジェクトチームの常置[一人より二人、二人より多くの見識(人材育成)]	採用	総務人権課	平成18年10月01日	平成19年05月31日
22	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 事前予約による諸証明の時間外交付	不採用			
23	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 全職員で住民からの提言等を共有し「意識改革」を!	採用	総務人権課		
24	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 職員のみだしなみ、態度の改善は住民サービスにつながる	採用	総務人権課	平成18年08月23日	平成19年04月30日
25	一般	職員研修会の分割化	採用	総務人権課		
26	一般	マイカー出張における旅費の改定	採用	総務人権課		
27	一般	給料袋の削減	不採用			
28	一般	広報事業充実のため名刺及びFAX用紙の共通化	採用	総務人権課		
29	一般	公共工事整備計画策定	不採用			
30	一般	ミーティング制度、面談制度の導入	保留			
31	一般	オープンソースのオフィス・ソフトウェアへの移行	保留			

32	一般	受付発券機の導入	保留			
33	一般	庁内改善改革発表会の実施	保留			
34	一般	町有地の土地活用系企業への有償貸付	不採用			
35	一般	三菱所有の雑種地に土地活用系の業者を紹介しアパート経営を依頼	保留			
36	一般	衛生センターでのメタンガス発電、売電	不採用			
37	一般	畜ふんによる発電	不採用			
38	一般	公共施設内の自動販売機の設置	不採用			
39	一般	浮洲公園プールの跡地利用	不採用			
40	一般	めざせかんけんまんてんごうかく！	不採用			
41	一般	事務決裁規程の見直しについて	不採用			
42	一般	大谷自然公園の有効利用	不採用			
43	一般	消耗品の一括管理	保留			
44	一般	連続する5日間休暇の設定	保留			
45	一般	世界最高齢者（ギネスブック認定者）への報奨	保留			
46	一般	広報活動の強化	採用	政策推進課	平成27年06月10日	
47	一般	脱消滅可能性都市宣言！ 役場職員にできること	保留			

鞍手町職員提案制度に関する規程

平成 18 年 2 月 23 日 鞍手町訓令第 1 号
 平成 19 年 3 月 30 日 訓令第 1 号
 平成 20 年 3 月 3 日 訓令第 2 号
 平成 24 年 3 月 29 日 訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、鞍手町職員定数条例（昭和 31 年鞍手町条例第 5 号）第 1 条に定める職員（以下「職員」という。）から町行政の向上に寄与する意見や、事務事業、業務の効率化に関する意見（以下「提案」という。）を求め、これを積極的に採用し、実施することにより、職員の研究心、政策形成能力及び勤労意欲を高めるとともに、広範な政策の推進や行政能率の向上を図ることを目的とする。

(提案者)

第 2 条 提案を行う職員（以下「提案者」という。）は、単独又は共同で提案を行うことができる。

(提案の種類)

第 3 条 提案は、次の 2 種類とする。

- (1) 町長が特定の事項に関し、課題を定め募集する提案
- (2) 提案者が課題やテーマを定め応募する提案

(提案の時期)

第 4 条 提案は、随時行うことができる。

(提案の奨励)

第 5 条 所属長は、職員の提案活動を積極的に支援し、奨励に努めるものとする。

(提案の方法)

第 6 条 提案者は、様式第 1 号に定める職員提案書（以下「提案書」という。）に必要事項を具体的に記入し、参考資料等を添えて提出しなければならない。

(提案の受理)

第 7 条 前条の規定により提出された提案書は、総務課において受理し受理番号を付して、様式第 2 号に定める職員提案整理簿に登録しなければならない。

(職員提案審査委員会)

第 8 条 提案内容を審査するため、鞍手町職員提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、鞍手町行財政改革推進本部設置要綱（昭和 60 年鞍手町要綱第 3 号。以下「要綱」という。）第 6 条の規定により設置された調整会議委員をもって組織する。
- 3 審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、副町長をもって充てる。
- 4 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(公開発表会)

第 9 条 提案者は、調整会議での提案説明（以下「プレゼンテーション」という。）を行わなければならない。

(提案の審査)

第 10 条 審査委員会は、提案内容における問題意識、具体性、有効性、実行性等についてのプレゼンテーションの内容を慎重に審査しなければならない。

- 2 委員長は、必要に応じて提案者の意見を聴取し、又は提案者を審査委員会に出席させて説明を求めることができる。
- 3 提案の審査基準については、町長が別に定めるものとする。

(町長への報告)

第 11 条 委員長は、提案の審査を終了したときは、提案書の意見等欄に必要事項を記入し、町長に報告しなければならない。

(提案の採否の決定)

第 12 条 町長は、提案の採否について、次に掲げる事項のいずれかに決定し、その結果を、提案書の写しをもって提案者に原則として受理後 2 か月以内に通知するものとする。

- (1) 採用 提案内容の全部又は一部について、実施することが適当と認められる提案又は事務事業の運営向上に著しく示唆を与えることができると認められる提案
- (2) 保留 直ちに採用を決定することができず、更に調査研究を要する提案
- (3) 不採用 実施が不可能又は不適當な提案

(保留提案の取扱い)

第13条 審査委員会は、前条に規定する保留の決定を受けた提案で、更に調査研究することによって、採用の決定を受ける可能性があるものについては、提案者に助言等の支援をしなければならない。

(採用提案の実施等)

第14条 町長は、採用の決定をした提案については、内容に応じその全部又は一部を所管課局長に実施させるものとする。

2 前項の規定により提案事項を実施する所管課局長は、提案書の実施計画欄に必要事項を記入し町長の承認を得なければならない。

3 所管課局長は、提案事項を実施した場合は、提案書の実施結果欄に必要事項を記入し、町長及び審査委員会に報告しなければならない。

(提案事項に係る諸権利)

第15条 この提案に関する全ての権利は、提案を受理したときから町に帰属する。

(人事評価)

第16条 公開発表会を行った提案者に対しては、人事評価制度による加算評価をするものとする。

(町長表彰)

第17条 町長は、採用した提案事項で町行政に対し、多大な効果があると認めた提案者には表彰を授与することができる。

(補則)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年2月23日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	17					主管課	総務課			その他担当課					
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）							●指標（実施に関する目標達成の状態）							
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上							勤務実績の給与への反映							
直接的な目標	人事考課の導入							(現在までの累積効果額)					0千円		
具体的改革項目	人事評価制度の導入							▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）							
								試行及び例規等整備完了							
実施概要	<p>第4次行財政改革で策定した人材育成基本計画の中に「職員を育てる人事制度」の1つの取組として、「人材育成型の人事評価制度の導入」を掲げ、平成20年度から実施としていたが、取組には至っていないのが現状である。国においては、平成21年度より本格稼働しており、平成21年8月25日付総務事務次官通知により「地方公共団体においても人事評価システムの構築に早急に取り組むこと」という要請がなされたところである。</p> <p>当町においても、職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るため、先進自治体を参考としながら、国と同様の勤務実績の給与への反映を念頭に置いた人事評価システムを導入する。</p> <p>※具体的実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成23年度に被評価者（非管理職）を中心としたPTを設置し、制度設計を行う ②平成24年度から試行を行う（評価者研修、被評価者研修を含む） ③平成26年度に最終調整を行う（問題点修正、例規整備、予算等） ④平成27年度から本格導入する 														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	検討中	20%	—	—	—	—
具体的取組内容	<p>プロジェクトチームを編成し16回の会議を重ね人事評価マニュアルを作成し、調整会議、本部会議を経て制度設計を完了しました。</p> <p>また、平成24年度からの試行評価実施に向け、全体研修（町立病院・老健の医療職、行政職（二）を除く全職員対象）と評価者研修（班長以上の管理職対象）の二部構成にて人事評価制度研修会を実施しました。</p>														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	試行中	60%	—			
具体的取組内容	<p>平成24年4月1日から試行を開始しました。前期試行評価により判明した問題点に対応するため、マニュアルの内容を一部修正し、及び評価結果の給与反映に慎重を期すため、平成26年度の本格導入を平成27年度に変更することとして今後のスケジュールを修正しました。</p> <p>また、制度の充実に向け、評価者研修（2回実施）と被評価者研修（1回実施）を実施しました。</p>														
平成25年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	試行中	80%	—			
具体的取組内容	<p>平成25年度中は、24年度後期評価の試行実施及び後期評価面談、25年度前期評価の試行実施及び前期評価面談を行い平成26年度の本格実施に向け、準備を行いました。</p> <p>また、制度の充実に向け、評価者研修（2回実施）と被評価者研修（1回実施）を実施しました。</p>														
平成26年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	試行中	80%	—			
具体的取組内容	<p>平成26年度中は、25年度後期評価の実施及び後期評価面談、26年度前期評価の実施及び前期評価面談を行い、25年度後期評価結果を平成26年6月勤勉手当へ反映、26年度前期評価結果を平成26年12月勤勉手当へ反映しました。</p> <p>また、制度の充実に向け、評価者研修（2回実施）と被評価者研修（2回実施）を実施しました。</p>														
平成27年度								●●●●	H27年04月	H28年03月		0%	—		
具体的取組内容															

鞍手町 トータル人事管理システム

～トータル人事管理ツールとしての人事評価制度のあり方～

鞍手町人材育成基本方針

人事評価制度

職員の職務能力・意欲態度・成果成績を評価基準に基づき評価する基本評価と、職員のやる気やチャレンジ精神を評価する加算評価からなる、職員個々の絶対的評価

基本評価

一定の評価基準で、客観的、合理的に評価

- 職務能力評価
- 職務態度評価
- 成果成績評価（目標貢献度）

加算評価

職員のやる気やチャレンジ精神を評価

- 政策企画提案
- 自発的な研修参加

職員面談制度

管理職（第一次評価者）が職員と個別に面談して、人事評価と自己診断のすり合わせ、指導、評価結果のフィードバックを行い相互の認識を深める

- 評価時面談
- 評価結果面談

自己診断制度

半期ごとの振り返りセッションとして、職員自身が、一定の基準・指針に基づき自己の能力把握を客観的に行う

人事評価の仕組みにより
機能・充実する制度

評価調整会議

- 各課局間評価の調整（第二次評価機関）
- 不服申立受理及び協議を行う調停機関
- 組織目標の決定
- 給与反映成績区分の確認
- 昇任昇格対象者の確認

リンクする人事管理ツール

昇任昇格制度

評価結果を活用し、能力の実証が得られた者を昇任昇格の対象者とする

- 班長、課長級への昇任
- 成績優秀者の昇格短縮（行一3級→4級等）

※降任希望制度（案）

行政環境の急激な変化や家庭的な事情、心身の不調など様々な理由によって業務に対する意欲が低下した役職者の意欲を再度高めるため、本人の希望に基づく役職からの降任を承認する

職員異動に関する自己申告制度

職員面談制度により職員の職務に対する意欲と適性を的確に把握し、自己申告制度により、実質的な異動希望を把握する

職員提案制度（政策企画提案）

現状の職員提案制度を見直し、政策企画提案として新たな仕組みを構築する

- 提案発表者の加算評価
- 効果が認められる提案の表彰による昇給

研修制度

■職場外研修（OfJT）

- ・福岡県市町村職員研修所・中央研修所
- ・自発的な参加者の加算評価

■職場内研修（OJT）

職員面談制度や組織目標の達成に向けた課内（班内）ミーティングを職場内研修として位置付ける

- ・職員面談制度
- ・組織目標の達成に向けたミーティング

24年度以降の人事評価制度実施作業スケジュール

■24～26年度試行実施及び調整

年度	月	人事評価 試行実施	事務局（人事班）
24 年度	4月	行動観察記録開始	
	5月		
	6月	従来の勤務評定による勤勉手当支給	
	7月	第2回評価者研修	24年度前期評価試行準備
	8月		
	9月	第1回被評価者研修(自己診断記入説明会) 24年度前期評価自己診断票の作成	
	10月	24年度前期評価の試行実施及び前期評価面談	
	11月	↓	
	12月	従来の勤務評定による勤勉手当支給	25年度研修予算要求
	1月		24年度後期評価試行準備
	2月	第3回評価者研修	
	3月	人事評価票及び自己診断票の配布 24年度後期評価自己診断票の作成	

年度	月	人事評価 試行実施	事務局（人事班）
25 年度	4月	24年度後期評価の試行実施及び後期評価面談	
	5月	↓	
	6月	24年度後期評価結果勤勉手当試行反映（※シミュレーション）	
	7月	第2回被評価者研修(午前)及び第4回評価者研修(午後) 2日間	25年度前期評価試行準備
	8月	人事評価票及び自己診断票の配布	
	9月	25年度前期評価自己診断票の作成	
	10月	25年度前期評価の試行実施及び前期評価面談	
	11月	↓	
	12月	25年度前期評価結果勤勉手当試行反映（※シミュレーション）	定期昇給区分調整・決定シミュレート
	1月	24年度後期評価と25年度前期評価結果を定期昇給に試行反映（※シミュレーション）	26年度研修予算要求
	2月	第5回評価者研修 人事評価票及び自己診断票の配布	25年度後期評価試行準備
	3月	25年度後期評価自己診断票の作成	

年度	月	人事評価 試行実施	事務局（人事班）
26 年度	4月	25年度後期評価の試行実施及び後期評価面談	
	5月		
	6月	25年度後期評価結果勤勉手当反映	
	7月	第3回被評価者研修(午前)及び第6回評価者研修(午後) 2日間	
	8月		26年度前期評価試行準備
	9月	人事評価票及び自己診断票の配布	
	10月	26年度前期評価自己診断票の作成	
	11月	26年度前期評価の試行実施及び前期評価面談	
	12月	26年度前期評価結果勤勉手当反映	定期昇給区分調整・決定シミュレート
	1月	25年度後期評価と26年度前期評価結果を定期昇給に試行反映（シミュレーション）	27年度研修予算要求
	2月	第7回評価者研修	26年度後期評価試行準備
	3月	人事評価票及び自己診断票の配布	
		26年度後期評価自己診断票の作成	

■27年度～本格実施

年度	月	人事評価 本格実施	事務局（人事班）
27 年度	4月	26年度後期評価の実施及び後期評価面談	
	5月		
	6月	26年度後期評価結果勤勉手当反映	
	7月	第4回被評価者研修(午前)及び第8回評価者研修(午後) 2日間	
	8月		27年度前期評価準備
	9月	人事評価票及び自己診断票の配布	
	10月	27年度前期評価自己診断票の作成	
	11月	27年度前期評価の実施及び前期評価面談	
	12月	27年度前期評価結果勤勉手当反映	定期昇給区分調整・決定
	1月	26年度後期評価と27年度前期評価結果を定期昇給に反映	
	2月	第9回評価者研修	27年度後期評価準備
	3月	人事評価票及び自己診断票の配布	
		27年度後期評価自己診断票の作成	

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																		
連番	18		主管課	教育課		その他担当課	総務課・企画財政課											
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）					●指標（実施に関する目標達成の状態）												
中間目標	行政規模にふさわしい資産の運営					(現在までの累積効果額) 0千円												
直接的な目標	町の規模に応じた施設の配置																	
具体的改革項目	小中学校の再編（統合）についての検討					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態） 再編計画に基づく施設整備完了												
実施概要	<p>第4次の改革項目として「室木小学校と西川小学校の統合についての検討」があり、中学校を含めた学校再編の検討が必要だという結論となったこと、また、現在、文部科学省が学校の規模の標準として、小中学校ともに12学級以上18学級以下と学校教育法施行規則に定めているが、鞍手町では児童数が年々減少傾向にあり、基準に沿った学校の規模とはなっていないことから、文部科学省が示している適正な規模に基づく基準の考え方にもあるように、児童や生徒が集団の中で切磋琢磨しその資質を育てていく環境を整えるためにも統合は必要であり、町内小中学校の再編（統合）に向けた検討を行う時期に来ていると考える。</p> <p>この再編の検討をしていく上で、児童数、学級数、統合規模だけでなく、学校施設改修、管理経費、交付税、通学距離（スクールバス）等の問題を様々な角度から十分な時間をかけて議論することが必要であり、教育関係者のみならず、PTA、地域住民、統合に関する学識経験者などによる検討委員会を設置し、学校再編方針及び計画を策定する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 検討委員会による町内中学校2校の再編計画の策定及び住民説明会 平成24年度～平成26年度 再編計画に基づく実施設計及び施設整備 平成27年度～ 中学校再編 																	
	<p>第4次の改革項目として「室木小学校と西川小学校の統合についての検討」があり、中学校を含めた学校再編の検討が必要だという結論となったこと、また、現在、文部科学省が学校の規模の標準として、小中学校ともに12学級以上18学級以下と学校教育法施行規則に定めているが、鞍手町では児童数が年々減少傾向にあり、基準に沿った学校の規模とはなっていないことから、文部科学省が示している適正な規模に基づく基準の考え方にもあるように、児童や生徒が集団の中で切磋琢磨しその資質を育てていく環境を整えるためにも統合は必要であり、町内小中学校の再編（統合）に向けた検討を行う時期に来ていると考える。</p> <p>この再編の検討をしていく上で、児童数、学級数、統合規模だけでなく、学校施設改修、管理経費、交付税、通学距離（スクールバス）等の問題を様々な角度から十分な時間をかけて議論することが必要であり、教育関係者のみならず、PTA、地域住民、統合に関する学識経験者などによる検討委員会を設置し、学校再編方針及び計画を策定する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 検討委員会による町内中学校2校の再編計画の策定及び住民説明会 平成24年度～平成26年度 再編計画に基づく実施設計及び施設整備 平成27年度～ 中学校再編 																	
■ 評価点検⇒見直し																		
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）										現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月	合計	うち支出の削減	うち収入の増額			うち支出の増額					
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	検討中	40%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年7月に小中学校統合整備計画策定委員会を設置し、学校再編についての協議を行いました。中学校の統合を行うことと、新中学校の設置場所は九州工業技術専門学校跡地を候補地と選定し、その旨町長に報告書を提出しました。通学路及び通学方法の詳細については、来年度以降検討を行っていくこととなりました。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年7月～平成24年1月 小中学校統合整備計画策定委員会開催（計6回） 平成24年1月 町長へ報告書を提出 平成24年2月 住民説明会開催（各小学校区 計6回） 																	
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	検討中	40%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成27年4月の新中学校開校に向けて、通学路、通学手段、学校名、校舎改築等について小中学校統合整備計画策定委員会で協議を行いました。新中学校設置予定地の土地建物を3月に所有権移転登記を行いました。また、新中学校校舎等の改修等実施設計業務委託業者をプロポーザル方式により選定し、実施設計書を作成しました。新中学校の校名を募集し、名称が「鞍手中学校」に決定しました。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月～平成25年2月 小中学校統合整備計画策定委員会（計5回） 平成24年7月 プロポーザル方式により実施設計業者選定 平成24年11月 定例教育委員会において新中学校名称決定 																	
平成25年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	準備中	60%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成27年4月の新中学校開校に向けて、通学路、通学手段、校歌、校章、校舎改築等について小中学校統合整備計画策定委員会で協議を行いました。新中学校校舎等の改修等整備工事業者を指名競争入札方式により選定し、平成26年1月より工事着手しました。新中学校の校歌・校章が決定しました。また、平成25年4月から平成26年3月までの間、防犯灯設置協議会において通学路の見直しに係る防犯灯の設置協議を行い、社会資本整備事業を財源として防犯灯の整備をすることに決定しました。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月～平成26年2月 小中学校統合整備計画策定委員会（計6回） 平成25年6月 校舎改築等整備建築工事監理業者選定 平成25年11月 鞍手中学校改修等整備工事業者選定 																	
平成26年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	準備完了	60%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成27年4月の新中学校開校に向けて、通学路、通学手段、校歌、校章、校舎改築等について小中学校統合整備計画策定委員会で協議を行い平成27年3月までに完了し統合を行いました。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年5月～平成27年2月 小中学校統合整備計画策定委員会（計4回） 平成27年2月 校舎改築工事完了 平成27年3月 体育館・外構工事・駐車場・駐輪場・グラウンド・野球場・プール・テニスコート 完成 平成27年3月12日 鞍手南北中学校 閉校式 平成27年3月28日 鞍手中学校完成記念式典 																	
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H27年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>																	

小・中学校の適正配置に関する主な意見等の整理(ポイント)

検討の背景と意義

- 少子化に伴う学校の小規模化、交通環境の整備、施設の老朽化等、社会状況が変化
→ **子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点**から、適正規模の検討が必要

基本的な考え方

- **学校規模の考え方**
 ○ 一定の規模がある学校の利点
 → 集団の中での切磋琢磨などを通じ、資質や能力を伸ばしやすい
標準規模(12～18学級)を下回る学校には、教育上の課題があり、標準規模の考え方は、現在でも概ね妥当ではないか
 ○ 地域ごとに事情が異なるので、**地域の条件を踏まえた市町村ごとの検討が適当**
 → 検討すべき事項
 ① **標準規模を下回ることによる教育上の課題の克服方法**
 ② **適正配置を進めることが困難である状況とその場合の対応**

(通学距離の考え方)

- 距離による考えただけでは実態に合わない面があるのではいいか
 (例) 距離の観点からだけでなく、通学時間の観点から考慮

具体的な課題

(小規模校の課題)

- **小学校**
 - ① クラス替えができず人間関係が固定化しやすいこと
 - ② 習熟度別指導、教科担任制等多様な指導方法をとることが困難であること
 - ③ 教育活動の幅が狭くなること
 - ④ 授業の中で児童から多様な発言が引き出しにくいこと
 - ⑤ 男女の偏りが生じやすいこと
 - ⑥ 1学年1学級を維持できず、複式学級となる場合の教育上の課題は大きいこと
- **中学校**
 - ① 各教科に複数の教員を配置することが困難であること
 - ② 部活動数が限られること
 - ③ クラス替えができず人間関係が固定化しやすいこと
 - ④ 1学年1学級を維持できず、複式学級となる場合の教育上の課題は大きいこと
 - ⑤ 免許外教科担任が発生しやすくなること

(地理的条件等による課題)

- ① 同一市町村内に学校が1つしかないこと
- ② 離島、山間部、豪雪地帯であること

市町村が特に取り組むべきこと

- 子どもの減少の見込みも示しつつ、**保護者、地域住民への問題提起**
- 通学の条件整備、廃校利用等、**具体的な計画の保護者、地域住民への説明**
- 小規模校で機会が不足しがちな、社会性の涵養等の機会充実のため、**学校同士の交流活動や学校と地域との交流**
- 複式学級での指導の充実のための工夫

国、都道府県の関わり

- 国、都道府県は、市町村が進める**適正配置に対し、指導・助言及び支援**
- **市町村合併に伴う教員加配、スクールバス購入等の補助、施設整備費の補助、学校運営費の激変緩和措置などの充実**

将来推計人口（小中学校別） 補正後口

年度	小学校							中学校				小学校 中学校 合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小学校計	1年生	2年生	3年生	中学校計	
平成22年度	117	134	142	142	122	152	809	139	148	152	439	1,248
平成23年度	128	117	134	142	142	122	785	152	139	148	439	1,224
平成24年度	105	128	117	134	142	142	768	122	152	139	413	1,181
平成25年度	94	105	128	117	134	142	720	142	122	152	416	1,136
平成26年度	122	94	105	128	117	134	700	142	142	122	406	1,106
平成27年度	120	122	94	105	128	117	686	134	142	142	418	1,104
平成28年度	95	120	122	94	105	128	664	117	134	142	393	1,057
平成29年度	107	87	128	112	123	108	665	132	142	128	402	1,067
平成30年度	101	84	125	107	119	104	640	127	137	126	390	1,030
平成31年度	99	81	120	103	115	100	618	122	132	124	378	996
平成32年度	96	79	117	99	108	96	595	118	127	122	367	962
平成33年度	94	77	115	96	107	94	583	114	123	118	355	938
平成34年度	91	75	112	94	103	91	566	111	119	114	344	910
平成35年度	89	74	108	89	100	88	548	107	115	109	331	879
平成36年度	86	69	107	88	96	85	531	104	112	105	321	852
平成37年度	84	69	103	85	94	82	517	100	108	101	309	826
平成38年度	82	68	100	84	91	80	505	98	105	98	301	806
平成39年度	80	66	98	80	89	77	490	95	102	95	292	782
平成40年度	77	65	96	77	86	77	478	93	100	92	285	763
平成41年度	77	63	94	77	84	75	470	90	97	89	276	746
平成42年度	75	61	91	75	82	72	456	88	95	86	269	725
平成43年度	74	60	89	74	80	69	446	86	93	84	263	709
平成44年度	69	58	87	69	77	69	429	84	90	82	256	685
平成45年度	69	58	84	69	77	67	424	82	88	80	250	674
平成46年度	67	55	82	68	75	66	413	80	86	78	244	657
平成47年度	65	55	80	66	74	65	405	78	84	76	238	643

※H22年からH28までは、住民基本台帳人口。H29以降は将来推計（増減率）に基づく人口。

小学校の児童数及び学級数の推移（平成28年度に統合した場合）

【35人学級の試算】

年度	○現状維持（6校）																		○小学校 1校に統合																		○小学校 2校に統合																		○小学校 3校に統合																																																																																																																																																																	
	剣南						剣北						古月						西川						新延						室木						剣南						剣北						古月						西川						新延						室木																																																																																																																																																					
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級																																																																																																																																																												
H22	253	10	210	7	85	6	83	6	128	6	50	4	253	10	210	7	85	6	83	6	128	6	50	4	229	9	200	6	77	6	91	6	139	6	49	4	229	9	200	6	77	6	91	6	139	6	49	4	244	10	188	6	71	6	81	6	136	6	48	4	244	10	188	6	71	6	81	6	136	6	48	4	226	9	172	6	65	6	84	6	123	6	50	5	226	9	172	6	65	6	84	6	123	6	50	5	220	9	167	6	66	6	71	6	127	6	49	4	220	9	167	6	66	6	71	6	127	6	49	4	213	9	152	6	65	6	75	6	129	6	52	5	213	9	152	6	65	6	75	6	129	6	52	5	1校に統合																		11地区																		古月地区																		西川地区																	
H28	222	10	131	6	60	6	76	6	124	6	51	4	664	21																																																																																																																																																																																																										
H29	207	8	173	6	70	6	68	6	105	6	42	4	665	23																																																																																																																																																																																																										
H30	200	8	166	6	68	6	66	6	101	6	39	4	640	21																																																																																																																																																																																																										
H31	193	8	161	6	66	6	63	6	98	6	37	4	618	20																																																																																																																																																																																																										
H32	187	7	155	6	61	6	61	6	94	6	37	4	595	20																																																																																																																																																																																																										
H33	181	7	151	6	61	6	61	6	92	6	37	4	583	20																																																																																																																																																																																																										
H34	175	6	147	6	61	6	58	6	89	6	36	4	566	19																																																																																																																																																																																																										
H35	172	6	142	6	57	6	55	6	87	6	35	4	548	19																																																																																																																																																																																																										
H36	167	6	138	6	55	6	55	6	84	6	32	4	531	18																																																																																																																																																																																																										
H37	162	6	134	6	55	6	54	6	81	6	31	4	517	17																																																																																																																																																																																																										
H38	157	6	132	6	54	6	51	6	80	6	31	4	505	17																																																																																																																																																																																																										
H39	154	6	127	6	50	6	50	6	78	6	31	4	490	17																																																																																																																																																																																																										
H40	149	6	124	6	50	6	50	6	75	6	30	4	478	17																																																																																																																																																																																																										
H41	146	6	121	6	50	6	49	6	74	6	30	4	470	17																																																																																																																																																																																																										
H42	142	6	118	6	49	6	46	6	72	6	29	4	456	17																																																																																																																																																																																																										
H43	140	6	116	6	46	6	44	6	71	6	29	4	446	16																																																																																																																																																																																																										
H44	135	6	112	6	44	6	44	6	68	6	26	3	429	14																																																																																																																																																																																																										
H45	133	6	110	6	44	6	44	6	67	6	26	3	424	14																																																																																																																																																																																																										
H46	129	6	106	6	44	6	43	6	66	6	25	3	413	14																																																																																																																																																																																																										
H47	126	6	105	6	43	6	42	6	64	6	25	3	405	14																																																																																																																																																																																																										

中学校の生徒数及び学級数の推移（平成28年度に統合した場合）

年度	○現状維持（2校）			○中学校 1校に統合		
	鞍手北中学校	鞍手南中学校		鞍手北中学校	鞍手南中学校	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
H22	314	9	125	5	314	9
H23	320	9	119	4	320	9
H24	285	8	128	5	285	8
H25	290	8	126	5	290	8
H26	261	8	145	6	261	8
H27	280	9	138	5	280	9
	1校に統合					
H28	258	8	135	5	393	11
H29	277	9	125	5	402	12
H30	270	9	120	4	390	12
H31	261	9	117	4	378	12
H32	254	9	113	3	367	11
H33	246	8	109	3	355	10
H34	238	7	106	3	344	9
H35	228	6	103	3	331	9
H36	222	6	99	3	321	9
H37	214	6	95	3	309	9
H38	209	6	92	3	301	9
H39	202	6	90	3	292	9
H40	197	6	88	3	285	9
H41	191	6	85	3	276	9
H42	186	6	83	3	269	9
H43	181	6	82	3	263	9
H44	177	6	79	3	256	9
H45	173	6	77	3	250	8
H46	168	6	76	3	244	7
H47	165	6	73	3	238	7

※特別支援学級は含んでいない

報 告 書

鞍手町長 柴田 好輝 殿

鞍手町立中学校の統合について、鞍手町小中学校統合整備計画策定委員会において協議を行った結果につきまして、下記のとおり報告いたします。

平成 24 年 1 月 17 日

鞍手町小中学校統合整備計画策定委員会
委員長 藤井 睦彦

記

1. 中学校の統合について

今後の生徒数の推移を考えると、中学校の小規模化が進み、特に鞍手南中学校においては、平成 33 年に 1 学年 1 学級となることが予測される。小規模な学校においては、教師と生徒とのふれあいや、生徒一人一人の特性を把握しながら個に応じたきめ細かな指導がしやすいなどの利点があると言われるものの、生徒同士の意見交換や学びあい、学校行事の活性化、部活動の選択肢の減少、一定の教員数の確保などを考えると、必ずしも望ましい教育環境とは言えない。そこで、以下に挙げる必要性から、中学校を統合すべきであると考える。

- 生徒同士、及び生徒と教師との間において、多様な人間関係を育む中で、集団の決まりを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸長させるためには、ある程度の生徒数、学級数が必要である。
- 生徒間の人間関係の固定化、序列化を防ぐためには、各学年でクラス替えができる学級数が必要である。
- 生徒自らの希望で部活動に参加でき、活性化を促すためには、様々な部活動が実施できる生徒数が必要である。
- 校務分掌における教職員の負担軽減を図り、教師が生徒と向き合う時間を確保し、充実した教育活動を行うことができるなど、効果的な学校運営ができる組織を編成するためには、一定の教員数を確保することが可能となる生徒数が必要である。

2. 統合後の学校設置場所について

学校の統合にあたっては、現在の生徒数が収容できる規模の施設が必要であることに加え、学校教育の充実と、生徒にとって望ましい教育環境を整備する必要がある。また、学級数及び生徒数の増加に対して、ある程度対応できるように考慮することも必要であると考ええる。

現在の鞍手北中学校、南中学校のいずれかへの統合は吸収合併のような印象を与えるため、生徒の心理面を考えると新たな場所に学校を設置する必要があると考える。理想論としては、町の中心付近に新たに学校を設置することが最も良いと考えられるが、学校として使用できる程の広大な用地を確保することは容易ではない。そこで、以下に挙げる理由から、小牧の専門学校敷地を活用して統合後の中学校を設置することが適当であると考ええる。

- 町の中心部に学校を設置することが理想であると考えるが、そのためには広大な用地が必要であり、用地取得及び施設整備に多大な時間を要すること。
- 鞍手北中学校及び鞍手南中学校は、耐震補強工事は完了しているものの老朽化が進んでおり、鞍手北中学校は平成31年、鞍手南中学校は平成30年に耐用年数を迎えるが、耐用年数を経過しても校舎の耐力度がある間は補助金等を活用した建て替えができないことに加え、校舎等の建て替えが必要となった場合は、仮校舎の設置場所の検討や、その間の教育環境の確保などを考慮することが必要となり、学校教育に支障をきたす恐れがあること。
- 専門学校校舎は新耐震基準で設計建築されており、耐用年数を考えても、十分安全に使用できる校舎であること。また大規模な改造を行うことにより、中学校として十分活用できる見込みがあること。
- 専門学校敷地は、体育館やプールを新たに設置するための十分な敷地を有しており、さらには運動場と野球場等を別々に使用できるように整備するなど、学校教育の充実に向けた施設整備ができること。

3. 通学方法について

現在の通学範囲は、鞍手北、南それぞれの中学校から直線距離でおおむね4kmの範囲内に入っているが、専門学校敷地に中学校を統合すると通学範囲が広がることとなる。このため、通学距離が長くなる生徒の通学手段を検討し、以下に挙げる理由から、西鉄バスやすまいるバスなどの公共交通機関を利用してもらうことが妥当であると考ええる。

- スクールバスを運行することが理想であると思われるが、巡回のコースや運行に要する経費を考えると、それほど多くの便数が確保できない可能性が高いこと。
- 公共交通機関は、くらの郷や鞍手車庫等での乗り継ぎが必要ではあるものの、運行ダイヤの調整により一定の便数が登下校の時間帯に確保でき、生徒が利用しやすい運行形態を構築できる可能性が高いこと。

4. 付記事項

上記で述べてきたとおり、中学校を統合するべきであり、その場所は専門学校敷地を活用することが適当であると考え、統合に向けて準備を進めていくにあたり、以下に挙げる事項について実施していただくよう希望する。

- 専門学校の校舎改造にあたっては、その詳細について検討する委員会を設置し、学校現場の意見を十分取り入れ、学校統合による教育効果がより高まるよう計画するとともに、施設・設備の改善及び教材教具の充実を図ること。
- 生徒の安全が十分確保できる通学路を設定するとともに、危険と思われる箇所については街灯の設置等の改善を行うこと。また、詳細については保護者や学校の意見を聞きながら検討すること。
- 公共交通機関の運行形態を可能な限り見直し、生徒が利用しやすい運行形態を構築すること。また、乗り継ぎをしなければならない生徒の利便性の向上を図ること。
- 学校統合における環境の変化によって生じる生徒の心の変化に対するケアや生徒指導の支援に対応するため、非常勤職員や相談員等の教職員配置に対する配慮を行うこと。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	19	主管課	町立病院	その他担当課											
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	行政規模にふさわしい資産の運営														
直接的な目標	施設運営方法の見直し				(現在までの累積効果額)				0千円						
具体的改革項目	町立病院の経営形態の検討				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
					経営形態の検討完了										
実施概要	<p>厳しい医療環境、連結決算や公立病院改革の影響を受け、自治体病院のあり方を見直す動きは、全国の自治体で活発に検討が行われており、県内の自治体病院でも大牟田市立病院、筑後市立病院、田川市立病院、川崎町立病院が経営形態の見直しを行っている。当該自治体で問題点となっていた事項は、「1 責任体制の明確化（病院長に権限がなく責任体制が曖昧）」、「2 柔軟な定員管理（地域ニーズや報酬体系に合わせた人員の確保）」、「3 給与体系（年功序列型の賃金体制の廃止）」であり、これら問題点を解消するためには、経営形態の見直しが必要であるとして、①地方公営企業法の全部適用 ②地方独立行政法人化（非公務員型） ③指定管理者制度 ④民間移譲 の4つの選択肢を比較検討し決定している状況である。</p> <p>■地方独立行政法人（非公務員型）…大牟田市立病院（22年度）、筑後市立病院・川崎町立病院（23年度） ■地方公営企業法（全部適用）…田川市立病院（22年度）</p> <p>これらの問題点は、自治体病院共通の問題点であり当院でも同じことが言え、そのため、地域住民に対して良質な医療の提供と経営の健全化を継続的に両立させるために、経営形態検討委員会を発足させ議論する必要がある。なお、検討委員会は、地域に提供する適切な医療の確保と医療経営の双方の視点が必要であることから、医療経営や管理分野に関する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織することとする。</p> <p>※具体的実施内容 ・平成23年度 経営形態検討委員会の開催</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲					H23年04月	H24年03月	検討完了	100%	—	—	—	—
具体的取組内容	平成23年5月、医療経営や管理分野に精通する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織する鞍手町立病院経営検討委員会を立ち上げ、町長より「鞍手町立病院及び介護老人保健施設の経営形態について」との諮問が検討委員会に提出され、月第4水曜日を定例とし、10月までに6回検討委員会を開催し、検討委員会として町長に『「地方独立行政法人（非公務員型）」が、鞍手町立病院及び介護老人保健施設のあるべき経営形態である』との答申書を提出し終了しました。														
平成24年度															
具体的取組内容	平成25年3月末までに町立病院及び老健施設の例規整備等を行いました。														
平成25年度															
具体的取組内容	平成25年4月1日より、地方独立行政法人くらて病院として運営を開始しました。														
平成26年度															
具体的取組内容															
平成27年度															
具体的取組内容															

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番		20		主管課		福祉人權課		その他担当課							
最終目標		資産を有効活用するまちづくり（モノ）					●指標（実施に関する目標達成の状態）								
中間目標		行政規模にふさわしい資産の運営					見直し実施による削減80,432千円（年20,108千円）								
直接的な目標		施設運営方法の見直し					（現在までの累積効果額）				29,892千円				
具体的改革項目		総合福祉センター運営見直しによるコスト削減					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）								
実施概要	<p>総合福祉センターの運営については、指定管理者制度を導入しているが毎年数千万円の一般財源からの負担があり、営利施設ではないものの、その負担額は町財政を圧迫している状態にある。また、福祉棟に関しては利用者の固定化が顕在化しており、税を基礎的財源とする一般財源で負担することは公平性の観点からも早急に改善すべき問題である。そのため、運営方法を抜本的に見直し、徹底したコスト削減策を実施することにより一般財源の負担軽減を図る。</p> <p>なお、この施設は建設から10年が経過し、特に、入浴施設を併設する福祉棟はボイラー等の大規模な改修が今後想定されるため、多額の改修費が必要になった時点で入浴施設の休廃止を前提に施設のあり方を検討することとする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉棟の利用時間短縮（17時閉館） ②清掃業務の見直し ③監視業務の見直し ④福祉バスの見直し ⑤トレーニング利用時間短縮（4時間短縮） ⑥勤務体系の見直し ⑦ふれあい棟冷暖房料の見直しなど 														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	11%	5,853千円	5,853千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年度を検討期間中としていましたが、定期清掃の回数減（4回→2回）、福祉バスの廃止（10月より）、ふれあい棟冷暖房の見直し（12月議会において条例改正）、オゾン発生装置の停止、シャンプー・ボディソープ等の廃止を先行して行い、平成23年度においては5,853,799円の削減することができました。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	14%	9,237千円	9,237千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年10月に福祉バスを廃止したことで、運転手賃金等の人件費、バスの維持費等が平成24年度は、5,086,676円削減することができました。福祉棟利用時間の短縮については、17時以降の利用者の推移を見ながら決定することとします。今後については、利用者の増加を目的とした手法を検討することとしています。また、トレーニング利用時間の短縮については、現在トレーニングの利用者が増加していることから、今後の利用状況を見て、現状維持も含めて時間短縮について検討していきます。</p> <p>監視業務については、第3日曜日が全館休館のため敷地内へのバスの乗り入れ、屋外遊具施設が開放されているため事故等の安全対策の必要があると考えられます。また、ふれあい棟の夜間の監視業務を女性トレーナーが1人で兼務することは危険なこともあり、ふれあい棟の監視業務については現状維持としました。</p>														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	30%	9,156千円	9,156千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>福祉棟の時間短縮（17時閉館）については、利用者が毎年減少していますので、今17時閉館にすると更に利用者が減少する恐れが大きいと思われます。時間短縮については、今後の利用状況等を見て、検討することにししました。また、トレーニングルーム利用時間短縮については、利用者が大きく増加していますので、時間短縮は行わず現状維持としました。</p>														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	37%	5,646千円	5,646千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成26年度は、消費税の値上げや燃料費等の高騰により経費が増加したため、その分の経費が削減されていません。福祉棟の時間短縮（17時閉館）については、どの時間帯も利用者は減少していますが、17時以降の高齢者の利用者数は前年度と変わらない状況であるため現状維持としています。</p>														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>														

総合福祉センター運営見直しによるコスト削減額(対平成21年度)

歳入

(単位:円)

科目	平成21年度 決算額(A)	削減案 (B)	比較(B-A)	削減案の説明
総合福祉センター使用料	12,034,295	9,948,000	▲ 2,086,295	福祉棟▲20%減、トレーニング▲32%減
預金利息	210		▲ 210	
計	12,034,295	9,948,000	▲ 2,086,295	

歳出

(単位:円)

科目	平成21年度 決算額(A)	削減案 (B)	比較(B-A)	削減案の説明
人件費	14,391,720	6,321,162	▲ 8,070,558	
人件費	14,391,720	6,321,162	▲ 8,070,558	雇用形態見直し(バス運転手・ボイラー・トレーナー)
需用費	29,121,350	23,870,783	▲ 5,250,567	
消耗品費	3,220,269	2,813,269	▲ 407,000	シャンプー・ボディソープの廃止
水道料	4,807,410	3,388,493	▲ 1,418,917	福祉棟2時間短縮による効果
電気料	11,128,921	9,939,596	▲ 1,189,325	福祉棟2時間短縮による効果
ガス代	129,692	129,692	0	
重油	5,184,585	4,226,265	▲ 958,320	福祉棟2時間短縮による効果
軽油	1,060,888	318,266	▲ 742,622	福祉バス廃止による効果(▲福祉バスの70%減で試算)
ガソリン	4,920	4,920	0	
灯油代	231,325	231,325	0	
修繕料	3,353,340	2,818,957	▲ 534,383	福祉バス廃止による効果(▲福祉バスの70%減で試算)
役務費	914,154	860,169	▲ 53,985	
郵便料	0	0	0	
電話料	307,060	307,060	0	
登記簿発行手数料	1,000	1,000	0	
ごみ収集手数料	56,254	56,254	0	
クリーニング代	145,110	145,110	0	
自動車損害賠償責任保険料	13,080	11,235	▲ 1,845	福祉バス廃止による効果
自動車損害任意共済保険料	87,690	35,550	▲ 52,140	福祉バス廃止による効果
水質検査	124,950	124,950	0	
損害賠償責任保険料	179,010	179,010	0	
委託料	26,960,961	18,142,301	▲ 8,818,660	
浴場ろ過配管清掃業務委託料	710,850	710,850	0	
電気保安点検業務委託料	528,000	528,000	0	
受水槽清掃検査委託料	67,200	67,200	0	
浄化槽蒸発散維持管理委託料	2,015,000	2,015,000	0	
自動扉保守点検管理委託料	252,000	252,000	0	
防災設備保安点検管理委託料	414,855	414,855	0	
警備委託料	967,386	967,386	0	
総合福祉センター管理委託料	6,409,840	2,404,640	▲ 4,005,200	監視業務の見直し(福祉棟・ふれあい棟)
清掃業務委託料	10,155,480	6,192,520	▲ 3,962,960	清掃業務の見直し、定期清掃(専門業者)の見直し
ゴキブリ駆除等委託料	544,900	544,900	0	
外構管理委託料	770,000	770,000	0	
健康機材保守点検委託料	69,000	69,000	0	
温水ヒーター保守点検業務委託料	231,000	231,000	0	
浴場設備機器保守点検業務委託料	326,550	326,550	0	
貯湯槽タンク清掃業務委託料	51,450	51,450	0	
オゾン発生装置保守点検業務委託	850,500	0	▲ 850,500	オゾン発生装置の停止
給湯器保守点検委託	31,500	31,500	0	
オイルタンク保守点検業務委託料	0	0	0	
福祉棟浴槽清掃委託料	0	0	0	
福祉棟管理業務	1,800,000	1,800,000	0	
駐車場区画線設置委託料	765,450	765,450	0	
使用料及び賃借料	815,937	815,937	0	
清掃用具使用料	423,007	423,007	0	
観葉植物使用料	0	0	0	
テレビ受信料	102,080	102,080	0	
放送施設使用料	68,040	68,040	0	
カラオケ施設使用料	85,050	85,050	0	
カラオケ使用料	137,760	137,760	0	
公課費(自動車重量税)	81,900	81,900	0	
予備費	0	0	0	
合計	72,286,022	50,092,252	▲ 22,193,770	
収支	60,251,727	40,144,252	▲ 20,107,475	

総合福祉センター運営見直しによるコスト削減額(見直し項目)

単位:千円

施設	区分	見直し内容	説明	削減額 (見込)
福祉棟	1	福祉棟利用時間の時間短縮 (現行) 10:00~19:00 (見直し案) 10:00~17:00	利用時間の2時間短縮による業務委託コスト(清掃・監視)の削減	3,370
			利用時間の2時間短縮による維持管理コスト(光熱水費)の削減 【水道、電気、重油の試算(直近単価)】 H20 23,792千円(21時まで営業) H21 20,226千円(19時まで営業) 差引 3,566千円	3,566
	2	巡回バスの廃止及び予約制の導入	巡回バス見直しによる運転手コストの削減	4,013
			送迎用自動車の小型化(10人乗り)による維持管理コストの削減 【参考:削減額の試算】 H21修繕料・燃料等 1,925千円(福祉バス2台分) 10人乗りバス試算額 594千円(燃料費等はH21実績の3割) 差引(削減額) 1,331千円 ※福祉バス2台は廃車 (参考:走行距離)1号 429,682km 2号 375,435km	1,331
	3	ボイラー員の人件費見直し	ボイラ業務にかかる雇用形態の見直しによるコストの削減 【参考:削減額の試算】 H21実績 常勤職員及び臨時職員 3,102千円 試算額 雇用形態見直し(パート) 2,107千円 差引(削減額) 995千円	995
4	オゾン発生装置の停止	お風呂の水質管理については、保健所の基準で残留塩素濃度を維持することが必須とされており、特にオゾン殺菌を必要とされているわけではない。そのため、オゾン発生装置を停止し、これに係る保守点検委託料を削減する。	851	
5	シャンプー及びボディーソープの廃止	現在の安価な使用料でシャンプー及びボディーソープを施設側が用意することは過剰なサービスであるのでこれを廃止する。 【参考(H21)】 ・シャンプー 95千円(@4725×20箱(10ℓ)) ・ボディーソープ 312千円(@5198×60箱(10ℓ))	407	
小計				14,533
管理棟	6	専門業者による定期清掃業務委託の廃止	全面表面洗浄ワックスコーティング、カーペットクリーニング、窓ガラス洗浄(年4回)を廃止し業務委託料を削減する。(文化体育総合施設は専門業者による定期清掃は行っていない)	1,040
	7	管理棟監視員の第3日曜日勤務の廃止	専門業者による定期清掃は全館休館の第3日曜日に行っているため、区分6「専門業者による定期清掃業務委託の廃止」に伴い監視業務は必要ないため。	64
小計				1,104
勤労者ふれあい棟	8	トレーニングルームの見直し (現行) 10:00~22:00 (見直し案) 13:00~21:00	利用時間を4時間短縮及びトレーナーの雇用形態の見直しによるコストの削減 【参考:時間帯別利用状況(H21)】 ・10時から13時まで 1日平均 3.8人(32%) ・13時から22時まで 1日平均 8.1人(68%) ・合計 1日平均11.9人	3,063
			ふれあい棟監視業務の見直し(トレーナーが兼務)	ふれあい棟の監視業務をトレーナーが兼務し、監視員委託業務を廃止することによるコストの削減
	10	ふれあい棟清掃業務の廃止	文化体育総合施設との人員比較によるコストの削減(1名4時間分削減) 【参考:17時までの比較】 ・総合福祉センター 4時間×3人・7時間×2人 計26時間 ・文化体育総合施設 8時間×2人 計16時間	1,117
小計				6,557
合計				22,194

総合福祉センター運営見直しに伴う効果額(予測)

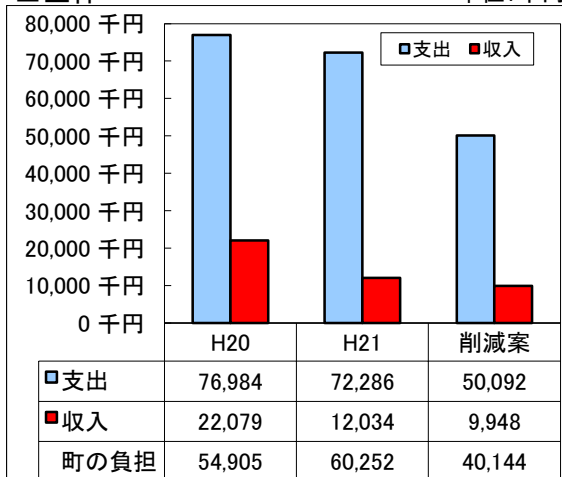
○効果額

	H21	削減案	削減効果額
収入	12,034	9,948	▲ 2,086
支出	72,286	50,092	22,194
収支	▲ 60,252	▲ 40,144	20,108

○施設別効果額

■全体

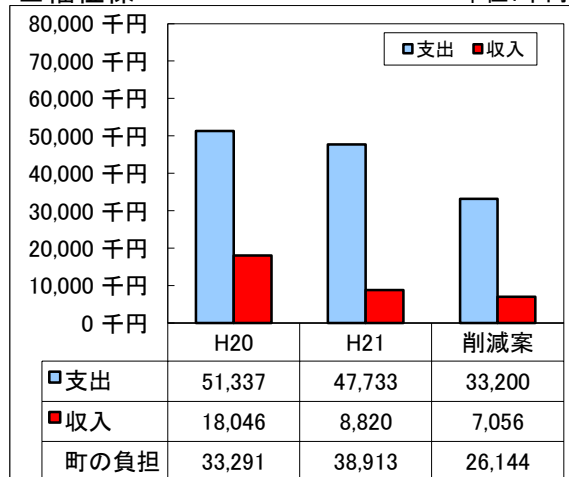
単位:千円



【改善案の算出根拠(対H21)】
 (支出)・各施設の累計
 (収入)・各施設の累計

■福祉棟

単位:千円



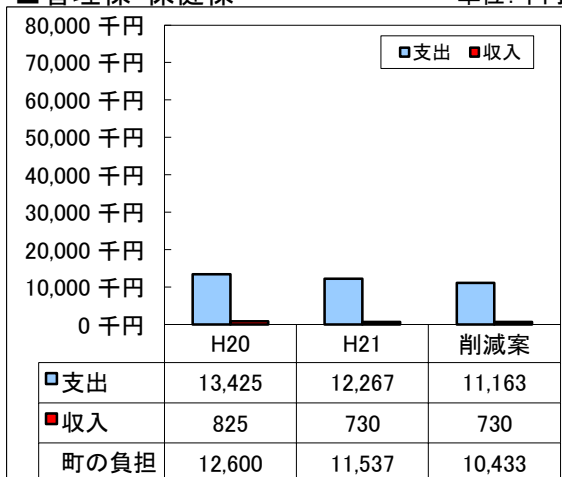
【改善案の算出根拠(対H21)】
 (支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲14,533千円
 (収入)・利用時間短縮に伴う減(20%減の予想)
 $8,821千円 \times 20\% = \text{▲}1,764千円$

【H21利用者内訳】

10時～17時 34,612人(80%)
 17時～19時 8,583人(20%)

■管理棟・保健棟

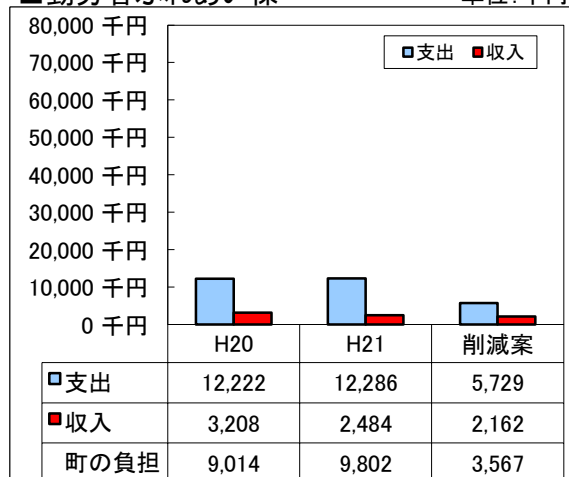
単位:千円



【改善案の算出根拠(対H21)】
 (支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲1,104千円
 (収入)・H21と同額

■勤労者ふれあい棟

単位:千円



【改善案の算出根拠(対H21)】
 (支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲6,557千円
 (収入)・利用時間短縮に伴う減(32%減の予想)
 $1,006千円(H21トレーニング収入) \times 32\% = \text{▲}322千円$

【H21利用者内訳】

10時～13時 1,123人(32%) 1日あたり 約3.8人利用
 13時～22時 2,403人(68%) 1日あたり 約8.1人利用

※1 光熱費や委託料など施設全体にかかる共通経費は、福祉棟7割、管理・保健棟3割で算出する(ふれあい棟の共通経費はない)

勤労者ふれあい棟使用料改定について(冷暖房関係)

平成22年 3月31日現在

単位:円(税込) 1時間あたり

区分			現行料金	変更料金	(参考)町立体育館	
アリーナ	町内	アマチュアスポーツ	全室	370	変更なし	315
			3/2	250	変更なし	設定なし
			3/1	120	変更なし	105
			照明	520	変更なし	525
			冷暖房	310	1,050	設定なし
		その他	2,100	変更なし		
	町外	アマチュアスポーツ	全室	560	変更なし	630
			3/2	370	変更なし	設定なし
			3/1	180	変更なし	210
			照明	780	変更なし	525
			冷暖房	470	1,050	設定なし
その他		3,150	変更なし			
トレーニングルーム	町内	1回	230	130	設定なし	
		冷暖房	100			
	町外	1回	260	260	設定なし	
		冷暖房	100			

※口は、冷暖房改定

○料金改定の理由

①アリーナ冷暖房について

アリーナの冷暖房については、近隣市町に冷暖房を完備している体育館が少ないため他の施設との比較ができないが、当施設の冷暖房機を稼働させるためには燃料として灯油が必要のため、灯油代にかかる費用を料金設定の目安にした。

	冷暖房 利用時間(h)	灯油使用量 (ℓ)	灯油単価 (ℓ/円)	1時間あたり 稼働コスト
平成20年度	413	4,541	121	1,345 円
平成21年度	274	3,135	74	843 円
2カ年平均	343	3,838	97	1,085 円

②トレーニングルーム冷暖房について

トレーニングルームの冷暖房については、開設当初より利用者の苦情が多く寄せられている案件である。苦情として多いのは、外気温に関係なく「冷暖房期間」で運用しているため、「汗をかきに来ているのだから、冷房は要らない」、「お金を払っているのに冷房が効いていない」、さらに冬季は「暖房の中で運動すると気分が悪くなる」といったものがある。

そのため、冷暖房料を含めた料金体系に見直し、トレーナーの判断で運動に適した室内温度で運用することとする。

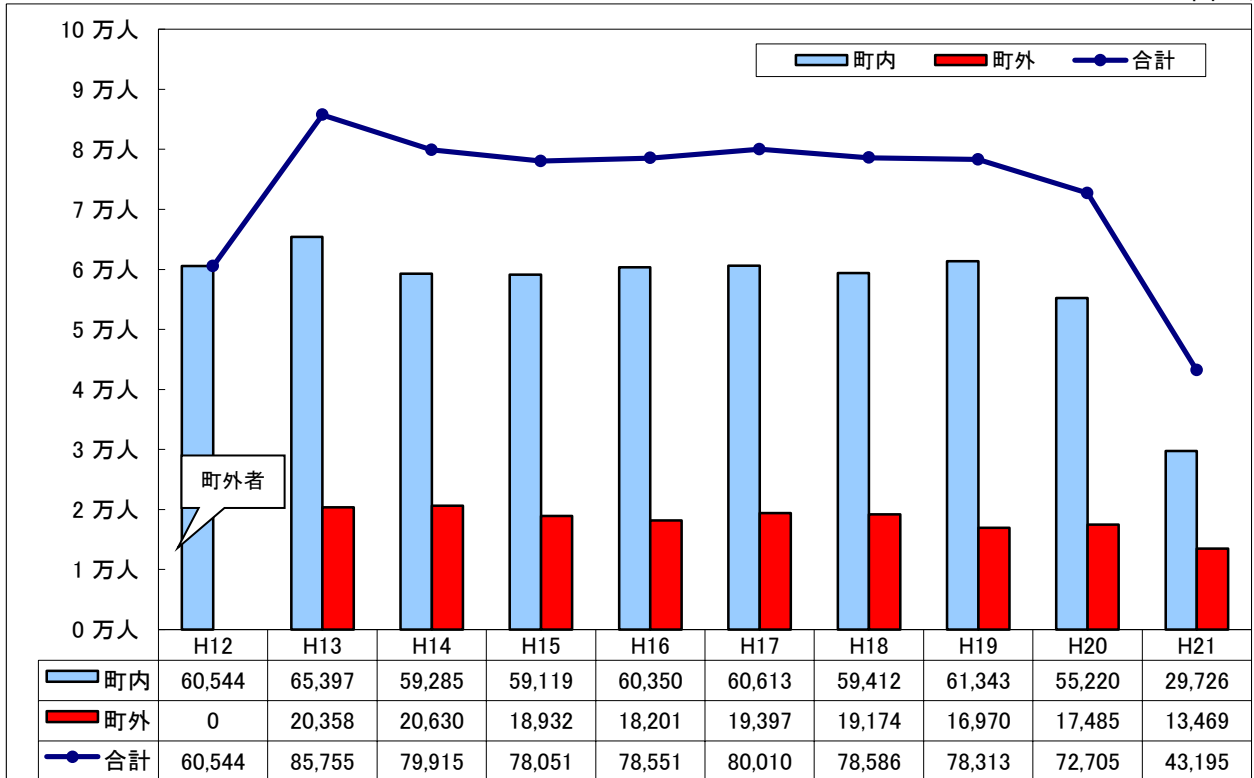
なお、平成12年度以前の町立体育館のトレーニングルームの時には、冷暖房料という形で料金は徴収していなかった。

○現在の冷暖房期間「7月～9月、12月～3月」

福祉棟の利用状況

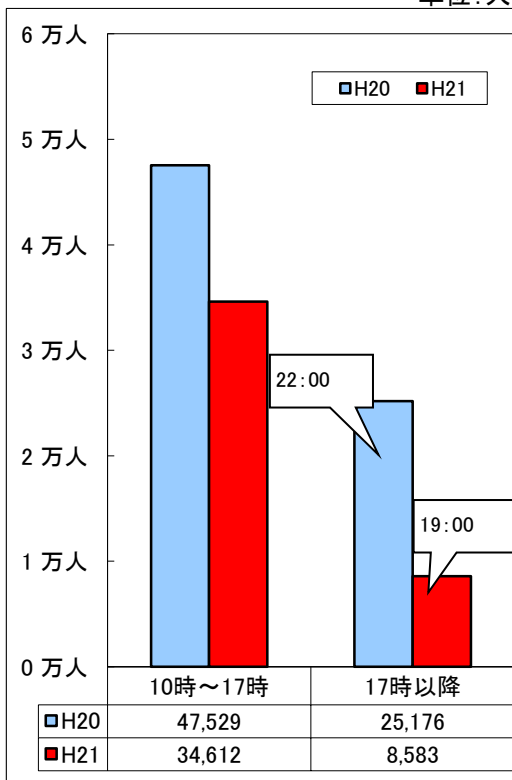
○入浴施設延べ利用者数

単位:人



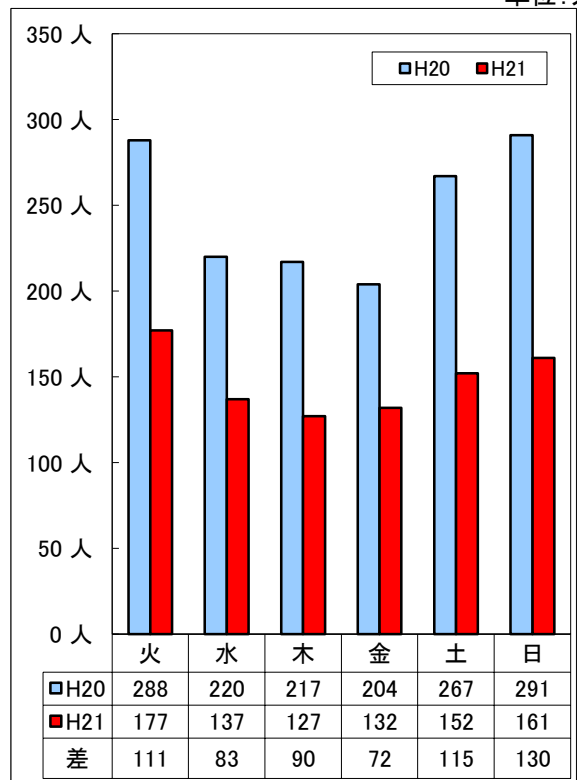
○時間帯別利用状況

単位:人



○曜日別平均利用者数

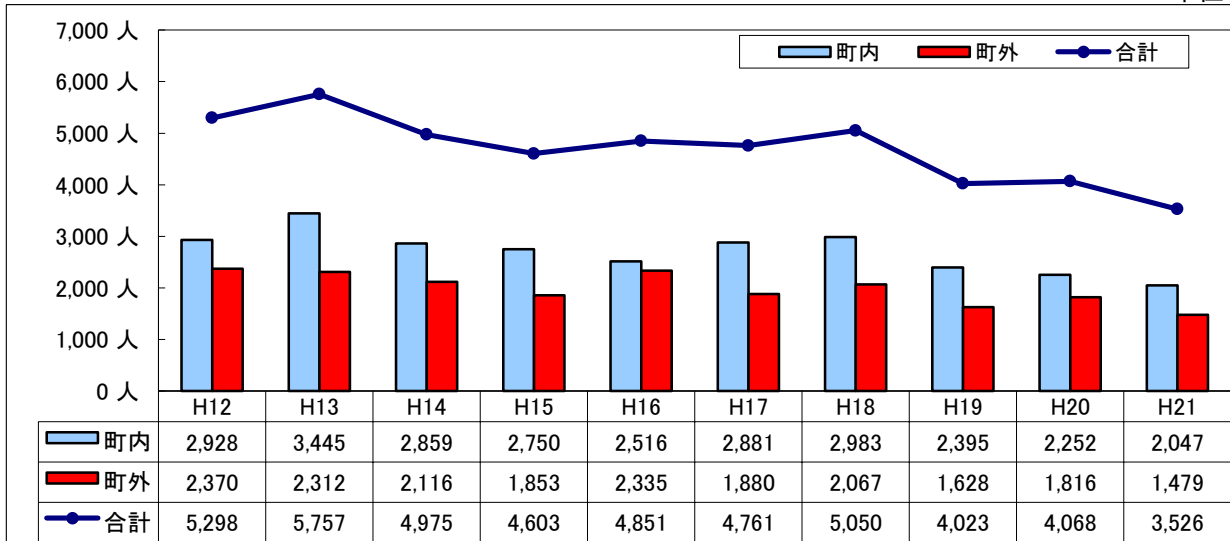
単位:人



勤労者ふれあい棟(トレーニングルーム)の利用状況

○トレーニングルーム利用者数

単位:人



○時間帯別利用状況(平成21年度)

	日中			夜間	合計	町内	町外
	10:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 22:00			
1日平均	3.1人	0.7人	3.5人	4.6人	11.9人	6.9人	5.0人

○トレーニングルーム設置機器

NO	機種名	用途	状態	修理	購入年月日	型番
1	Stair Master	昇降運動	故障	可能	H12.03.30	
2	Stair Master	昇降運動			H12.03.30	
3	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H12.03.30	V70
4	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H12.03.30	V70
5	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H01.06.30	600
6	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H01.06.30	600
7	エアロバイク	自転車運動	故障	不可	H07.08.08	CB-X1000
8	ラボード	ジョギング運動			H12.03.30	X70
9	ラボード	ジョギング運動	故障	不可	H01.06.30	S
10	ベルトバイブレーター	腰にベルト振動をあてる(疲労回復)			H01.06.30	
11	ツイストマシン	上肢の回転運動			H01.06.30	BH0502
12	バレルローラー	足にローラーをあてる(疲労回復)			H01.06.30	
13	フィットネスローラー	全身にローラーをあてる(疲労回復)			H12.03.30	05B
14	腹筋マシン	腹筋運動			H01.06.30	BB1021
15	筋力トレーニング機	体全体の筋力運動			H01.06.30	



Stair Master(No1)



エアロバイク(No3・4)



エアロバイク(No5・6)



ラボード(No9)

■平成23年度行財政改革の取り組み状況

具体的な目標：総合福祉センター運営見直しによるコスト削減（連番20）

平成23年度実施により削減した額 合計5,853,799円

（実施内容）

①清掃業務の見直し

- ・定期清掃回数年4回を2回に回数減 **663,769円**
 1,035,000円（平成22年度委託料）－ 361,231円（平成23年度委託料）＝663,769円

②福祉バスの見直し

平成23年10月より福祉バスの廃止により削減

- ・人件費、運転手賃金（10月から3月）の削減 3,661,797円
 - ・バス燃料費 軽油代（10月から3月）の削減 472,397円
 - ・自動車保険料 56,220円
 - ・公課費（1台分） 47,000円
- 計 4,237,414円

③ふれあい棟冷暖房料の見直し

平成23年12月議会において条例改正

○福祉棟に関するコスト削減

オゾン発生装置の廃止により

- ・委託料の削減 **655,809円**
 829,500円（平成22年度委託料）－ 173,691円（平成23年度委託料）＝ 655,809円

シャンプー・ボディソープの廃止により

- ・平成23年10月より廃止 **286,807円**
 354,375円（平成22年度）－ 67,568円（平成23年度）＝ 286,807円

■平成24年度行財政改革の取り組み状況

具体的な目標：総合福祉センター運営見直しによるコスト削減（連番20）

平成24年度削減した額 合計5,086,676円

(内容)

福祉バス廃止による平成24年度削減額

・ 運転手賃金等の人件費の削減額	4,282,293円
・ バス燃料費 軽油代の削減額	700,603円
・ 自動車損害賠償責任保険料(1台分)	13,840円
・ 自動車損害任意保険料(2台分)	54,940円
・ 自動車重量税(1台分)	35,000円
計	5,086,676円

平成24年度総合福祉センター運営管理費決算額

PDCAシート 連番20 資料

節名	細節名	H24決算額(A)	H23決算額(B)	比較(A-B)	
人件費	職員俸給	6,010,775	9,051,000	▲ 3,040,225	嘱託職員・臨時職員給与
	職員諸手当	355,698	1,001,316	▲ 645,618	
	法定福利費	724,437	1,320,887	▲ 596,450	社会保険料・労働保険料
小計		7090910	11373203	-4282293	
需用費	消耗品費	2,123,701	2,009,586	114,115	
	水道料	4,245,210	4,032,010	213,200	
	電気料	11,316,242	11,321,693	▲ 5,451	
	ガス代	106,024	97,315	8,709	
	重油代	7,327,270	6,336,261	991,009	
	軽油代(オイル代を含む)	0	700,603	▲ 700,603	
	ガソリン代	9,261	18,250	▲ 8,989	
	灯油代	260,443	506,699	▲ 246,256	
	修繕料	2,958,153	5,375,529	▲ 2,417,376	
小計		28346304	30397946	-2051642	
役務費	運送料	42,415	0	42,415	点字プリンター・α 21運送料
	電話料	269,173	274,728	▲ 5,555	電話料・公衆電話料(管理棟)
	ごみ収集手数料	34,080	35,855	▲ 1,775	
	クリーニング代	139,923	140,982	▲ 1,059	座布団・のれん・椅子クリーニング
	自動車損害賠償責任保険料	0	13,840	▲ 13,840	くらじ1号保険料
	自動車損害任意共済保険料	0	54,940	▲ 54,940	くらじ1号・2号保険料
	水質検査料	124,950	124,950	0	
	損害賠償責任保険料	178,760	184,220	▲ 5,460	
小計		789301	829515	-40214	
委託料	浴場ろ過配管清掃業務委託料	330,750	0	330,750	
	電気保安点検業務委託料	528,000	528,000	0	
	受水槽清掃検査委託料	84,000	84,000	0	
	浄化槽蒸発散維持管理委託料	2,015,000	2,015,000	0	
	自動扉保守点検管理委託料	252,000	252,000	0	
	防災設備保安点検管理委託料	414,855	414,855	0	
	警備委託料	965,916	965,916	0	
	総合福祉センター管理委託料	6,341,440	6,428,840	▲ 87,400	
	清掃業務委託料	8,713,631	8,728,071	▲ 14,440	
	ゴキブリ駆除等委託料	144,900	144,900	0	
	保健棟防鳥ネット業務委託料	0	0	0	
	外構管理委託料	1,004,300	968,300	36,000	
	健康機材保守点検業務委託料	119,700	186,900	▲ 67,200	
	温水ヒーター保守点検業務委託料	231,000	231,000	0	
	浴場設備機器保守点検業務委託料	326,550	326,550	0	
	貯湯槽タンク清掃業務委託料	51,450	51,450	0	
	オゾン発生装置保守点検業務委託料	0	0	0	
	給湯器保守点検委託料	28,350	28,350	0	
	オイルタンク保守点検業務委託料	243,600	171,150	72,450	
	福祉棟浴槽清掃委託料	500,000	510,000	▲ 10,000	
	福祉棟管理業務	1,800,000	1,800,000	0	
	職員等研修委託料	20,000	20,000	0	
	指定管理会計処理電算機セットアップ委託料	0	0	0	
	ふれあい棟自動制御盤保守料	210,000	210,000	0	
	遊具点検料	52,500	52,500	0	
	循環ろ過システム保守点検料	157,500	157,500	0	
	オゾン機器停止処理料	0	16,191	▲ 16,191	
小計		24535442	24291473	243969	
使用料及び	清掃用具使用料	423,008	423,008	0	
賃借料	テレビ受信料	63,800	63,800	0	テレビ4台(管理2・福祉2)
	放送施設使用料	69,300	68,040	1,260	有線放送聴取料
	カラオケ施設使用料	85,050	85,050	0	著作権
	カラオケ使用料	184,716	185,976	▲ 1,260	
小計		825874	825874	0	
公課費	自動車重量税	0	35,000	▲ 35,000	くらじ1号車重量税
小計		0	35000	-35000	
予備費	予備費	0	0	0	
小計		0	0	0	
		61587831	67753011	-6165180	

平成25年度鞍手町総合福祉センター運営管理費決算額

歳入 科目	(単位:円)				(単位:円)	
	平成21年度 決算額(A)	計画額(案) (B)	削減額 (B-A)	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	備考
総合福祉センター使用料	12,034,295	9,948,000	-2,086,295	10,571,245	10,540,082	
利息	210			2,889	1,826	指定管理通帳の預金利息
計	12,034,505	9,948,000	-2,086,505	10,574,134	10,541,908	

歳出 科目	基本年度 目標					
	平成21年度 決算額(A)	削減(案) (B)	比較(B-A) 削減額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	備考
人件費	14,391,720	6,321,162	-8,070,558	7,090,910	7,112,423	
人件費	14,391,720	6,321,162	-8,070,558	7,090,910	7,112,423	ボイラー・トレーナー人件費
需用費	29,121,350	23,870,783	-5,250,567	28,346,304	28,805,850	
消耗品(シャンプー・ボディソープ)	3,220,269	2,813,269	-407,000	2,123,701	1,105,052	浴場洗剤・薬湯浴剤・清掃用品・浴場薬品等
水道料	4,807,410	3,388,493	-1,418,917	4,245,210	4,869,410	年間使用料 20,539m ³
電気料	11,128,921	9,939,596	-1,189,325	11,316,242	12,428,395	年間使用料 546,494kW
ガス代	129,692	129,692	0	106,024	101,657	年間使用料 269.5m ³
重油	5,184,585	4,226,265	-958,320	7,327,270	7,228,096	年間使用料 74,240ℓ(風呂)
軽油	1,060,888	318,266	-742,622	0	0	
ガソリン	4,920	4,920	0	9,261	6,531	年間使用料 40ℓ 草刈機、芝刈り機等燃料
灯油代	231,325	231,325	0	260,443	427,857	年間使用料 4,182ℓ アリーナ空調
修繕料	3,353,340	2,818,957	-534,383	2,958,153	2,638,887	
役務費	914,154	860,169	-53,985	789,301	785,595	
郵便料	0	0	0	42,415	0	
電話料	307,060	307,060	0	269,173	302,631	
登記簿発行手数料	1,000	1,000	0	0	0	
ごみ収集手数料	56,254	56,254	0	34,080	33,441	
クリーニング代	145,110	145,110	0	139,923	139,413	座布団・のれん・椅子のクリーニング
自動車損害賠償責任保険料	13,080	11,235	-1,845	0	0	
自動車損害任意共済保険料	87,690	35,550	-52,140	0	0	
損害賠償責任保険料	179,010	179,010	0	124,950	124,950	
水質検査	124,950	124,950	0	178,760	185,160	年3回の検査
委託料	26,960,961	18,142,301	-8,818,660	24,535,442	24,110,946	
浴場ろ過配管清掃業務委託料	710,850	710,850	0	330,750	0	
電気保安点検業務委託料	528,000	528,000	0	528,000	528,000	
受水槽清掃検査委託料	67,200	67,200	0	84,000	84,000	
浄化槽蒸発散維持管理委託料	2,015,000	2,015,000	0	2,015,000	2,015,000	
自動扉保守点検管理委託料	252,000	252,000	0	252,000	207,900	
防災設備保安点検管理委託料	414,855	414,855	0	414,855	414,855	
警備委託料	967,386	967,386	0	965,916	965,916	
総合福祉センター管理委託料	6,409,840	2,404,640	-4,005,200	6,341,440	6,379,060	福祉棟・管理棟4,013,940+ふれあい棟2,365,120
清掃業務委託料	10,155,480	6,192,520	-3,962,960	9,213,631	9,211,190	通常清掃8,352,400+福祉棟清掃500,000+定期清掃361,231(年2回)
ゴキブリ駆除等委託料	544,900	544,900	0	144,900	144,900	
外構管理委託料	770,000	770,000	0	1,004,300	981,425	
健康機材保守点検委託料	69,000	69,000	0	119,700	119,700	
温水ヒーター保守点検業務委託料	231,000	231,000	0	231,000	231,000	
浴場設備機器保守点検業務委託料	326,550	326,550	0	326,550	326,550	
貯湯槽タンク清掃業務委託料	51,450	51,450	0	51,450	51,450	
オープン発生装置保守点検業務委託料	850,500	0	-850,500	0	0	
給湯器保守点検委託料	31,500	31,500	0	28,350	28,350	
オイルタンク保守点検業務委託料	0	0	0	243,600	171,150	
福祉棟浴槽清掃委託料	0	0	0	0	0	
福祉棟管理業務	1,800,000	1,800,000	0	1,800,000	1,800,000	
駐車場区画線設置委託料	765,450	765,450	0	0	0	
職員等研修委託料				20,000	20,000	
ふれあい棟自動制御盤保守料				210,000	210,000	
遊具点検料				52,500	0	
循環ろ過システム保守委託料				157,500	157,500	
カラオケ保守契約料					63,000	
使用料及び賃借料	815,937	815,937	0	825,874	822,595	
清掃用具使用料	423,007	423,007	0	423,008	423,008	玄関マット・モップ
テレビ受信料	102,080	102,080	0	63,800	60,521	テレビ4台(管理棟2台・福祉棟2台)
放送施設使用料	68,040	68,040	0	69,300	68,040	
カラオケ施設使用料	85,050	85,050	0	85,050	85,050	
カラオケ使用料	137,760	137,760	0	184,716	185,976	
公課費(自動車重量税)	81,900	81,900	0	0	0	
巡回バス自動車重量税	81,900	81,900	0	0	0	
合計	72,286,022	50,092,252	-22,193,770	61,587,831	61,637,409	
歳入-歳出(町単費)	60,251,517	40,144,252	-20,107,265	51,013,697	51,095,501	

H21年度 - 各年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	単年度削減額	5,853,000	9,237,000
削減額累計	5,853,000	15,090,000	24,246,016

平成26年度鞍手町総合福祉センター運営管理費決算額

歳入

(単位:円)

科目	平成21年度 決算額(A)	計画額(案) (B)	削減額 (B-A)	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	備考
総合福祉センター使用料	12,034,295	9,948,000	-2,086,295	10,571,245	10,540,082	9,968,369	
利息	210			2,889	1,826	1,834	指定管理通帳の預金利息
計	12,034,505	9,948,000	-2,086,505	10,574,134	10,541,908	9,970,203	

歳出

基本年度

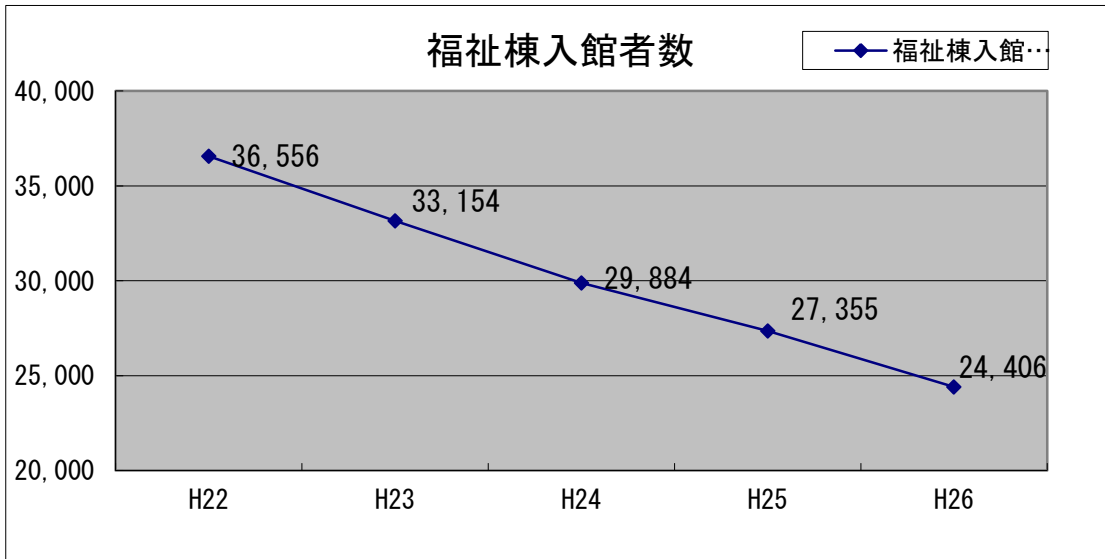
目標

科目	平成21年度 決算額(A)	削減(案) (B)	比較(B-A) 削減額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	備考
人件費	14,391,720	6,321,162	-8,070,558	7,090,910	7,112,423	7,107,811	
人件費	14,391,720	6,321,162	-8,070,558	7,090,910	7,112,423	7,107,811	ボイラー・トレーナー人件費
需用費	29,121,350	23,870,783	-5,250,567	28,346,304	28,805,850	31,158,186	
消耗品	3,220,269	2,813,269	-407,000	2,123,701	1,105,052	1,685,383	浴場洗剤・薬湯浴剤・清掃用品・浴場薬品等
水道料	4,807,410	3,388,493	-1,418,917	4,245,210	4,869,410	4,113,607	年間使用料 16,941m ³
電気料	11,128,921	9,939,596	-1,189,325	11,316,242	12,428,395	13,489,950	年間使用料 519,852kW
ガス代	129,692	129,692	0	106,024	101,657	86,856	年間使用料 178.9m ³
重油	5,184,585	4,226,265	-958,320	7,327,270	7,228,096	7,729,266	年間使用料 83,000ℓ(風呂)
軽油	1,060,888	318,266	-742,622	0	0	0	
ガソリン	4,920	4,920	0	9,261	6,531	3,456	年間使用料 20ℓ 草刈機、芝刈り機等燃料
灯油代	231,325	231,325	0	260,443	427,822	331,678	年間使用料 4,182ℓ アリーナ空調
修繕料	3,353,340	2,818,957	-534,383	2,958,153	2,638,887	3,717,990	
役務費	914,154	860,169	-53,985	789,301	785,595	854,728	
運送料、指定管理送金手数料	0	0	0	42,415	0	8,045	
電話料	307,060	307,060	0	269,173	302,631	354,966	
登記簿発行手数料	1,000	1,000	0	0	0	0	
ごみ収集手数料	56,254	56,254	0	34,080	33,441	42,486	
クリーニング代	145,110	145,110	0	139,923	139,413	138,971	座布団・のれん・椅子のクリーニング
自動車損害賠償責任保険料	13,080	11,235	-1,845	0	0	0	
自動車損害任意共済保険料	87,690	35,550	-52,140	0	0	0	
損害賠償責任保険料	179,010	179,010	0	124,950	124,950	181,740	
水質検査	124,950	124,950	0	178,760	185,160	128,520	年3回の検査
委託料	26,960,961	18,142,301	-8,818,660	24,535,442	24,110,946	24,660,208	
浴場ろ過配管清掃業務	710,850	710,850	0	330,750	0	340,200	
電気保安点検業務	528,000	528,000	0	528,000	528,000	544,800	
受水槽清掃検査	67,200	67,200	0	84,000	84,000	86,400	
浄化槽蒸発散維持管理	2,015,000	2,015,000	0	2,015,000	2,015,000	2,073,190	
自動扉保守点検管理	252,000	252,000	0	252,000	207,900	213,840	
防災設備保安点検管理	414,855	414,855	0	414,855	414,855	426,708	
警備	967,386	967,386	0	965,916	965,916	1,003,536	
総合福祉センター管理	6,409,840	2,404,640	-4,005,200	6,341,440	6,379,060	6,420,100	福祉棟・管理棟4,024,580+ふれあい棟2,395,520
清掃業務	10,155,480	6,192,520	-3,962,960	9,213,631	9,211,190	8,708,122	音楽棟8,344,800+福祉棟8,000+定期清掃363,322(9/25)
ゴキブリ駆除等	544,900	544,900	0	144,900	144,900	164,592	
外構管理委託料	770,000	770,000	0	1,004,300	981,425	948,000	
健康機材保守点検	69,000	69,000	0	119,700	119,700	123,120	
温水ヒーター保守点検業務	231,000	231,000	0	231,000	231,000	237,600	
浴場設備機器保守点検業務	326,550	326,550	0	326,550	326,550	335,880	
貯湯槽タンク清掃業務	51,450	51,450	0	51,450	51,450	52,920	
オン発生装置保守点検業務	850,500	0	-850,500	0	0	0	
給湯器保守点検	31,500	31,500	0	28,350	28,350	29,160	
オイルタンク保守点検業務	0	0	0	243,600	171,150	176,040	
福祉棟浴槽清掃	0	0	0	0	0	470,000	
福祉棟管理業務	1,800,000	1,800,000	0	1,800,000	1,800,000	1,800,000	
駐車場区画線設置	765,450	765,450	0	0	0	0	
職員等研修				20,000	20,000	20,000	
ふれあい棟自動制御盤保守				210,000	210,000	216,000	
遊具点検				52,500	0	54,000	
循環ろ過システム保守				157,500	157,500	162,000	
カラオケ保守契約					63,000	54,000	
使用料及び賃借料	815,937	815,937	0	825,874	822,595	794,446	
清掃用具使用料	423,007	423,007	0	423,008	423,008	435,096	玄関マット・モップ
テレビ受信料	102,080	102,080	0	63,800	60,521	63,300	テレビ4台(管理棟2台+福祉棟2台)
放送施設使用料	68,040	68,040	0	69,300	68,040	11,290	
カラオケ施設使用料	85,050	85,050	0	85,050	85,050	87,480	
カラオケ使用料	137,760	137,760	0	184,716	185,976	197,280	
公課費(自動車重量税)	81,900	81,900	0	0	0	0	
巡回バス自動車重量税	81,900	81,900	0	0	0	0	
合計	72,286,022	50,092,252	-22,193,770	61,587,831	61,637,409	64,575,379	
歳入-歳出(町単費)	60,251,517	40,144,252	-20,107,265	51,013,697	51,095,501	54,605,176	

H21年度 - 各年度

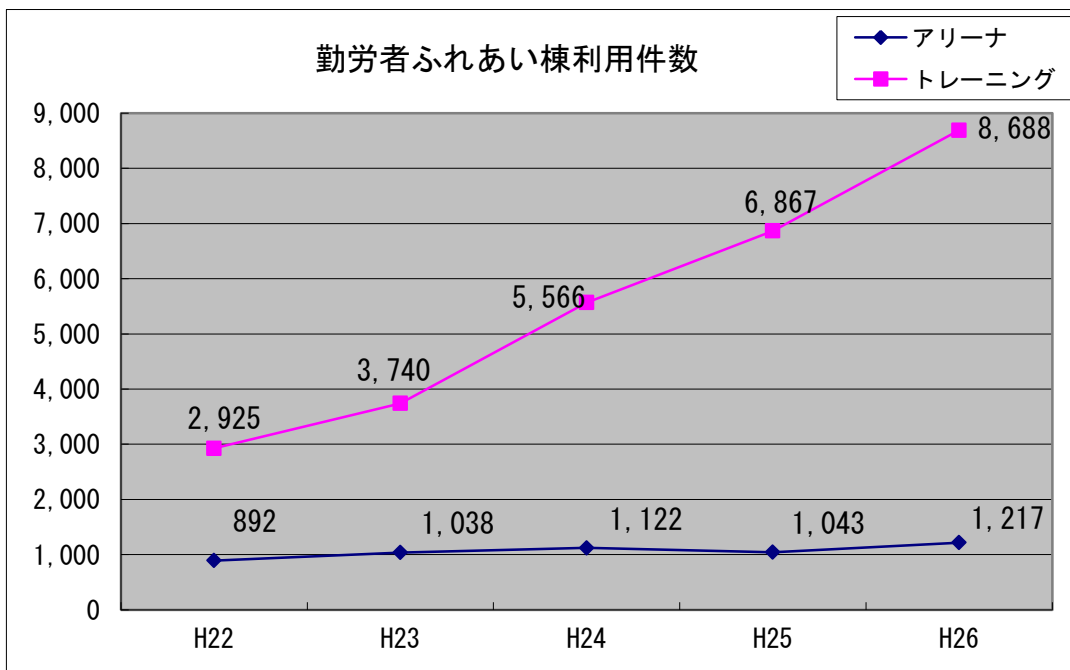
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
単年度削減額	5,853,000	9,237,000	9,156,016	5,646,341
削減額累計	5,853,000	15,090,000	24,246,016	29,892,357

総合福祉センター利用状況（福祉棟・勤労者ふれあい棟）



福祉棟平均入館者数(年間294日開館)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
1日平均	124.3人	112.8人	101.6人	93.0人	83.0人



トレーニングルーム平均利用者数(年間296日開館)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
1日平均	9.9人	12.6人	18.8人	23.2人	29.4人

総合福祉センター使用料(年度別)

年度	管理棟 使用料	福祉棟			勤労者ふれあい棟			保健棟 使用料	公衆 電話	合計
		入館料	カラオケ	アンマ機	計	アリーナ	トレーニング ルーム			
平成21年度	利用件数	43,195	9,779	609	53,583	897	3,526	1,227		59,488
	利用料	8,270,800	488,950	60,900	8,820,650	1,478,025	1,005,710	572,950	20,990	12,034,295
平成22年度	利用件数	36,556	8,719	414	45,689	892	2,925	1,598		51,418
	利用料	8,237,800	435,950	41,400	8,715,150	1,693,225	844,890	768,265	13,450	12,276,835
平成23年度	利用件数	33,154	10,640	384	44,178	1,038	3,740	1,356		50,656
	利用料	7,497,200	532,000	38,400	8,067,600	1,456,565	977,880	609,380	8,860	11,366,805
平成24年度	利用件数	29,884	15,275	331	45,490	1,122	5,566	1,077		53,567
	利用料	6,578,250	763,750	33,100	7,375,100	1,253,475	950,610	756,225	7,420	10,571,245
平成25年度	利用件数	27,355	13,515	309	41,179	1,043	6,867	1,021		50,527
	利用料	6,466,667	675,750	30,900	7,173,317	1,283,155	1,094,400	689,080	6,930	10,540,082
平成26年度	利用件数	24,406	13,309	197	37,912	1,217	8,688	1,281		49,552
	利用料	5,311,670	665,450	19,700	5,996,820	1,337,578	1,388,081	853,720	6,600	9,968,369

勤労者ふれあい棟使用料改定について(冷暖房関係)

平成26年4月1日改定

単位:円(税込) 1時間あたり

区分			現行料金	変更後料金	
アリーナ	町内	アマチュアスポーツ	全室	310	320
			3/2	210	210
			3/1	100	100
			照明(全室)	520	540
			(3/2、3/1)	260	270
			冷暖房	1,050	1,080
		その他	2,100	2,160	
	町外	アマチュアスポーツ	全室	630	640
			3/2	420	430
			3/1	210	210
			照明(全室)	520	540
			(3/2、3/1)	260	270
			冷暖房	1,050	1,080
		その他	4,200	4,320	
トレーニングルーム	町内	1回	130	130	
		冷暖房	-	-	
	町外	1回	260	270	
		冷暖房	-	-	

※消費税引き上げに伴う改定

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	21		主管課	総務課		その他担当課									
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）					●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	効率的、効果的な資産の管理改善					公用車維持管理費の削減2,745千円									
直接的な目標	管理経費の節減					(現在までの累積効果額) 523千円									
具体的改革項目	公用車更新計画の策定と維持管理費の削減					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）									
実施概要	<p>現在、鞍手町は公用車を31台（企業会計所有車・くらじ1号・2号は除く）所有し、年間の修繕費が約267万円・燃料費が約290万円かかっている（H21）。平成22年度で約90%以上の車両が購入から10年以上経過していることから、ここ数年間での修繕費増加が予想され、公用車全体の見直しが必要と思われる。</p> <p>よって、各課が所有する公用車を一元管理化にし、現状の車両把握（経過年数、走行距離、近年の維持修繕費等）、必要台数の見直し等を行い「公用車更新計画」を作成し、維持管理費等の経費削減を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新計画の策定と維持管理費2,745千円の削減 <ol style="list-style-type: none"> ①現状の車両の把握 ②必要台数の見直し ③廃車・更新（買い替え）基準の決定 ④更新時の維持費（燃費等）を考慮した車種の選定 														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	—	-862千円			862千円
	<p>具体的取組内容</p> <p>保険健康課、福祉人権課所有の2台を廃車（平成2年型式、平成5年型式分）しました。公用車一元化ということで、公用車予約システムを活用し効率的に運用しています。</p> <p>今後についても各課が所有する公用車については、走行距離、修繕履歴、その他の費用について継続調査し、公用車の適正台数にするための廃車や更新を検討しています。</p> <p>維持管理費は、平成23年度は車検台数が多かったため、前年度より861,920円の増額でした。（※車検台数20/29台）</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	15%	1,267千円	1,267千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>教育課、福祉人権課が利用していたアルト2台（ともに平成5年型式分）の廃車を行い、公用車の削減を行いました。</p> <p>平成24年度の維持管理費は車検台数も少なかったため、維持管理費は前年度に比べ1,267,106円削減することができました。</p> <p>累積額としては405,186円です。（※車検台数11/28台）</p> <p>現在ある車両については、各課に走行距離、給油量、修繕履歴について調査を行い、管理台帳を作成し、公用車の管理方法や必要台数についての検討を行っています。</p>														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	-42%	-1,566千円			1,566千円
	<p>具体的取組内容</p> <p>福祉人権課に軽乗用車2台、保険健康課に軽乗用車1台を購入しました。</p> <p>本年度は、車検台数も多く維持管理費は、前年に比べ1,565,748円多い3,940,235円の支出で累積額では1,161千円の増額となりました。（車検台数21/31台）</p> <p>今後も継続して車両ごとの走行距離、給油量、修繕履歴についての管理台帳を作成し、公用車の管理方法や必要台数についての検討を行っていきます。</p>														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	19%	1,684千円	1,684千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>本年度は、昨年度に比べ車検台数が少なかったこともあり維持管理費は、前年に比べ1,162,616円少ない2,777,619円の支出で累積額では1,163千円の削減となりました。（車検台数12/31台）</p> <p>今後も継続して車両ごとの走行距離、給油量、修繕履歴についての管理台帳を作成し、公用車の管理方法や必要台数、燃料費削減のため低燃費車への入れ替え等の検討を行っていきます。</p>														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>														

経過年数10年以上かつ走行距離10万Kmを超えたもの

公用車更新計画一覧

番号	車名	種類(用途)	管理課名	登録番号	取得年度	H22/7 走行距離 (Km)	平均年間 走行距離 (Km)	H22		H23		H24		H25		H26		車検	廃車・ 廃車予定
								経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離		
1	トヨタ	給食運搬用トラック	教育課	筑豊111 さ5778	H6	76,760	4,798	16	76,760	17	81,558	18	90,399	19	95,430	20	101,822	H27.8.18	
2	トヨタエース	給食運搬用トラック	教育課	筑豊111 さ6451	H7	76,942	5,129	15	76,942	16	82,071	17	90,098	18	95,189	19	101,528	H27.8.27	
3	ミツビシ	軽トラック	教育課	筑豊43 あ9325	S62	154,201	6,425	24	154,201	25	160,626	26	57,645	27	58,912	28	60,164	H29.4.13	廃車検討予定
4	スズキエブリイ	軽貨物	教育課	筑豊40 せ3869	H12	63,000	6,300	10	63,000	11	69,300	12	85,593	13	95,683	14	100,942	H27.3.27	
5	スバル	軽トラック	教育課	筑豊480 い3093	H20	18,752	6,251	3	18,752	4	25,003	5	59,436	6	74,496	7	80,603	H27.10.19	
6	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物	上下水道課(下本)	筑豊40 す2621	H11	48,066	4,006	12	48,066	13	52,072	14	58,333	15	62,079	16	64,787	H29.5.27	
7	スズキエブリイ	軽貨物	上下水道課(下本)	筑豊40 せ7793	H13	46,163	5,129	9	46,163	10	51,292	11	58,021	12	62,149	13	67,093	H27.11.21	
8	アルトハイパーキー	軽貨物(保健指導車)	保険健康課	筑豊40 う7711	H2	147,045	7,002	21	147,045	22	154,047	-	-	-	-	-	-	-	H23年度廃車
9	ワゴンR	軽貨物	保険健康課	筑豊580 こ8328	H22	0	0	0	0	1	不明	2	6,903	3	11,105	4	14,433	H27.12.23	
10	アルト	軽乗用(保健指導車)	保険健康課	筑豊50 え4537	H6	62,933	3,702	17	62,933	18	66,635	19	不明	20	廃車	21	廃車		
11	エブリイ	軽貨物(保健指導車)	保険健康課	筑豊40 こ1643	H8	44,390	2,959	15	44,390	16	47,349	17	52,466	18	55,948	19	59,999	H28.4.28	
12	ダイハツハイゼット	軽トラック	農政環境課	筑豊40 す2622	H11	65,923	5,494	12	65,923	13	71,417	14	79,512	15	88,532	16	93,482	H27.5.27	
13	アルト	軽乗用	総務課	筑豊50 く3120	H9	90,632	6,972	13	90,632	14	97,604	15	105,394	16	111,473	17	117,486	H28.12.2	
14	ダイナ	普通貨物	総務課	筑豊44 せ7504	H7	35,855	2,241	16	35,855	17	38,096	18	39,789	19	41,214	20	42,333	H27.5.31	
15	クラウン	普通車(町長車)	総務課	筑豊33 す847	H5	161,231	8,957	18	161,231	19	170,188	20	184,102	21	192,846	22	210,494		H26年度更新予定
16	コースター	マイクローバス	総務課	筑豊22 さ824	H5	86,070	4,782	18	86,070	19	90,852	20	113,459	21	121,961	22		H25.6.24	H26年度廃車
17	ハイエース	10人乗り	総務課	筑豊55 の2014	H4	68,713	3,817	18	68,713	19	72,530	20	77,607	21	80,623	22		H25.10.4	H26年度廃車
18	コースター	マイクローバス(22人乗り)	総務課	筑豊800 さ4729	H26	0	0									1	2,237	H28.10.22	
19	ハイエース	8人乗り	総務課	筑豊800 さ4691	H26	0	0									1	639	H27.12.18	
20	アルト	軽乗用(広報車)	総務課	筑豊50 き1024	H8	67,000	4,467	15	67,000	16	71,467	17	81,467	18	87,250	19		H27.5.31	
21	ADバン	普通貨物	総務課	筑豊400 さ9441	H17	49,709	8,285	6	49,709	7	57,994	8	76,320	9	87,177	10	95,878	H27.4.26	
22	アルト(旧ヘルパー車)	軽乗用	総務課(税務)	筑豊50 き1023	H8	85,687	5,712	15	85,687	16	91,399	17	不明	18	廃車	19	廃車		
23	アルト(旧ヘルパー車)	軽乗用	総務課(福祉)	筑豊50 う9707	H5	87,003	5,118	17	87,003	18	92,121	19	不明	20		21		-	H24年度廃車
24	アルト(旧ヘルパー車)	軽乗用	総務課(福祉)	筑豊50 う9708	H5	88,424	5,201	17	88,424	18	93,625	-	-	-	-	-	-	-	H23年度廃車
25	アルト(旧ヘルパー車)	軽乗用	総務課(教育課)	筑豊50 う9709	H5	90,660	5,333	17	90,660	18	95,993	19	不明	20		21		-	H24年度廃車
26	マーチ	乗用車	総務課	筑豊500 む2692	H20	28,148	9,383	3	28,148	4	37,531	5	62,843	6	79,339	7	95,600	H27.5.29	
27	エクスパート	普通バン	総務課	筑豊400 さ1331	H11	83,811	7,619	11	83,811	12	91,430	13	101,991	14	110,956	15	118,045	H27.3.29	
28	スズキエブリイ	軽貨物	建設課	筑豊40 そ8383	H15	67,009	9,573	7	67,009	8	76,582	9	82,870	10	91,232	11		H27.8.5	
29	ハイゼットカーゴスバン	軽貨物	地域振興課	筑豊480 う5310	H26											1		H26.5.31	
30	キャリー	軽トラック	建設課	筑豊40 き8005	H5	61,270	3,604	17	61,270	18	64,874	19	65,627	20	66,788	21	68,027	H27.9.10	
31	スズキエブリイ	軽貨物	総務課	筑豊40 せ3868	H12	67,300	6,730	10	67,300	11	74,030	12	72,129	13	77,605	14		H27.3.27	H27年度車検切れ
32	スズキエブリイ	軽貨物	建設課	筑豊40 せ7794	H13	89,565	9,952	9	89,565	10	99,517	11	114,946	12	123,486	13	130,110	H27.11.21	
33	スズキエブリイ	軽貨物	建設課	筑豊480 え4229	H24			0				0	2,150	0	20,445	0	31,561	H28.10.24	H24.10取得
34	ハイエース	10人乗り(学童送迎車)	福祉人権課	筑豊300 た3713	H16	24,865	4,144	6	24,865	7	29,009	8	36,461	9	40,875	10	45,056	H28.3.27	
35	ワゴンR	軽貨物	福祉人権課	筑豊580 こ8330	H22	0	5,201	0	0	1	5,201	2	20,674	3	29,445	4	39,355	H27.12.23	
36	ワゴンR	軽貨物	保険健康課	筑豊580 そ6622	H25	0	0	0	0	0	0			0	2,353	0	3,963	H28.12.23	
37	ミライース	軽乗用	福祉人権課	筑豊580 そ2599	H25	0	0	0	0	0	0			0	4,570	0	4,801	H28.6.6	
38	ミライース	軽乗用	福祉人権課	筑豊580 そ2598	H25	0	0	0	0	0	0			0	5,479	0	5,536	H28.6.6	

※企業会計所有車は除く

平成26年3月31日現在 29台保有

公用車所有台数

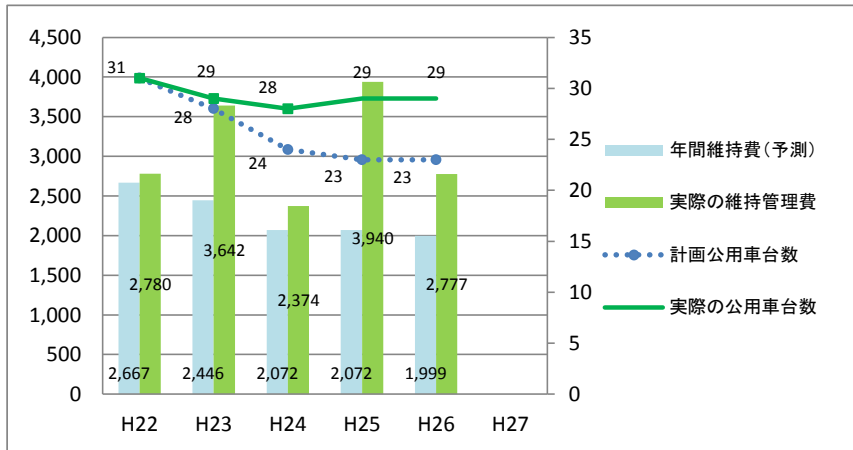
上段：計画

下段：H26年度末現在

番号	車名	登録番号	種類(用途)	管理課名		H23	H24	H25	H26	H27
1	トヨタ	筑豊11	さ5778	給食運搬用トラック	教育課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
2	トヨタエース	筑豊11	さ6451	給食運搬用トラック	教育課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
3	ミツビシ (H23廃車予定)	筑豊43	あ9325	軽トラック	教育課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
4	スズキエブリィ	筑豊40	せ3869	軽貨物	教育課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
5	スバル	筑豊480	い3093	軽トラック	教育課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
6	ダイハツハイゼットカーゴ	筑豊40	す2621	軽貨物	上下水道課(下水)	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
7	スズキエヴリィ	筑豊40	せ7793	軽貨物	上下水道課(下水)	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
8	アルトパーキー (H24廃車予定)	筑豊40	う7711	軽貨物(保健指導車)	保険健康課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
9	ワゴンR	筑豊580	こ8328	軽貨物	保険健康課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
10	アルト (H23廃車予定)	筑豊50	え4537	軽乗用(保健指導車)	保険健康課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
11	エブリィ	筑豊40	こ1643	軽貨物(保健指導車)	保険健康課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
12	ダイハツハイゼット	筑豊40	す2622	軽トラック	農政環境課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
13	アルト	筑豊50	く3120	軽乗用	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
14	ダイナ	筑豊44	せ7504	トラック	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
15	クラウン (H24廃車予定)	筑豊33	す847	庁用車	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
16	コースター	筑豊22	さ824	マイクロバス	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
17	コースター	筑豊800	さ4729	マイクロバス	総務課	予定 現在			○ ○	○ ○
18	ハイエース	筑豊55	の2014	11人乗り	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
19	ハイエース	筑豊800	さ4691	10人乗り	総務課	予定 現在			○ ○	○ ○
20	アルト	筑豊50	き1024	軽乗用(広報車)	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
21	ADバン	筑豊400	さ9441	小型貨物(庁用車)	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
22	アルト(旧ヘルパー号)(H26廃車予定)	筑豊50	き1023	軽乗用	総務課(税務)	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
23	アルト(旧ヘルパー号)(H24廃車予定)	筑豊50	う9707	軽乗用	総務課(福祉)	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
24	アルト(旧ヘルパー号)(H24廃車予定)	筑豊50	う9708	軽乗用	総務課(福祉)	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
25	アルト(旧ヘルパー号)(H24廃車予定)	筑豊50	う9709	軽乗用	総務課(教育課)	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
26	マーチ	筑豊500	ぬ2692	乗用車	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
27	エキスパート	筑豊400	さ1331	普通バン	総務課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
28	ハイゼット	筑豊480	う5310	軽バン	総務課	予定 現在			○ ○	○ ○
28	スズキエヴリィ	筑豊40	そ8383	軽貨物	建設課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
29	キャリー	筑豊40	き8005	軽トラック	建設課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
30	スズキエヴリィ	筑豊40	せ3869	軽貨物	建設課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
31	スズキエヴリィ(H23廃車予定)	筑豊40	せ7794	軽貨物	建設課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
32	スズキエヴリィ(H24購入)	筑豊480	え4229	軽貨物	建設課	予定 現在		○ ○	○ ○	○ ○
33	ハイエース	筑豊300	た3713	10人乗り(学童送迎車)	福祉人権課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
34	ワゴンR	筑豊580	こ8330	軽貨物	福祉人権課	予定 現在	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
35	ワゴンR	筑豊580	そ6622	軽乗用	保険健康課	予定 現在			○ ○	○ ○
36	ミライース	筑豊580	そ2599	軽乗用	福祉人権課	予定 現在			○ ○	○ ○
37	ミライース	筑豊580	そ2598	軽乗用	福祉人権課	予定 現在			○ ○	○ ○
年度末保有台数					予定 現在	28 29	24 28	23 29	23 29	23 29

※企業会計の車は除く

年度別維持管理費	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
修繕料（車検除く）	323,870	366,375	294,858	497,646	194,048	
車検代（修繕、自賠責、重量税）	1,828,608	2,618,928	1,479,039	2,819,609	1,768,111	
任意保険	627,195	656,290	600,590	622,980	815,460	
合計	2,779,673	3,641,593	2,374,487	3,940,235	2,777,619	0
計画維持管理費	2,667,000	2,446,000	2,072,286	2,072,286	1,999,000	0
年間給油量	13,944.39	14,756.14	20,877.03	14,937.88	14,738.15	
ガソリン代	1,978,270	2,217,946	2,092,929	2,390,061	2,509,538	
車検台数	14/31	20/29	11/28	21/29	12/29	



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画公用車台数	31	28	24	23	23	
年間維持費（予測）	2,667	2,446	2,072	2,072	1,999	
実際の公用車台数	31	29	28	29	29	
実際の維持管理費	2,780	3,642	2,374	3,940	2,777	
累計削減費		862	-1,267	1,566	-1,163	

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	22		主管課	総務課		その他担当課	企画財政課・建設課								
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）						●指標（実施に関する目標達成の状態）								
中間目標	効率的、効果的な資産の管理改善						町有地売却による増収20,000千円（年4,000千円）								
直接的な目標	資産の有効活用						(現在までの累積効果額) 171,391千円								
具体的改革項目	町有財産の効率的活用						▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）								
実施概要	<p>町有財産の効率的活用を図るため、面積の大きな未利用地については企業や住宅団地の誘致を行い、面積の小さな未利用地については公募により売却を図る。売却にあたっては、公有財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行い、処分可能な土地については、価格・場所・条件等をホームページや広報に掲載し町有地の売却を促進する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①公有財産台帳から売却可能財産の洗い出し ②売却価格基準の設定（不動産鑑定評価を実施） ③ホームページへの記載</p>														
	<p>町有財産の効率的活用を図るため、面積の大きな未利用地については企業や住宅団地の誘致を行い、面積の小さな未利用地については公募により売却を図る。売却にあたっては、公有財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行い、処分可能な土地については、価格・場所・条件等をホームページや広報に掲載し町有地の売却を促進する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①公有財産台帳から売却可能財産の洗い出し ②売却価格基準の設定（不動産鑑定評価を実施） ③ホームページへの記載</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	0%				
	<p>具体的取組内容</p> <p>町有財産については、4月から財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行うとともに、7月からは過去に行ってきた不動産鑑定や税務班算出の仮評価額に基づき、概算売却価格の算出をしています。また、普通財産である土地の売払いに関する事務について、鞍手町普通財産売払事務取扱要綱として制定し整備を行いました。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	0%	—			
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年度の結果に基づき、売却可能な町有財産を再検討しました。その結果、西区用地を平成24年11月末までに造成工事を行い、平成25年4月から売却することとしました。今後は、その他の町有財産についても民間への売却や県事業による売却も視野に入れ検討します。</p>														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	515%	102,963千円		102,963千円	
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成25年度は、西区用地13,398.4㎡を民間へ、旧土地開発公社用地2,764㎡を県土整備事務所へ、中山唐ヶ崎用地1,030㎡を民間へそれぞれ売却しました。今後もその他の町有財産について、民間への売却や県事業による売却も視野に入れ検討します。</p>														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	857%	68,428千円		68,428千円	
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成26年度は、中山用地10,368㎡を民間へ売却しました。今後もその他の町有財産について、民間への売却や県事業による売却も視野に入れ検討します。</p>														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>														

近隣市町村の町有地売却方法

	ホームページ掲載	売却価格算出	審議会等の有無	備考
鞍手町	掲載なし	固定資産評価額及び不動産鑑定額を基準に算出。	審議会あり(100㎡以上)	買取希望者からの申請に伴い売却を行っている。
直方市	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。(入札前に測量をかけ売却面積の確定を行い、最低売却価格算出のために不動産鑑定を行う。)	審議会あり(200㎡以上)	買取希望者からの申請に伴う売却のほか、売却できそうな土地については広報等でお知らせしている。
宮若市	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。公簿面積で売却を行う。最低売却価格については固定資産評価額を基準に算出。	審議会あり(面積に関係なくすべて審議会に諮る)	売却可能な財産がある場合は、まず隣接者に買取の意思がないか確認を行う。
小竹町	掲載なし	固定資産評価額を基準に算出。	審議会あり(100㎡以上)	売却可能な財産がある場合は、まず隣接者に買取の意思がないか確認を行う。
遠賀町	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。最低売却価格算出のために不動産鑑定を行う。	審議会なし	公募しているが買い手がいない。

基本不動産鑑定報酬額表

評価額	対象不動産の種類						
	A 宅地または建物の所有権	B 宅地見込地の所有権	C 農地、林地、原野、池沼、墓地、雑種地の所有権、家賃の所有権、家賃	D 宅地の借地権、底地(貸地)の所有権、地役権	E 区分地上権及び地代	F 自由の建物及びその敷地の所有権	G 建物の区分所有権
500万円まで	145,000		289,000	145,000	193,000	193,000	193,000
1,000万円まで			338,000	169,000	217,000	217,000	217,000
1,500万円まで	157,000		410,000	205,000	265,000	253,000	265,000
2,000万円まで	181,000		458,000	229,000	313,000	277,000	313,000
2,500万円まで	199,000		494,000	253,000	349,000	301,000	349,000
3,000万円まで	211,000		518,000	277,000	373,000	325,000	373,000

ホームページのイメージ(案)

町で所有している土地を売却します

町有地売却情報

町では、町が所有している土地を個人・法人等の方々に活用していただくため、次の物件を売却します。
現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認の上、申し込みしてください。

1. 物件一覧

No	画像	所在地	現況地目	価格 (坪単価)	土地面積 (坪)	建ぺい率 容積率	詳細情報
1		鞍手町大字小牧 1,889-9 他	雑種地 原野	***万円 (*.*万円)	1,163.00m ² (約 352.4 坪)	60% 200%	詳細を見る
2		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.**坪)	**% ***%	詳細を見る
3		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.**坪)	**% ***%	詳細を見る
4		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.**坪)	**% ***%	詳細を見る

2. 売却方法

(先着順の方法の場合)

- ①常時、公募を受け付けています。
 - ②上記の売却価格で売却します
 - ③最も早く申し込みした方に売却します。
 - ④同一日に複数の申し込みがあった場合は、抽選により決定します。
- ※必ず町有地売却応募要領をご覧ください。 [\(WORD\)](#) [\(PDF\)](#) ←(要作成)

3. 応募に必要な書類

- ①普通財産譲与(譲渡)申請書 [\(WORD\)](#) [\(PDF\)](#)
- ②現住所での市町村民税の滞納のない証明書
(法人の場合、設置されている市町村の滞納のない証明書)
- ③住民票謄本(法人の場合、登記簿謄本)

4. お問い合わせ先

鞍手町役場 総務課 庶務管財班
TEL0949-42-2111(内線 325) FAX0949-42-5693

ホームページのイメージ(案)

町で所有している土地を売却します

町有地売却情報

町有地売却情報(物件詳細情報 No1)

○現況写真



○周辺地図



■物件番号	1	■用途地域	第1種住居地域
■売却地	鞍手町大字小牧 1,889-9,1891-1	■制限等	なし
■登記地目	雑種地、原野	■建ぺい率	60%
■現況地目	雑種地	■容積率	200%
■面積(台帳)	1,163.0 m ²	■電気	可
■面積(実測)	お問い合わせください。	■ガス	プロパン
■地形	長方形	■上水道	あり
■前面道路	町道 蘭焼・小牧線 約 9m	■下水道	なし
■公共施設等	剣南小学校 鞍手北中学校 第13学区区域内高校(東筑高校を含む)		
■特記事項			

この物件に関するお問い合わせは

○鞍手町役場 総務課 庶務管財班 TEL0949-42-2111(内線 325) FAX0949-42-5693

鞍手町普通財産売払事務取扱要綱

平成 23 年 9 月 30 日
鞍手町告示第 71 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、鞍手町が所有する普通財産である土地の売払いに関する事務に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和30年鞍手町条例第21号）、鞍手町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和56年鞍手町条例第16号）、鞍手町財務規則（昭和56年鞍手町規則第4号。以下「規則」という。）、鞍手町町有財産審議会要綱（平成10年鞍手町告示第36号）、その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第 2 条 普通財産の売払いに関し、他に特別の定めのあるものについては、この要綱は適用しない。

(売払対象)

第 3 条 普通財産の売払いは、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに限り行うことができる。

- (1) 社会的、経済的条件等を総合的に勘案し、当該普通財産を将来の行政目的の手段として保有しておく必要がないと認められるもの。
- (2) 当該普通財産を保有し、かつ、運用することが公益上又は財産運営上、不要又は不適當であると認められるもの。

(売払いの方法)

第 4 条 普通財産の売払いは、一般競争入札（以下「入札」という。）により行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により行うことができる。

- (1) 国、地方公共団体、その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - (2) 公共事業に係る代替地の用に供するとき。
 - (3) 既に貸し付け済みである普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払うとき。
 - (4) 袋地、面積が狭小又は不整形地等の土地で、隣接土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において、当該隣接土地所有者に売払うとき。
 - (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
 - (6) 入札により処分することが不利と認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、法令上随意契約によることができる場合に該当し、町長が随意契約により売払うことを適当と認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が定額で売払うことが適当であると認める場合は、公募による抽選（以下「公募抽選」という。）によることができる。
- 3 前2項において申込者がいない場合又は第1項本文において申込者が1者のみである場合においては、町長が指定した日から先着順による随意契約により当該普通財産を売払うことができる。
- 4 前2項の規定による公募は、町のホームページ等への掲載により行うものとする。

(売払う普通財産の用途指定)

第 5 条 売払う普通財産の用途指定は、規則第179条の規定により行う。

- 2 町長は、売払う普通財産の用途に次の条件を付することができる。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供してはならないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に供しないこと。
 - (4) その他未利用町有地の用途として適当でないと町長が指定するものに使用してはならないこと。

3 買受人は、未利用町有地の所有権を第三者に移転する場合は、前項の条件を継承しなければならない。

(予定価格等)

第6条 予定価格及び売払価格(以下「予定価格等」という。)は、原則として不動産鑑定評価額を基とした評定価格とする。ただし、土地等の性質、経済性その他の観点から、その価格が適当でない認められるときは、次の各号のいずれかの方法により算定するものとする。

- (1) 近隣土地の取引事例価格を基とした評定価格(参考となる売却事例があるときに限る。)
- (2) 固定資産税評価額を基とした評定価格

(申込資格等)

第7条 普通財産の売払いにおいて、買受けの申込みができる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、普通財産の売払いについて買受けの申込みをすることができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項第2号から同項第6号までの規定に該当する者
- (2) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の構成員等
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、公正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 現住所の市町村民税等を滞納している者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町の職員

2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、別に申込みの資格を制限することができる。

(申込みの条件)

第8条 買受けの申込みは、同一の募集において1人又は1法人につき、2以上の物件への申込みを妨げない。ただし、公募抽選の場合は、同一の募集において1人又は1法人につき、1物件の申込みとする。

2 前項において、申込者と同一世帯の者が行った申込みについては、申込者が行ったものとみなす。

(入札の公告)

第9条 売払いの方法が入札の場合は、規則第90条の規定により公告する。

(入札参加の申込み)

第10条 入札に参加しようとする者は、前条の規定により公告した期間内に、入札参加申込書(様式第1号)に、住民票又はそれに代わる証明書(法人にあっては、法人登記簿謄本)、印鑑証明書及び納税証明書を添えて、提出しなければならない。

(入札参加資格の審査)

第11条 前条の規定による申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、入札参加承認書(様式第2号)を当該申込者(以下「入札参加者」という。)に交付する。

(入札保証金)

第12条 入札参加者は、規則第94条の規定による入札保証金を入札執行前までに納付しなければならない。

(入札書等の提出)

第13条 入札参加者は、入札書(様式第3号)に第11条の入札参加承認書を添えて、指定の日時に指定の場所に提出しなければならない。

2 代理人をして入札に参加する者は、委任状(様式第4号)を提出しなければならない。

(入札の無効)

第14条 規則第96条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(入札保証金の還付)

第15条 入札保証金は、入札終了後これを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付する。

2 還付する入札保証金には、利息を付さないものとする。

(落札者の決定)

第16条 町長は、予定価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(入札執行の中止等)

第17条 町長は、特に必要と認めたときは入札の執行を延期又は中止若しくは取り消すことができる。この場合において、入札者が損失を受けても、町は補償の責を負わないものとする。

(公募抽選の公告)

第18条 売払いの方法が公募抽選の場合は、次に掲げる事項を公告する。

- (1) 売払う普通財産に関する事項
- (2) 申込者の資格
- (3) 用途条件及び制限
- (4) 応募期間
- (5) 応募の方法
- (6) 売払価格
- (7) 公募抽選の日時及び場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(公募抽選参加申込み)

第19条 公募抽選に参加しようとする者は、前条の規定により公告した期間内に、公募抽選参加申込書(様式第5号)に、住民票又はそれに代わる証明書(法人にあっては、法人登記簿謄本)及び納税証明書を添えて、提出しなければならない。

(公募抽選参加資格の審査)

第20条 前条の規定による申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、公募抽選参加承認書(様式第6号)を当該申込者(以下「応募者」という。)に交付する。

(公募抽選による契約相手方の選定方法等)

第21条 公募抽選によるときは、次に掲げる方法で、契約の相手方となる当選者を決定する。この場合において、補欠者1者を選出し、当選者が契約を締結しないときは、補欠者をもってこれに充てる。

- (1) 応募者が1者の場合 当該応募者を当選者とする。
- (2) 応募者が複数の場合 参加者立会いによる抽選により当選者1者及び補欠者1者を決定する。

2 応募者は、前項に規定する抽選に参加するときは、前条の公募抽選参加承認書を提出しなければならない。

3 代理人として抽選に参加する応募者は、委任状を提出しなければならない。

(随意契約)

第22条 第4条第1項ただし書及び同条第3項に規定する随意契約により普通財産を売払う場合において、当該物件を買受けようとする者は、普通財産譲与(譲渡)申請書(規則様式第30号)に必要な書類を付して申請するものとする。

(決定通知)

第23条 町長は、普通財産の売払いの承認を決定したときは、普通財産売払決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 町長は、公募抽選において補欠者を決定したときは、普通財産売払補欠者決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第24条 普通財産の売買契約の締結は、町長が別に定める町有財産売買契約書によるものとする。

2 普通財産の売払いの承認を受けた者(以下「契約者」という。)は、売払いの承認を決定した日から30日以内に前項による売買契約を締結しなければならない。

(契約保証金)

第25条 契約者は、前条の契約を締結するときに、規則第108条の規定により契約保証金を納付しなければならない。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項において、入札による場合は、入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- 3 契約保証金は、契約代金に充当することができる。

(売払い代金の支払い等)

第26条 普通財産を買受け、売買契約を締結した者（以下「買受人」という。）は、契約締結の日から30日以内に、町が発行する納額告知書により契約代金を納付しなければならない。

2 前条第3項の規定により契約保証金を契約代金に充当したときは、契約代金から契約保証金を控除した金額を納付するものとする。

(所有権移転登記等)

第27条 所有権移転登記は、契約代金が全額納入された後に、町が速やかに行い、登記完了日に売買物件を現状のまま引渡すものとする。

2 前項の登記に係る一切の費用は、買受人の負担とする。

3 買受人は、売買物件の引渡しを受けたときは、速やかに普通財産引受書（様式第9号）を提出しなければならない。

(買戻しの特約及び権利義務の譲渡等の制限)

第28条 町長は、普通財産である土地の用途条件又は制限への違反を防止するため、5年以内の期間を定めて、売買物件の買戻しをすることができる旨の特約登記を所有権移転登記と同時にすることができる。

2 前項において定めた期間においては、売買物件に対する抵当権、地上権、質権、その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、町の承認を受けなければならない。

(契約等の解除)

第29条 契約者又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、普通財産の売払いの決定又は契約を解除することができる。

(1) 契約者が正当な理由なく売買契約を締結しないとき。

(2) 買受人が正当な理由なく納入期限までに契約代金を支払わないとき。

(3) 普通財産である土地及び建物の用途条件又は制限に違反した建築を行ったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、契約者又は買受人が契約条項又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項により契約を解除した場合は、入札保証金又は契約保証金（この項において「契約保証金等」という。）は、町に帰属するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、契約保証金等の全部又は一部を還付するものとする。この場合において、利息その他名目を問わず、返還金には一切の加算金を付さない。

(補則)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

平成20年度市町村税の徴収実績（市町村別）

現年度及び滞納繰越分を含む

(単位：千円)

市町村名	市町村民税			固定資産税			軽自動車税			国民健康保険税		
	調定済額	収入済額	徴収率(%)	調定済額	収入済額	徴収率(%)	調定済額	収入済額	徴収率(%)	調定済額	収入済額	徴収率(%)
北九州市	68,234,237	65,977,033	96.7	75,683,046	72,839,324	96.2	1,356,077	1,226,234	90.4			
福岡市	133,852,459	127,713,747	95.4	109,544,083	105,016,424	95.9	1,231,603	1,089,525	88.5			
大牟田市	6,496,589	6,257,894	96.3	8,031,371	7,441,824	92.7	233,323	218,948	93.8	2,997,569	2,272,192	75.8
久留米市	19,217,941	17,628,475	91.7	19,554,813	16,429,243	84.0	573,638	489,554	85.3			
直方市	3,245,033	3,067,710	94.5	3,392,310	3,077,803	90.7	124,190	108,600	87.4	1,799,541	1,383,839	76.9
飯塚市	6,955,828	6,543,909	94.1	7,045,542	6,147,377	87.3	263,525	242,022	91.8	3,752,859	2,789,616	74.3
田川市	2,299,895	2,073,285	90.1	3,039,403	2,314,760	76.2	123,356	98,709	80.0	1,361,101	892,047	65.5
柳川市	3,005,532	2,862,748	95.2	3,507,412	3,234,758	92.2	173,528	158,566	91.4	2,387,741	1,860,546	77.9
八女市	1,951,318	1,819,514	93.2	2,725,834	2,470,147	90.6	109,411	99,003	90.5	1,515,938	1,139,687	75.2
筑後市	2,642,899	2,468,307	93.4	3,384,226	2,962,963	87.6	118,000	100,027	84.8	1,625,548	1,120,575	68.9
大川市	1,730,810	1,614,045	93.3	2,615,191	2,141,285	81.9	88,215	81,745	92.7	1,448,889	1,005,979	69.4
行橋市	4,330,563	4,096,020	94.6	3,896,606	3,291,992	84.5	158,851	134,849	84.9	2,324,256	1,637,153	70.4
豊前市	1,548,136	1,387,888	89.6	2,184,122	1,810,797	82.9	80,628	62,848	77.9	908,179	583,825	64.3
中間市	2,197,071	2,036,050	92.7	1,957,611	1,711,680	87.4	95,621	75,267	78.7	1,481,701	1,010,315	68.2
小郡市	3,437,811	3,205,193	93.2	2,966,844	2,669,784	90.0	100,806	83,206	82.5	1,710,173	1,160,918	67.9
筑紫野市	6,780,987	6,211,835	91.6	5,837,613	5,090,380	87.2	142,232	120,034	84.4	3,199,075	1,915,778	59.9
春日市	7,049,263	6,367,363	90.3	4,934,944	4,379,288	88.7	124,363	106,569	85.7	3,596,810	2,259,943	62.8
大野城市	6,785,283	6,201,861	91.4	5,393,446	4,910,034	91.0	114,691	99,201	86.5	3,059,192	1,826,803	59.7
宗像市	5,557,901	5,334,318	96.0	4,443,334	4,048,405	91.1	149,674	136,125	90.9	2,468,975	1,961,399	79.4
太宰府市	4,323,339	4,096,798	94.8	3,226,545	3,042,168	94.3	85,216	76,891	90.2	2,073,587	1,955,208	76.9
前原市	3,492,507	3,293,331	94.3	3,189,778	2,897,706	90.8	120,237	108,065	89.9	2,205,884	1,634,664	74.1
古賀市	3,661,417	3,408,047	93.1	3,306,266	3,033,671	91.8	93,314	80,811	86.6	1,654,034	1,251,971	75.7
福津市	3,084,101	2,864,690	92.9	2,459,471	2,164,735	88.0	90,704	79,531	87.7	1,679,672	1,179,644	70.2
うきは市	1,254,280	1,198,430	95.5	1,451,062	1,310,584	90.3	89,776	82,662	92.1	1,124,562	896,855	79.8
宮若市	2,281,051	2,135,898	93.6	3,599,749	3,122,435	86.7	80,426	66,961	83.3	873,103	591,271	67.7
嘉麻市	1,507,989	1,315,587	87.2	1,583,239	1,273,588	80.4	114,441	89,460	78.2	1,329,475	848,506	63.8
朝倉市	3,005,783	2,797,178	93.1	5,447,434	4,195,280	77.0	164,648	140,862	85.6	2,231,596	1,568,762	70.3
みやま市	1,611,639	1,533,103	95.1	1,826,843	1,689,527	92.5	111,471	104,836	94.0	1,313,201	1,124,583	85.6
那珂川町	2,901,043	2,648,515	91.3	2,701,954	2,475,245	91.6	75,710	66,560	87.9	1,848,527	1,105,010	59.8
宇美町	2,014,586	1,810,469	89.9	1,655,879	1,499,966	90.6	68,916	62,024	90.0	1,145,926	734,521	64.1
篠栗町	1,725,200	1,566,894	90.8	1,472,553	1,275,922	86.6	50,928	46,614	91.5	988,136	581,394	58.8
志免町	2,569,952	2,379,700	92.6	2,343,022	2,224,150	94.9	57,944	52,782	91.1	1,506,136	924,014	61.3
須恵町	1,346,865	1,275,142	94.7	1,234,905	1,155,234	93.5	54,731	53,200	97.2	858,069	585,142	68.2
新宮町	1,837,429	1,740,595	94.7	2,010,737	1,901,379	94.6	38,120	34,015	89.2	639,817	460,098	71.9
久山町	593,270	566,618	95.5	1,126,619	1,087,784	96.6	17,166	16,277	94.8	236,889	180,382	76.1
粕屋町	2,822,494	2,580,951	91.4	3,032,828	2,823,985	93.1	70,896	61,748	87.1	1,363,564	819,261	60.1
芦屋町	756,135	700,741	92.7	571,401	494,831	86.6	37,903	29,625	78.2	514,141	343,351	66.8
水巻町	1,525,875	1,409,996	92.4	1,247,792	1,076,627	86.3	61,932	52,877	85.4	894,611	687,113	76.8
岡垣町	1,603,710	1,514,206	94.4	1,594,046	1,299,246	81.5	59,799	51,410	86.0	951,458	721,930	75.9
遠賀町	1,082,642	1,032,375	95.4	987,356	919,961	93.2	43,441	38,878	89.5	555,938	457,340	82.3
小竹町	372,375	324,445	87.1	504,805	336,607	66.7	23,914	17,641	73.8	274,617	165,164	60.1
鞍手町	928,106	841,523	90.7	952,314	833,074	87.5	43,564	35,955	82.5	570,092	406,976	71.4
桂川町	587,579	523,105	89.0	620,218	515,671	83.1	30,475	28,187	92.5	505,329	304,549	60.3
筑前町	1,316,775	1,234,247	93.7	1,760,312	1,580,907	89.8	64,585	59,559	92.2	905,597	698,041	77.1
東峰村	66,354	63,239	95.3	97,027	87,204	89.9	6,543	6,120	93.5	66,774	59,915	89.7
二丈町	586,159	542,942	92.6	642,430	555,230	86.4	26,537	24,316	91.6	507,455	342,409	67.5
志摩町	752,667	699,736	93.0	901,680	756,624	83.9	39,624	35,996	90.8	709,795	542,478	76.4
太刀洗町	647,565	608,128	93.9	787,080	700,984	89.1	38,803	34,865	89.9	463,256	375,746	81.1
大木町	593,911	569,513	95.9	774,767	714,081	92.2	33,669	31,108	92.4	392,765	319,109	81.2
黒木町	422,217	412,099	97.6	436,538	419,453	96.1	34,276	33,110	96.6	472,658	438,023	92.7
立花町	346,664	330,324	95.3	408,693	377,511	92.4	33,285	31,605	95.0	383,740	335,689	87.5
広川町	923,853	871,259	94.3	1,315,479	1,197,079	91.0	52,371	47,183	90.1	747,369	574,926	76.9
矢部村	32,065	31,729	99.0	74,816	72,186	96.5	4,212	4,084	97.0	65,857	57,455	87.2
星野村	79,909	79,592	99.6	120,732	119,545	99.0	8,468	8,401	99.2	112,462	109,497	97.4
香春町	490,660	448,254	91.4	497,602	441,319	88.7	29,585	24,459	82.7	344,419	237,751	69.0
添田町	386,003	347,061	89.9	332,761	277,891	83.5	33,872	25,189	74.4	298,220	209,303	70.2
糸田町	332,883	268,063	80.5	301,053	205,161	68.1	31,258	20,483	65.5	420,299	194,639	46.3
川崎町	598,900	494,466	82.6	732,944	504,403	68.8	60,623	40,868	67.4	635,754	357,800	56.3
大任町	309,893	152,086	49.1	220,132	161,508	73.4	15,045	13,117	87.2	256,868	117,868	45.9
赤村	98,036	90,806	92.6	93,775	74,014	78.9	10,822	9,099	84.1	77,277	71,424	92.4
福智町	921,838	756,825	82.1	908,111	623,455	68.7	87,958	52,552	59.7	684,499	433,000	63.3
苅田町	2,940,609	2,757,369	93.8	5,524,233	5,257,229	95.2	79,710	61,522	77.2	1,185,616	662,973	55.9
みやこ町	1,091,074	979,410	89.8	1,307,735	1,020,377	78.0	71,899	53,761	74.8	829,265	514,639	62.1
吉富町	397,715	379,850	95.5	398,202	364,016	91.4	14,666	14,274	97.3	212,805	148,914	70.0
上毛町	359,633	340,033	94.5	411,978	384,697	93.4	22,286	21,230	95.3	192,084	160,870	83.7
築上町	919,408	812,707	88.4	937,185	697,058	74.4	63,323	45,804	72.3	891,187	488,419	54.8

福岡県市町村支援課市町村税徴収状況調より

スケジュール

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
21年度より続く県税特別対策班職員の派遣を25年度まで要請						
筑豊地区合同公売会へオプザーバで参加し公売のノウハウを習得						
徴税吏員による税収納率県内ベスト5達成チームを編成						
現状の問題点と「差押大幅増」や「搜索・インターネット公売」実現を含めた目標実現のための課題を抽出し、その解決策とスケジュールを作成						
インターネット公売導入整備完了(24年度より) (搜索は23年度より実施)						
徴税吏員による税収納率県内ベスト5達成チーム計画の景直し ・目標達成度合いにより計画を再考						
収納業務担当者等によるコンビニまたはクレジットカード収納導入プロジェクトチーム編成						
24年12月までに導入可否決定 →導入の場合25年度より						

収納率向上に向けた具体的方策

①徴税吏員の徴収に対する意識と技能の向上

②スペシャリストを育成する人員配置及び異動

収納率を向上させるには、財産早期発見・差押早期着手が重要であり、そのためには徴税吏員の意識と技能の向上が必要である。徴税吏員間の意思統一を図り、この二つの底上げを行う。

また、技能の習得には長期間を要するため、積極的に研修等に参加するだけでなくスペシャリストを育成する人員配置及び異動が必要である。

- ・毎月1回以上のミーティングを実施
- ・平成21年度より続く県税特別対策班職員の派遣を平成25年度まで要請
- ・新任者、管理職を問わず積極的に研修等に参加
- ・スペシャリストを養成する人事異動

③滞納処分の強化

担税力がありながら滞納している者に対し滞納処分を徹底して行う。

また、公売や実績公表など新たな取り組みを行い、新たな滞納発生の抑制に努める。

- ・差押の大幅増（平成26年度までに徴税吏員一人の年間差押件数を150件とする。）
- ・搜索と近隣自治体との合同公売会の実施
- ・前年度滞納処分件数や収納率等を公表

■20年度徴税吏員2名による差押件数及び換価額 単位（円）

税目	差押件数 6件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	175,126	1,200	26,224	202,550
固定資産税	0	0	0	0
軽自動車税	0	0	0	0
国民健康保険税	87,900	300	1,900	90,100
合計	263,026	1,500	28,124	292,650

■21年度徴税吏員2名による差押件数及び換価額 単位（円）

税目	差押件数 129件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	4,696,333	19,400	1,034,500	5,750,233
固定資産税	2,155,241	15,200	749,311	2,919,752
軽自動車税	111,400	2,200	14,200	127,800
国民健康保険税	3,504,797	13,000	433,847	3,951,644
合計	10,467,771	49,800	2,231,858	12,749,429

■22年度徴税吏員3名による差押件数及び換価額 単位（円）

税目	差押件数 148件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	9,025,223	70,400	1,830,622	10,926,245
固定資産税	3,347,026	19,200	891,279	4,257,505
軽自動車税	426,085	8,700	136,400	571,185
国民健康保険税	3,496,969	23,100	1,148,415	4,668,484
合計	16,295,303	121,400	4,006,716	20,423,419

■23年度徴税吏員3名による差押件数及び換価額 単位（円）

税目	差押件数 146件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	5,230,906	23,500	890,443	6,144,849
固定資産税	3,714,143	27,800	1,280,900	5,022,843
軽自動車税	302,903	4,300	50,404	357,607
国民健康保険税	3,219,862	15,400	249,560	3,484,822
合計	12,467,814	71,000	2,471,307	15,010,121

■24年度徴税吏員3名による差押件数及び換価額

単位 (円)

税目	差押件数 83件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	5,572,169	22,500	917,322	6,511,991
固定資産税	1,476,584	14,900	249,200	1,740,684
軽自動車税	126,600	3,000	19,234	148,834
国民健康保険税	3,336,765	16,700	123,683	3,477,148
合計	10,512,118	57,100	1,309,439	11,878,657

■25年度徴税吏員3名による差押件数及び換価額

単位 (円)

税目	差押件数 37件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	1,452,851	5,700	149,600	1,608,151
固定資産税	283,100	1,600	39,000	323,700
軽自動車税	82,000	1,400	4,052	87,452
国民健康保険税	1,145,668	8,100	23,500	1,177,268
合計	2,963,619	16,800	216,152	3,196,571

■26年度徴税吏員3名による差押件数及び換価額

単位 (円)

税目	差押件数 30件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	7,253,518	17,900	2,662,291	9,933,709
固定資産税	1,916,999	14,400	822,600	2,753,999
軽自動車税	372,800	6,200	1,100	380,100
国民健康保険税	3,535,849	14,200	164,100	3,714,149
合計	13,079,166	52,700	3,650,091	16,781,957

税目	現年度徴収率 (%)			滞納繰越徴収率 (%)		
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
町・県民税	96.55	97.07	97.77	12.57	17.66	23.28
固定資産税	97.75	97.80	98.31	10.29	12.30	21.35
軽自動車税	93.50	93.93	94.88	18.70	20.41	23.15
国民健康保険税	93.48	93.79	94.27	10.14	11.50	12.42

税目	現年度徴収率 (%)			滞納繰越徴収率 (%)		
	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
町・県民税	97.44	97.16	97.57	21.16	20.39	16.09
固定資産税	98.16	98.28	98.05	20.55	23.09	22.06
軽自動車税	94.71	95.50	95.55	19.58	21.41	16.76
国民健康保険税	93.47	91.31	93.13	13.59	17.14	12.01

税目	現年度徴収率 (%)			滞納繰越徴収率 (%)		
	26年度	27年度		26年度	27年度	
町・県民税	97.38			23.55		
固定資産税	98.06			20.22		
軽自動車税	95.44			25.66		
国民健康保険税	91.83			17.23		

■インターネット公売 (案)

- ・通常の公売に比べ多数の入札希望者を募ることができる
- ・公売落札価格が高騰することが期待できる→税収の増加に繋がる
- ・滞納の抑止効果に繋がる

※官公庁サービス Yahoo!オークションを利用する場合

- ・契約時初期費用なし
- ・出品時の出品システム利用料なし
- ・落札時の落札システム利用料は落札額の3%必要であるが滞納処分費で対応
- ・全国で50パーセント以上の地方公共団体が利用 (平成21年11月 Yahoo! JAPAN調べ)

④納税機会の拡大検討

多様化した生活環境に対応し納税者の利便性向上のため納付手段の拡大を検討する。

・コンビニ収納または、クレジットカード収納の導入検討

■公金で最も利用したい支払い方法

(単位：%)

クレジットカード	口座振替	コンビニ納付	銀行振込	その他	特になし
27.2	23.2	21.4	11.0	10.3	6.9

経済産業省「インターネット商取引とクレジット事業研究会第5回 資料5 公金クレジットカード収納の実現に向けた取組みについて」より掲載

■コンビニ収納

宮若市の例

- ・改修費用 約430万円
- ・月額契約料 5,000円
- ・手数料 58円/件

○21年度鞍手町税納付件数

税目	口座振替	口座振替以外の納付	合計
町・県民税(普徴)	3,266	8,996	12,262
固定資産税	13,409	14,406	27,815
軽自動車税	1,179	5,465	6,644
国民健康保険税(普徴)	10,072	16,691	26,763

○21年度の口座振替以外の納付が「公金で最も利用したい支払方法」の割合でコンビニ収納された場合の手数料等

(手数料は、58円/件として計算)

税目	手数料(円)
町・県民税(普徴)	145,388
固定資産税	232,822
軽自動車税	88,322
国民健康保険税(普徴)	269,751
年間契約料	60,000
合計	796,284

■クレジットカード収納(案)

※官公庁サービス Yahoo!公金払いを利用する場合

- ・Yahoo! JAPANを指定代理納付者に指定(地方自治法第231条の2第6項)
- ・1件あたりの手数料負担額を定められる(一般的に自治体負担は105円/件)
- ・納付者にとって決裁手段が多彩(Yahoo!ポイントも利用可能)

○21年度の口座振替以外の納期内納付が「公金で最も利用したい支払方法」の割合でクレジットカード収納された場合の手数料

(納期内納付者を対象とし手数料は105円/件として計算)

税目	納期内納付件数(件)	手数料(円)
町・県民税(普徴)	4,870	334,539
固定資産税	9,570	535,723
軽自動車税	3,392	203,230
国民健康保険税(普徴)	8,444	620,697
合計	26,276	1,694,188

※この他に、参加費用と月額利用料が必要

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																								
連番	24	主管課	政策推進課	その他担当課	総務課・税務住民課	最終目標	健全財政を確立できるまちづくり(カネ)				●指標(実施に関する目標達成の状態)													
中間目標	安定的な財源の確保				広告掲載による増収4,988千円																			
直接的な目標	収入の向上				(現在までの累積効果額) 1,710千円																			
具体的改革項目	有料広告掲載の拡大				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態) 要綱等の準備完了																			
実施概要	<p>第4次での職員提案に基づく取り組みにおいて、広報誌への広告掲載を実施し効果をあげている。今後は、要綱等の整理を行い、ホームページや町が作成する印刷物(公用封筒等)及び公用車に、企業等の広告を有料で掲載することにより、新たな財源の確保に努める。</p> <p>※具体的実施内容 ・有料広告掲載を実施するもの ①広報誌及び税務住民課窓口用封筒は実施中 ②ホームページバナー ③公用封筒 ④公用車</p>																							
■ 評価点検⇒見直し																								
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額														
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額											
平成23年度	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	9%	424千円		424千円	
	<p>具体的取組内容 従来の広告掲載基準の見直しを行い、新たに鞍手町有料広告掲載に関する規則及び広報くらはて有料広告掲載規程、広報くらはて有料広告掲載規程を新規に制定し、広報紙のみの広告掲載を平成23年10月のホームページのリニューアルに合わせ、バナー広告掲載を開始しました。なお、公用車への広告掲載及び公用封筒への広告掲載は、現在検討中です。 平成23年度の広告収入額は424,375円でした。</p>																							
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	18%	482千円		482千円	
	<p>具体的取組内容 平成24年度の広告収入は、ホームページバナー広告が301,875円、広報紙広告が180,000円、合計481,875円でした。平成23年度からの累積額は906,250円です。</p>																							
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	29%	406千円		406千円	
	<p>具体的取組内容 平成25年度の広告収入は、広報紙広告が170,000円、ホームページバナー広告が236,250円、合計406,250円で累積額は1,312,500円です。</p>																							
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	34%	397千円		397千円	
	<p>具体的取組内容 平成26年度の広告収入は、広報紙広告が140,000円、ホームページバナー広告が257,256円、合計397,256円で累積額は1,709,756円です。</p>																							
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>																							

鞍手町有料広告掲載に関する規則

平成 23 年 9 月 13 日
鞍手町規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の資産を活用し、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、広告掲載のために活用する町の財産（以下「広告媒体」という。）で、当該各号に定めるところにより町長が適当と認めるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 鞍手町ホームページ
- (3) 公用車
- (4) 鞍手町コミュニティバス
- (5) その他広告媒体として、町長が適当と認めるもの

(広告掲載希望者)

第 3 条 この規則において、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」）は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下第 3 号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(広告掲載の基準及び業種の制限)

第 4 条 掲載する広告は、社会的に信用度が高く、かつ公序良俗に反せず町民に不利益を与えない中立性のある情報とし、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性を持てるものでなければならない。

2 町長は、広告媒体を活用して掲載しようとする広告が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
- (3) 町としての公共性、中立性及びその品位を損なうもの、又はそのおそれがあるもの。
- (4) 青少年の健全な育成を推進する観点から不適当なもの
- (5) 消費者の被害を防止する観点から不適当なもの
- (6) 政治性のあるもの、宗教性のあるもの、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (7) 良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、広告として掲載することが不適当なもの

3 前項に定めるもののほか、業種が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) その他町長が不適当であると認めるもの

(広告内容の制限)

第5条 次の各号に定める広告は掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 人を誹謗、中傷又は排斥するもの
- エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切と思われるもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- コ 町が特定の商品、企業等を推奨していると誤認させるもの

(2) 消費者被害の未然防止、予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

- ア 誇大な表現、根拠のない表現や誤認を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守しないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの
出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) その他広告媒体に掲載することに適さないと思われるもの

(広告の掲載位置、規格、掲載料等)

第6条 広告の位置、規格及び掲載料等は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、鞍手町有料広告掲載申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）を広告原稿・デザインなどの資料（以下「広告原稿等」という。）を添えて、提出しなければならない。

(審査機関)

第8条 広告掲載を適正に実施するため、鞍手町広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、副町長、総務課長、企画財政課長、福祉人権課長及び教育課長で構成し、委員長は副町長をもって充てる。

3 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 広告掲載希望者の業種及び事業内容に関する事
- (2) 掲載する広告の内容に関する事
- (3) 第3条に定める広告の範囲に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関する事項

(決定)

第9条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、審査会に諮り掲載の可否を決定し、速やかにその結果を鞍手町有料広告掲載についての審査結果通知書（様式第2号）を広告掲載希望者に通知す

るものとする。

- 2 町長は、広告掲載しない旨の決定をした場合は、その理由を付して広告掲載希望者に通知しなければならない。

(契約)

第10条 広告掲載する旨の決定をされた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広報媒体ごとに別に定める様式により、町と契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、町が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときはこの限りではない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の都合により広告掲載ができなかったときはその限りではない。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、指定する期日までに広告主が広告原案を提出しないとき若しくは広告掲載料を納付しないとき又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたときは、広告掲載を取り消すことができる。

- 2 町長は、広告掲載を取り消す旨の決定をした場合は、鞍手町有料広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知しなければならない。

(広告主の申出による広告の変更)

第15条 広告主は、継続して広告掲載をするときは、鞍手町有料広告変更申込（届出）書（様式第4号）により広告内容の変更を求めることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年度別有料広告掲載料一覧

平成27年3月31日現在

(単位:円)

項 目	くらて広報広告	ホームページ広告	年度別合計
平成22年度	130,000		130,000
平成23年度	280,000	144,375	424,375
平成24年度	180,000	301,875	481,875
平成25年度	170,000	236,250	406,250
平成26年度	140,000	257,256	397,256
総 合 計	770,000	939,756	1,709,756

有料広告掲載料

広告媒体の種類	掲載位置	規格	掲載料
くらて広報	町が指定する位置	全一段 半一段	全一段 10,000円/月 半一段 5,000円/月
ホームページバナー	町が指定する位置		2,625円/月

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	25		主管課	総務課		その他担当課									
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり(カネ)					●指標(実施に関する目標達成の状態)									
中間目標	徹底した歳出の抑制					日当、宿泊料の見直しによる削減10,965千円									
直接的な目標	経費の抑制					(現在までの累積効果額) 5,694千円									
具体的改革項目	出張旅費の見直し					▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)									
実施概要	<p>第4次での職員提案に基づく取り組みにおいて、平成19年度に旅費条例を全改し翌年度より運用を開始した結果、平成20年度で726千円、平成21年度では539千円の削減効果を出している。今後は更なる効果を目指し、特別職及び一般職の旅費に関する条例の見直しを図り、平成23年度の運用を目指す。</p> <p>■平成21年度実績 バス、鉄道料金1,462千円 日当2,374千円 車賃576千円 宿泊料1,112千円 合計5,524千円</p> <p>※具体的実施内容 ①県内出張、公用車による県外出張に係る日当の廃止 ②公用車以外による県外出張に係る日当の一元化(特別職→一般職) ③宿泊料の一元化(特別職→一般職)</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	12%	1,341千円	1,341千円		
	<p>具体的取組内容 平成23年3月議会において特別職及び一般職の旅費に関する条例の改正を行い、平成23年4月1日より「①県内出張、公用車による県外出張に係る日当の廃止」、「②公用車以外による県外出張に係る日当の一元化(特別職→一般職)」及び「③宿泊料の一元化(特別職→一般職)」を平成20年度より実施していた旅費の見直しと併せて完全実施し、1,341,000円の削減をすることができました。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	26%	1,527千円	1,527千円		
	<p>具体的取組内容 平成24年度も平成23年度と同様に継続実施し、全体で1,527,200円の削減効果となりました。</p>														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	40%	1,486千円	1,486千円		
	<p>具体的取組内容 平成25年度も平成24年度と同様に継続実施し、全体で1,486,200円の削減効果となりました。</p>														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	52%	1,340千円	1,340千円		
	<p>具体的取組内容 平成26年度も平成25年度と同様に継続実施し、全体で1,340,100円の削減効果となりました。</p>														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>														

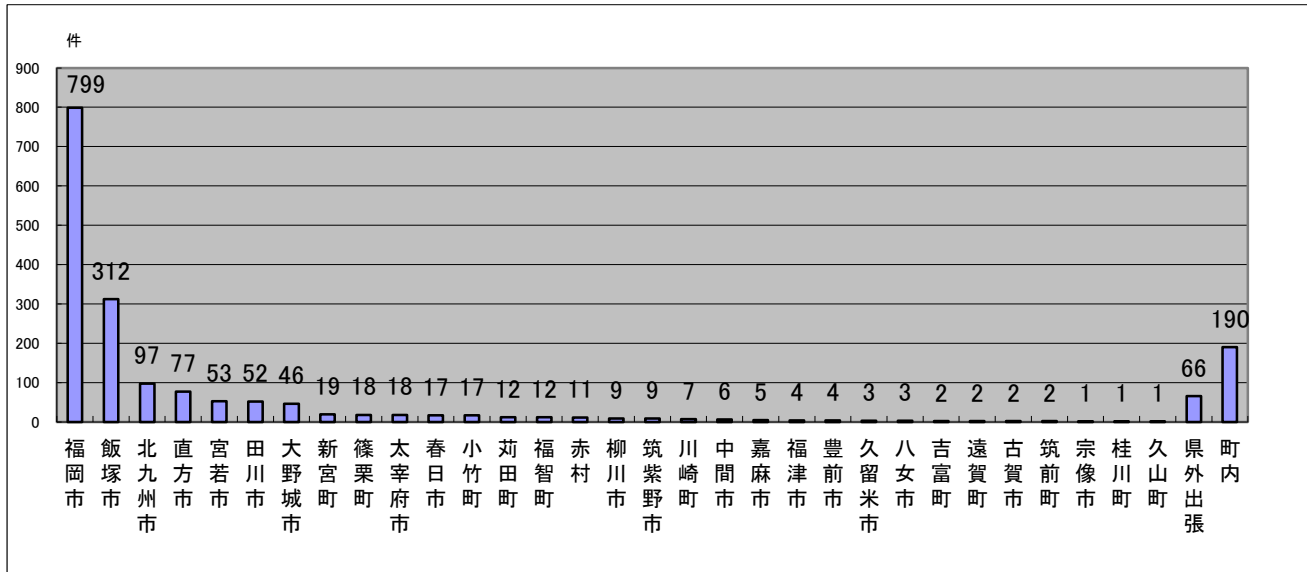
○職員提案制度 採用提案に基づく効果額

千円

提案件名	効果額			累積効果額
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
マイカー出張における旅費の改定	—	726	539	1,265

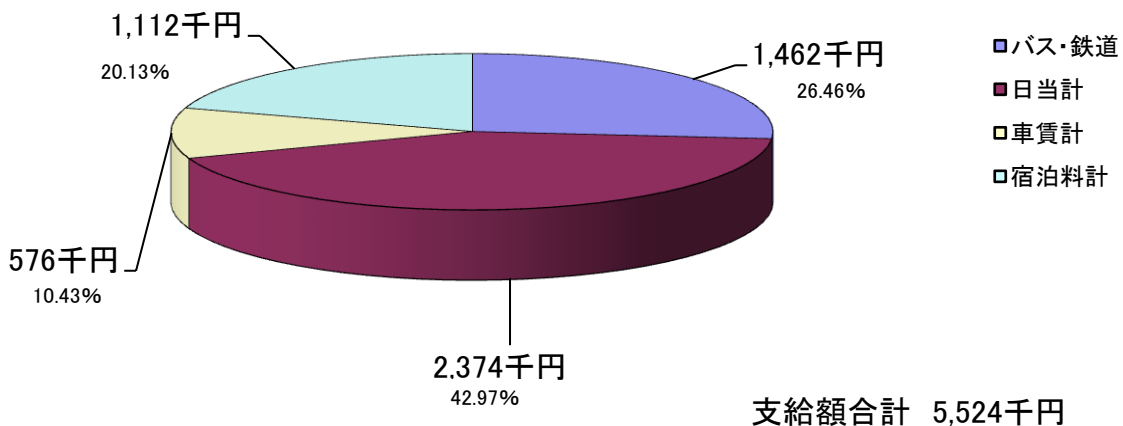
Check→Actionシート 連番13 資料より

○平成21年度出張先一覧



○平成21年度旅費支給額

支給額と割合(項目別)



■見直しに係る削減効果額

○H21県内出張に係る日当の内訳 千円

	出張分類	支給額		
		公用車	公用車以外	
現行	県内出張	1,673	390	2,063
改正後	県内出張	0	0	0
削減額		1,673	390	2,063

○H21県外出張に係る日当の内訳 千円

	出張分類	支給額		
		公用車	公用車以外	
現行	県外出張	59	252	311
改正後	県外出張	0	252	252
削減額		59	0	59

○H21公用車以外による県外出張に係る日当 千円

	日数	日当	計
現行	54	2400	130
改正後	54	1800	97
削減額			33

○H21宿泊料 千円

	日数	日当	計
現行	38	13,000	494
改正後	38	12,000	456
削減額			38

○削減額（対21年度ベース） 千円

県内出張に係る日当の廃止	2,063
公用車による県外出張に係る日当の廃止	59
公用車以外による県外出張に係る日当の一元化	33
宿泊料の一元化	38
削減額合計	2,193

■平成23年度出張旅費見直しによる 効果額集計表

	一般職		特別職				
	町内 小竹町 直方市 宮若市 中津市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く 県内出張	県外出張 (公用車使用)	町内 小竹町 直方市 宮若市 中間市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く 県内出張	県外出張 (公用車使用)	県外出張 (公用車以外)	宿泊日数 (県内)	宿泊日数 (県外)
効果額単価	1,300	1,800	1,500	2,400	600	1,000	1,000
町長・副町長			47		5		7
庶務管財班	92	2					
人事班	17						
電算班	4						
政策財政班	55						
地域振興班	47						
建設班	72						
農政環境班	111		28		2		2
住民班	25						
税務班	67						
福祉高齢者班	91						
児童人権班	53						
会計班	1						
健康増進班	44						
保険年金班	49						
学校教育班	33		1				
社会教育班	78	3	26	2	2		2
議会事務局	8		23		3		6
監査事務局	3		7				
計	850	5	132	2	12	0	17
効果額	1,105,000	9,000	198,000	4,800	7,200	0	17,000

旅費見直しに係る効果額 1,341,000

改正前

	日当		宿泊料	
	県内	県外	県内	県外
特別職	1,500	2,400	12,000	13,000
一般職の職員	1,300	1,800	11,000	12,000

改正後

	日当		宿泊料	
	県外		県内	県外
特別職	1,800		11,000	12,000
一般職の職員				

■平成24年度出張旅費見直しによる 効果額集計表

	一般職		特別職				
	県内出張 町内 小直方市 宮若市 中間市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く	県外出張 (公用車使用)	県内出張 町内 小直方市 宮若市 中間市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く	県外出張 (公用車使用)	県外出張 (公用車以外)	宿泊日数 (県内)	宿泊日数 (県外)
効果額単価	1,300	1,800	1,500	2,400	600	1,000	1,000
町長・副町長			37	7			8
庶務管財班	73	2					
人事電算班	34						
政策財政班	77	3					
地域振興班	53	1					
建設班	78	5					
農政環境班	116		27		15		15
住民班	14						
税務班	170						
福祉高齢者班	81	4					
児童人権班	82						
会計班	2						
健康増進班	52	1					
保険年金班	64						
学校教育班	28		2				
社会教育班	54	1	14	2	2		1
議会事務局	5		16		3		4
監査事務局	2		7				
計	985	17	103	9	20	0	28
効果額	1,280,500	30,600	154,500	21,600	12,000	0	28,000

旅費見直しによる効果額 1,527,200

改正前

	日当		宿泊料	
	県内	県外	県内	県外
特別職	1,500	2,400	12,000	13,000
一般職の職員	1,300	1,800	11,000	12,000

改正後

	日当		宿泊料	
	県外		県内	県外
特別職	1,800		11,000	12,000
一般職の職員	1,800		11,000	12,000

■平成25年度出張旅費見直しによる 効果額集計表

	一般職		特別職				
	県内出張 町内 小直方市 宮若市 中間市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く	県外出張 (公用車使用)	県内出張 町内 小直方市 宮若市 中間市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く	県外出張 (公用車使用)	県外出張 (公用車以外)	宿泊日数 (県内)	宿泊日数 (県外)
効果額単価	1,300	1,800	1,500	2,400	600	1,000	1,000
町長・副町長			32	2	13		12
庶務管財班	114						
人事電算班	89						
政策財政班	87	6					
地域振興班	68	3					
建設班	90						
農政環境班	98	1	22		2		2
住民班	21						
税務班	79						
福祉高齢者班	67						
児童人権班	71						
会計班	0						
健康増進班	102						
保険年金班	44						
学校教育班	8		12		2		2
社会教育班	53	5					
議会事務局	7		16		3		6
監査事務局							
計	998	15	82	2	20	0	22
効果額	1,297,400	27,000	123,000	4,800	12,000	0	22,000

旅費見直しによる効果額 1,486,200

改正前

	日当		宿泊料	
	県内	県外	県内	県外
特別職	1,500	2,400	12,000	13,000
一般職の職員	1,300	1,800	11,000	12,000

改正後

	日当		宿泊料	
	県外		県内	県外
特別職	1,800		11,000	12,000
一般職の職員	1,800		11,000	12,000

■平成26年度出張旅費見直しによる 効果額集計表

	一般職		特別職				
	県内出張 町内 小直方市 竹若市 宮間市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く	県外出張 (公用車使用)	県内出張 町内 小直方市 竹若市 宮間市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く	県外出張 (公用車使用)	県外出張 (公用車以外)	宿泊日数 (県内)	宿泊日数 (県外)
効果額単価	1,300	1,800	1,500	2,400	600	1,000	1,000
町長・副町長			29		11		16
総務班	161	5					
政策推進班	86	4					
地域振興班	128	10					
建設班	69	1					
農政環境班	69	7	18	4			2
住民班	24						
税務班	50						
福祉高齢者班	61						
児童人権班	33	2					
包括支援センター	55						
会計班	0						
健康増進班	48						
保険年金班	40						
学校教育班	20		1		2		3
社会教育班	53	2					
議会事務局	6						
計	903	31	48	4	13	0	21
効果額	1,173,900	55,800	72,000	9,600	7,800	0	21,000

旅費見直しによる効果額 1,340,100

改正前

	日当		宿泊料	
	県内	県外	県内	県外
特別職	1,500	2,400	12,000	13,000
一般職の職員	1,300	1,800	11,000	12,000

改正後

	日当	宿泊料	
	県外	県内	県外
特別職			
一般職の職員	1,800	11,000	12,000

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	26		主管課	総務課		その他担当課	全庁								
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり(カネ)						●指標(実施に関する目標達成の状態)								
中間目標	徹底した歳出の抑制						平成27年度までに全団体補助金総額の15%を削減(2,817千円)								
直接的な目標	適正な負担と支出						(現在までの累積効果額) 393千円								
具体的改革項目	各種補助金の見直し						▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)								
							各補助金交付団体へのヒアリングの実施完了								
実施概要	<p>第4次行財政改革において補助金制度のあり方を見直し、平成19年4月に鞍手町補助金等交付規則及び鞍手町補助金等交付基準を制定した。また、厳しい財政状況により平成19年度から補助金の一律削減を行い、平成21年度までに41,138千円の削減を行った。</p> <p>第5次行財政改革においては、第4次で制定された鞍手町補助金等交付規則に基づいて設置した「鞍手町補助金等審査委員会」の機能を充実させるとともに、補助金交付団体への補助金支出の妥当性を再度検証し、検証結果に基づき平成24年度から補助金の見直しを行うこととする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成23年度に各補助金交付団体へのヒアリングの実施</p> <p>②補助金支出の妥当性の再検証</p> <p>③平成24年度から検証結果に基づく補助金の見直し実施</p>														
	■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	63%	1,765千円	1,765千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年3月から平成23年12月までに補助金等審査委員会を開催し、第1段階として補助金団体等の項目が第4次行財政改革からの引継ぎのため、団体等の性質等を考慮し整理を行いました。次に各種団体のヒアリングシートをもとに個別査定を行い、補助金の使途を明確化させ、経費節減を行い補助金の減額に努めることを徹底させました。なお、平成22年度決算額18,781,000円より平成23年度は、1,765,000円の削減を図ることができました。今後についても補助金額は費用対効果、経費負担のあり方等について各年度ごとに検証し、整理合理化を進めることを基本とし削減に努めていきます。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	52%	306千円	0千円		306千円
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成24年度は補助金決算額が19,087,000円となり、平成24年度単年度効果としては削減を図ることができませんでした。なお、累積削減額についても前年度の削減効果額より平成24年度の増額分を差引し、1,459,000円となりました。今後についても補助金額は費用対効果、経費負担のあり方等について各年度ごとに検証し、整理合理化を進めることを基本とし削減に努めていきます。</p>														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	46%	156千円	0千円		156千円
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成25年度は補助金決算額が18,937,000円となり、平成25年度単年度では、150,000円の削減を行うことができませんでした。なお、累積削減額については、1,303,000円となりました。今後についても補助金額は費用対効果、経費負担のあり方等について各年度ごとに検証し、整理合理化を進めることを基本とし削減に努めていきます。</p>														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	14%	910千円	0千円		910千円
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成26年度は補助金決算額が19,691,000円となり、平成26年度単年度効果としては削減を図ることができませんでした。なお、累積削減額については、393,000円となりました。今後についても補助金額は費用対効果、経費負担のあり方等について各年度ごとに検証し、整理合理化を進めることを基本とし削減に努めていきます。</p>														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月						
	<p>具体的取組内容</p>														

鞍手町補助金等交付規則

平成19年4月2日
鞍手町規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則等に特別の定めがある補助金を除き、補助金等の交付の申請、決定に関する事項、その他補助金等の交付に関し必要な事項を定めることにより補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「補助金等」とは、補助金、助成金及び交付金等などの名称を問わず、団体及び個人に対して、補助事業等を助成する目的をもって交付する現金給付をいう。

2 この規則において補助事業等とは、補助金の対象となる事業又は事務（以下「事業等」という。）をいう。

(審査委員会の設置)

第3条 町長は、補助金等の交付の適否及び補助金等に関する予算の執行の適正化を図るため、鞍手町補助金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員は、副町長及び全課・局長とし、副町長を委員長、総務課長を副委員長とする。

4 委員長は、審査委員会を招集し、会務を総理する。

5 委員長は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審査委員会の議事は、委員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査委員会の事務局を総務課に置く。

(審査委員会の所掌事務)

第4条 審査委員会は、次に掲げる事項について調査、審議する。

(1) 補助金等の新規交付、増額、減額、廃止等の適否に関すること。

(2) 補助金等の定期的な見直しに関すること。

(3) その他補助金等の適正化に関すること。

(審査手続)

第5条 町長は、補助金等の新規交付、増額又は廃止等を行う場合は、審査委員会の意見を求めるものとする。

2 審査委員会は、補助金等の適正化に関して必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 審査委員会の審査手続については、別に定める。

(交付基準)

第6条 町長は、補助金等の交付に関し、公平性、公正性及び透明性を確保するため、別に補助金等交付基準を定めるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、団体については、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助金等の交付を受けようとする年度の事業計画書（様式第2号）

(2) 補助金等の交付を受けようとする年度の収支予算書（写し）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査して補助金等を交付するかどうかを決定し、申請者に対し、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により速やかに通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付申請書の記載事項に修正を加えて補助金等の交付決定をすることができる。

3 補助金等の交付額は、当該年度の予算の範囲内で決定するものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助金等の交付を受けようとする団体または個人（以下「被補助団体等」という。）は、交付される補助金等の目的に基づき補助事業等を行うものとし、他の用途に使用してはならない。

(補助事業の状況報告)

第10条 町長は、被補助団体等に対し必要があると認めるときは、事業等の遂行状況につき報告を求めることができる。

2 町長は、前項の報告に基づき、被補助団体等に対し補助事業等の適正な遂行のために必要な事項を指示することができる。

3 町長は、被補助団体等が前項の指示に従わないときは、補助事業等の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第11条 被補助団体等は、補助事業等が完了したときは、その成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に遅延なく提出しなければならない。ただし、個人はこの限りでない。

(1) 当該年度の事業実績書（様式第5号）

(2) 当該年度の収支決算書（写し）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに補助金等の額を確定し補助金確定通知書（様式第6号）を送付するものとする。

(交付の時期)

第13条 補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、町長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 前項ただし書きの規定により、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付する場合には、第7条の規定に基づく補助金等交付申請書の提出の際に、補助金等概算払い申請書（様式第7号）を提出させるものとする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、被補助団体等が第6条の規定に反して補助事業等を行った場合、又は補助金等の交付決定の内容に反して補助事業等を行った場合は、補助金等の交付決定の一部又は全部を取消することができる。

2 前項の規定は、補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金等の返還)

第15条 町長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めものとする。

2 町長は、補助事業等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(規程又は要綱の制定)

第16条 補助金等の交付に当たっては、町長は次に掲げる事項を規定した規程又は要綱を定めなければならない。

- (1) 交付の目的及び効果
- (2) 交付の対象事業、対象経費及び対象者
- (3) 交付の額又は率及びその算定方法
- (4) 概算払いの時期及び額又は率
- (5) その他必要と認める事項

(関係書類の備付)

第17条 被補助団体等は、補助事業等の内容に関する事項及び収支を明らかにする書類及び帳簿等を5年間保管しなければならない。

(補助金等の公表)

第18条 補助金等については、会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を町のホームページに掲載するとともに、閲覧資料を関係各課局に備え付けなければならない。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報保護に十分留意しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条、第14条及び第15条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鞍手町補助金等交付基準

平成19年4月2日
鞍手町告示第45号

(目的)

第1条 この基準は、鞍手町補助金交付規則（平成19年鞍手町規則第12号）第6条の規定に基づき、鞍手町（以下「町」という。）が交付する全ての補助金等について、一定の基準を定めることにより、公平性、公正性及び透明性を確保し、もって補助金等の効果的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における「補助金等」とは、補助金、助成金及び交付金等、名称を問わず、団体及び個人に対して、補助事業等を助成する目的をもって交付する現金給付をいう。

2 この基準において「補助事業等」とは、補助金等の対象となる事業又は事務（以下「事業等」という。）をいう。

(交付基準)

第3条 補助金等の交付に際しては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して、適否を判断するものとする。

(1) 補助金等の交付が客観的にみて公益上必要であること。具体的には、次のいずれかを満たすものとする。

イ 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業等であって、特定のもののみの利益に終わることのないもの

ロ 社会福祉の増進に著しく貢献する事業等、又は、文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業等

ハ 町の施策として推進する事業等を団体、個人に対して奨励しようとするもの

ニ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、町が積極的に普及、支援する上で、事業等の推進を図るための援助が必要な事業等

(2) 補助金等の交付に対して費用対効果が認められること。

(3) 事業等の活動の目的、視点、内容などが社会・経済情勢に合致していること。

(4) 行政と町民の役割分担の中で、真に補助すべき事業等の活動であること。

(5) 補助金等の交付を受けようとする団体又は個人（以下「被補助団体等」という。）の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。

(6) 被補助団体等の決算における繰越金の額が、多額でないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては補助金等を交付しないものとする。

(1) 本来、国、県及び民間等が負担すべきものであり、町の財政負担が適当でないもの

(2) 補助事業等で、創設当初と事情が変化し、目的並びに効果が不明確と思われるもの

(3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの

(4) 被補助団体等において、自己資金で十分運営が可能なもの

(5) 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図れるもの

(団体の要件)

第4条 補助金等の交付を受けようとする団体は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 会員の過半数が町内に在住又は勤務していること。

(2) 活動拠点及び主な活動場所が町内であること。

(3) 概ね10人以上で組織されており、役員構成が明らかであること。

(4) 団体の存立・運営を定めた規約等が定められていること。

(5) 特定の政治、宗教、思想及び営利に偏っていないこと。

(6) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告が適切に行われていること。

(7) 会費を徴収するなど自主的な財源を確保していること。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、町が施策として、広域的に取り組まなければならない事業等に、参画及び実施している団体についてはこの限りではない。

(補助対象外経費)

第5条 補助金等の交付に当たっては、次の各号に定める経費は対象としないものとする。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 団体運営費のうち飲食費及び懇親会費
- (3) 役員報酬、手当及び日当などの人件費的なもの
- (4) 主に団体の内部事務等に従事する者の賃金（事業等の実施に必要な臨時的なものは除く。）
- (5) 慰労的な研修経費及び宿泊を伴う旅費
- (6) 事業等の規模に対して社会通念上過大な参加商品代など
- (7) 他団体への迂回助成となっている経費

2 前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助対象経費とすることができる。

- (1) 極めて公共的な事業等に係るもの
- (2) 行政サービスの格差是正事業等に係るもの
- (3) 国・県などの補助があり、町の補助が義務付けられているなど、町の裁量の余地がほとんど及ばないもの
- (4) その他町長が特に必要と認めたもの

(補助金等の見直し)

第6条 同一団体等への補助金等の交付については、原則として毎年見直しを行うものとする。ただし、国や県等の補助を受けた補助金については、その補助期間の終了の時点で見直しを行うものとする。

(規程又は要綱の制定)

第7条 交付規則第16条の規定に基づき、規程又は要綱を制定する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 年間の交付額が100万円を超える補助金等 規程
- (2) 前号以外の補助金等 要綱

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

各種補助金の見直しに係るシート

新No.	旧No.	款	項目	担当課局	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	総増減額	備考
					補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額		
1	3	総務費	直方地区交通安全協会鞍手ブロック補助金	総務課	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	0	
2	4	民生費	身体障害者福祉会補助金	福祉人権課	155,000	155,000	80,000	155,000	155,000	155,000	-75,000	平成23年度はつらつ運動会中止のため減額
3	6	民生費	町遺族会補助金	福祉人権課	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000	0	
4			鞍手学童保育自然クラブ	福祉人権課	1,391,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	0	
4-2	13	民生費	放課後児童健全育成事業補助金		1,391,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	0	
4-3			和摩学童のびのびクラブ		1,795,000	1,801,000	1,801,000	1,801,000	1,801,000	1,801,000	0	
5	16	民生費	部落解放同盟鞍手地区協議会補助金	福祉人権課	1,441,000	1,441,000	1,441,000	1,441,000	1,441,000	1,441,000	0	
6			舟川支部	福祉人権課	736,000	736,000	736,000	736,000	736,000	736,000	0	
6-2	17	民生費	解放活動団体補助金		256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	0	
6-3			八尋支部		512,000	512,000	512,000	512,000	512,000	512,000	0	
7	18	民生費	鞍手町人権・同和教育研究協議会補助金	教育課	1,280,000	1,280,000	640,000	1,280,000	1,280,000	1,280,000	-640,000	全同教大会近果のため
8	25	農林水産業費	農村青少年技術研修補助金	農政環境課	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	0	
9	26	農林水産業費	農業後継者育成補助金	農政環境課	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	0	
10	28	商工費	鞍手町商工会補助金	企画財政課	7,856,000	4,000,000	3,250,000	4,000,000	3,250,000	5,000,000	-500,000	
11	29	商工費	元気まつり補助金	企画財政課	1,800,000	1,800,000	1,800,000	2,259,000	2,259,000	2,259,000	1,377,000	
12	36	教育費	各種大会出場費補助金	教育課	200,000	500,000	200,000	400,000	1,000,000	0	100,000	九州大会、全国大会に出場した場合に発生
13	39	教育費	青少年育成町民会議補助金	教育課	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	0	
14	40	教育費	子ども会連絡協議会補助金	教育課	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	0	
15	41	教育費	自治公民館育成補助金	教育課	92,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	0	
16	43	教育費	指定文化財保護育成補助金	教育課	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	0	
17	44	教育費	町文化連盟補助金	教育課	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	0	
18	45	教育費	町体育協会育成補助金	教育課	1,040,000	1,040,000	1,040,000	911,000	911,000	911,000	-387,000	
新規		福祉人権課	町鞍手町男女共同参画ネット	福祉人権課	0	0	0	76,000	76,000	80,000	232,000	
合計					22,321,000	18,781,000	17,016,000	19,087,000	18,937,000	19,691,000	-393,000	
前年比差額						-3,540,000	-1,765,000	306,000	156,000	910,000	-393,000	

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																							
連番	27	主管課	建設課	その他担当課																			
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり（カネ）				●指標（実施に関する目標達成の状態）																		
中間目標	徹底した歳出の抑制				(現在までの累積効果額) 0千円																		
直接的な目標	適正な負担と支出																						
具体的改革項目	受益者負担金徴収基準の策定				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態） 徴収基準の策定完了																		
実施概要	<p>現在、農業用施設の新規敷設、修繕等の工事の受益者負担について、負担金を徴収している自治体は、福岡県農政部や飯塚農林事務所に確認したところ、県内では宗像市だけであった。</p> <p>当町においても、現在は負担金を徴収していない農業用施設について、重大な過失、維持管理の不備等による修繕等の工事の場合には、受益者に応分の負担を求めていく方向で徴収基準を定めることとする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成23年度に導入に向けての検討委員会（仮称）を設置</p> <p>②徴収基準の策定</p>																						
■ 評価点検⇒見直し																							
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率 (%)	単年度効果額													
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額										
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討中	0%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年8月、行政と地元との農業用施設の維持管理区分及び負担金徴収要件を明確にするため、検討委員会に向けての受益者負担金徴収基準の素案を作成しました。</p>																						
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H26年03月	検討完了	100%	—			
	<p>具体的取組内容</p> <p>農業施設（水路、農道等）の維持管理は、徴収基準の策定完了を指標に掲げ、近隣の市町村の状況及び負担金の徴収基準について素案を作成していましたが、現在、農業施設の維持管理は、保全活動を目的とした「農地・水・環境保全向上対策事業（国庫事業）」を活用し町内8団体が取り組んでおり、今後についてもこの事業を活用し地元主導の効果的な保全管理に努めていくため、徴収基準の策定については、見送ることとします。</p>																						
平成25年度																							
	<p>具体的取組内容</p>																						
平成26年度																							
	<p>具体的取組内容</p>																						
平成27年度																							
	<p>具体的取組内容</p>																						